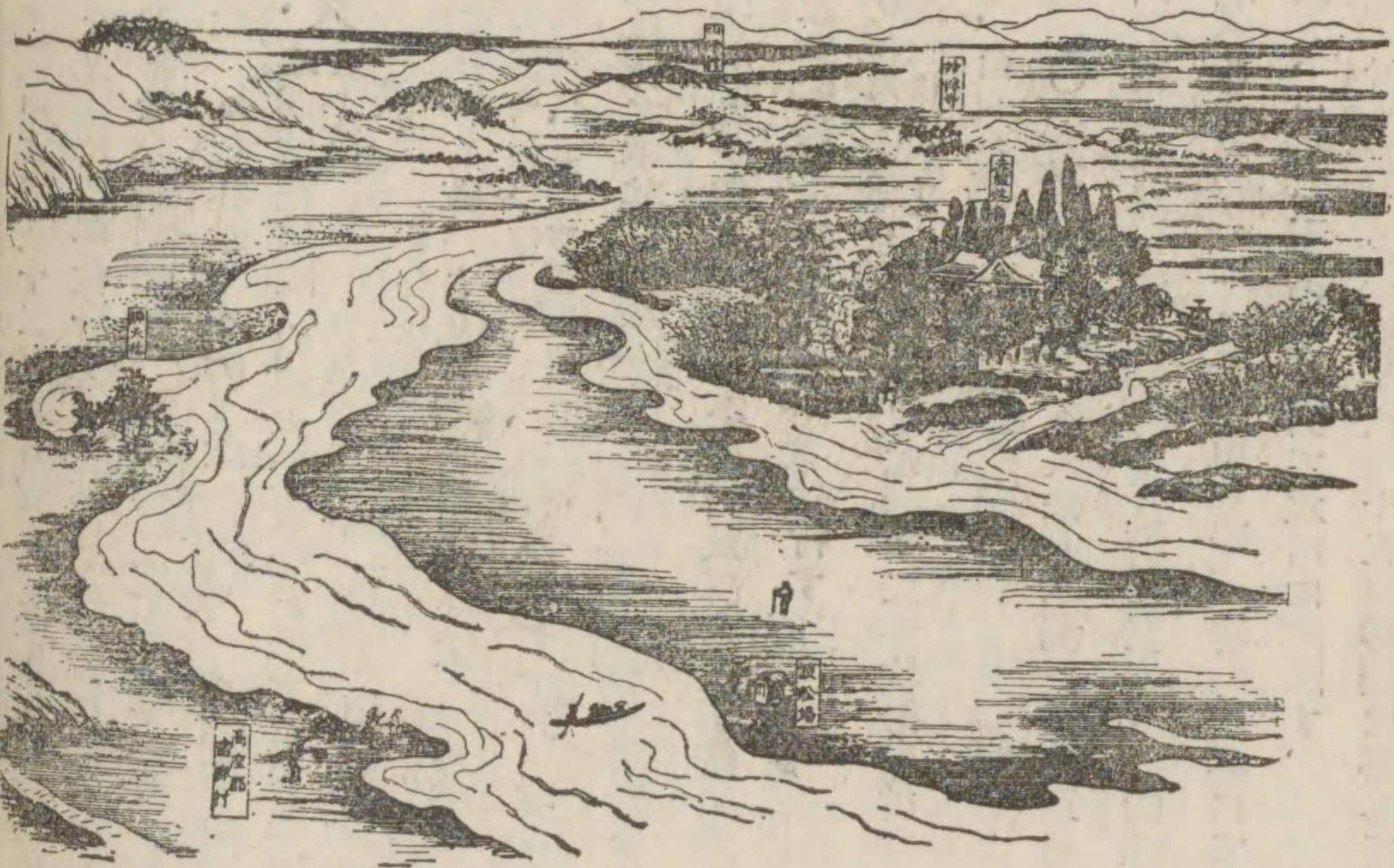


相模川邊眺望圖



丸の知行に宛行ふ箱根金剛王院文書曰、箱根領所へ菊壽丸知
 行分百四十貫文、丑年の納えちのがう按
 ずるに、菊壽丸は北條幻庵の幼
 名にて當時箱根の別當坊に在、永祿の頃も北條幻庵知行す、
 【役帳】曰、幻庵御知行、上中下三村に分ちし年代詳ならず
 二百貫文、中郡依智郷、れど中依智村淺間社觀應元年の鐘銘に、依智郷中村と勒
 したれば其比既に分村せし事識べし、正保の國圖には正
 しく三村に記せり、當村江戸より十二里、家數百四十七、
 東西二十四町南北十八町餘、東、相模川を隔て高座郡磯邊村及
 村、南、山際村、北、相、當郡猿ヶ島村、西、半繩、熊坂二
 模川に限高座郡當麻村、八王子道係る間、此道西へ分る、
 岐路あり、大道なり、幅九、今地頭長谷川太郎兵衛正岱、
 二年十二月、先世鏡、大久保筑後守・小宮山儀三郎なり、貞享
 後守正成に賜ふ、三年大久保新八郎康明、寶永四年小宮主膳、正徳三年長
 谷川監物正冬各其采地を檢地せりと云、
 ○高札場 ○小名 △男井戸 於爲度○一町程北方に女井戸と
 △細合 △三家 △番場 唱る井あり、共に名義詳ならず、
 ○坂三 一は堂坂一は谷戸坂 共に西にあり、登、一は長作坂
 ありと呼、○林 村西にあり、段別三町許、○塚五 一
 は丸塚と唱ふ、高九、一は長土手と云、高五尺、長、其餘は無名
 の小塚なり、○相模川 東北の郡界を流る川幅五、

設く二尺、此水を堰入、當村猿ヶ島山際三村の用水と
 す、○渡津 八王子道の係る所相模川に在、對岸高座
 郡當麻村に通ず、舟二艘を置り、當村にて進退す、

○赤城社 村の鎮守なり、神體銅鏡、面に神體、背に本、
 九月十九日、天正十九年社領一石の御朱印を賜ふ、寛
 保二年の棟札を收む、其文に奉修復赤城山南泉寺大明神一宇
 佛像院と記す、按ずるに、南泉寺は當時佛像
 院の寺號なりしにや、今は神宮寺と號せり、高座郡磯部村
 佛像院持下同、△末社 稻荷 ○神明社 ○社宮司社

○御嶽社 ○山王社二 ○辨天社 洪水に相模川の流
 變遷して、社地は對岸にあれど、當村の屬なり、明達
 高座郡當麻村にあり、佛像村にあり、兩院の持、

○妙傳寺 法華宗、下總國中山法、星梅山星降院と號す、俗に
 星下り寺と稱す、相傳ふ寺地もと本間六郎左衛門尉重
 連の宅地なり、文永八年九月十三日、重連の弟三郎左
 衛門直重宗祖日蓮を龍ノ口の屬、より當所に伴ひ來り
 重連が邸中觀音堂に居しむ、此事【注書】にも見ゆ、但
 直重を重連の郎等越智氏と記せり、日、文永八年九月十二
 擲聖人、漸至龍口之海邊兮、重連郎等越智三郎左衛門尉直重、
 既欲刎頭、其刀折落地、相模守大鷲、日蓮法師有觀、黎明、出
 龍口、十三日午刻送于相州愛甲郡依智郷本間六郎左衛門尉重
 連館、兵士等還、其時各叉手曰、日來毀吾等奉還阿彌陀承故

奉惡、昨夜不思議事共、親奉拜貴存故、止年來、其夜日蓮明
 申念佛言、捨珠數不可申念佛、立誓言者多、月に向て法樂をなせしに、堂前の梅樹に大星下りて化
 益を助く、此事も同書に載たり、曰、九月十三夜、殊雲霧
 月、誦自我偈、法樂白言、抑名月天子、列法華經會座、寶塔
 品受佛勸、囑累品被付屬、如世尊勸當具奉行立誓言、佛前誓
 言、無日蓮者、可爲虛言、然今如此事出來成悅、急代行者見
 奇瑞、可顯佛勸不虛誓言不違、無驗不思議、還快澄渡如何、
 大集經說日月不現明、仁王經述日月失度、最勝王經見三十三
 天衆成生忿怒心、如何月天子月天子責、應時衆星下、懸庭上梅
 枝放光、一星即現童子、向聖人立、聖人問云、誰人童子答云、
 我是明星、且語話、見人驚目、聞者迷心、當座侍兵士、緣飛
 下而庭中平臥、後苑逃隱、見之即座多飯、俄天曇大風吹、江
 鳥鳴、響空如擊大鼓、翌卯刻、錄倉人來語云、昨夜戌刻、守
 殿有大御騷、相者曰、國大可亂、此御房御勸氣故、不被急召
 返者、世間可惡、然則有云可免、有云彼既白百日內可軍起、
 可待其、十月十日、日蓮此所を立て佐州の配所に赴けり、
 又曰、同日賴綱送重連狀云、日蓮房佐渡國江被遣候、兩三年
 候者、可有御免候、若承天下若殿原乃中仁毛、死罪那登天被
 行事候天波、御預乃他免可惡候之間、加様申候、恐々謹言、
 九月十四日、本間六郎左衛門殿、左衛門尉賴綱在判、翌日十
 五日到來、然留依智二十餘日、其間錄倉放火七八度、殺人不可
 絶、諸人讒言、日蓮弟子等所行也、依之日蓮弟子檀那、不可
 置錄倉云、大數被記二百六十餘人、被議皆可遠流、在樓弟子
 等可刎頭、雖然此惡行、持齋念佛者所致也、爲知行佐渡島武
 藏前司預、故爲其被官等沙汰、同十日出依智趣彼島、法華經
 寺文書に曰、今月十日起相州愛甲郡依智郷、付武藏國久目河

宿、經于十二日、付越後國寺泊津、自此亘大海、〇〇〇九年
佐渡國順風云々、十月二十二日、矢木殿、日蓮華押、
二月重連日蓮に歸依して當宗に入、よりに日蓮陣中守
護の曼荼羅を授與せり、弘安元年九月僧日源嚴與院と號す彼
星下梅樹の傍に草堂を營み、本間直重の需に應じ、僧
日法彫刻ありし宗祖の像を安す長三尺、天拜祖師と號す、今の本尊是なり、其後日蓮を請待開山とし、重連法諡金城石山居士、文永九
後日蓮を請待開山とし、重連法諡金城石山居士、文永九
年三月七日と鬼簿に載すれど、中依智村蓮生寺、金田村妙純、建徳二直重法名道法、没
寺に傳る所と、法名没年共に異同あり、直重年を傳へず、但
但四日を命、兄弟を開基として一寺となし、日源正和四年
日とす、兄弟を開基として一寺となし、日源九月十三
卒第二世に居れり、按ずるに中依智村梅香寺今同村蓮
生寺と合して一寺、金田村妙純寺等も星下の舊蹟なりと云傳へ、
既に中古爭論ありしかど何れも左證なかりしなり、武
州葛飾郡彥成村に重連の子孫あり、其家の傳へには重
連依智に屋鋪三所あり、日蓮を崇信し、三所の屋鋪を
皆寺となせりと云、是に據れば三寺共重連の宅地なり
しと見えたり、されど星下の舊蹟は何れの地とも定め
難けれど當麻村高座郡、無量光寺開祖一遍、同村遊化の
時日蓮配流の由を聞、當所觀音堂に來て日蓮に謁見す
是を因みとして當寺と無量光寺は世々の住持今に音信
を通ずといへり兩寺然る時は當寺とするもの據所あり

享祿四年十月、寺僧等往返の時、諸役免除の沙汰あり
所藏文書曰、相州依智郷星梅山妙傳寺、陣僧并飛脚等事、狩
野左衛門尉殿、金谷齋依被申合候、諸役指置申事實也、於此
上横合等儀候者、急度可蒙仰候、爲後日證文如件、十二月
享祿四年辛卯十月十三日、妙傳寺參、木村花押、
に至り改て寺内諸役等を免許す、相州依智之郷星梅山妙傳
寺、諸點役棟別許畢、并
竹木以下不可切取之、若横合等之儀有之者、則可申上者也、天
依如件、享祿四年辛卯十二月十五日、妙傳寺、北條氏虎朱印、天
文十八年六月にも又この沙汰あり、相州依智之郷星梅山妙
傳寺諸役之事、以虎印
判御免之上、不可有相違者也、仍如件、遙の後寛文中に至り、
己酉六月八日、妙傳村、朱印あり、
不受不施の事に依て殆廢寺とならんとせしを、僧日蓮
常州隱井妙德寺の住持、是を敷き、當寺住職三世となりて再
興す、故に日蓮を中興開山とす元祿九年三、本尊三寶諸
尊を安す、寺領七石三年の御朱印は慶安二年賜はれり
【寺寶】△曼荼羅 一幅、日蓮筆、木間重連陣中守護の
爲に授與すと云もの是なり、
△香煉大黒天 一軀、背に日蓮の花押あり、日親極狀を附す
永享元酉八月十一日、日親花押、△八幡像 一軀、本間重連感得の像と
日、日親花押、△八幡像 一軀、銅鉢長一寸餘、
△古文書 三通、前に注、△獨尊堂 丈六の釋迦を安す
中興日、△三光堂 三光天子の像を安す五世久遠院日
遙建、△七面堂 傍に堂守の寮あり、△鐘樓 寛文十年鑄造

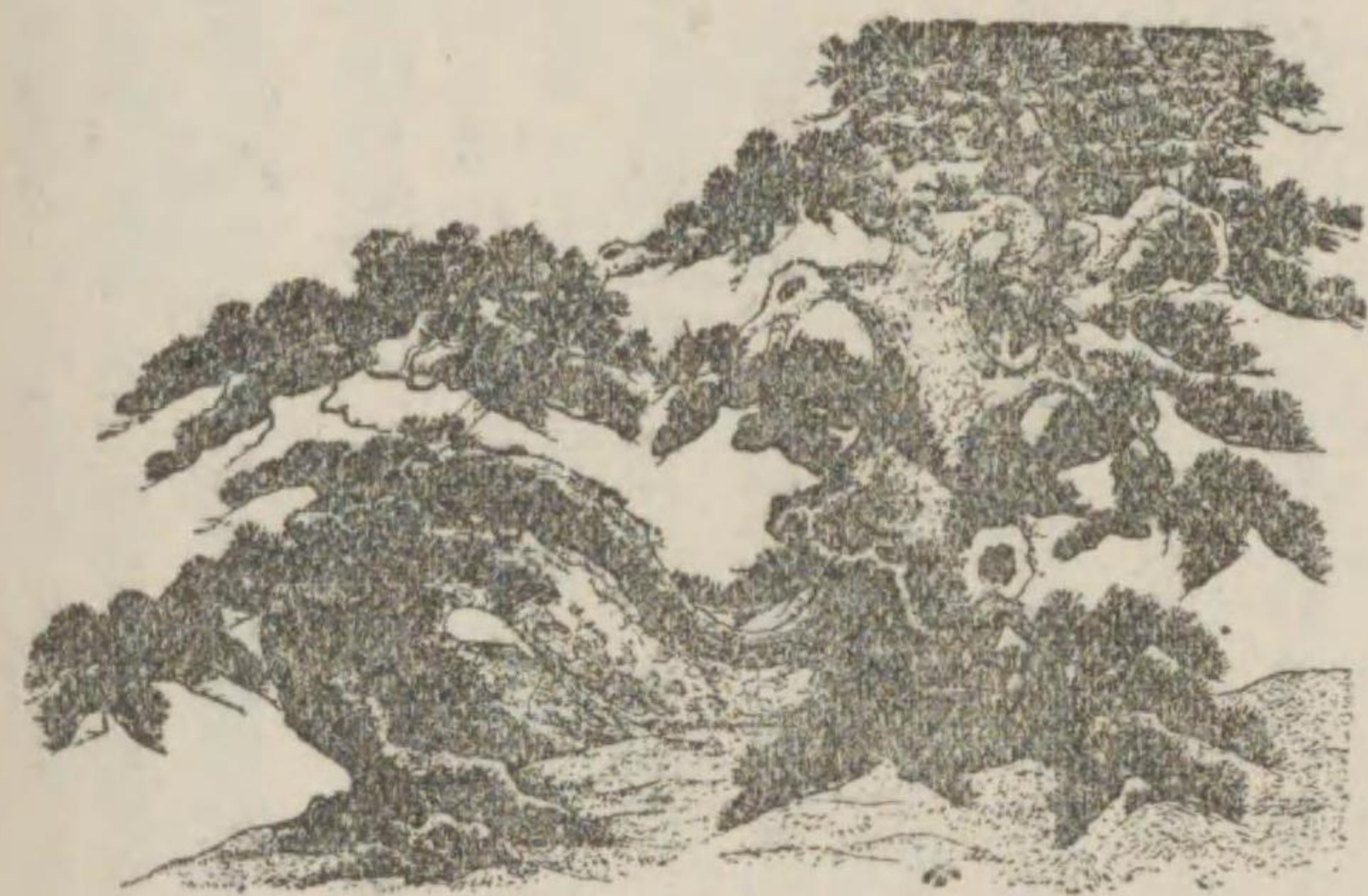
の鐘を掛、△梅樹 星下の古跡なり圍三尺許、實永二年
木標を傍に立しが、年經て朽損するを以て寺に
藏てあり、按ずるに、是爭論の頃事なるべし、
曹洞宗源院末、日天山松壽林と號す、本尊釋迦、開
山寶泉宗珍天文十一年三、明應四年建、中興開山玉山智存
慶長十七年八月十五日卒、延寶五年十一月と云、本堂
月十日卒、再中興輪寶存法延寶五年十一月と云、本堂
の軒に大鐘を掛、寛文十年鑄造す、△白山社 明應五
年勸請すと云、○西光寺 日光山と號す前寺、文祿二年
起立す、開山格雲守存寛永十一年三、本尊虚空藏、○瑠
璃寺 時宗當座郡當麻村、藥王山生養院と號す、當寺もと
は藥師の小堂なり、弘長元年一遍三日三夜參籠してこれ
より當麻の妙見堂に赴けり、故に爰を一遍最初駐錫の
地と唱ふと云、後年一寺となす、開山眞源應永三十四年
七月朔日卒、本尊藥師長一尺二寸、依智小太郎某事蹟詳ならず、昔寺後
も云傳、の守護佛と云、即小太郎を開基とす、△熊野社
一遍の勸請と云、△椰樹二株 一遍參籠の比、杖を折
て二所に挿し、近郷化益の功成らば芽を生ずべしと誓
ひしに果て枝葉を生じ、繁茂せしと云一は圍七尺、
○觀音堂 村民持、

○中依智村奈加衣 江戸より十三里、依智郷に屬す、民
戸三十一外に長、廣十三町餘、表九町半、東、相模川を隔高座郡
村、北、關口村、檢地は文祿三年なり、檢地帳に御出役成瀨言
太郎、筆取伊藤小右衛門、文祿三甲午九月六日、安内伊
賀若狹と載す、伊賀若狹二人の子孫、今に村民にあり、今御料
及小幡又兵衛景明寛文十年先世拜賜し、延享三年願、據て慶
山城守景利の時、岡部五郎兵衛長玄寶永四年先世岡部石、等の
舊に復せり、
知行なり、往還南北に貫き、村の中間にて岐路となり、
一は武州八王子、一は甲州に通ず、是を信玄道と呼、此
餘流作場二所、一は延享二年神尾若狹守春英檢す、三段四畝十
八畝、一は明和六年池田喜八郎糾す、五町一段
一歩及秣場八あり、御料に屬す、
○高札場 〇小名 △中久保 下依智村に跨れり、永祿十二年
父子、斥候として金田の後に出しを、甘利榮覺の武士八騎中
津川を乗越、牛窪と云所に坂を乗上げ追掛し事、【甲陽軍鑑】
に載す、又【古戦録】にも此時信玄反田より中津川を越て中窪
坂に掛り、三増の町筋に退去すと載たるは則當所なり、
△中島 古は中津善明二川の中間に、村民と居せしに、其地川
と 〇古河 〇梨子木 △天神
云、
○坂二 一は南方にあり、梨子木坂と云町許一は北にあ
り、鍋賣坂と云間餘、其外小坂多し、
〇塚二 一は長

泉塚 高五尺許 一は平塚と云 高三尺 〇相模川 東界を流る 六尺許 渡津あり、村民耕作の便に設る所なり、川に添て古川の跡あり、〇中津川 西界に在間、〇善明川 是美世宇 西方を流れ間、中津川に合す、

〇淺間社 神跡は秘封とす 本地彌陀を腹 熊野赤城の二神を配祀す、勸請の年代を傳へず、鐘銘に據ば文保年間

妙見松圖



既に鎮座有し事知らる 鐘銘下に 今社邊に布目瓦の碎しもの數多遺れり、是古社たるの證とすべし、例祭六月初日、天正十九年中下依智兩村の内にて社領二石の御朱印を賜ふ、則兩村の鎮守とす、△末社 稻荷 金毘羅 秋葉 △鐘樓 鐘は鑿て貞和六年

鑄造せしを長祿三年に至りて再鑄せしと見ゆ、故に貞和の舊銘及び長祿の追銘を刻す 日、生在日域、幸界華臺、遊已遠、世路徒哀、誓願不朽、或慰將來、此鐘買得次第、相州東郡依智郷中村富士宮法器、鑄成功能明前銘、不圖因亂、四佛種子、圓鐘付周、有頂無間、應響忘憂、八苦四倒、常樂伽藍興隆、待尊下生、期三會衆、龍華未發、莫墜遺風、寺衆評議、漏刻金非、形勢激爾、佛天得聽、龍鬼森衛、罪山雪釋、業火氷消、在彼在此、以此功德、同施四恩、央無智願、瞻仰世尊、悠々群類、蠢々亡魂、刀輪永斫、早出苦門、貞和六年庚寅三月、造鐘大工、中務丞清原宗廣、願主沙門公珍、并大檀那行珍敬白、誰不喜聞遠聞近、誰不驚畢竟歸他願力大矣、仍爲後據記年序云、伏乞、大樂寺、覺王羅出、轉化衆生、三密教法、斷除迷情、沙門公珍、憶念光明、心勝雕鏤一阿妙行、神鑿願主、越州大守橋沙彌道建 △別當安龍寺 曹洞宗 三田謹誌、長祿己卯十一月日、 〇山王社 安龍寺持下同、〇御嶽社 〇山王社 〇蓮生寺 法華宗 下總國中山法寶塔山と號す、本尊三寶諸尊を置、日蓮を開山と稱し、蓮生房日永 俗名本間六郎左

四年四月十九日死、上依智村妙傳寺、金田村妙を開基とし純建徳二年に傳る所と、法名没年異同あり 僧日源 正和四年九月を中興と稱す 按ずるに、上依智村妙傳寺の傳に據ば、當寺も日蓮は勸請開山にて其實は △祖師堂 天拜の祖師と號す 長尺三寸、蓮生房 古は村内にありし三光山梅香廢寺の本尊なり、彼寺地は往昔本間重連の屋鋪にて文永八年日蓮止宿の時庭上の梅樹に大星下りし舊蹟なりと云へど、信用し難き所あり、後年相模川洪水の時寺地 當寺の接流失せしより廢寺となり、其本尊及星下り梅樹の枯木圍四を切て龕中に收め、爰に安置すと云 上依智村妙傳寺星下の舊蹟なりと云傳ふ、詳なる事は妙傳寺の條に出す、堂中に小幡勘兵衛景憲の肖像を置 長三尺許、法謚信曹院無角道牛、寛文三年二月廿五日死、地頭小幡氏の祖なり、二代より以下代々當寺を菩提所と、堂前に鰐口を掛く、天正十九年辛卯四月十三日、△三十三番神堂 △鐘樓 鐘は元和三年鑄る所なり、△石碑一基 五輪塔なり、文永八年日蓮父母菩提の爲建しと云 正嘉二戊午天二月十四日、妙日尊儀、文永 〇藥師堂 村民持四丁卯天八月十五日、妙蓮尊尼と刻す、

犬塚平右衛門・近藤登之助等が采地なり、八王子及甲州への往還あり 幅四間 又流作場あり 延享二年神尾若狭守春二及秣場あり 反共に御料に屬す、 〇高札場 〇小名 △牛久保 中依智村に跨れり、此地名【甲里、中依智村の條に詳載す】 〇堂滿坂 牛久保にあり 登一町餘、按ずるに、【甲陽軍鑑】及坂なる 〇塚五 所々に散在す 高さ一尺より 〇相模川 東界に在間許、〇中津川 西界に在間許、 〇八幡社 神跡木像、例祭八月十五日、村持下同、〇第六天社 〇稻荷社 〇吾妻社 〇神明社 〇山王社 〇熊野社 〇御嶽社 〇廣徳寺 曹洞宗 三田村清源院末、東水山と號す、本尊釋迦、開山格雲守存 本寺八世寛永十一、中興探牛 本寺廿三世寛政七 〇關口村 勢紀久 江戸より十三里、依智郷に屬す、古へ相模川を此地にて堰入、用水とせしより 此水當村及中下依が後年 村名起れりと云、家數七十、東西十四町餘南北十町餘 東、相模川を隔高座郡新田宿・座間宿・座間入谷の三村、文祿三年檢地あり、今地頭加藤修理 寛永二年先世拜賜し、明和八年御料となり、享和

元年舊に 小幡又兵衛景明 寛文十年先世某に賜ひ、延享三年及復す、寶曆九年小幡氏の知行に復せし時、檢地、八少許の御料あり、ありし餘り高、四斗七升六合の地なり、王子及信玄道の二道係る、幅各九尺、

○高札場二 ○小名 △上關口 △下關口

○長坂 西北に在、登二町 ○塚六 所々に散在す、高一丈二尺に至、

○相模川 東界に在、川幅六十間程、河原、善明、是武美世、西方を流る、幅二、是を延て用水とす、土橋を架す、長九間、

○御嶽社 村の鎮守とす、例祭六月十五日、隔年なり、神躰石一顆を置、高座郡磯部村佛像院の持、△末社、天神第六天、○山王社二、一は小名下關口の鎮守とす、例祭六月廿日、御嶽社、神躰鐵の鏡に佛像を鑄る、近時の、佛像院の持、一は厚木村熊野堂の持なり、○第六天社、熊野堂持、

○大信寺 關口山佛性院と號す、淨土宗、武州多摩郡瀧本尊彌陀、長二尺八寸、開山九工、給蓮社獨譽と號す、永、○庵、專稱院の號あり、本尊彌陀、前寺の持、

○舊家左七 平井を氏とす、家系に據に祖先佐々木三七郎景信、外家の號平井昌の後胤を繼ぎ、攝州多田平井

日、山王稻荷を合祀す、天正十九年社領一石の御朱印を賜ふ、高座郡磯部村佛像院持、△鐘樓、寛政十二年再鑄の鐘を掛、○稻荷社、村持下同、○神明社

○長福寺 多寶山と號す、曹洞宗、三田村泉、元和七年八月建、開山格雲守存、本寺八世寛永十一、本尊延命地藏を安す、

○彌陀堂 村持、

○塚二 一は經塚と云、高一、一は勘兵衛塚と云、高三、

○山際村新田 也末幾波武、古は原野なりしを山際村の農民開墾して陸田とす、延享二年堀江荒四郎芳極檢地して高三十九石、御料所となれり、土民なく山際村の民持添と二斗三合、御料所となれり、東南、山際村、西、川、未なす、四域錯雜して廣袤量り難し、入村、北、上依智村、未開墾せざる原野あり、本村の秣場とす、段別二、

○猿ヶ島村 左流我志、江戸より十二里半、依智郷に屬す、家數三十八、廣八町餘、袤十五町餘、新戸部二村、西南、當郡山際村、西北、今御料及土屋筑後守正備が知る所なり、寛永十上依智村、土屋長三郎政重、加恩の地なり、

○高札場 東南を流る、川幅三十七間程、私に渡船を設て耕作に便す、川に傍て堤あり、高六、

新編相模國風土記稿卷之五十六 村里部 愛甲郡卷之三

の兩庄を領し、後伊豆守と稱す、其子を太郎左衛門信重と云、信重の子新左衛門景範、後伊豆守と稱す、文和の頃丹後國片野を領す、其子孫八郎信正は同二年六月九日比叡山西坂本にて戰死す、九歳、信正の子三七郎義景後豊前守と稱す、義景が子次郎景定今川氏に仕へ、隼人佐と稱す、景定の子太郎左衛門昌賢其子太郎左衛門昌清の二代は東照宮に仕へ奉る、昌清の子小七郎善昌は北條氏に仕ふ、天正十二年十月廿八日死す、其子修理善勝も北條氏に屬して武州八王子に住す、其子出羽宗昌天正の末當村に土着し、荒野を開墾し農民となり、今八代に及べりと云、

○山際村 也末紀、江戸より十三里、依智郷に屬す、家數六十五、廣十一町、袤十五町半、東、相模川に隈高座郡新戸村、北、上依智、今鈴木四郎左衛門直容、此地は萬治三年の檢地な

○熊野社 村の鎮守、神躰木像、例祭九月十五日日本立、寺持

○稻荷社 村持下同、○山王社 ○天神社

○本立寺 妙法山と號す、法華宗、華經寺末、本尊三寶

○金田村 加彌駄、江戸より十四里、依智郷に屬す、民戸

八十六、廣十三町餘、袤二十三町半、東、相模川を隔て高座郡

西、當郡妻田村、南、厚木村、北、永正十六年四月北條早雲

下依智村及中津川を隔三田村、

當所を箱根權現に寄附し、幼息菊壽丸の知行に宛行ふ、

箱根金剛王院文書曰、箱根領所へ菊壽丸知行分、七十貫文かね

田、しんみやうゐんに被下、按ずるに、菊壽丸は北條幻庵の幼名

にて當時箱根別、【役帳】にも北條幻庵知行せし事見えたり、

當坊にあり、

曰、幻庵御知行六十六貫九、永祿十二年八月武田信玄小田原

百六十四文、中郡金田、

發向の時當所に陣取に當て、金田妻田厚木に陣捕給、十月

歸陣にも爰を経て三増時にかゝる、時に北條陸奥守氏照

が陣出張、より設樂越前父子斥候として當所に至る、小田

原表利運になされ、十月五日に三増へ押寄らるゝ、惣手の小荷

駄、跡の小田原勢を氣遣、惣軍左の方を金田と云所までおしか

ちに參れと、小荷駄奉行甘利殿衆に仰付らるゝ故、三田妻田ま

で早めて跡を待候間に、陸奥守内設樂越前父子物見に出、金田

の後谷の上より靜に物見仕る、甘利衆の覺の武士、馬を早めて

中津川を乗越、牛窪と云所へ坂を乗上候を見て、越前守親子馬

新編相模國風土記稿卷之五十六 村里部 愛甲郡卷之三

一九九

を早めて 今地頭小川惣左衛門益利古よりの興津兵左衛門は御料、寶永三年先祖兵 たり、延寶年中開墾の新田享保十二年兩地頭檢地して高入とす、此餘流作場延享二年神尾若狹守春英檢す、四町七段六畝二及秣場相模川に傍り、七十一歩、段七畝二十七歩、あり、共に御料に屬す、八王子道通ぜり間、

○高札場二 ○小名 △中里 △東村

○塚二 一は中程一は南方にあり、寶永四年富士山焼し時の砂を寄置し所と云、○相模川 村東に在 川幅五十間餘、川に傍て堤を設く高六 ○中津川 西南を流れ川幅十八間程、河原共幅三町餘、相模川に合す、此川に年魚を産す、古は當村及妻田三田の村々より鹽鮎千字留加升等を貢せしが貞享五年より永錢を納むる事となれり、十一月より二月迄は土橋長十間を架す、且此水を水田に灌漑す、○小結川 南界を流て相模川に合す 幅五 土橋を設く間、

○船來四明神社 村の鎮守なり、神號を或は船來とも書す、其唱は同じ、祭神を知らず、按ずるに【和名鈔】當郡の郷名に船田あり、當社など其遺名にや、されど厚木村に同名の社あれば孰が其原社なるは知るべからず事は厚木村、本地薬師を安ず、例祭六月廿日、杉山將監弘に詳なり、

同あを安置す、【寺寶】 △曼荼羅 一二幅 共に日蓮の書なり、題の本尊と云、文永九年二月十八日、本間重連一類に授與せし物なり、一は八枚繼本尊と云、弘安二年四月八日、日蓮本間六郎左衛門重連授與と記す、 △折太刀 一振 日蓮龍口の厄に用、△祖師堂 天拜の祖師と稱す 此稱あり、長二尺一寸、日善作、△三十番神堂 △題目堂 △鬼子母神社 △山王社 △稻荷社 △鐘樓 延寶四年鑄造の鐘を掛、△梅樹一株 星下の梅と稱す尺餘 明星下現の舊跡と云、前に拜殿を設く、△仁王門 △制札 惣門外に建、天正十八年豐太閣の出す所の寫と云 本書は傳へず、且當時他の寺がた △子院 了運坊 大蓮坊 圓行坊と號せし四坊ありしが今 廢す、 ○建徳寺 金田山と號す、臨濟宗 鎌倉建開山大興禪師大覺禪師の弟子、葦航道然と云、正安三年十二月六日卒、開基本間六郎左衛門重連法號建徳寺石山金公、文永九年三月四日死、なり、墓所に五輪の石塔一十八基あり、皆本間氏の墓と云傳ふ、重連以來數世菩提寺なりしと云、慶安二年寺領十石の御朱印を賜ふ、本尊釋迦を安ず、○長泉寺 同宗前寺末、開山久翁玄昌本寺十四世寛文十二年三月四日卒、妙純寺緣起には本間重連姨尼の寺にて、其墓遺れる由見ゆれど今詳ならず、本尊薬師、○靈光院

政と云者の勸請と云事跡年代詳 △末社 秋葉 稻荷 天満宮 △別當神禪寺 船來山と號す、當山修驗 勢州山寺 中興開山典盛享保十八年六月廿二日卒、本尊不動を置、○御嶽社 往古は當社を村鎮守とせしと云、石佛を神體とす地藏の如し、裏に延寶四年とあり、神禪寺持、○第六天社 村持、

○妙純寺 法華宗無本寺 明星山と號し、星下の別號あり、寺傳に昔本間六郎左衛門尉重連の宅地にて 今境内に堀馬場等の遺名あり、文永八年九月十三日、日蓮こゝに寓宿せしに其夜庭前の梅樹に明星下りて奇瑞を顯せし舊跡なりと云へど、上依智村妙傳寺、下依智村蓮生寺に傳ふる所と同じくして甚疑はし事は妙傳寺の條に詳載す、其後建治二年九月日蓮の弟子日善大法阿闍梨と號す、建當寺を開基す一説永十一年館を捨て寺とし宗祖を開基とし日善を二祖とすと云、中興の僧を日瑤と云十八享三年正月、慶安二年寺領二石四斗の御朱印を賜ふ、寛文五年住僧不受不施の邪徒に入しが、後歸順せしを以て免許ありし由【談海】と云書に見ゆ本尊三寶諸尊及日蓮長二尺五寸、當を置、又本間重連の像、烏帽子狩衣の像、寺三世日行作、を置、長一尺五寸、法號寂照院本光惣間居士、正應元年八月六日死、上依智村妙傳寺、中依智村蓮生寺、當村建徳寺の傳と、法名没年月等異

同宗 同開山溪山玄義本寺十七世貞享二年三月十二日卒、本尊觀音、○三田村左無駄 江戶より凡十四里古は散田と記す文和應永嘉吉等の文 弘治永祿の物以下 村民所藏文書【北條書に所見あり、役帳【甲陽軍鑑】今の文字の如し、天正十八年豐太閣當村に出せし制札に里正藏讀多と書せしは偶記せしにて、當時かく記せしにはあらず、元祿の改には分て三村とす、民戸百六十三、廣凡十四町表三十町餘川三村、西、下萩野村、北、棚澤、川入二村、建久の頃は安達藤九郎盛長領主たりしと云傳ふ盛長が墓村内にあり文和の頃は鎌倉覺園寺の所領なり、よりに元年六月將軍尊氏當所に制札を下し、甲乙人等の亂妨を停止す同寺の文書に見ゆ、全文は既に妻田村に引用すれば爰に贅せず、至徳三年六月左辨官の下文ありて當所の諸課役を免除せらる上應永の頃當村の用水川入郷の流末たるを以て争論あり、九年十月裁許ありしに動もすれば違亂の沙汰あるを以て、覺園寺雜掌甲乞の旨に任せ、廿六年六月管領持氏下知を加ふ又曰、覺園寺雜掌甲乞の旨成就有沙汰、去九年十月廿六日、成敗分明之處勅及催促云々、所詮且任落居旨、且守舊例、停止永彼違亂、可令全寺家所務之狀如件、應永廿六年六月三日、持氏花押、其後又水論の事ありて嘉吉三年四月長尾因幡守某令を傳へ、違

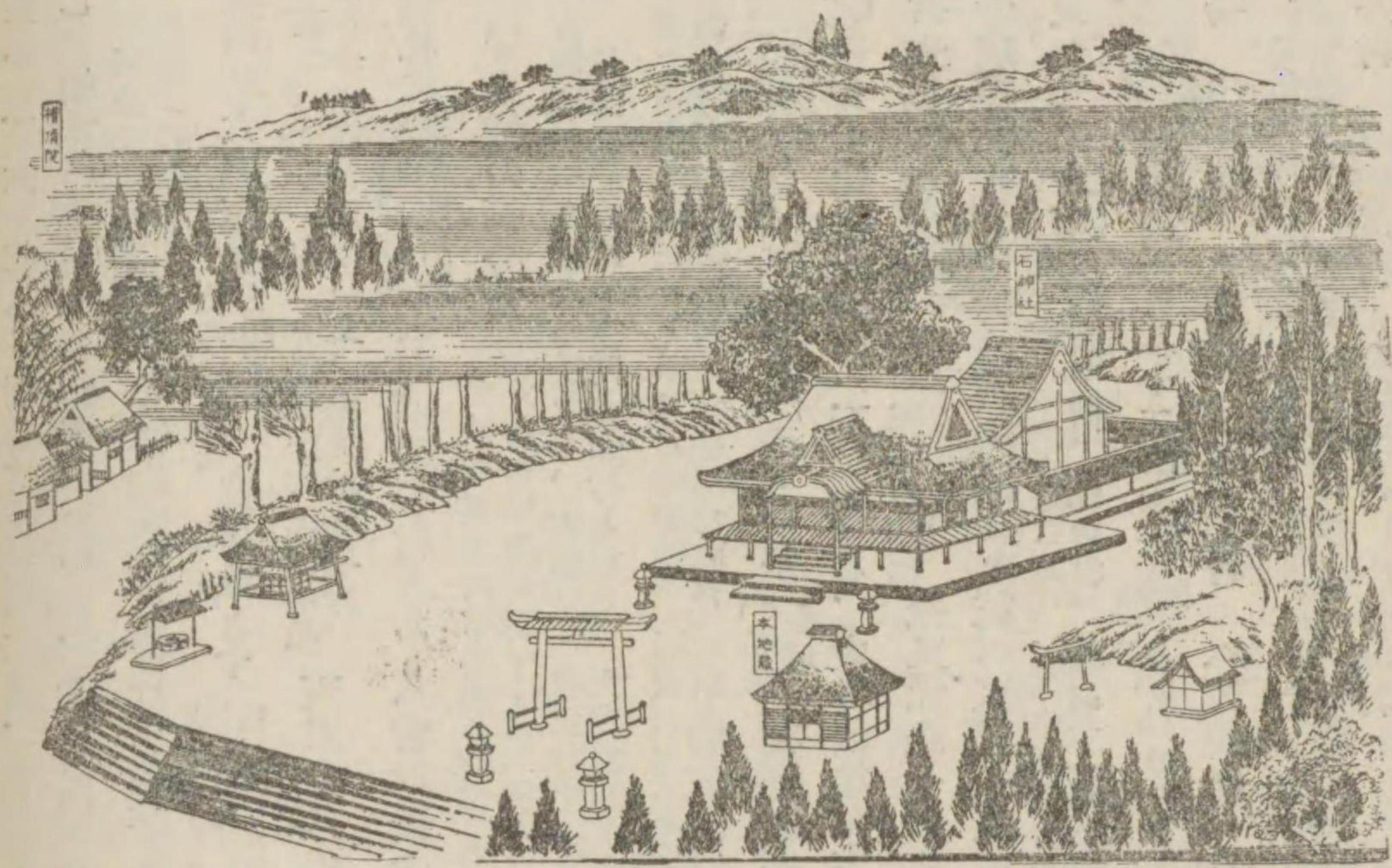
亂を停止せしむ 覺園寺雜掌申、當寺領相模國散田郷用水事、
 被催促云々、太不可然、既於當寺領者、官符宜以下代々證文等
 分明之意、任舊例、速可被停止彼違亂之由候也、仍執達如件、嘉
 吉三年四月十一日、長尾因幡守 按ずるに今も川入郷棚澤村
 代治部少輔花押、沙彌花押、の塚にて中津川の水を堰入、水田に灌漑す、この後彼寺
 領も没入して小田原北條氏の分國となり、天文の頃は越
 智彈正忠知行し、同十四年・十五年の兩度に、知行役の定
 額を沙汰す〔役帳〕に曰、百五拾三貫貳百五拾五文、中郡三田郷、
 越智彈正忠、此外貳拾六貫文永不作、自乙巳歲御免、
 有御印判、此時五拾貫文知行役、弘治元年八月相甲矛楯の時
 但從丙午歲御定、有御印判、當郷に人夫を課し、足柄城足柄上の修築を加ふ村民久右
 文書曰、相甲被仰事有之、□□双方境目之人民沈淪、只今悉説
 最中に候間、來年大普請之人足五人、先段五日被召仕候、殘而
 五日之分を可召仕候、郷中雖可爲迷惑候、例式に無之候間、領
 主百姓相談、無相違可走廻候、然來者三日足柄に可相集者也、
 仍如件、乙卯八月廿七日、永祿十二年十月武田信玄小田原
 三田郷百姓中、虎朱印、より歸陣の時當所に係れり〔甲陽軍鑑〕に見ゆ、其
 文金田村條に出す、天正十一
 年七月東照宮第三の姫君督姫君北條氏直に御入興の時北
 條氏令して當所の健夫を撰び、駿州沼津驛に至り、行李
 を請取小田原に運致せしむ久右衛門藏文書曰、今度御祝言之
 者撰出、來廿一日無風雨嫌、三島に打着、翌日廿二日沼津奉行
 如申付、荷物を請取、小田原迄可持届候、□布かたびらの鉢に

て見立よく、此時可走廻者也、仍如件、十三年十月又小田原城
 癸未七月四日、三田百姓中虎朱印、内普請の人夫を課す御普請の所用也、人足九人、於當郷普請
 撰出、鐵もつこを致支度來十日小田原へ可集、日數は十日可爲
 用意者也、仍如件、乙酉十月朔日、三田代官惣衆中、虎朱印、
 今大久保出雲守教孝が領分なり古御料所、其後弓削多忠右
 衛門・川口長三郎信平・川村
 清次郎等に賜ふ、川口氏の知行は、元祿七年收公せらる、是長
 三郎が子孫左門某天死し、家斷絶せし故なり、同十一年關村牧
 野備前守成春に賜ひ、寶永五年御料に復し、享
 保三年大久保長門守教起拜賜して今に至る、檢地は元祿十
 三年牧野備前守成春改む、此餘流作場十町一段十八歩、延
 英檢地及秣場二段八畝廿四歩、川入、共に御料所なり、大山
 道係れり幅九
 ○高札場 ○小名 △才戸 △十軒村 △宮村 △山ノ根
 △川原村 △蟹淵 △稻荷市場 △根岸
 ○八幡坂 村西にあり登凡五 ○中津川 東界を流る 幅
 二十間程河原 共幅五町許、十月より二月迄は土橋を架す長十 此川に
 て鮎を漁して貢せしが、貞享五年より永錢を納むる事
 妻田・金田兩村に同じ、○ひたし川 村の南方より出
 幅六 妻田村に達す、
 ○八幡社 村の鎮守なり、安達藤九郎盛長勸請すと云傳
 ふ、神體束帶の像なり、神前に鏡を掛、裏面に文安二丙
 子年九月十五日

二橋伊豆守作、三田村とあり、按ずるに文安二 例祭六月十
 年は乙丑なり、且其頃鑄造の物とは見えず
 七日・九月十五日の兩度なり、天正十九年社領一石五斗
 の御朱印を附せらる、△末社 若宮八幡 春日 道祖
 神 稻荷 △鐘樓 鐘は正徳四年の鑄造なり、△神主
 大澤近江 吉田家の配下なり、○第六天社 一は村
 持、一は村民持、○山王社 一は村持、二は村民持、
 ○神明社 村民持、下同、○天神社 ○白山社 村持
 下同、○姥儀社 ○稻荷社
 ○清源院 東福山と號す、曹洞宗下總國國府本尊藥師、開
 山を天巽慶順と云明應七年三月四日卒、寶曆十二
 七日の時法幢地となれり、天正十九年寺領四石の御朱
 印を賜ふ、旗下の士伊東縫殿助の菩提所にて古地頭な
 頃菩提寺とせしに、祖先右馬允政世法名瑞流院傑山全英、寛
 や、今傳へを失ふ、永五年七月十九日死、
 以下代々の墳墓あり、△鐘樓 寛延四年鑄造の鐘を掛
 △五神合社 稻荷・白山・秋葉・天神・道了の五座を祀る
 △山門 燒失後再建に、△開山堂 △衆寮 ○聖
 眼寺 東寶山觀音院と號す、古義眞言宗高座郡河原口
 開山智證大師元龜元年に記せしと云縁起あれど、寶曆の
 興開山清譽文永五年四本尊不動を置長二尺一寸 △觀音

堂 千手觀音長二尺、智及多聞天長二尺、を置 △熊野社
 △天満宮 △稻荷 △疱瘡神 ○青蓮寺 龍頭山無量
 院と號す、淨土眞宗西六條本開山了源善念房と號す、建
 卒、足柄上郡壺下村善福 中興本宗善西房と號す、明曆本尊
 寺傳には三年に保る、○彌陀堂 清源院持、
 ○安達藤九郎盛長墓 村の西界民家の背にあり、五輪の
 塔なり文字割落して、盛長當所を領せしと傳ふれば、土人
 追福の爲に建しものなる歟飯山村金剛寺にも、盛長は頼
 朝創業の功臣なり、晩年雜髮して蓮西と號し、正治二
 年四月廿六日年六十六にして卒す、事跡は鎌倉甘繩、傍に
 三四基の古碑並び建り、
 ○舊家左善次 川口氏なり、家系に據に先祖川口江左衛
 門初名佐助政道は旗下の士なり、大坂の役に首級を得、後
 三百石を賜ひ、又加恩ありて三千石を知行す、晩年源
 兵衛正信を養て家督を繼しめ、寛永川口系譜等を按ずるに
 武と稱し、其父長三郎近次の家督を繼、千石を領す、台徳院
 殿に奉仕、大坂御陣に供奉、寛永十七年三月十九日江戸にて
 病死、歳四十五とあり、江左衛門政道と稱、此事も同
 衞門某を伴ひ、采邑たるを以て當村に隱栖す、書に所見
 なし左衛門が子孫遂に村民となりて今の左善次に至る

石 神 社 地 圖



號し、密宗の律院とす此比、大師飯山金剛寺に在しと云傳ふ、其後林徳院と改號す、應永の頃開勝住職し、嘉吉元年華嚴堂を再建す開勝此年八月十八日入定す、按ずるに、此僧は當時の地頭鎌倉覺圓寺の住僧なり、村名の條にも云る如く、寶徳元年二月繪旨を賜はりし人なり、其繪旨今彼寺に傳ふ、寶徳は嘉吉を下ること九年、然れば當寺傳の誤れること知るべし、後僧廣山白陽住職し、康正元年又彼堂を再建せり、文明七年八月上州沼田龍華院の住持、天巽慶順當寺に久しく寓宿す此時天巽は足柄上郡關本最乘寺の輪番の任終り俗縁あるを以て爰に滞留、上州兵亂あり、當寺の住僧は天巽に彼亂を避しとなり、時に住僧白陽天巽の教化に服し改宗して寺號も舊に復し、且天巽を請て當寺の住職とし、三年の後龍華院に歸山す、故に今天巽佐藤左衛門尉直行の子なり、最乘寺五世春屋嗣法の弟、白陽文明十一年四月卒、明應七年四月四日卒、を開山とし、白陽文政十年十一月卒を開基と稱す、中興開山を大中心海、二十五日卒、と云、天正十九年寺領三石の御朱印を附せらる寺傳に住僧支室、中原御殿にて當寺草創の來由經石等の事を言上せしに、當家武運も石の如く無窮に傳ふべしとの上意にて、御稱號の一字を賜り、經石の石の字を採今より松石寺と改むべしと命ぜられしと云、按ずるに、天正十九年寺領御朱印には松石寺と記されたと、寛永の文書、承應の鐘銘及延寶の文書等に乘碩寺とあり、且中原御殿は慶長年中初て建てられたれば天正中改しと云は年代編編す、想ふに御朱印に松石寺と記されしは乘碩に音近きを以、執筆の者認りしならん、其後御

朱印の文字に依て寺號を改しなるべし、本尊釋迦に運慶三代大刑部作、を安ず客殿の檣端に承應二年鑄成の大鐘を掲ぐ、古青陽庵と號せし子院ありしが今廢す廢跡は門前にあり、今寺領の民宅地となす、當寺所藏文書に、寛永五年七月地頭松田市兵衛直長先規に因て、【寺寶】短常庵持分の畑年貢諸役を免除せし事見えたり、【寺寶】短冊 一葉 東照宮の御筆にて中原御殿にて拜賜す、御笏と傳ふ、御筆は後人の書添しものなり、

いんふ代もあつてねの茶へ
ふりさる石けつらんあつて
御書

一握是も同時の賜物と云、△袈裟 三條一は九條表縹珍裏純子、裏奉附前永平庵庵叟花押、天巽法衣也、時天文龍集林鐘如意日龍華庵主桂榮宗壽花押、又乘碩六世陽月花押、此前文見え難し、一は二十五條麻茶色裏書に高祖所傳法衣岫律師淨洗與高山白陽、惠慈花押、一は古宿二十五條是も茶色の麻なり其傳詳、△狐觸體 一个天巽に隨從せし、白狐の觸體と云傳ふ、此餘文書二通を藏す一は寛永五年地頭松田市兵衛直長、當所里正に與る所の書なり、全文青陽庵持分畑の事を載す、一は延寶六年地頭小栗辰之助當寺へ與へし、文書にて七所權現社及觀音堂年貢諸役免除の證書なり、△白山熊野神明合社 △松田氏墓 十二基あり 其内五輪高六尺許にて奉逆修治功德主松田市兵衛、元和八歲壬戌八月日と彫し按ずるに、供養のため建たるものなるべし、又東光院殿盛林源永居士

牌に慶安四年五月十六日、松田助六郎俊長とある、二基を惣領松田市郎左衛門殿老父と載せたり、古しとす、五輪塔にて文字見えざる物七基、其餘は寛文後の碑なり、又鬼簿に松田頼重大禪定門、永祿三庚申七月十一日、源洞秋庵居士、天正十六戊子八月、松田市兵衛殿先祖山中院殿松屋玄竹大居士、天正十八年三月廿九日、松田市兵衛殿父按ずるに、山中院は松田兵衛大夫康長の法諱なり、山中落城の日自此餘寛永四年より元祿八年迄、世代或妻女子等六人の法名卒年月を記せり、松田氏は北條氏の頃より當所の地頭なり子孫今旗下の土松田八十郎なり、○法相院 玉應山と號す松石寺末開山洞庵 本寺五世弘治三年四月十六日卒、本尊釋迦、△白山社 ○嶺洞院 白雲山と號す同開山前院に同じ、本尊地藏、○全應院 日輪山と號す同開山通山 本寺九世寛永十六年六月廿三日卒、本尊地藏、△觀音堂 正觀音を置聖徳太子作、長二尺五寸、○源養院 禎松山と號す同開山前院に同じ、本尊觀音△觀音堂 △地藏堂 ○藥師堂 二 一は東照藥師と號す長一寸一分、共に松石寺持下同、○觀音堂 如意輪觀音弘法作、長一尺五寸、を安ず、御打入後地頭より免除の地を附せし事、松石寺所藏文書に見ゆ延寶六年正月與へし證書にて七所權現と一紙に載す、

○十王堂 ○地藏堂

○中荻野村能牟良 江戸より十四里半、寛文五年下荻野村より分村すと云ど、正保の改に既に三村を載たれば誤なり、東西二十町餘南北十三町村、東、下荻野村、西、上荻野民戸百八十、檢地は慶長八年の繩を始として寛文五年成瀬五左衛門重治、元祿十三年牧野備前守成春糺す、今大久保出羽守教孝領分なり、初御料なり、元祿四年越智民部清武年上州館林に得替の後、御料に復し、享御打入の頃より年毎保十三年教孝が先祖長門守教起に賜ふ、御料に任じ、寶永四年炭を貢せしを以て、諸課役を免除せらる、炭百二十三俵を十一一年より炭代永を納む、詳、甲州道あり尺、
○高札場 ○小名 △馬場村 古へ馬市ありて調馬せし所と藏、天正中の文書に馬場町にて馬市をなせしこと見ゆ、即此地なり、日掟□□當宿馬町□□□□九日より廿五日迄、一七日□□如前々無相違可立之、爲□□□□間自何方來者に候共、横合非分一切不可有之、就中押□狼藉喧嘩口論堅令停止候□到子違犯之族者即可遂披露、可處嚴科旨、被仰出候也、仍如件、天正十七年己丑九月十三日、山上強右衛門殿奉行、大

道寺代虎朱 △公所 具志與○以下四所共、下印を押す、荻野村犬牙の地なり、△中金井は金鑄と書し、上中下に分け唱へしなり、此所は鑄工銅鏡を鑄し地にて、今も地中より鏡屑出ると云々、△升割窪 △山中 △本村

○西山 西方上荻野村を踰え、彼村の背後にある連山の

總名なり、其内に華嚴山 嚴經を書し石函中に收めしと、石寺に詳なり、陽野山里程三ツ澤、瀧谷山里許、鷺坂山登十五、等の名あり、飯山・煤ヶ谷二村にも跨り峯を界とす、されど上荻野村にては管せず當村と下荻野村入會の山にて、棚澤・川入・三田・及川四村、關口村、小名長坂の民等草を刈、薪を采て租を納む、由て運上山とも唱ふ、當村にて此山に入者の符節を渡せり、山中所々に松林あり、領主の林にて都て十四町八段、○御炭山 西方上荻野村を隔て、角田村に跨れり、高十八町峯、是も下荻野村と入會なり、御打入後此山にて御茶事に用ゐられし炭を燒て貢す、當村及三増、角田・田代・下荻野五村より六百俵を貢す、詳なる事は三増村の條に出す、故に此名あり、山中に東照宮を勸請し奉る、石の御祠三野村持、○鷺尾山 北方棚澤村に跨り、峯を村界とす、高凡下川入郷五村川入、熊坂、半繩、の秣場なり、○塚 長の方にある、天台塚と云、高一、○大久保出雲守教孝居所 東南の方小名山中にあり、古は陣屋、調四千三百、なりしを天明三年八月駿州松永の居所を移し、地を添て

四年七月十日、本尊十一面觀音、慶安二年境内大日堂領五石九日卒、御朱印を賜ふ、彼の堂は祝融に罹りし後未再建せず、○戒善寺 満星山と號す、法華宗、下總國中山法本尊三寶諸尊、弘安五年二月十六日草創す、開山日源中老僧の一、正和四、慶安二年境内釋迦堂領五石の御朱印を賜ふ、△釋迦堂 本堂に續てあり、△三十番神堂 △鐘樓 明和五年鑄造の鐘を掛く、

五百七、經營し、明る四年より居所と定むと云、構内すべて四千九百三十五坪の外、後年南面に添ひし六百坪許の地を買得し、代官等の住居とす、良の方に表門あり、門前に番所を設く裏門は西方なり、西南には荻野川の流を廻して固とす、中下荻野・三田・妻田・高座郡下溝等の五村、高合三千餘を居所附とす、○荻野川 源は上荻野村に涌出して、村の西南を流れ、始て河名を得幅二間より十、田間の用水とす、土橋を架す間、長五間餘に至る、

○松田市兵衛直長屋鋪跡 西北の方陸田間にあり、今其遺形なし、直長は兵衛大夫と稱す、康長の子なり、康長は北條氏に屬し、永祿の頃荻野郷を領す、所見あり、天正十八年三月豆州山中城を守り、上方勢と戦ひ打死す、直長遺跡を襲ぎ氏直に仕ふ、小田原落去の後、文祿四年召れて旗下に列し、即舊領を賜はり當村に住せしなり、寛永譜に、松田兵衛大夫康長は北條氏康に仕へ、諱の字を賜ひ、天正十八年秀吉小田原に進發の時、豆州山中の城を守り、城没落の時自殺す、五十四歳、其子市兵衛直長氏直に任へ、諱の字を賜り、父康長自殺の後、其遺蹟を賜ふ、氏直の證文今に在、文祿四年東照宮に仕へ奉り、續、後年江戸にて台徳院殿將軍家に仕へ奉りし由見えたり、

○妙見社 寛永六年村民難波富右衛門と云者、其本國下總の原社を勸請せしと云、神體唐銅の鑄像、難波盛久と刻す、是富右衛門の實名なり、今子孫下荻野村にあり、村民持下同、○石神社 ○辨天社 元祿十三年會離常右衛門知義成春の家臣、勸請す社地に庵あり、守社の僧住す、戒善寺持下同、△鐘樓鐘は享保七年鑄造ありしを文化三年再鑄す、辨天及聖眞子の神號を彫たり、○聖眞子社 ○稻荷社 社地に庵あり、社を守る僧住す、○七夕社 ○第六天社 ○山王社二 一は灌頂院一は戒善寺の持、○子神社 灌頂院持、下同、○荒神社 ○山神社

○灌頂院 清惠山、上荻野村石神社、寛永四年、遍照寺と號す、鐘銘には惠を慶に作る、
○古義眞言宗 鎌倉郡手廣村、開山惠源、弘安四年卒、中興開山惠空、慶長寺末、

○灌頂院 清惠山、上荻野村石神社、寛永四年、遍照寺と號す、鐘銘には惠を慶に作る、
○古義眞言宗 鎌倉郡手廣村、開山惠源、弘安四年卒、中興開山惠空、慶長寺末、

神の四社は當時宅地の鎮神なりしと云傳ふ、按ずるに豊前守は下荻野村法界寺の中興開基にて、慶長五年卒す、同寺に墓あり、事蹟詳ならず、

○舊家甚五兵衛 先祖を難波若狹と云、下總の人、其兄土佐村に住す、弟主水子孫村内と共に行行一遍上人に扈從し、當國に來て土着せしより聯綿して今に至ると云、宅地に先祖の墳墓あり、

○下荻野村 志毛乎伎 江戸より十四里、東西十九町餘南北十六町半、東、三田村、南、及川村、西、檢地の年代及領主中荻野村に同じ、地頭領主の家數百六十五、當村は古よりの村驛にて民戸も往還の左右に連住せり、永祿十二年十月三増合戦の時北條氏康父子荻野の宿迄出馬ありし由、

【小田原記】等に見えたるは、小田原記曰、氏康父子三里此方早々引入ければ、勞して無功とて御馬を入給ふ、【甲陽軍鑑】曰十月六日氏康父子荻野と云所まで、押來給へども、北條家先衆敗軍を聞、則時即當所の事なり、されば昔より小名新宿に市あり、天正十三年二月北條氏市場の制札を出し、時の地頭松田右兵衛大夫康長に下知す、日、定市法度荻野〇四日、九日、廿九日押買狼藉之事、借錢借米之事、喧嘩口論之事、以上右爲樂市、間於當日横合〇不可有之、并郡代觸口之給一〇可有之

川に架す、其一を萬年橋と呼長八、一は無名なり長九

○妙見社 村の鎮守なり、熊野・天神・稻荷・山王を相殿に置、祭禮九月九日、社領一石は天正十九年御朱印を附せらる、社後に妙見松と呼ぶ老樹あり、幹屈蟠し圍凡一丈、枝葉十間許

△末社 山王 △鐘樓 元祿十年の鑄鐘を掛く、△別當妙見寺 永照山と號す、曹洞宗、三田村清源院末

開山玉山本寺六世天正五年八月十日卒、本尊虚空藏、肚裏に妙見を安す

△秋葉神明合社 ○山王社 神體圓鏡元祿十年造 ○石神社 ○東權現社 ○御嶽社 ○稻荷社 寶珠稻荷と號す、知恩寺持、

○法界寺 無礙山圓融院と號す、淨土宗、京知恩院末、慶安二年住僧大譽が記録に、北條氏直松田右兵衛大夫康長に命じて造立せしめ、寺領若干を寄附せしが、小田原落去の時兵火に罹て後、次第に衰微せし由見えたり、中興開山覺譽寛永二年正月十三日卒、中興開基、土屋豊前守某慶長五年九月廿九日卒、法名桂山源、長一尺八寸、又三尊彌陀を置、朝秀境内に墓あり、本尊彌陀惠心作、又三尊彌陀を置、朝如來と號す、同作、長一尺二寸七分、中古、江戶深川の商人、三郎兵衛と云者寄附す、慶安二年寺領十石の御朱印を附せらる、【寺寶】△名號二幅、一は法然院尊光親、△鐘樓 鐘は寛永十四年始めて鑄造、寶永七年

享保十九年兩度再鑄の銘あり、△熊野社 △新田明神社 △天満宮 △稻荷社二 △地藏堂 △子院 專修院中興覺譽 △靈吟院 ○知恩寺 水上山能滿院と號す、天台宗、大住郡土屋村大乘院末、元は門徒なり、安永八年十月末寺となる、中興義純の時なり、本尊虚空藏、長八寸、慶長元年十月建、開山宥海寛永元年八月廿三日卒、開基石井平左衛門と云、卒年詳ならず、村民平左衛門の祖なり、中興開山義純、寛政八年二月廿六日卒、慶安二年寺領四石五斗の御朱印を賜ふ、△山王社 神體銅鏡寛永十三年造 ○養徳寺 百丈山と號し、一に船引山元字船引に在、とも號せり、臨濟宗、鎌倉開元末本尊虚空藏あり、長一寸八分の像、開山舟庵永和四年四月四日卒、中興開山心外寛文四年七月廿五日卒、古は村民の内庵なりしと云傳ふ、慶安二年寺領五石九斗の御朱印を附せらる、△秋葉社 △金毘羅社 △天神社 △稻荷社 △地藏堂 ○量寶院 子合山山王寺と號す、本山修驗、小田原玉瀧坊配下、開基淨雪寛文二年十一月十六日卒、本尊不動、○光善院 子合山安産寺と號す、同配、本尊不動、開基淨慶元仁元年九月七日卒、○學禪院 正當山と號す、當山修驗、大住郡伊勢原村大覺院配下、本尊不動、開基遊山享保十八年三月九日卒、○地藏堂 享保二年再建の棟札に、本尊

行基作座像長一尺五分にて、昔河内國丹南郡より當村毛利氏の家に移す、甚靈驗ありしかば俗家に置を恐れ、光善院の僧貞祖文龜三年二月卒に讓て、此堂を建立せし由を載す、同院の持、○觀音堂 千手觀音長二尺四寸を安ず、知恩寺持、○庵 法界寺持、

○塚 凡十餘杯あり散在す、字金子原の畑中にあるを十三塚と呼永祿十二年三増合戦に討死せし者を埋めし所と云、多くは崩れて今六杯存す、其餘新次郎塚高六尺、道慶塚高五尺、梵天塚高九尺、等の名あり、又字神保或は甚坊、にある古塚の傍より享保の頃、枯骨を掘出すに作る、壺に入朱を以て填たり其古へ神保氏の者住し所と云傳ふ壺今に村民の家に藏す、

○舊家利左衛門 木村氏なり、祖先是小田原北條氏の鑄工にて豊後と號す、其孫を内匠と云、天正十七年十二月北條氏當國の治工に命じて大統を作らしめし時の文書に、荻野木村内匠と載す是なり、足柄下郡小田原新宿町鑄工所藏文書曰、大筒被仰付事、五挺、荻野森豊後、同木村内匠、同日大炊助、井山山城云々以上、廿挺右御急用之間、一挺七日の日敷を以、如記右於此度者面々に可申付、山田致指引手際をよくきかず無之様に可致出來由可申付、若無沙汰之者有之者、可遂披露可被處嚴科旨被仰出者也、仍如件、己丑十一月晦日、須藤惣左衛門殿、虎朱印、宗甫奉之、又當村慶長八年の水帳にも、内匠の名見えたり、後京都大佛の洪鐘鑄造之員に加はり、其賞として職名

衛門重久と彫りたる物あり、これ皆此家及一族鑄造せしならん、

○飯山村 伊比良末卒 江戸より十五里、此地に飯山と唱ふる山あるにより村名とすと云、飯山郷と唱ふ、按ずるに、其唱を註せざれど、例によ【和名抄】當郡の郷名に印山ありるに、伊比也末と唱呼せし事必せり、印飯音訓似たるを以て註唱し、今の文字に改しならん、されど猶古く伊也末と唱へし事證あり、 永正十六年の文書 北條早雲箱根金剛王院へに假字を以て、い山と記し、天正十七年の文書 小田原新宿町民所藏其 上中萩野二村、嘉祿の頃は毛利藏人大夫季光入道、西阿が所領たりし事、淨土傳燈錄に見えたり、其文光福寺條に出す 大江廣元入道覺阿の舊領にして、其子季光傳領せし、應安元年 應安元年、當村に限りし事にあらず、事は圖説に詳なり、

の物に當所治工の名見ゆ、武州神奈川宿、洲崎明神社、鐘銘に飯山源光弘と彫す、光弘の子孫今詳ならず、 永正十六年四月北條早雲此地を箱根權現に寄附し、幼息菊壽丸の知行に宛行ひしを、菊壽丸又新田某の給分に配當す、箱根金剛王院文書曰、箱根領所へ菊壽丸知行分二百貫文、い山してんに被下、按ずるに、菊壽丸は北條幻庵の幼名にて、其頃は箱根別當坊に在、 天文十七年當所佛工

を河内守と稱する事を許さる、村内法界寺寛永十四年の鐘銘に木村河内守吉久、同内匠吉治と、寛永中死す、子孫箕裘を繼しが今より三代の前其職を廢すと云、寛保元年京都眞繼若狹守より鑄職の筋目を尋し時の文書及其答書の案を藏す、 答書に載る前に記す如くなれ、又北條氏の文書二通を藏す、 一は森氏の文書なれば後の善左衛門の條に引用す、一は馬市の捷書なり、其文中萩野村小名の條に出す、 村内に同氏の民十餘戸あり、其内清兵衛と云者の先祖も鑄工にて京大佛鑄造の事に預り、其時の文書を藏せしが中古失ひしと云、今同氏の内、平十郎と云者のみ其業を繼て職名を河内と號す、○同善左衛門 毛利、或は森利左衛門所 祖先主計は慶長の頃の人なり、八年の水帳に主計の名あり、 今同氏の民十四戸あり、其本家なりと云、利左衛門所 されど天正十六年の文書に、森豊と見え、利左衛門所 智然而森豊雖申上斗斗居住上者越智世余行狀如件不可有申所天正十六戊子豊後虎朱印、評定衆上野介康定花押、斯の如く損壞して、文意知べからずといへども、森豊は森豊後なるべし、同十七年北條氏より當所の鑄工に大統を課せし文書の條に引用すにも、森豊後の名を載たるは、此頃の祖先なるべし、 銅鏡神體野口等にも、萩野惣大工森、或は毛利久左

の造立せし佛像今煤ヶ谷村に傳ふ、不動堂本尊に飯山佛所慶一月日、永祿二年に改めし、 【役帳】にも北條幻庵内室の知

行に屬し、又新田某の配當地たりし由見えたり、曰、御新百六十貫三百八十七文、飯山新田此内八十貫三百八十七文、癸卯檢地増分又曰、新田百六十貫三百八十七文、中郡飯山、此内八十貫三百八十七文、壬寅檢地増分、但甲寅歳より、 天正の頃幻庵御託言に付而役御免、但幻庵知行役の内に入、村内金剛寺所藏に、天正の頃 新田氏の所務せし地たりしと見ゆ、村内金剛寺所藏に、天正の頃 寄附せし、同十七年小田原籠城の用意として、 當所の鍛工に命じて大銃を作らしむ、足柄下郡小田原新宿町民所藏文書に見ゆ、其文上萩野村に出す、 檢地は天文十一年改北條役帳の後、元祿十二年牧野備前守成春

紮す、今大久保佐渡守忠保領分、もと御料所なりしを享保十年春領分にて寶永の頃近村と同時に替りしならん、 及堀中務、松平守矩典領分なりしを文化八年堀正に賜はれり、 山田立長、正徳二年先世加藤澤大學、建部六右衛門廣載、前田織部、長澤大藏、田長澤の三氏は、近村川入村の傳に、寶永四年建部民部少輔廣充、前田隠岐守玄長、長澤壹岐守資親等に賜はりしと云、 當村も其時なるべし、知行す、村南尼寺原に當村の秣場あり、十四町六段、六畝二十歩、御料に屬せり、 大山尺、丹澤、幅同上、公用の往來には人馬を煤路かゝる、

○高札場七 ○小名 △千頭勢牟 △臺 △尼寺仁無

△川久保 △久保 △旗谷 △辻 △打越 △山岸

△下原 △菩提 △砂場 △矢崎 △白山

○飯山 中程に在、一に飯盛山と呼、其狀器に飯を盛たるに似たり登一

○華嚴山 西北の界にて煤ヶ谷・上萩

野 中下萩野二村にも跨れり登八町許、名義は上萩野村松石

山中に子種石、硯石と唱ふる大石二顆、及山頂に兒塚

名義は煤ヶ谷村と云あり、○林 東南の方に雜林一段八畝

歩、中程に竹林二段三畝あり、各給の地頭入會の持な

り、○塚 東方にあり、水吉塚美豆與高三塚上

に白檀一株あり尺許 ○小鮎川 村内の山間より出る

かまが澤・こふた澤・湯の澤・大はた澤・中を澤等の數流

此川に會し中程を流る幅十三、田間の用水とす、土橋五

を架す、栗橋長十、千頭橋長十、久保橋長八、菩提橋長十

場橋長六等の名あり、○恩蘇川 南方の界を流る幅三

是も用水とす、石橋長二を架す、八橋と云、

○龍藏權現社 村の鎮守なり、石一顆を神體とす、本地

彌陀藥師十一面觀音共一行基作、長天正十九年社領二石

の御朱印を附せらる、例祭六月二十八日、△末社 熊

の像なり、神龜年間堂地より西方四町程字豐澤と云所

の清泉中より出現すと云、今行基作同像長五尺の腹籠

りとす、又同作の像を置長三尺五寸、元は彼黃金佛を神

龜二年行基開關按ずるに、嘉吉の鐘銘にはの地にして大

同二年弘法密宗の道場とす、永延二年坂東順詣の札所

第六番となる、建久中源朝秋田城介義景をして造營

を加へしめしと云以上縁起に載る所なり、坂東觀音靈場記

權大夫觀音を信ずる事久し、或時旅僧來て終夜法話の次、我

笈佛尊像は和州長谷寺の像材にて、行基大士の彫刻なりとて

附屬す、據て地を撰び、彼僧地鎮の法を修し堂宇を經營す、

落慶供養の後、彼僧去所を知らず、笈中に一箇の五銖を殘せ

りと云、此說當寺には傳へず、但 觀應元年十二月高播磨

長谷の唱は是に依て起りしにや、遂に大住郡日向山に至りし事、善波太郎七郎有胤の款

狀に所見あり 大住郡大山師職佐藤中務藏文書曰、著到善波

飯田御發向御共仕、同廿六日飯山寺御共同前、同廿七日朝御

合戰致戰功之上罷預御小袖於日向令進上訖、仍著到如件、觀

應元年十二月廿八日、基氏の袖判あり、又曰、自飯山寺到于

日向山致忠節之條、尤以神妙也恩賞事、追可有其沙汰之狀如

件、觀應二年正月廿五日、嘉吉二年の春回祿に罹り、繼で

堂宇を再造す後の鐘銘 天正十九年十一月觀音堂領三石

野 疱瘡神 山王 △鐘樓 正徳二年鑄造の鐘を掛、

△石地藏一軀 背に文明六年の銘あり 奉造置六道能化

山寺文明六年卯月日、願主小比丘恩隆と刻す、按ずるに、別

當龍藏院の開山を恩隆と云、されど文明二年卒すと云へば別

人なるか、且飯山寺は村内觀音堂の號なり、△別當龍藏院

り、古へは彼堂にありし像なるべし、飯谷山藤井坊と號す、本山修驗

飯谷山藤井坊と號す、本山修驗 瀧坊配下開山恩隆 二年

四月十九 古瓶一口を什物とす 古鏡を其蓋とす、鏡面に勸進

日辛、神木松樹の根より穿得しものと云、按ずるに、古代の物と見

え、△護摩堂 ○山王社四 一は千光寺持、二は村持

一は村民持、○御嶽社三 一は村持、二は村民持、○稻

荷社三 一は村持、二は村民持、○神明社二 一は村

持、一は村民持、○石神社三 村民持下同じ、○辨天

社 ○十二天社 千光寺持下同、○五靈社 ○熊野社

金剛寺所藏天正十年の文書に載せしは此社なり 寺の條

に出 ○白山社 是も同寺文書に見えたる社なり、本

地十一面觀音長一尺三寸行基作神木松樹圍一丈あり、龍藏院持

○飯綱社 村持、

○觀音堂 飯山寺と號し、觀應元年の文書に、長谷の觀音と唱

ふ 嘉吉二年の鐘銘に飯 本尊十一面觀音長三寸は閻浮檀金

の御朱印を賜ふ、毎年三月二十一二の兩日に法會あり

【什寶】 △神代鏡一枚長一寸五分 △須彌山石二顆一

黑色、一は白 △鐘樓 嘉吉二年鑄造の古鐘をかゝる銘

曰、相州愛甲郡毛利庄、飯山新長谷寺廻觀自在應現之勝地、俱爲

行基師再興之靈場也、嘉吉二年壬戌之春忽罹舊仗之變、俱爲

灰燼焉、未幾再新堂宇、僉曰號令幽顯啓昏導迷莫先於鐘、是

以清淨金剛寺先住持開勝、募衆緣以謀鑄造、而經素傾誠、庶

結善緣者頗多、鬼氏速成厥功矣、故遣使來求銘福山西來小比丘

己林、未□爲之銘曰、飯山所鎮長谷維榮、再新堂宇重立準程、化

緣普應洪鐘復成、或昏或曉以扣以鳴、林壑蒼響遐邇歡情、圓

通門啓煩懣夢驚運慈悲力救苦衆生盡々佛事利々音聲、聞修既

了覺性自明執不發省、觸處傾誠、鬼氏有據功烈永廣象教彌盛

國家太平、嘉吉二年壬戌卯月五日鬼□木□大工大和權守清原

國光本寺前住小比丘釋闍勝誌焉勸進小 △札堂 正觀音を

置、△天神社 △金毘羅社 △老楠一株 大さ十圍餘

△仁王門 △別當長谷寺 飯上山如意輪院と號す、古

義眞言宗 高座郡河原口村惣持院末、按ずるに、嘉吉の鐘銘

本尊如意輪觀音長六寸外に地藏長三寸を置、開山行基

中興僧藏海明德元年八月 △鐘樓 享保九年に新造す、

鐘は貞治四年に鑄造せしものにて村内金剛寺の鐘なり

銘文あれど漫滅して年號及華嚴山金剛律寺の數字のみ見えた

り、【坂東觀音靈場記】に、此鐘往昔昔雷雨鳴の夜に失ひ、近代

夢の告あり地中を穿て得たり、據て
 土俗飯山の隠鐘と稱すと記せり、
 ○金剛寺 華嚴山遍
 照院と號す、曹洞宗 三田村清 本尊釋迦、寺傳に云、大同
 中空海開基の靈場なり、按ずるに、「東鑑」壽永元年五
 月の條に當國金剛寺の僧侶等解狀を捧、古庄近藤太の
 非法を出訴せし事所見あり、
 日、五月廿五日相模國金剛寺
 僧侶等捧解狀群參營中、是所
 訴申古庄近藤太非法也、彼狀被召出御前相鹿大夫先生讀申之、
 金剛寺住僧等解中請錄倉殿御裁定事、請被特蒙慈恩停止古庄
 鄉司近藤太致非例濫行苛法難堪、子細狀副進所課注文一通右
 住僧等謹言、上情案當寺爲體大日如來變身不動明王靈地也、
 仰其利生之倫破惡魔怨趣十善尊位者也、爰住僧聖禪切拂幽
 々山中安置明王尊像、招集無緣禪徒勸畫夜勤行、朝、叩鐘警
 奉祈大主尊開夕幅羅衾祈請國土安穩、而當鄉司猥耽一旦之貪
 利永忘三寶之冥助哉、依此呵責住僧等各閉庵室之樞捨供養之
 法器畢、寺中無耕作田畠唯懸露命於林葉許也、就中爲山狩追
 出僧衆之條希代事也、依如此之責住僧等已逃散、加之聖禪於
 破壞精舍雖企修造之勵誰留安堵之蹟哉、若無御裁許者誰住僧
 留浮跡矣、望請早任注文狀被停止者住僧等各擬三業一心之丹
 誠可奉祈千秋之御寶算矣、以解治承六年五月日金剛寺住僧等
 廿六日金剛寺僧徒、訴事昨日擬有其沙汰之處、已及乘燭之上
 昌寬申障而不參之間、今日被經沙汰被成下外題如申狀、僧徒
 等者有謂山寺仁公事並狩山蠶養召住事見苦事也、速可令停止
 狀仰處、其寺今孰れにあるや、正しき證を得、蓋當寺古
 跡の残れる様を以て考れば、即この寺の事なるべし、
 今長谷寺にかくる貞治四年の古鐘は、即當寺の鐘なり

華嚴山金剛律寺
 の數字を鐫る、又觀音堂嘉吉二年の鐘銘にも當寺の住
 僧閻勝の名見えたり、按ずるに、鎌倉覺園寺所藏、文安
 以後年漸衰微し、寺號大師の影堂のみ繞に残りしを天
 文中僧忠州 本寺四世、天文十 足柄上 郡の屬 最乘寺輪番の序
 當所の觀音及當寺の大師堂に禮拜通夜せし時、護神の
 告に任せ、輪番畢て此所に來り、再建して今の宗派に
 改む、因て忠州を開山とせり、天正十年新田日向村内
 の山林を寄附す、
 所藏文書曰、此度御所望付而進置候山之事、
 北者中山道場屋鋪之邊を切而、南者熊野之
 宮を切而、西者白山之下澤を切永代進置候、若木草一本も切
 申牛馬放者就有之者我等在郷之砌、可被仰付候、急度支置可仕
 候、爲末代之證文進候、仍如件、于時天正拾歲三月五日飯山
 之郷金剛寺新田日向花押、按ずるに、熊野、白山の兩社今村内
 にあり、中山道場、
 屋敷は詳ならず、天正十九年寺領五石の御朱印を賜ふ、
 【寺寶】 △錫杖 一握 △銅鉢 一口 △唐銅水瓶
 二口 以上三品は弘法所 △阿彌陀堂 丈六の像を置、又
 弘法作の彌陀長五寸、一夜千 △大師堂 空海三十四歳の時自作の像、長一尺、を置 △衆
 寮 △安達藤九郎盛長墓 五輪の塔なり、梵字を、寺傳に
 法名盛長院三空道無大居士と號す、治承の頃盛長當所
 に來り靈地なるを感じ、卒後其遺骨を送りて葬すと云

三田村にも、盛
 長の墓あり、
 ○光福寺 池谷山と號す淨土眞宗 西六條
 本尊彌陀 長二尺三寸 古は淨土宗にて教念寺と號せり、
 開山隆寬 安貞元年十二月十三日
 兼五代圖には六代とす、
 後胤、少納言資隆の三男な
 り、源空に投じて薙髮し後一派を立隆寬派と號す、後世
 其傳を失へりと、按ずるに、寬罪を蒙り安貞元年奥州に
 謫せらる、時に當所の領主毛利季光入道西阿、送領使た
 りしに深く寬に歸依し、竊に門弟實成を代て配所に遣
 し寬をして當所に在しむ、今年十二年十三日寂を示す、
 事は「淨土傳燈錄」に詳なり、
 日、釋隆寬字皆空無我其別
 號也、京兆人給事中資隆之
 三男也、嘗在台嶺學台宗于範源智者、教道所入尤深宿士稱之
 關山瞻望僧正慈鎮亦敬憚焉、後寓乎長樂寺世稱云長樂寺律師
 嘉祿三年台嶺定照著彈彈集講毀淨宗、乃以彼文寄贈於寬、寬
 復述顯選擇集折之且嘲之曰、汝僻破者闇夜之飛磔也、何中我
 宗乎照大憤恨訴朝議終寬乎奥州、七月五日左遷詔旨自北
 闕下、乃以森入道西阿爲送領使配于奥州、阿深歸寬以故迨至於
 相州鎌倉、私與副帥北條氏相謀、乃貸寬遣門弟實成乎配所、
 使寬館于相州飯山、蓋飯山者阿之采地也、十一月寬患風病語人
 謂曰、苦界不安浮世如夢、我惟期聖衆之迎接有爲、遷變何足
 傷乎、復病床手筆自爲一篇、號曰藕中吟、十二月十三日晡時
 謂門弟子曰、安養期已至矣、我命終者宗門之卜筮也、當以命
 終相占驗淨宗之邪正也、已而結跏趺坐對三聖來迎像手引五色
 繡脚、念佛二百餘聲又高唱讚佛偈曰、彌陀身色如金仙相好光
 明照十方、唯有念佛蒙光攝、當知本願最爲強、時門人正智唯

願等自寬謂曰、臨終一念勝百年業師其勿忘、寬開之微笑瞻仰
 彌陀而寂、閱世八十、里民多聞天樂來值滅度、在世瀕沒之靈相
 不能詳記、按ずるに、嘉祿三 後一旦台家に改め寺號を正福
 年十二月安貞と改元す、
 領主新田日
 向と謀て今の宗派となし且寺號も改めしと云、慶安二
 年寺領十九石五斗餘の御朱印を賜ふ、聖德太子の像一
 軀太子を寺寶とす、△塔頭 福泉坊、勤行坊 ○弘
 德寺 親縁山心光院と號す、
 長二尺二寸 相傳ふ
 當所は親鸞駐錫の舊蹟當時地藏堂あり、たるを以て善鸞親
 子草庵を結び親縁山心光院と號し、弟子淨念と共に住
 す、弘安元年善鸞臨終に及て、
 當寺に淨念に附屬す、淨
 念滅後は下總國新堤村 岡田郡の屬、今、
 山新地村と云、弘德寺の住僧兼帶
 す、彼寺は親鸞の開基にして弟子信樂をして住職せし
 めし道場なり、然るに彼寺後年退轉に及びしを以て文
 祿の頃僧榮西當所に移し庵室と合して、一寺再建の志
 を興し、内藤修理亮清成に就て公の許可を得、遂に再
 建落成すと云、故に信樂、
 俗稱相馬四郎義清と云、建曆元
 年越後の國府にて親鸞の弟子と
 なる、永仁二年、
 上杉五郎朝定の
 二月廿八日卒、
 子にて、母は淺
 羽近江行隆の女、北の局と號す、
 天文十五年四月、
 朝定武州
 河越にて討死し、孤となりしを母方の叔父淺羽若狭行房介抱

して相州國府津眞樂寺の住侶を頼、彼寺にて成長なし、外戚の氏を冒して淺羽甚五左衛門と稱し、十九歳にて削髮す、能書にて且連歌を善くす、故に清成とも交り深かりしと、能中興開基とす、慶安二年八月寺領二十九石三斗餘の御朱印を賜ふ、【寺寶】△彌陀像 一軀親作 △地藏像 一軀親作 △十字名號 一幅親作 △善書 善書に△六字名號 二幅 一は親鸞筆にて開基信樂に授與、一は文明九年蓮如關東に下向して當寺に逗留の時、自ら書して授與と云、△和讃 二本 是も蓮如の筆、同 △親鸞分骨一顆 △顯如自畫像 一幅天正十二年十二月 △鐘樓 鐘は萬治三年の鑄造なり、△松樹 一葉の松なり 園一親鸞の手植と云、△子院 永吟坊・光善坊 共に今 ○本禪寺 法華宗 山本門寺末、寶松山と號す、板本尊及祖師の像を安ず、當寺は天文二十三年原美濃守虎胤 按ずるに州武田氏の家人なり、信玄當時法華の徒を惡みて改宗せしむ虎胤固く法華を崇信し、君臣は一世法の師は後世に及ぶとて出奔し、北條氏に頼せしなり、若尾内匠助某等小田原に開基し、眞如山本蓮寺と號す、後擾亂に因て衰廢せしを元和八年僧日賢村民助三郎と稱す、正及下古澤村民 善右衛門と稱す、日賢村民 保元年六月死、寛文五年二月廿七日と當所に移し、再建せん事を謀り、寛永十八年に至

て堂宇落成す、此時山寺號を改む、故に日賢寛文九年九月廿三日卒を中興開基とし、彼二人を開基とす、慶安二年寺領十三石一斗餘の御朱印を賜ふ、【寺寶】△曼荼羅 一幅 紺紙金泥にて、下に大日本國富士山本門寺日興上人遺弟日健花押、天正十三大才乙酉九月一日書寫之、相州小田原眞如山本蓮寺大法坊日源願主敬白、施主若尾主水助久吉謹白とあり、△鬼子母神堂 △子院 玄妙坊 享保三年 ○千光寺 千頭山普門院と號す、古義眞言宗 高座郡河原口村惣持院末、大同二年弘法の開基と云傳ふ、本尊如意輪觀音、慶安二年八月境内觀音領五石及龍田社地竹木諸役免除の御朱印を賜ふ、△龍田社 末社に天神稻荷あり、△觀音堂 千手觀音を置、長一尺八寸 ○彌陀堂 本尊は惠心作、長一尺、江戸増上寺の進退なり、隆寬堂と唱ふ、按ずるに隆寬當所に在し頃此堂に住せしを以てかく號せるなるべし、隆寬の事蹟は、光福 ○地藏堂 二一は黒地藏、長七寸、一は白地藏と號す、共に弘法作、金剛寺持下同じ、○藥師堂 往古金剛寺の本尊の一なりと云、長三寸、行基作、又 ○大日堂 村民持、○放光寺蹟 其地今詳ならず【高僧傳】に僧淨因文永の頃當所に開建せし事見えたり、○京兆戒寺沙門釋淨因度聰慧、慕出世學讀曼照、剃髮稟戒不勞師授理義、默識執侍智舜、智鏡二公、三大律鈔討究、與願入三聖寺參請禪關、分化東林

聲重律苑、移席戒光大延學資正元元年春戒壇院圓照講律章忍空照禪爾凝然求益、雁列既回洛南衆追隨應請住相之無量寺繼、開飯山之放光寺、爲第一世學侶、壇堂勸誡無倦、南山戒疏宋本句讀初學病諸因始贊訓、文永八年十二月十二日寂于飯山、五十五法臘若干、撰述尤多以其踐行似大智師、門裔或謂爲靈芝之再生云、廢せし年代を失ふ ○川入村 加波以下川入郷と唱ふ當村は其本郷にして今當郷に屬する棚澤・熊坂・半繩・八菅の四村皆當村の分村なり、按ずるに、永祿天正間の物の條に載すに八菅・熊坂など記せしも見ゆれば、當時既に各村別稱せしと見ゆるを何の頃當村に併入せしにや、正保の改には正しく下川入村とのみ記して棚澤已下の村名を載せず、其頃は概して下川入と稱せしなり、元祿の改に至り始めて今の如く各村に分記す、夫より後も當村は猶下川入村と唱へしが、元祿の改にも、延享の頃より下の字を省きしと云、是より先寛しか記せり、當村を新戸と書せり、是は全く私の唱を偶記せしなるべし、上川入郷は角田・田代二村の地なり、抑川入郷の名は【倭名鈔】を參考するに、當郷の郷名に所見なく隣郡高座郡に河會郷本書注せざれど、加波比と唱へしなるべしの名あり、其唱聊通へるを以て考ふれば是當郷の舊名ならんか、且其地域を量るに兩郡相接するも相模川を界とするのみ、然れば當郷往古は彼郡の屬地たりしが、相模川の變遷により本郡に併入せしも識べ

からず、當郷名の蚤く見えしは鎌倉覺園寺所藏の文書を始とす、是應永二十六年六月彼寺領三田村用水の事により鎌倉管領持氏が令せし書なり、覺園寺雜掌申、當寺領國河入郷之流末之間、可致井料沙汰之旨就成煩有共沙汰、去九年十月廿六日成敗分明之處動及催促云々、所詮且任先落居旨且守舊例停止永彼違亂、可令全寺家所務之狀、其後嘉吉三年四月如件、應永二十六年六月三日持氏花押、北條氏分國の頃津久井城修理により人夫を課せし狀には、角田川入と連書し十五人の歩を促せし事見えたり、三增村民所藏文書曰、津久井城普請氣次第明日より三日、道具は鐵まさかり、四つ以前に參るべし、晚は七つほうじあがるべし、我々自分之様には無之候、御大途の爲城普請の儀致分別可走廻候、若不參者有之は強儀を以可押立候者也、仍如件、寅五月二十四日三ヶ村百姓中、大和守朱印、按ずるに、津久井城主内藤、當村江戸より十四里、矢倉澤道を往大和守景豐の文書なり、當村江戸より十四里、二里近し、家數九十、東西九町餘南北十五町、東、山際村、西、中津川北、熊坂・八菅、今大久保佐渡守忠保、關村慶安の頃より眞享中棚澤・半繩四村、今大久保新八郎康明知行元祿十三年牧野備前守成春に賜ひ、寶永四年に至り地を裂て八木主税助に賜ひしを享保十三年先世佐渡守常春拜賜す、長

澤大藏 寶永四年壹岐 同年隱岐守 建部六右衛門廣載 同年民部少輔 廣充拜賜等 等の知る所なり、檢地は貞享三年大久保新八 郎康明、元祿十三年牧野備前守成春等糺す、津久井 或は信 云、幅 大山幅九 二間、大路係る、飛地棚澤村にあり 二町九段九 其餘流作場北方熊坂村に添て相模川の端にあり 一町四段 當村及棚澤、熊坂、半繩、八菅等五村の 三所に散在す、一 組合持、延享二年神尾若狹守檢す、又秣場 三所は二十八町、一は 二段五畝共に五村の組合なり、あり、共に御料に屬す、 一は三田村と組合持なり、

○高札場 四 ○小名 △諏訪ノ原 諏訪社の邊を云、此所信 八州古戦録 三増合戦の條に信玄も敵國へ入ての武者押なれ ばなじかは油斷せらるべき、諏訪の森より三増迄の間郷人は らを所々にて捕へ、件の模様を聞届云々とあり、是當 所なるべし、隣村熊坂村にも同社あれど順路ならず、 △中 村 △山ノ根 △關さし △根岸 △中河原 △下河 原 △吹上

○坂三 諏訪坂 登二町餘 葎坂 登一町半 寺坂 登一町餘 等の名 あり、○中津川 西南を流る 河原を合、幅百二十間より四 堤あり、二所に入樋を設て五村組合の用水に引、○善 明堀 勢牟美也 北方棚澤村界字蟹澤より出、又中津川 用水の流末合して東流し、善明山源養寺の前を流る、

を以て此名あり 尺許隣村關口村に沃で善明川の名を得 ○諏訪社 村の鎮守なり、例祭七月廿七日、往古社地に 六本松一幹六本、と呼ぶ老樹ありしが中古枯稿す、村持、 △鐘樓 安永二年再鑄の鐘を掛、○第六天社 二 村民 持下同、○山王社 ○五穀明神社 祭神面足尊惶根尊 と云、村持、△末社 一目連大神 ○源養寺 曹洞宗 田代村勝 善明山と號す、本尊釋迦、開山 吉山永祥 元和元年二月 開基は月翁源養 元和六年十一月二 十日死す、村民に て源左衛門と稱せ、 ○一行院 淨土宗 下荻野村 山と號す、古は彌陀堂なりしが後一寺となる、本尊彌陀 開山正譽傳西村民 前寺開基源左衛門の子なり、の開基なり、 ○棚澤村 波牟良 江戸より十五里、下川入郷に屬す、下 川入分村の一なり 事は川入村 に詳なり、民戸六十三、東西十二町南北 二十町餘、東、川入、三田二村、西、上中荻野二村、南、下荻野村、 寛文十三年檢地ありし後、元祿十三年牧野備前守成春改 む、今鈴木銀次郎知行す 古御料所、寛文中迄太田善太夫吉次 し御朱印に下川入村とあり、又同氏貞享書上に大坂御陣の後、 御加恩の地として當村を賜はりし由見えたり、元祿十一年より 寶永二年迄牧野備前守成春領分同三年御料 飛地半繩・八菅・熊 となり、明年先世源五右衛門重倫拜賜す

坂三村入合地にあり 七町九段六 大山道間、係れり、又流作 場秣場等あり 五村組合なり、事は 川入村の條に出す、

○高札場 ○小名 △本村 △市島 △小坂 △才戸 △下平 郷五村組合の秣場なり、○貝殼坂 登三十間 幅八 津川 東方を流る 河原幅共一町半、平水十五六間より 二三十間に至る、此水を用水とす、土橋 を架すと云、水除堤を設く 高六 此川にて年魚を漁す 錢永 を貢 ○澤 其水北方小名下平を流て中津川に入る、

○神明社 小名本村及び川入村飛地する凡三町 の鎮守と す、例祭二月十五日・六月二十一日、社地に鐘樓あり、 寛文十年鑄造の鐘を係しが、寶曆十年の大風に破壊す 又神木の椎の老樹 圍三丈 ありしが是も同時に枯稿す、

○三島社 小名市島の鎮守なり、本地佛三尊彌陀を失ふ 祭禮六月十五日、

○常昌院 曹洞宗 田代村勝 雲溪山と號す、本尊釋迦、開山 種巖宗藏 文祿元年十月 ○山王社 山上にあり、○觀音 堂 本尊は運慶作 長一尺、堂中境内の鎮守白山を安す、 ○藥師堂

○熊坂村 久末佐 江戸より十四里、村内に熊坂と號せる 坂ありしより 七曲坂の 村名となると云、下川入郷に屬す、 按ずるに、『北條役帳』には八菅熊坂村と書す、然れば永 祿の頃は、八菅と一村なりしにや、天正小田原陣の制札 村民金右衛門には熊坂村と見えたり、されば其頃は各村に別 稱せしを中古下川入村に併入し、其後又今の如く各村に 分折す 委は下川入村の 地形八菅半繩兩村と犬牙し、各村の 廣袤量るべからず 四隣の如き 今是を括量するに東西二十 五町南北二十九町 東、相模川を隔高座郡田名村及當郡上依智 北、角 家數二百十、北條氏分國の頃は内藤左近將監景定 知行す 〔役帳〕曰、内藤左近將監三 十貫文、東郡八菅熊坂村、今地頭川勝定之助 所元祿 十一年牧野備前守成春領分となり、なり、檢地は文祿三年を 始とし、正保四年伊奈半十郎忠治、寛文十三年廣田吉右衛 門・小栗吉兵衛 按ずるに、此時檢地を奉 元祿十三年牧野備 前守成春改む、又寶永二年新墾の地をも檢す、甲州間、 別に信玄道と呼ぶ一條あり、村の東端に 大山 幅九 二道通す 又流作場秣場等あり 五村組合なり、川入 村の條に詳載す、 ○高札場 ○小名 △六倉 武都久良○往昔足柄通り東國筋 への街道係りし所と云傳ふ、八

菅村入會の地にて相模川に添たれば、中古川關の地多し、按ずるに、〔和名鈔〕當郡の郷名に六座あり、即此地なり、
△大塚 八菅半繩二村と
△瓦山 入會の地なり、

○瓦山 西の方にて 高一松林あり 頭、四町三段三畝六歩は地村民の持 又東方にも少許の林あり、○坂四 西方にあり、七曲坂 ゆゑなり、後其唱轉じて熊坂と呼びしと云、新戸根坂祀禮坂新坂等の名あり 登二町より三 〇塚 北の界にあり大塚と呼 高凡八十間松樹あり、塚 〇相模川 東界を流る 幅四十間餘、河 往昔此所に東國への街道係りて船渡あり六倉の渡と唱ふ、後年角田村に移せりと云傳ふ 今も渡場あれど村民耕作の便とするのみ、僅に船二艘を置 對岸高座郡田名村に通ず、當村と八菅村の持なり、

○中津川 西界を流る 幅二十間餘、河原を 此川にて年魚を漁す 頭を地 土橋二つ架す 一は上河原橋長三十間餘、川傍に堤を築く、尺、高四五

○諏訪社 明應元年の古棟札を納む 奉遷諏訪大明神祇白、當覺養坊社造立、初發 八菅山覺養坊持、〇神明社 村民起鈴木兵部と記す、

持、△末社 天王 稻荷 △楠樹 神木なり 尺餘、丈六

る所なり 關村古は御料所、元和元年太田善太夫吉正に賜はりし由家乗に見えたり、これ分村以前の事なれば、かく記せしなり、元祿十年迄同氏の采地たりし事村の記録にあり、同十一年牧野備前守成春領分となり、寶永四年 飛地棚澤村にあり 五畝御料に復し後次第に各給に渡れり、

十六、此餘檢地往還流作場前村に同じ、
〇高札場四 〇小名 △坂本 八菅村に △大塚 熊坂・八菅の地なり △下熊坂 志多加 △若宮

〇坂六 新坂 古此邊に句坂と云坂ありしを、中古 熊坂村に於ては祀禮 吹上坂・本坂・若宮坂・市島坂等の名あり 長二町 又は三町 〇中津川 村西を流る 川幅年魚堤防等の事 皆熊坂村に同じ、

〇若宮八幡社 古碑二基を神跡とす 一は文和二年二月日、當社再造の棟札六枚ありの物なり、村持、〇山王社 神體圓鏡 奉鑄山王宮之所、正保五年正月日、本願 置 〇御嶽社 淨土宗 關口村大 松樹山と號す、本尊彌陀、當無量院 淨土宗 信寺末、

〇山王社二 一は道祖神を合祠す、〇神明社 東昌寺 日輪山と號す、曹洞宗 熊坂村龍 開山鯤國雲鯨 本寺三世萬治三年 本尊藥師行基作、三月十八日卒、

〇龍福寺 海藏山と號す、曹洞宗 津久井縣根小屋 村功雲寺の末、開山佛光普月 柳山洞祭と號す、元和 開基は村民なり 法名昌山玄 衛寬永八年九月十九日死、祖先是千葉氏にて小田原北條氏没落の時、新介某下總千葉を去て當所に來り氏を熊坂と改、村民となりしと云、本尊釋迦、△鐘樓 △白山社 〇久昌寺 興雲山と號す 前寺 開山石門爲橋 寶曆八年四月 本尊藥師 〇長月寺 金峯山と號す、同宗 源院末、開山格雲慈存 寬永十一年三 本尊准胝觀音行基作、長四寸六分 〇松壽院 無量 山と號す、淨土宗 關口村大 本尊地藏、當院はもと十王 堂の地に建立せし故今も十王を安す、

〇鈴木喜左衛門陣屋蹟 東方にあり、喜左衛門は慶安の頃より寛文に至て御代官を勤め、爰に住せしと云、元祿中廢せられ、寶永二年の檢地に陸田とす 廣狹詳 塚或は馬場 當時櫻樹を多く植たれば、櫻馬場と 〇半繩村 波無奈 江戸の行程十四里、下川入郷に屬す、元祿十三年熊坂村より分村すと云 帳には、熊坂村の内に合載、家數百七十五、廣袤四隣は既に前村に括載す、今大久保佐渡守忠保 享保十三年佐渡 同録之承教文 同年江七兵衛久留十左衛門 寶永四年猪之助 久松大和守 同年忠次郎定 等の知持に賜ふ、

〇太田善太夫吉正陣屋蹟 西方にあり、吉正元和元年當所を拜賜したれば其頃の造營なるべし、夫より子孫元祿十年迄知行しに陣屋一ヶ所と載す、十一年遷替の後廢して、十三年繩入 七畝十一 あり、今村民の宅地となり、爰に善太夫の力石と唱ふるあり 目許 重さ百貫

〇八菅村 波須計 川入村に屬す、民戸九十九、天文中は内藤九郎五郎康行 村内七社、權現社天文十年の棟札曰、當永祿の頃は同左近將監景定 十貫村、東郡八菅熊坂村、知行す 今地頭太田運八郎資統 賜ふ、鈴木銀次郎 先世源五右衛門 年牧野備前守成春領中は、牧野備前守成春領、檢地は元祿十三年 古へ御料所元祿中は、同四年二給に分る、檢地は元祿十三年 分寶永三年御料所、同四年二給に分る、檢地は元祿十三年 年牧野備前守成春改む、此餘古熊坂村と一村且下川入分 村の一なる事、廣袤四隣等皆熊坂村に辨せしごとし、江 戸の里數流作場往還等の事亦同じ、

〇高札場二 〇小名 △坂本 八菅村と △六倉 熊坂村入會 古街道及〔和名鈔〕郷名の遺名 △大塚 是も熊坂村入 たる事は同村の條に出す、

△新田 〇八菅山 村西にあり、山上に七社權現鎮座す、山中方 八町は其社地にして不入の地なり 此山は山中の修驗等が 指揮する所にして自か

ら一區をなし屬する所なしと雖、固よ相傳ふ、日本武尊東征の時、此山を望み形龍に似たりとて蛇形山と名けしとなり、今山中に左眼池・右眼池・鼻池・口池水潤て具建舌畑等の唱へあるは、當時の稱呼を殘せるなりと云、又八菅山と號するは大寶三年、七社權現勸請の時奇瑞ありて名づけしと云、山中に堂庭幡幡之坂以上二所、の地と神酒園美曾乃○又御園とも記す、昔權現祭禮の時、産此地に畑三畝程あり、御殿屋鋪と唱ふ、天文二十二年聖護院道増親王順行の時假殿を建し跡なり、東谷南谷中谷北谷經論窪昔中の僧侶、大山寺衆徒不動坂ニツ石七ッ石阿伽井谷破途胸後入道古字茲仁拜參所驅拔久保以上五所は國峯修物出之坊姥懷宇婆賀布子生尾茲奈の大名あり、○新坂 八菅山に登る道なり登三町程半繩○中津川 西方を流る川幅水除堤年魚等村に跨り長二十○七社權現社 八菅山上にあり、或は八菅山權現と號す扁額には本社は覆殿一棟の内にて、中央を證誠殿と號し、祭神國常立尊本地無其左右に各三社あり、左方は玉函殿に伊弉册尊本地金峯殿に金山彦命本地譽田殿に譽田別尊本地無右方は妙高殿に大貴己命本地藥師本地妙理殿に

伊弉諾尊本地十一走湯殿に天忍穗耳尊本地同上神座す三十三年に當拜殿あり郎直政再興す傳云、大寶三年役小角當山に來て修法す、時に天人影向の瑞あり社藏願記曰、大寶三禊癸卯行者、自一日一夜往關東相州八菅山三七日修法、其間天人降、指桂天蓋於小角守護之、相模一國樵蘇農夫視之低首揮泪拜修行者、動了一夜飯洛矣、又徵業錄を引て曰、修練子相之八菅山、天童降而執、蓋云々秘藏記は天平寶字七年引削道鏡の著述、聖護院宮の藏書にて、他に類本なしとて抄録を藏す、遂に當社を勸請す其後和銅二年行基神體及本地佛を彫刻し應永勸進狀曰行基令造立釋迦阿彌陀藥一山の伽藍を建立す、後年將軍尊氏社頭を再建し、應永二十六年管領持氏の許可を得、諸方を勸進して又再興せり此時の勸進帳、原本は失ひ、其寫を藏す、曰、遊化場也、宜哉、昔八丈八手之玉幡、自都怒天降臨此山時、八本之管根忽然出生受之、故稱八菅山者也、竊尋建立始、行基爲一天四海之護持、令造立釋迦阿彌陀藥師三佛、其後數代日副海老名季貞亦安置大日尊像、是則源家繁昌之基也、然以來星霜年舊照鑿之日新也、凡靈佛靈社、以何興廢隨時恨哉、今已徒衆貧乏增坊零落自然當來、然則堂舍軒朽風拂天井之塵佛前垣閣月挑常住之燈、奚盛譽少有前因怒今務當山之職、情見此破壞胸中鬱々感淚連々、嗚呼不如成否者明慮之知處也、予只勵純一之志催縹緲素貴賤之方施、若垂三寶憐乎不遂彼再興焉、和合因緣省憑縱亦宿緣海護法之善神、聊加廣厚惠令成就弟子大願此以善利上報四恩下資三有群生、乃至爲備天下安全武運長久御祈禱恐々頓首敬白、仍勸進帳如件、應永二十六年正月

日、勸進沙門敬白、左永正二年兵火に罹り、四年勸進し兵衛督源朝臣華押、て本社以下諸堂を假に造營せしを、天文十年に至り遠山甲斐守綱景再造の功を畢ふ、其時の棟札今に藏せり曰、奉造營八菅山大權現精舍一字、本願權大僧都法印春秀、當地頭内藤九郎五郎、藤原朝臣康行代官志村越前守平朝臣昌瑞大檀那、遠山甲斐守藤原朝臣綱景、于時天文拾歳辛丑霜月廿七日、大工家安鍛冶秀家敬白、夫より造の後貞享四年本社再興諸堂修復のため、武相二州御府内の勸化を許され、文政七年にも諸堂社及祭禮法具修復の爲武相二州相對の勸化を免許せらる、社領古は山外にて凡方七里關東ありしと云今近村に神田祭禮田燈明免油免坊附など唱る遺名あり、天正十九年村内にて、社領六石六斗の御朱印を附らる天正元和・寛永の御朱印には、寄進八菅山殊寺中殊不入と記し給ひ、其後より八菅山七社權現領と記さる、山内方八町不入にして古木繁茂す其内役小角手植と傳る楠松杉椎等の大樹數株あり、今多く枯槁下川入郷五村の惣領守なり昔は上川入郷も、例祭二月廿日・廿一日一山修驗秘法を修す、近郷の者群參す、△東照宮元和二年勸請し奉る、△末社 龍天護法善神 三島稻荷 白山 辨天 子易 天神 諏訪金毘羅天神合殿淨妙居士祠 無量祠 △國峯灌頂堂 回峯行所三十所及七宿是も行の第一番にて禪定宿と號す、本尊不動小

角作堂前に探燈大護摩壇あり、△祖師堂 役小角の像を安す長三尺善童鬼妙童鬼各長一尺六寸及賓頭盧の像を置長二尺此像は殊に古色にして、將軍尊氏社頭再建の頃造立せしものなり、事は御首中に記せる銘文に詳なり曰、奉造立賓頭盧尊形像右志者爲大伽藍安穩興佛法、別天長地久御願圓滿、關東大將軍家尊氏朝臣、並武藏守師直、同三河守當寺別當權律師一圓並一山大衆十方檀那安穩大平乃至法界衆生□□□二月廿五日、金剛佛子阿闍梨良慶花押、□部法橋院海花押、前別當權少僧都永圓權律師良俊大武法眼院高兵部卿永俊潮田入道實圓道覺道圓此銘文中年代の關し所は永正二年兵火の時破損し其後修理を加へし所と云、△觀音堂 一は中谷觀音と云、坊中淨實院の預りなり、先年風損の後未再建に及ばず、一は北谷觀音と呼ぶ、△不動堂 南谷不動と稱す、慈覺作長二尺餘坊中正滿院持、△大日堂蹟 今其地詳ならず、應永二十六年の勸進帳に海老名季貞源家繁昌の爲安置せし事見ゆ、永正二年兵火に罹りしより廢すと云、△鐘樓 元和四年鑄造の鐘を掛、△神塚 日本武尊鋒を立し所と云方三尺、五輪の塔三尺を建、△海老名源三季貞墓 五輪塔にて高四尺、梵字を彫す、△別當光勝寺 八菅山と號す、本山修驗京聖護院末古は無本寺和銅二年行基の開基にて八菅山寺と號す、應永二十六年

の勸進帳に當山者恭行基菩薩草創之地、天人聖衆遊化場也、宜哉宜八丈八手之玉幡自都率天降臨此山一時八本之菅根忽然出生受之故稱八菅寺云々、後年今の寺號に改む天文の鰐口にはこ本坊脇坊候人等都て五十二坊内十九坊の寺號を銷る、故に定住の僧はなし、本坊二十四院現存十の内年番二院ありて什物以下一山の進退を司れり、本尊無量壽佛行基作、後光臺共六尺餘正の亂に燒座像淨藏實所作五知如來徑二尺餘の失すと云、外に藥師長三尺八寸圓鏡の面に五體を鑄出し、裏に銘二所あり、一は奉造立且那權大僧都寶喜坊春秀、天文五年丙申七月二日、一は奉造立且那安養坊權大僧都祐海法印、生年五十八歳也、天文十一年の鰐口を掛銘曰、相州愛甲之郡上毛利庄八菅山光勝寺施主神宮字安本小施主いぬ子大工吉元、天文十一年壬寅十二月吉山中の修驗毎歲二月中旬より山中及近郷の山々三十箇所一番當山中禪定宿、二番角田村の内幣山、三番角田上萩野兩村境館山、四番田代村平山、當所は七宿の内多和宿と云、五番半原、田代二村の界鹽川、當所は七宿の内平地宿と云、六番田代村寶珠嶽、七番同村山神、八番上萩野、燗ヶ谷兩村境華嚴嶽、九番同二村の内華嚴山、十番燗ヶ谷村華嚴山中七宿の内寺の宿、十一番同村佛生谷、十二番同村にて七宿の内越ノ宿、十三番同村不動窟當所は七宿の内兒留園地宿と云、十四番同村五大尊嶽、十五番同村兒ヶ墓、十六番同村金剛童子嶽、十七番同村釋迦嶽、十八番同村阿彌嶽、十九番妙法嶽是より二十八番迄、深山にて村名詳ならず、二十番大日嶽

二十一番不動嶽、二十二番聖天嶽、二十三番涅槃嶽、二十四番金色嶽、二十六番千手嶽、二十七番空鉢嶽、當所は七宿の内にて尾高宿と云、二十八番明星嶽、二十九番大の行所に住郡大山寺本宮雨降山、三十番同寺白山不動、の行所にて三十五日の間入峰修行す、故に當山に限て大峯入の行法に及ばず、これ役小角よりの舊例と云、此行法弘治十九日なりしと、又秋峯の修行もありしが、永祿三年迄にて中絶す、元和三年寛永八年御祈願を命ぜられし時、再興御札を献す、夫より又、其餘年中の修法若干あり、【什寶】△靈判 一箇 實は唐木の如し法鉢 一口 △錫杖 一握 以上三種役行者所持の物と云、△役行者畫像 一幡 △脇差刀 一口 津久根小屋城主内藤左近將監景定納む、百足丸と號す、銘に永和三年六月日備前長 △碑傳二船義清とあり、一基は長六尺餘幅一尺餘、聖護院道増の立る所、其文



に唯天文二十一年三月二十九日、大峯葛城嶺先達熊野三山檢校役君末葉八菅山順禮天台園城傳法智證正嫡聖護院准三宮道増萬三十八歳四十五と記す、則道増眞筆と云、一基は長八尺幅一尺五寸餘、松田僧正の建し所唯、正應四年辛卯九月七日先達小野餘流兩山四國邊路葺敷余伽三密行人金剛佛子阿闍梨長喜八度小野瀧山千日籠熊野本宮長床竹重寺別當生年八十一法印權大僧都顯秀初 △正觀音銅像 一軀 海老名季貞の度以上三人と記す、

○八菅山新田波須計左無八菅山の西方にて嶮岨の山林なりしを同所の驗修等開墾せし所なり、されば廣袤等は辨じ難し段別三十町寛延二年辻六郎左衛門檢地して御料所となれり、民家なく修驗等耕作して貢税を納む、

△地藏像 六軀最明寺時頼寄 △淨衣 一領裏に山内室九年壬戌三月 △篠掛 一具是も同時室之坊寄進の由裏書あり △本坊寶喜院 覺養院以上二院正 圓大院 覺眼院 山本院 圓宥院 泉藏院 雲臺院 重仙院 明喜院 正廣院 正滿院 教城院 瀧之院以上十四 藏寶院 淨實院 明廣院 東向院 高藏院 安養院以上六院 圓實院 覺藏院 吉野院 大鏡院以上四院今廢す、△脇坊泉覺坊 源正坊 宮野坊 正仙坊 寶城坊 玉藏坊西之坊 圓秀坊 正妙坊 福仙坊以上今 教學 代々坊 金藏坊 藤之坊 峯之坊 龜之坊 雲之坊 菅之坊 吉野坊 圓藏坊 靜林坊 南藏坊以上今廢す △候人 教圓坊 島之坊以上現 藏之坊今廢 △宗法寺 無常山と號す、天台宗大乗院末、本尊阿彌陀を置、是一山の滅罪所にて茶湯寺と云、
○天野明神社 神體木像、小名坂本の鎮守なり、正保二年の棟札を藏す、奉造立社頭一字成就大且那成瀬五左衛門國相模國愛甲郡上毛利庄、于時正保二天乙酉二月吉日、神主雲臺坊と記す、祭禮十一月十五日、八菅山雲臺坊持、神木に槻樹あり 圍一丈七尺餘、

新編相模國風土記稿卷五十七之終

新編相模國風土記稿卷之五十八

村里部 愛甲郡卷之五

毛利庄

○角田村須美太 江戸より行程十三里餘、上川入郷と唱ふ郷の地名古く著れし證記等は、彼村に詳載す、北條氏分國の頃津久井城修築の時近村と同一、人夫の課役を勤めし事所見ありまし、拾人はんばら、拾五人すみた川入以上、卅五人右天氣次第明日より三日、道具は鉄まさかり、四つ以前に参べし、晩は七つほうじあがるべし、我々自分の様には無之候、御大とのため城普請之儀致分別可走廻、若不参者有之は、強儀を以可押立候者也、仍如件、寅五月二十四日、三ヶ村百姓中、大和守朱、後隣村田代と合して一村となり、上川入村と唱ふ、其年代詳ならざれど、慶長中の物に此村名を記せり、八年の檢地帳に上川入村と記す、但し兩村の高を分て、小名の如く載たり、正保の國圖にも上川入村と載せ、又上川入之内田代と區別して記せり、されば一村たりといへ、延寶二年に至り各村とも、おのづから二區に分れしと見ゆ、延寶二年に至り各村に分折すと云、元祿の改には、二民戸二百五十、東西二十三町

餘南北三十町餘、東、熊坂村、西、田代村、南、上萩野村、北、高座郡、弘治三年八月より内藤下野守秀勝の城蹟あり、所領となると傳ふ、永祿二年の頃は内藤三郎左衛門某地頭たり、村内日月社永祿二年、今大久保佐渡守忠保、享保十三年佐渡及川勝定之助隆尙拜賜す、の知る所なり、文祿以後御料所なりしを元祿三年、同四年、享保十三年の兩度に二給となる、慶長八年繩入の後寛文十一年成瀬五左衛門重治、元祿十三年牧野備前守成春檢す、秣場六所あり、其内田代村と組、東方に甲州道係れり、一に信玄道と、岐路は八王子道なり、呼ぶ、幅二間、此道より分る、

○高札場二 ○小名 △小澤 正保國圖に上川入之内小澤元枝郷の如く記せり、按ずるに、北條役帳に拾貫文小澤金子新五郎とあり、今當國に此村名なく、且本書津久井衆、内藤左近將監の次に載たれば、蓋此所なるべし、又「鎌倉大草紙」に文明九年金子掃部助某當國小澤城に桶籠し事見えたれば、當時より金子氏の所、△海底 乎曾古○日月社に收る永祿二領たりしならん、△海底 年の棟札に海尻村と記せしは此所なる、△梅澤 △神崎 △峯原 △戸倉 △中會根 △幣山 △箕輪 △向河原

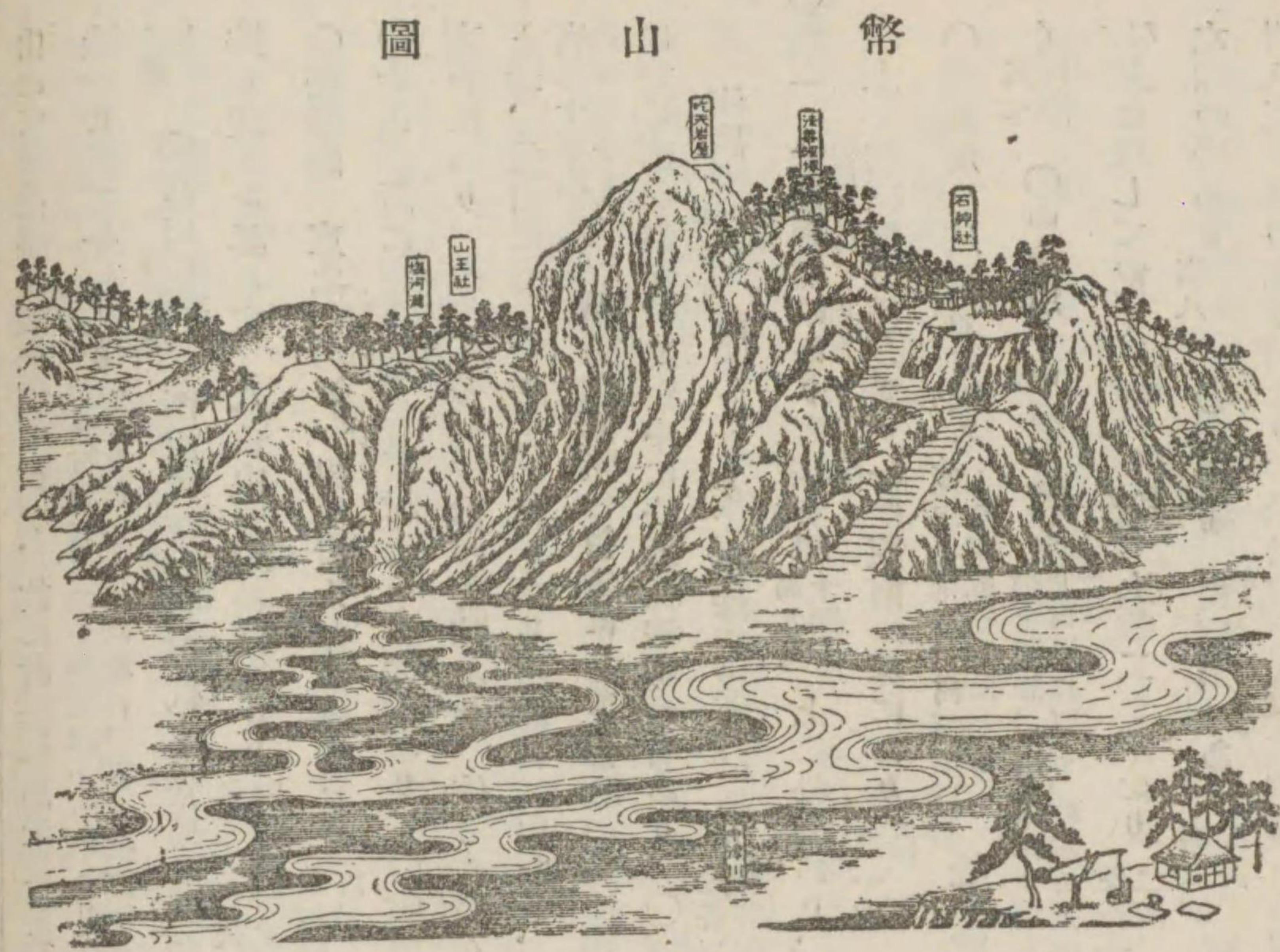
○御炭山 南にあり、町程、中下萩野二村持の御炭山に續き峰を界とす、一に鹽河山宇也末、と云、御打入の後此

山にて御茶事の炭を焼て貢す、故に村民傳馬夫役を免除せられて今に然り、當村炭數百二十俵元祿十一年より代詳載、○館山也加太 西南に在、町餘、田代・上萩野兩村に跨り頂上を界とす、八菅山修験の行所なり、野村に辨す、○笹尾山 東北にあり、田代村入會の秣場なり、登五町、○金山 西に在、町餘、爰も同村と入會秣場なり、○幣山 南方にあり、昔役小角が奉幣の舊跡なり、依て名づく、と云、此山に連りて吒天岩屋と唱る所巖石の山なり、高凡十五丈岩窟、八菅山修験の行所にして修験の外絶頂に登る事を禁ず、又山中に法華經塚等の名あり、○坂二 海底坂乎曾古 西南にあり、小澤坂東北にあり、町餘、二、○塚二 一は東界にあり大塚と呼、高凡八、上に松樹あり、塚上を熊坂村の界とす、一は東南の界にあり、高一丈、○相模川 良の方を流る、幅三十間許、河原幅百間、堤を設く、尺許、○中津川 中程を流る、幅十間許、河原幅五十間、引鮎を漁して貢す、延寶四年より、土橋二を架せり、各長十尺許、○渡船場 相模川にあり、間許、武州八王子路の係る所なり、船二艘を置、高座郡田名村

と組合持、○澤四 梅澤・瀧の澤・谷戸川・戸倉川等の字あり、三間、其餘流梅澤は相模川、餘は中津川に入、共に用水に引沃けり、

○八幡社 村の鎮守なり、銅像及圓石を神體とす、天正十九年社領二石の御朱印を賜ふ、數内六斗六升六合六勺をを例とす、御朱印の文に寄進、八幡相州中郡上川入郷、内二石之事云々とありて、兩社へ御寄附の事見えず、今に郷名にて賜、永正十五年の棟札あり、其文曰、奉勸請八幡宮一字永正十五年七月十五日、法主八菅山田但馬、△末社 稻荷 第六天 辨天 △鐘樓 元文三年の鐘を掛、△神主和田但馬 吉田家の配下、祖先但馬は永正中の神職たり、證あり、永祿九年三月廿四日八十九歳に、後一旦村民となり、近世舊に復すと云、

○石神社 吒天岩屋に在、大寶三年役小角勸請すと云村持、○山王社五 三は村民持、二は村持にて其一は寛文十年勸請す、社地に瀑布あり、鹽河瀧と云、鹽河山出づ、高五丈、餘幅四尺許、○愛宕飯綱合社二 一は館山の上宇地藏嶽にあり、八菅山修験の行所にして爰も大寶三年役小角の勸請と云傳ふ、村持、一は元文二年の勸請村民持、○地神社 小名箕輪の鎮守なり、本地大日の銅像を安ず、寛延二年地頭川勝隆雄の撰せる縁起に據に、當社



及山神稻荷社共に今末の三社明應九年の洪水に社頭流失して神體を失ふ、遙の後寛延元年に至り、村民藤左衛門神殿を修營し、地を穿て本寺佛を得たり、即爰に安すと云村民持、△末社 山神 稻荷 △鐘樓 寛政六年の鑄鐘をかく、○日月神社 小名海底の鎮守なり、石二顆を神體とす、永祿二年の棟札あり其文曰、當日月宮願主以無二志、六濟取立在々所々勸進申事、本願沙門實鏡坊相州上毛利庄、海尻村之施主之番匠業成井兄之藤左衛門、神門下知、百〇〇六齋衆三百文、御供與而寄進申地頭、内藤三郎左衛門尉殿千貫文、御合力代官和田〇〇尉殿、同善六殿、于時永祿二年己未二月十日、大工田名村二郎左衛門尉、榎樹を神木とす圍一丈二尺許村民持下同、△末社 牛頭天王 ○第六天社 ○稻荷社二 ○諏訪社 小名小澤の鎮守とす、○辨天社 ○第六天稻荷合社 村持、

○福壽院 曹洞宗三田村清源院末梅澤山と號す、本尊藥師、開山玉山智孝慶長二年八月十日卒、開基快翁宗慶元和九年六月二十六日卒、俗名小島江左衛門、村民武兵 ○玉林寺 同宗田代村勝樂寺末、高峯山村とす、本尊藥師、開山棘蓬慶安二年五月十日卒、元祿の頃洪水の時寺地を失ひ、十五年今の地に移して造立すと云、△白山社 △金毘羅社 ○福泉寺 龍角山と號す同本尊如意輪觀

幣山圖

音、開山嶺岩雪本寺六世寛永二十年三月十五日卒 ○淨立寺 雲龍山と號す同昔は十王堂なりしが、後年山寺號を稱し、一寺

となる、本尊地藏及閻魔を置、○還淨寺 淨土宗武州多摩郡瀧山大善寺末、正業山と號す、本尊彌陀、開山乘譽瑞風寛永八年八月十五日卒 △天王社 ○西蓮寺 同宗下萩野村法界寺末 一行山稱

名院と號す、元和元年八月和田太兵衛承應元年二月二十日卒、法名一叟道句、今村と云者、建立して地藏千體を安ず、故に今民子孫有、に千體堂の號あり、後年僧傳西直蓮社正譽正徳五年二月十五日卒、住時の時一寺となす、故に此僧を中興開山とせり、今は阿彌陀を本尊とす、

○小澤城蹟 【鎌倉大草紙】に文明九年長尾左衛門尉景春謀反の時其被官金子掃部助某、當國小澤城に楯籠りしを四月太田道灌攻落したる事見えたり曰、長尾左衛門尉上杉顯定を亡すべき企あり、相州には景春が被官人金子掃部助は小澤と云城に楯籠る、太田左衛門入道下知として、扇谷より勢を遣し、三月小澤の城へ押寄て攻けれ共、此城難所にて落兼、景春一味の寶相寺、并吉里宮内左衛門尉已下小澤の城の後詰の爲横山より打て出當國府中に、陣を取太田道灌已下、四月十八日金子掃部助が小澤城を攻落す、今國中に小澤の村名く、又彼城蹟と傳ふる所も聞えず、村の小名小澤は正保元祿の改に、當村の枝郷と載せ、頗

る廣き小名なれば、蓋此地にありしなるべし、尙小名の條并せ見るべし、

○田代村太志呂 江戸より十五里、上川入郷と唱ふ、昔内藤下野守秀勝當所に築城の頃、水田を以て要害とす、因て田城と號せしより地名となると云へり按ずるに、北と載、慶長八年の水帳に田城と書し、中古角田村を通じて、上たれば、兩字通じ用ゐたるなり、 中古角田村を通じて、上川入村と唱し事は彼村の條に辨す、民戸九十八、東西十三町半餘南北十九町餘東、角田・三増二村、西、半原・煤ヶ谷久井縣長、檢地は慶長八年を始として、寛文十一年成瀬五左衛門重治、元祿十三年牧野備前守成春改む、北條氏分國の頃は内藤三郎兵衛秀行知行す【役帳】曰、内藤三郎兵衛按ずるに、津久井縣中に奥三保の唱あり、古は彼保名此邊迄波及せしこと知らる、今は唱へず、今太田運八郎資統知行す古御料所元祿四年牧野備後守成貞に賜ひ、寶永二年料となり五年先、角田村と當村組合の秣場三所彼村内に在、世内記拜賜す、御打入の頃より炭を貢するを以て諸の課役を除かる三増に詳 甲州道東方を通ず幅六尺より九尺に至る、

○高札場 ○小名 △平山 永祿の頃、内藤三郎兵衛秀行此地文書に見ゆ、其文 △上ノ原 △小峯 △關場 △西ヶ

谷 △西原 △鍛冶屋原 △さるそう △上田代 △
下田代河原

○館山 夜末 東南にあり、上荻野・角田の二村に跨れり

○登三 名義は上荻野村條に辨ず、○法華峯 保都氣 西南

にあり、他村にては華嚴山と云、上荻野 山上は中下荻野

煤ヶ谷二村に跨り頂を界とす、登三十 其邊に經石あり

野煤ヶ谷二村の 山中に寶珠嶽山神と唱ふる所あり、八菅

山修驗の行所とす、又當村角田二村入會の秣場あり、

○御炭山 三所にあり、中下荻野・角田・三増等の村々と

同く公に奉りし炭を焼し所なり、當村六十俵を貢す、後年

る事は三増村 按するに永祿十二年十月三増合戦の時、北

條衆當所の山に敗走せしこと、【關八州古戦録】に見え

たるは 曰、山縣三郎兵衛景景兩小山田以下の遊軍、後面より

陣着け處栗澤深澤など云ふ惡所有て、互に助授成難く、殊更

戰疲れたるに前後より按立られ、恣に敗績して岨岨へ飛下

々々、中津河原を渡り田代山 以上山々の内なるべし、○坂

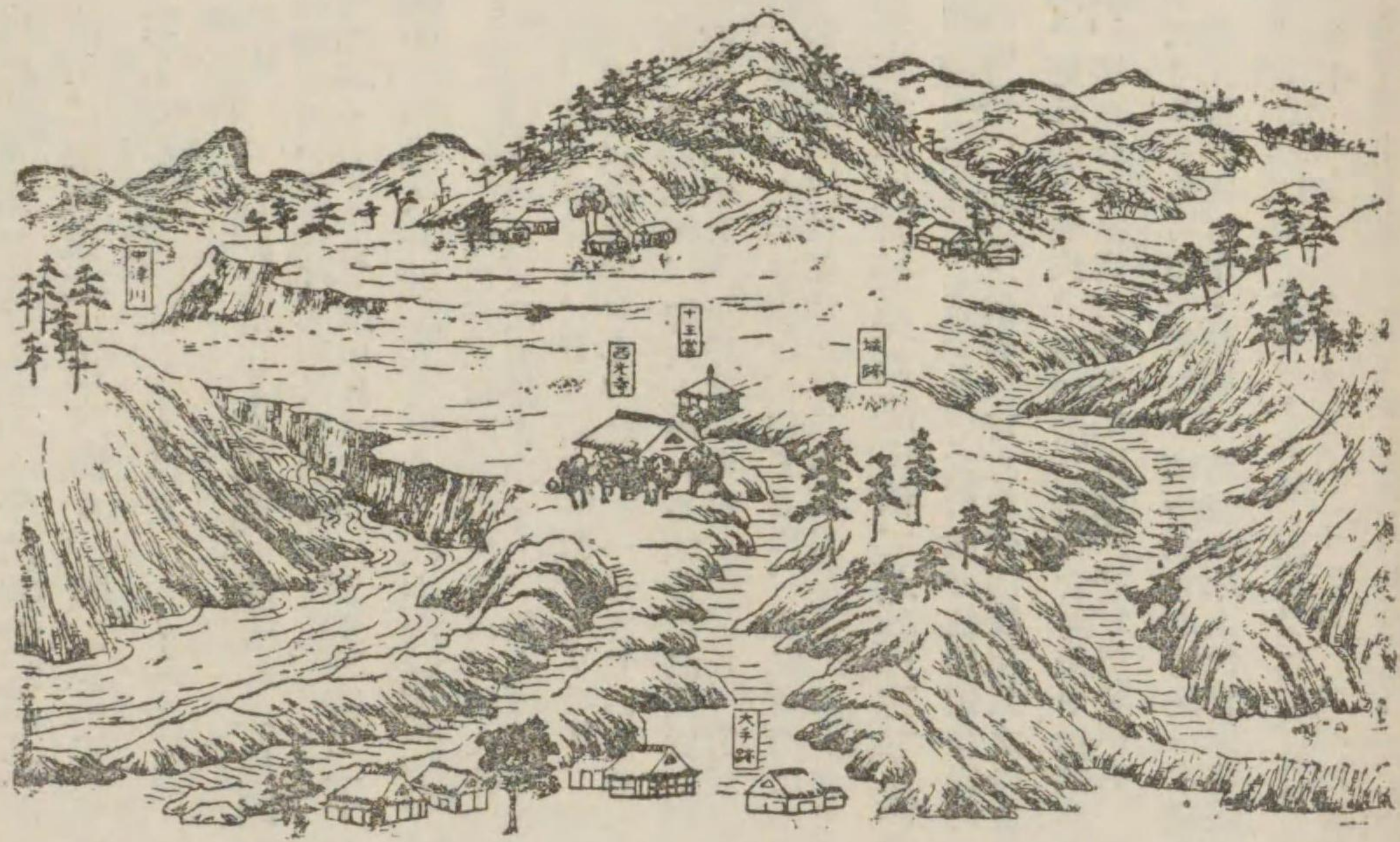
二 一は南方にて沓掛坂と云、八菅山修驗の行所なり

登二 一は東方にあり、關場坂と云、○林 良方に

あり、雜木の林なり、○中津川 西南を流る、幅十間

町許 五

田城古城圖



十間、河原幅五十間 田間の用水に引歩渡場あり、九月よ

り三月迄土橋を架す、長二 〇志田澤 北方にて三増村

の界なり、幅二 間許

○八幡宮 村の鎮守なり、角田村八幡社領二石の内を

六斗六升 當社に分配す、村持下同、○小嶽社 是も鎮

守とす、圓鏡 五寸の面に彫りたる神體を置、○淺間社

○藏王權現社 〇山王社 〇秋葉社 勝樂寺持下同、

○金毘羅社 〇七社權現社 〇飛瀧權現社 半原村清

瀧寺持、同村鹽川瀧の下流にあり、

○勝樂寺 曹洞宗 大住郡西田原村香雲寺末、寺傳に天文

山と號す、本尊釋迦、相傳ふ弘法法師經書寫の舊跡な

り、されば寺後の山を法華峯と唱ふ、書寫の舊跡にして華

嚴山と 初は永寶寺と云ふ、寺寶の寄附狀にも後に改て常樂

寺と號し、其後今の文字に改むと云、開山能庵宗爲

天文十三年十二月 開基は内藤三郎兵衛秀行なり、法名松溪院

月廿三日卒、正十一年 秀行が寺領を寄附せし文書今に藏せり、

領平山并大澤、御堪忍分として永代寄進申候、於末代別條之

儀不可有之候、彼兩地被爲開候共永寶寺に付可申者也、仍如

件、寅拾二月七日永寶寺參秀行花押、按ずるに、秀行永祿中

當所を没落せしと云へば、此文書天文中の物なるべし、平山

は今の寺邊の小名なり、天正十九年寺領四石の御朱印を賜ふ

り、大澤は詳ならず、△衆寮 觀音を安す、△僧堂

文珠を置、△鐘樓 寛文十二年の鑄鐘を掛、△白山砲

瘡神石尊合社 △内藤氏墓 四基あり、共に五輪塔に

て文字見えす、其内二基は秀行夫婦の墓と云、秀行の法

前に註す、妻は壽性院茂林慶繁天正十四 二基は其傳を失ふ

年二月廿一日死、共に位牌をも安す、按ずるに、鬼簿に萬峯院雲岳重内藤爲三郎戒名也、若狭守

又清涼院風室貞薰大姉同御連子と記す、此二人の墓なるべし

卒年詳ならず、此外老臣の墓二基あり、○長福寺 孤嶽山と

號す、勝樂寺末本尊千手觀音 行基作、長 古は庵室なり、享保の

頃一寺となす、開山默傳祖道 元文三年十一 開基は村民

なり、善左衛門と云、法名壁岸關鏡元祿三年 〇西光寺 古義

眞言宗 半原村清、富士居山と號す、本尊大日、開山慶有天

和年中開建すと云、○十王堂 勝樂寺持下同、○地藏堂

田城古城 内藤下野守秀勝、其子三郎兵衛秀行二代在

城し、此頃百三十七貫文の領地と云、【役帳】には、秀行の時永

祿二年十二月武田氏に攻落され、秀行城を遁れて入道

す、是より永く廢したりと云、一説に十二年信玄小田原

發向の時攻落すとも云り、其地は北方丘上にて、登三十

間許

三方に道を開き南の大手とす、今は其邊都て水田なり西は中津川に臨み東北は山に傍り、陸田となりて城郭の遺形なし 潤二町三段

○三増村 美末世 江戸より十四里餘、廣袤各一里四町許 東南、角田村、西、田代村及津久井縣長竹村、北、同郡根小屋、小倉、葉山島三村、戸數二百二十七、

北條氏分國の頃津久井城修營により城主内藤大和守景豐下知して人夫を課す 村民彦左衛門所藏文書曰、津久井城普請五人角田川入、以上卅五人、右天氣次第明日より三日、道具は鐵まさかり、四つ以前に參べし、晩は七つほうじあがるべし、我々自分の様には無之候、御大のため城普請之儀致分別可走廻若不參者有之は強儀を以可押立候者也、仍如件、寅五月二十四日三ヶ村百姓中、大和守朱印、按ずるに、彦左衛門は小野澤を氏とし、祖彦左衛門は弘治三年三月五日死す、これより今に連綿す、天正十五年三月村民の訴に依て北條氏三ヶ條の控を示す 三増郷之儀に付而訴狀を指上候、雖可糾明候普請之時分初之事候共、此日付に推候、印判無之者代官何與申付候共不可致請引候事、若自今以後對百姓等毛頭成共非分申懸候者、則小田原え來竹はさみを以可申上候事、郷中之竹木向後一本成共切有之者、是又則來而可申上候事、右條々此上代官致非儀候儀到子歷然者代官を可改候、各郷中之者無異儀有之而奉公可申候、仍後日之狀如件、天正十五年丁亥三月二十三日、三増郷惣百姓氏朱印、七月郷中軍役に堪べき者三名を撰み、其交名を

記し、且軍器の用意をなさしむ 定於當郷不撰待凡下、自然出、其名を可記事、但三人此道具弓鐵砲三様之内何成共存分次第、但鐵は竹柄にても木柄にても二間より短は無用に候、然者號權門之被官不致陣役者、或商人或細工人類十五七十を限而可記事、腰さし類之ひら、武者めくやうに可致支度事、よき者を撰殘し夫同前之者申付候者當郷小代官何時も開出次第可切頭事、此走廻を心懸相嗜者は、侍にても凡下にても隨望可有御恩賞事、已上右自然之時之御用也、八月晦日を切而右諸道具可致支度、郷中之請負其人交名以下をば來月二十日觸口可指上、仍如件、丁亥七月晦日三増小代官百姓中、北條氏虎朱印、按ずるに、丁亥は天正十五年なり、十八年小田原陣の時五月豊太閣制札を與へと記せり 六月東照宮よりも亦賜はれり 本多中務少輔忠勝、平岩七之助親吉、戸田三郎右衛門尉忠次、鳥居彦右衛門尉元忠等奉て連署す、御打入の後諸の課役を免除せらる、是毎年炭を買する故なり 詳なる事は御炭、檢地は慶長八年を始とし、寛文十一年貞享四年の二度、成瀬五左衛門重治、元祿十三年牧野備前守成春改む、其後正徳元年比企長左衛門山林の新墾田を檢して村高に併入せり、今大久保佐渡守忠保が領地なり 古へ御料所元祿十一年牧野備前守成春に賜ひ、後、村の申程に津久井道一に信支、通す、

○高札場 〇小名 △道城原 【關八州古戦録】三増合戦の條志田山道場原三増峠栗澤深堀邊へ馳著、堅陣を張て待懸たり云々、又【甲陽軍鑑】大陣場場の圖に此所を道場寺と記す、是

等に據ば寺蹟 △志田原 古戰場 △陣越 信支歸陣の時道なるべし、

△馬籠 置し所と云、 △屋舖 △町屋原 △中里 津久井 跨り峯を界とす、永祿十二年信玄爰を本陣とす、今林あり 六十四町

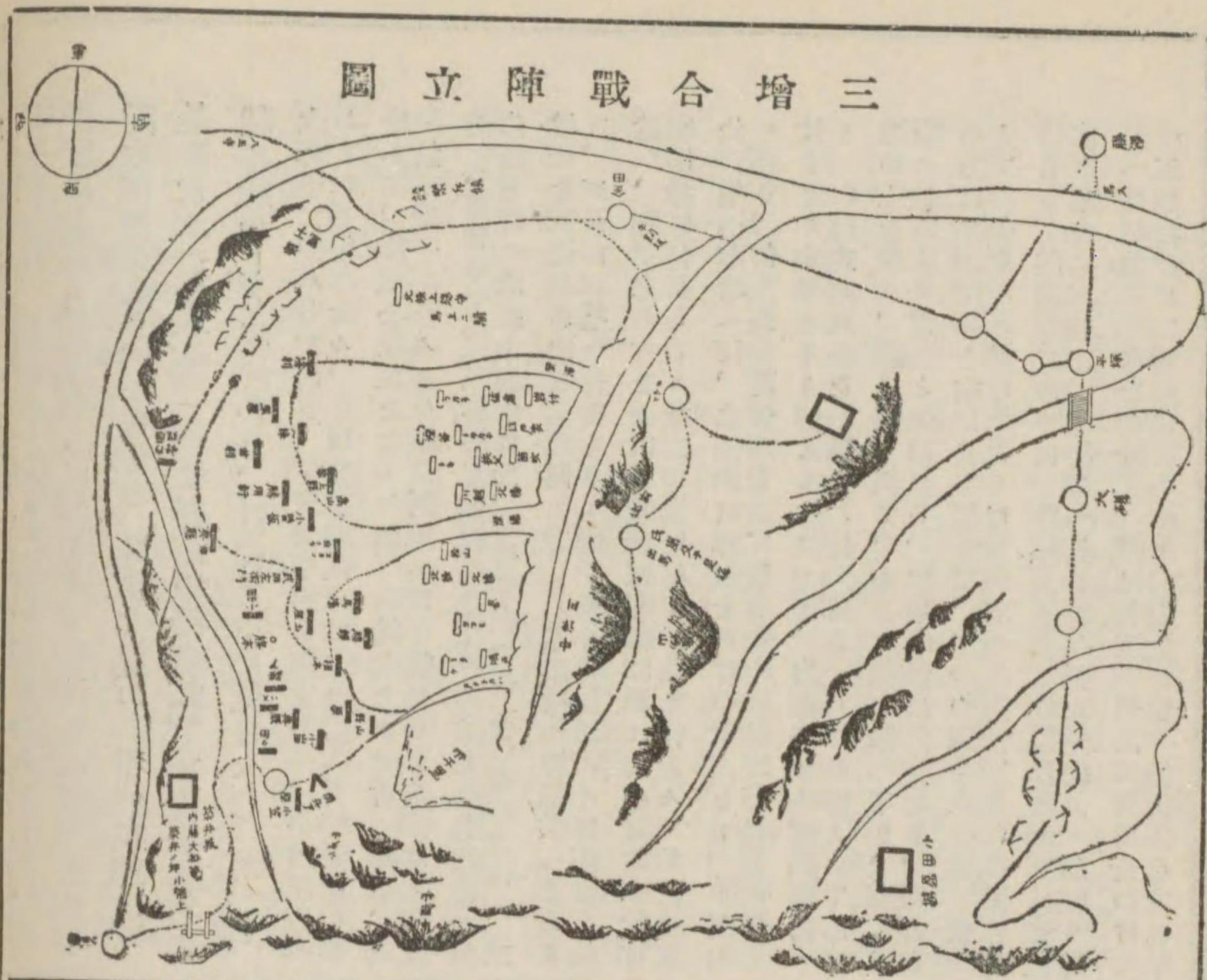
〇志田山 西方にあり八町長竹村に縣の屬 七段十一歩、雜木 ○御炭山 北方にあり町程御打入の時三州より從ひ奉りし農氏三人 門と云、子孫今村民にあり、彼

地の舊例に據て當村の山、及角田田代中萩野五村の山にて御茶事の料に充らる、炭を燒て、年毎に六百俵を貢す 當村二百 村民又七所藏者大儀候然者御茶之湯炭御やき候に付て、見ませ千石之所、御鷹之え之上り大惣別萬諸役引申候間、其分御心得可有之候爲其如斯狀進し候以上、猶々上り上り大惣別之諸役引申候間毎年其分御心得可有候以上、卯九月十日みせまの郷又左衛門殿、九郎右衛門殿、參木部藤左衛門華押、伊丹理右衛門華押按ずるに、又七小野澤を氏とし、祖又七は天文十二年八月十日死し、今に 享保十三年にも伊奈半左衛門忠達承り改めて免除の下知あり 相州愛甲郡三増村、角田村、田代村、中萩候儀者、先年權現様御入國之節三河國より又左衛門、三郎左衛門、市右衛門御供仕、其上御茶之湯炭御吉例として六百六十俵宛御本丸江毎年御上納仕候譯に付、朝鮮人琉球人數度之來朝之節、人馬御免并御鷹御用何に而も御免被下候趣願出候に

付、願書留置相免者也、享保十三年申二月加藤武治右衛門栗田彌藤治池田文八郎今本書は失ひて寫を藏、元祿十一年より炭代として、永錢を領主に納む、今も山中に炭竈あり、

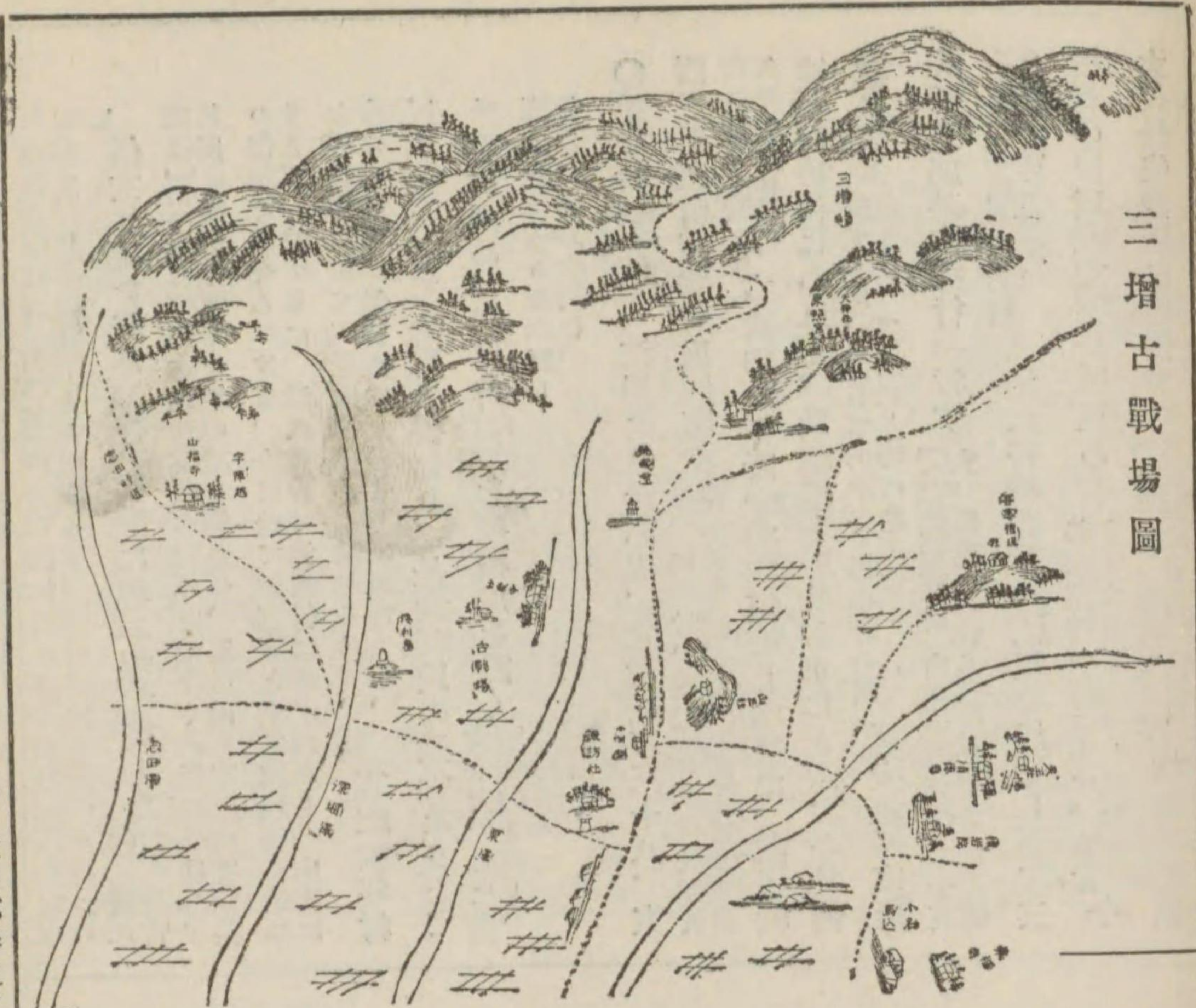
〇三増峠 乾の方山 志田山御炭、長竹村 津久井に跨り、峯を界とす 登凡五町、永祿十二年合戦ありしは此麓なり、其頃

は芝山なりしを、【甲陽軍鑑】大陣曰、此時は皆柴山 天正十八年七月東照宮關東へ遷らせ給ふの時、此時を御遠見あらせられ、安藤彦兵衛直次、彦坂小刑部元正、或は直道小栗忠左衛門久次等に命ぜられ、樹木を植しめらる、【大三川志】曰、天正十八年七月廿九日神祖小田原を發し放鷹し給ふ、甲相の境三増峠を望み、永祿中の戰場を遙に望み給ひ、此山森々と茂らざるに依て、永祿中武田信玄備を疊て押通り、北條の兵を敗る、此地敵國の境なれば備有る可き處也 北條家武備衰へ此地の見透く如くしたるに依て敗軍す、今より雜木を植茂らせば、敵の軍備も容易には成難しと、安藤彦兵衛直次、彦坂小刑部直道、小栗忠左衛門久次に此山を茂林になす可しと命じ給ふ、又故老諸談其餘の書にも此事見ゆ、其傳異同あれど、大故に今雜木繁茂せり、○瀧澤 北の方林間より流出し角田村に沃ぐ 幅四 〇栗澤 西の方志田山より出、角田村界に至る 幅四間、此澤の稱呼【甲見えたり、〇深堀澤 是も同所より涌出し、角田村界



衛馬場備の一番鎗を仕る、馬場同心去る夏八幡平にて鎗を合
たるとび大貳第二位と申根來法師、旗本衆の二番鎗はいやな
りとして、鎗をなげ刀を抜場所にて敵の鎗を拂、或は頸の骨を
叩き八人切倒す、左有て北條衆働き不自由なり、子細は北條
衆の備所に、栗澤深堀など、云切所候て、味方どし助る働
きならず、其上後より懸られ混亂して崖へ飛おり、中津川
を渡半原山へ逃あかる、北條衆を討捕其數雜兵共に三千二百
六十九の頸帳を以て、東道六里餘、此方反如に於て勝鬨を執
行なされ候、永祿十二年己巳十月六日、相州三増合戦と云是
なり、氏康父子荻野と云所まで押來給へども、北條家先衆敗
軍と聞、即時に引返し給ふ、【小田原記】曰、信玄已に引退く
と聞て、北條陸奥守同左衛門佐秩父新太郎上田案獨齋遠山衆
追之、又小田原へ參らんとて、北條常陸守富永高城中條出羽
守參りしが、同馳加はる、信玄は三増峠と云要害を片取、人
衆を備たる所へ、小田原衆打て懸り合戦を初、一番の合戦に
は信玄方物頭淺利監物栗原など、云待を、數多小田原方へ討
取の處に、信玄山の上に隠したる人數、内藤山縣道遠軒思よ
らざる小田原衆の後へ、突て懸りければ、小田原衆前後に敵
を請防ぎ兼て見える、信玄是を見て旗本を崩して揉立懸りけ
れば、小田原方敗軍して半原山へ逃上る、中にも陸奥守殘留
り自身の太刀打數度に及ぶ、大石遠江守申けるは爰は大將軍
討死の場にあらず、某討死して落しまゐらせんと、取て返し
大勢を追返して防ぎけるを、甲州衆あまた馳寄生捕にしたり
けれ、其隙に陸奥守は遙に落給ひけるが、馬を射させて敵は
追かゝる、道れぬ所なり自害せんと鐵ぬぎ拾給ふ所に、師岡と
云者馬より飛下り主を懷きのせて落行けり、【關八州古戦録】
に記す所も、大抵同、此合戦に、甲州方津金美濃守胤時寛永
敵を討とり、疵をかうふる、小尾監物祐光祐光三増合戦
敵を討とり、疵をかうふる、

三増古戰場圖



胤時永祿十二年、三増において、小尾監物祐光祐光三増合戦
敵を討とり、疵をかうふる、小尾監物祐光祐光三増合戦
敵を討とり、疵をかうふる、

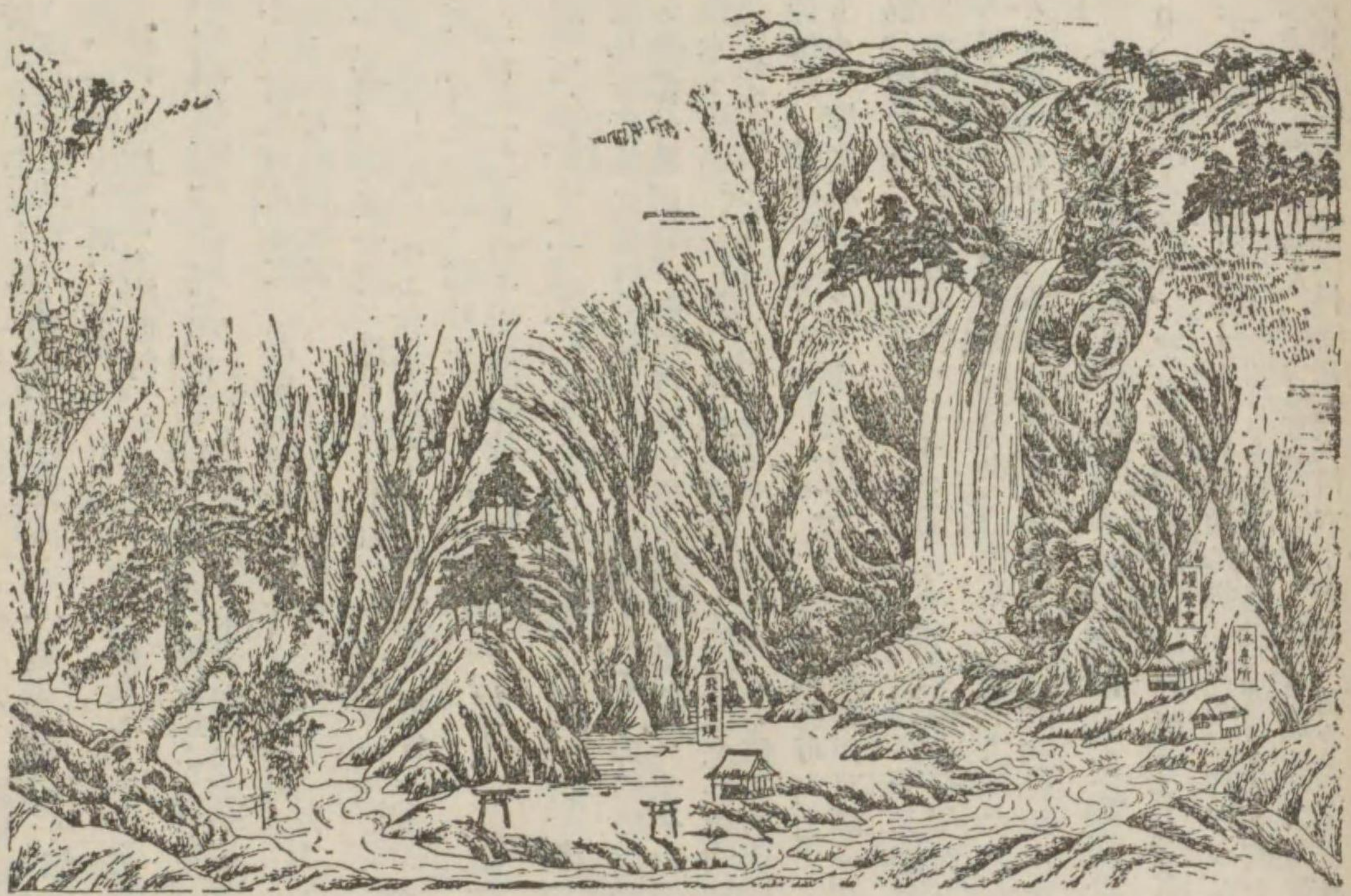
取る、山高宮内信親信親信玄に仕へて與力同心を預る、永
を得た、等首級を得、小田原方には北條綱成が隊のみ克
戦て功あり、寛永系譜曰、上總介綱成、永祿十二年北條氏の
氏政出陣せざる前、遽に大に相戦ひて北條氏の兵敗北す、然
るに綱成が甲士獨敗れずして却て敵の將淺利氏を討取る、然
間宮善十郎某間宮系譜曰、善十郎某氏照に仕ふ、相州三
増の誤、伊藤新八郎祐信伊藤系譜曰、新八郎祐信等討死す、
今に此地を穿てば武器の朽たるを得る事まゝありと云
又村民所藏に此合戦陣立の圖あり、今甲州流軍法家の
傳圖に比すれば、頗細詳なる故縮寫して爰に載す、
○淺利右馬助信種墓、古戰場中の丘上にあり、塚上に
碑を建之と銘、知義は常右衛門と稱し、牧野備前守成春の
家臣なり、元祿十、信種古戦録には信音に作、は始刑部少輔
【小田原記】と稱す、淺利伊豫守虎在の子なり、武田氏
の士大將にて當所の合戦に討死す、【小田原記】曰、一番の
利監物を討て取る云々、其時手柄の人々御感状を給る、昨
二十日夜甲陣怨敵一人淺利討捕、誠高名之至無比類感悦候、
仍刀一腰包永遺之候、彌可勵軍忠之狀如件、元龜二甲子年十
月二十一日、比々野大學殿、氏政、按ずるに、此文に據れば夜

軍の如く想はる、されど〔甲陽軍鑑〕、關八州古戦録等、皆夜軍に非ず、且年號支干とも違へり、是は傳寫の誤にや疑ふべし
信玄其死を憐み、死骸を爰に埋み塚を築しなり〔關八州古戦録〕曰、晴信淺利右馬助信種が討死を便なくや思はれけん、其所に死骸を埋て一堆の墓を築かせ、石瀧山の密院にて教養の作善を修せられける、今に於て淺利塚と唱て彼戰場に遺れりとぞ、按ずるに、津久井縣寸澤嵐村に石老山あり、山腹に古義眞言宗にて石老山顯鏡寺と號するあり、此、寛政元年村民墓側を穿て小瓶を得たり、是淺利氏の遺骨なりとて丘下に埋め、別に碑尺許を建覆屋を設く利明神と稱し、瘡痂瘡を病る者立願し報賽に太刀を納む

○半原村 波無婆 江戸より十六里、家數三百三十八、東西三十三町南北一里四町餘 東、田代村、西、宮ヶ瀬村及津久井縣長竹村、古は内藤下野守秀勝領せし地にて、其居城は隣村田代にあれど、此地にも居所ありしと云、今其舊蹟を失ふあるは、居所に於てケ谷・馬場等の唱へ、永祿の頃は其子三郎兵衛秀行知行す〔北條役帳〕曰、内藤三郎兵衛二十貫内及内藤氏の事跡田代村の條に辨ず、又津久井城普請の人足を出せし事、三増村の民所藏文書に所見あり 其文彼村の條に出す、當村今大久保佐渡守忠保領す 古へ御料所、享保十三年、檢地は承應先世佐渡守常春拜賜す

四年改めあり志田峠 津久井縣長竹村の屬、への往還村中を貫く道幅二
○高札場 ○小名 △眞名倉 △中丸 △横根 △澤平
△向原 △馬場 △和平 △久保 △伊保 △野久保
△的ヶ谷 △光福 △上新久 △下新久 △塚原 △
中細野 △下細野 △馬渡
○高取山 南より西に亘れる連山にて、南方をば南山とも云 登十五 秣場あり 町餘又蘆荻を刈れる所もあり 九段
○向山 東北に連れり、中津川を隔たれば此名あり、登七 按ずるに、永祿十二年十月三増合戦の時、北條方軍破れて半原山に逃れしと云は 〔小田原記〕〔甲陽軍鑑〕見あり、其文三増 以上兩山の内なるべし、○坂二 馬渡坂 東方にあり、眞名倉坂 西北にあり、登二町許、等の名あり、六間より二 土橋二を架す 各長十 間、河原幅五 十間に至、○澤四 共に西南の方 山間より出中津川に入 幅三間或 板橋を架す 長五 〇瀑布 南方の山間にあり、鹽川瀧或は鹽竈の瀧と云、水源は煤ヶ谷・田代・當村の堺、字川石と云山間より出 十町許にして字江の島淵 廣三間許、此淵淺深を試むるに七の鳥に通じ、四月巳の日は潮さし入 に至り、谿谷に臨み故に鹽川江の島淵等の名ありと云、

鹽川瀧圖



落る事二丈餘にして、突出せる岩石に支へられ、夫より又五丈餘にして瀧壺に至る、下流は中津川に入れり瀧の左右岩石聳えて松杉繁茂す、正保元祿國圖にも載て頗る名瀑布なり、山間入口より瀧壺迄の道に鳥居三基を建つ、二の鳥居の間に飛瀧權現社、又護摩堂等あり、共に田代村の屬なり當所も八菅山修験の行所なり、
○諏訪社 村の鎮守なり、清瀧寺持、下同、○神明社
○清雲寺 獨園山と號す、臨濟宗 津久井縣根小屋 開基は内藤三郎兵衛秀行と云 秀行及其室の位牌を置、法名卒年等田代村懸樂寺の條に見えたり、
開山鐵叟 慶長十一年六月 中興開山天譽 正保元年六月 本尊地藏、○清瀧寺 今大山不動院と號す、眞言宗古義 鎌倉寺末、本尊不動 願行作、開山は良辨なりと云、寛文五年に記したる縁起に、天正の初北條氏直の臣内藤左馬頭行次堂宇を修補し祈願所とせしと云、○觀音堂 如意輪觀音を安ず、清雲寺持、
○煤ヶ谷村 須々賀 江戸より十六里餘、小谷入郷と唱ふ村内谿谷多き故、天正の制札にも見えたり 村民所藏、豊太閤此唱起りしと云、
三所は何れの地を指るにや、今詳ならず、又村名をすゝがきと記せり 大住郡日向藥師別當實城坊所藏、天正十八年豊太閤の制札に載せし地名三所の中に、すゝがきこやと記し、

又村民所藏の文書にも見
えたり、其文下に出す、東西二里餘南北一里半餘、東、上、古
二村、西、丹澤山、南、七澤村、北、戸數二百八十三、北條
上萩野・田代・半原・宮ヶ瀬四村、
氏分國の頃は板倉修理亮〔役帳〕曰、板倉修理亮十五貫文、中
半役六十三貫三百八十文、同所發卯檢地増分、此役重
而惣檢地上改可被仰付以上、七十八貫三百八十文、井上加
賀守 六十五貫七百五十文、煤ヶ谷井上加賀守地所方吉
澤共此内九貫四十七貫七百五十文、癸卯檢地増分
助 十二貫七百五十文、煤ヶ谷地頭方井上雅
助 樂助此内九貫七百五十文、癸卯檢地増分、等知行す、其頃村
民炭を焼て毎年十二月小田原に貢せし事、元龜二年十二
月 名主傳兵衛所藏文書曰、傳馬八匹無相違可出之、御臨時之炭
月自煤ヶ谷參分被召寄、御用可除一里一錢也、仍如件、未十二月
二日自厚木小田原、傳馬十二匹可出之、毎年相定
迄、宿中幸田奉之、天正元年十二月、傳馬八匹可出之、
用也、仍如件、癸酉十二月、傳馬八匹可出之、
、がより小田原迄江雪奉之、五年十二月、がき炭屑用可除一里
一錢者也、仍如件、丑十二月十六、十三年十二月、傳馬十二匹可
日す、がより小田原迄宿中、
寄、す、がき炭五十俵被召寄、御用也、仍如件、酉十二月、が
きより小田原迄宿中江雪奉之、以上數通の文書、皆北條氏の傳
馬朱印を の文書に見えたり、今も土人農隙に是を燒活計
となせり、白炭と呼り、又此地良材に富るを以て小田原
に運致せし事、天正七年五月、御備曲輪御座鋪并屏材木つか
寸、厚五寸、山造六十六人、人足百廿二人、もみつか廿三丁、廣七
下地長二間一尺方五寸、同廿三人、同六十六人、同廿三丁、棟

桁長二間一尺方五寸、同廿二人、同四十四人、同拾丁すきす角
瓦長二間一尺方五寸、同十人、同廿人、同廿丁、長押下地長二
間一尺方五寸、同廿人、同四十人、松もみつか廿三丁、貫下地
長二間一尺方五寸、同廿三人、同四十六人、同廿五丁、棟桁う
ら木長二間一尺方五寸、同廿五人、同五十人、つか拾五丁、棟
樋頭之木長二間一尺方五寸、同十五人、同三十人、つか廿三
丁、長押長二間一尺方五寸、同廿三人、同四十六人、四拾丁、垂
木下地長二間方六寸、同四十人、同八十人、以上貳百卅三丁、
木數以上貳百七拾七人、山造口養四貫七百九文、坂間郷寅歳年
貢秩父前より可出、以上五百五十四人、人足、以上右來六月晦日
を限而必可爲出來、然者材木之寸方少も無相違様堅可申付候、
若於妾之儀者奉行可處嚴科者也、仍如件、天正七年己卯五月
廿六日山奉行、板倉代井上代安藤豊前奉虎朱印あり、按ずるに、
文中地名を載ざれど、板倉井上は其頃の地頭なれば、當所の山
より出せし、十六年七月、三間梁百間之御藏材木、煤ヶ谷へ申付分
は論なし、
造九十三人、人足五百六十人、五十丁、棟木土臺長二間方四寸、
六寸、同廿五人、同百人、六十丁、棟木長二間方五寸、同三十
人、同百二十人、百丁、短柱長二間方五寸、同五十人、百丁、
小貫立長八尺五寸方四寸、此代二貫文、以上百九十八人、山造
口養三貫三百六十六文、以上九百八十八人、人足、借賃、十九貫
六百文、以上二貫九百六十六文、右八月廿日可爲出來、此
日限至于踏越可被懸嚴科者也、仍如件、天正十六、の文書に所
見あり、慶安四年九月村民等、由井正雪・丸橋忠彌等が餘
類を搦捕し、甚三郎、七月廿九日夜丹澤山御林見守道より來り、
村民の家に宿せしを、御代官坪井次右衛門 賞として米三百俵を
門に注進し、八月朔日搦捕しとなり

賜ひ、且鐵砲四十二挺を許可せられ、山林に獵する事を
餘業とす、今御料及小濱左衛門知行せり、閭村古より御料な
濱氏に裂、檢地は天文十二年改〔北條〕の後寛文五年坪井次右
衛門良充改む、其後墾闢の地あり、延寶二年坪井良充、八
年坪井牛之助、明和三年江川太郎左衛門英征等檢す、當
村は丹澤山御林の警衛を承はるを以て、人馬の課役を除
かれ、且月俸を賜ふ、當村及宮ヶ瀬、大住郡寺山、横野等の四村
秣場六所あり、甲州道係る、幅一丈
○高札場 ○小名 △北垣外 喜多加 △岩名目 夜奈 △新
屋敷 安良也 △古在家 伊計 △引留馬 呂免 △法論土 牟登
△船澤 △寺鐘 △三門 △宮野 △金地 △尾崎 △別
所 △大野 △川原 △片倉 △中里 △根岸 △寺
下 △荒井 △土山 △柿木平 △原 △彌太郎 △待場
○三ッ峯 西方に在、三山並び立り、中央なるは登凡二里、頂
に三峯社ありしが廢して神木の榿樹三圍のみ残り、
八菅山の修驗回峯の行所なり、此餘當村の山中所 ○惣久
山 宇佐 三ッ峯に連れりし、下二山同じ、○邊寶山 倍
保宇 同方の連山なり、山上に兒塚と呼るあり、塚上に
佐牟 四圍許

の松樹あり、古大山修驗入、○堤川山 底伊勢 邊寶山に續
峯の時、兒を葬りし所と云、
けり、○佛果山 良方に在、高百五、半原村に跨りて頂を
界とす、僧佛果 寺開山、座禪せし處なれば名とす、半原
ては南山、頂に座禪石あり七尺、○華嚴山 東方にあり、
と呼ぶ、頂に座禪石あり七尺、○華嚴山 東方にあり、
上萩野・飯山の二村に跨り峯を界とす、往古役小角華嚴
經を此所の石櫃 按ずるに、上萩野村松石寺の傳へには空海
經を納め、に納む、依て山名とせりと云、又此山上に子
種石と云あり、方五、○物見峠 西方に在、丹澤山御林見守
り、高惣久、峠より大住・高座の二郡及鎌倉・江島武州・多
摩・荏原・橋樹等の郡中を眺望す、○土山峠 北方にあ
り、津久井縣及甲州郡内への道なり、尺より二間に至る、
○貉坂 東方に在、登四、○小鮎川 東南にあり、幅六七
澤村及村内所々の谿水會して一條となり東流す、村内
にては涌出川 加波とも唱ふ、○布川 奴濃、西方丹澤山
より流出し、幅六、又同じ山中字本谷川 保武多と云、一派合
して北隣宮ヶ瀬村界に至り宮ヶ瀬川とも呼ぶ、○がら
澤川 西方字がら澤より湧出するをもて名とす、幅七、
北にて布川に合す、○川弟川 可波遠、東北の方山間の水

合して北流す幅三 間許 ○土橋三 一は小鮎川に架す長六 間半

二は同川に落合小流にあり長一は六間 一は五間、○瀑布 西方に

あり我卒末と云 幅二丈傍に俱利伽羅不動を安ず、

○八幡宮 村の鎮守なり、神體は秘して開扉せず、社領

一石五斗、天正十九年御朱印を賜ふ、例祭八月朔日、三

光寺持、△末社 秋葉 多賀 疱瘡神 天神 稻荷

天王 辨天 新比明神 高良 住吉 △鐘樓 明和六

年の鑄鐘を掛、○日光權現社 村持下同、○山王社

○神明社 ○山神社 ○第六天社 ○天王社 ○姥神

社 ○稻荷社 ○御靈白旗第六天山神社

○正住寺 金剛山と號す、臨濟宗鎌倉建長 慶安二年八月

寺領十石五斗の御朱印を賜ふ、開山佛果 建長寺寶泉庵

と號す、應永八年 本尊釋迦、△稻荷社 △天神社 ○龍

洞寺 龍尾山と號す 正住 寺末本尊正觀音、慶安二年十月觀

音堂領三石餘の御朱印を附せらる、開山骨洞 正保元年九

○華藏院 金翅山本陀寺と號す、眞言宗古義 大住郡岡

寺 慶安二年寺領八石二斗の御朱印を賜ふ、本尊大日 嶺金剛頂

あり、鐘銘に本尊虛空藏と 按 △鐘樓 萬治元年の鑄鐘を

掛、△天神社 ○東光寺 寶島山如意輪院と號す同本

支族な 御打入の頃氏を改て山田千阿彌宗利と號し、當
村に在て豆州金山より出す材木及炭等の御用を奉りし
人に附屬して其事を辨せしとなり、夫より子孫連綿し
て今に至る、

○宮ヶ瀬村 美也加 正保の改に宮河瀬村と書せり、江戸

より十八里餘、應永の頃矢口信吉と云者、開墾の地と云

事蹟詳ならず、屋敷 東西二里半餘南北一里餘 東、半原村、西、

蹟の條并見るべし、津久井縣鳥屋・青山二村、民戸八十三、甲州道係る 幅九、古よ

り御料所なり、寛文十二年成瀬五左衛門重治檢地す、新

田は七石明和六年江川太郎左衛門英征、見取場は寛政十

年大貫治右衛門光豊紀す、煤ヶ谷村と同日丹澤山御林の

警衛を勤るを以、人馬の課役を免除せられ、月俸を賜ふ

煤ヶ谷村條 太井村にあり、五分 の奸闌

に詳載す、又津久井縣荒川番所 一運上取立所と云 の奸闌

俗に抜荷 を改むることを奉れり、

○高札場 ○小名 △落合 △北 △南 △馬場 △和

田 △平澤

○高塚山 西方丹澤山に接す 登三 山中を稼山とす、○堂

下山 南にあり 登二十 ○芋穴峯 村北にあり 登八

○半原峠 村東にあり 登三十 半原村に通ずる山徑なり

尊藥師、△觀音堂 ○三光寺 通智山權現院と號す

同本尊彌陀、開山賢宥、○蓮久寺 長永山と號す、日

蓮宗 甲斐國身延 寛文九年開山日稔 圓受院 草創す、本尊釋

迦、△七面社 △神明社 ○不動堂 本尊は立像なり

長一尺六寸、火焰の裏に文明三年辛卯十一月初八日云々、安

永五丙申二月廿二日、大佛工大熊宮内再興之と彫る、文明は

蓋新造の年月 二童子 尺餘は天文十七年の銘あり 岩座の裏

なるべし、源作 一體寄進天文十七年十一月日、慶 當所も八菅山修驗

の行所とす 七宿の内にて兒留 村民持、○十王堂二 一は

正住寺、一は村民の持、○彌陀堂 村民持、

○僧得勝草庵蹟 今其地を傳へず、禪林僧傳に得勝當所

に草庵を結び、三年幽栖せし事見えたり 日、師諱得勝

縣人移居隨緣閑居而不住一處矣、往相州須々堂結庵居三年、

當處殺生作業者悉作弟子或受戒或出家、從諸方僧尼來日願居

座下、師又謂是背本意捨衆獨密出、欲到甲州隱居云々、師生于

嘉曆二年十月六日、至德四年丁卯二月廿日已剋寂滅、閱世六十

一、僧臘三十有一、高僧傳曰天文十六年六月五日

勅諭慧光大圓禪師、其詳なる事は人物部に出す

○舊家傳兵衛 世々里正を勤む、北條氏より炭材木等の

事に依て出せし文書七通 其文前 及豐太閤の制札を藏す

先祖は井上氏なりしが 按ずるに、「役帳」に當所の地頭井

○布川 奴乃 中程を流る、或は宮ヶ瀬川とも呼、北方に

て鳥屋川に落合しより下流を中津川と號す 幅十 河中岩

あり 幅十五間 雜木生して孤島の如し、昔辨天の小祠あ

りしを以て江の島と字す、○川弟川 加波遠 巽の方よ

り流れ來り、村内にて布川に合す 幅三 ○鳥屋川 加波

乾の方津久井縣鳥屋村山中より流出し 同村にて早 川と云、村内

に入り鳥屋川と稱し、又小名落合に至り、或は落合川

と唱へ、末は布川に合す 幅八 ○土橋四 一は落合橋

と唱ふ、落合川に架す 長十 一は大渡橋 於保和多里波之一

は貝缺橋 加比可 一は大和橋 於保和波之 ○長各十間共に布川に架す、

○熊野社 村の鎮守とす、本地佛三尊彌陀を安ず、例祭

七月廿一日、長福寺持下同、△末社 山王 諏訪 稻

荷 ○熊野社 奥野權現とも號す、古は古鰯口を 銘に

元年九月十六日、矢口入道信 神體とせしが、今は失す、

吉長者とありしと云傳ふ、稻 穀倉稻荷と號す、小名和田の鎮守とす、○第

六天社 ○山神社 ○神明社

○長福寺 明星山觀音院と號す、古義眞言宗 津久井縣千木

本尊不動、△天神社 △第六天社 △觀音堂 △十王

堂 △鐘樓 元文五年の鑄鐘を掛、

○長者屋鋪蹟 坤の方山中にて、布川に臨みし陸田を云
方二町許の、當村を開墾せし矢口入道信吉の住し所なり、
平地なり、當村を開墾せし矢口入道信吉の住し所なり、
信吉後人に害せられしと云のみ、詳なることを傳へず
又村落より西方三十町 山中に御殿森と稱し、樹木繁茂
せし所あり、是信吉の女父と共に害せられし時、其髮
毛を埋みし所と云、

○七澤村 奈々佐 江戸より十六里餘、村内に七ツの澤
小名の條 あるを以村名起れりと云、古は奈良澤と唱へし
にあり、天正中の文書に其文下 大住郡日向藥師別當實城坊
にや、天正中の文書に出す 制札 所藏、十八年豊太閣の制札
にもなら澤 小屋と有、にしか記せり、中古上下二村に分れ後又合す保正
の改には一村、元祿の改 東西三里半、南北一里十四町野、上
古澤二村、西、丹澤山、南、大住 家數百五十五、文明の頃鎌
倉報國寺祖塔休耕庵の所領たり 報國寺文書曰、報國寺開山
澤之内半在家云々、享德二十六年九月十日、成氏袖判あり、按
ずるに、二十六年は文明九年なり、此文書本書を失ひ寫を藏す、
北條氏分國の時渡邊五郎左衛門知行す 文中郡七澤渡部五郎
左衛門、此内七十二 文中郡七澤渡部五郎
貫文壬寅檢地増分、天正二年北條氏の命により井樓に用ゆ
べき材木を伐出し當國須賀浦まで運致す 大住郡須賀村民
道具貳百拾三丁五六三九枚幡板以上津久井より出、百廿五町
五六以上七澤より出、右材木少も不致紛失様に可罷預、舟來次第

嚴密相渡委細以書上安藤豊前に可申斷者也、仍如件、この頃の
甲戌正月廿四日須賀田中清田安藤豊前奉虎朱印あり、この頃の
事にや、藤澤より大鋸引の工人來り板を挽し事あり、
内村民所藏文書曰、一手廿日分、一手廿五日分、此外五日は先
日小田原土肥にて被召仕候以上、右明後廿三日必々二手ながら
ならさわ口罷越先日被爲引候、大わりのいた小わりにさせられ
べく候、猶以御日限無相違廿三日に罷越、奉行西蓮寺如申可走廻
書也、仍如件、十月廿一日藤澤大きりの頭森木工助、大鋸引中
中將奉之、北條氏朱印あり、此文書前の所損失して分明ならず、
天正十年村内二百貫文の地を軍功の賞として、山口郷左
衛門・同彌太郎等に宛行ふ 武州高麗郡横手村民所藏文書曰、
戦之刻、父子前登進敵と戦大勢を追崩、殊に首取候事又無比類
働一人當千也、此度勸賞相州愛甲郡於奈良澤郷二百貫文之所宛
行者也、仍如件、天正十年壬午七月二十三日山口郷左衛門、同彌
太郎殿發仙奉之、朱印あり、按ずるに、北條氏の印にあらず、上
杉の朱印なるべし、此頃武州深谷 今荒川三郎兵衛 古御料所元
城に在て北條氏に屬せしなり、今荒川三郎兵衛 古御料所元
月先世丹波 興津兵左衛門 寶永二年先世能登
守に賜ふ、興津兵左衛門 守忠間に賜ふ、等知行す、檢地は
天文十一年 役帳の後、寛文五年八月成瀬五左衛門重治改
む、津久井道一條あり 間、

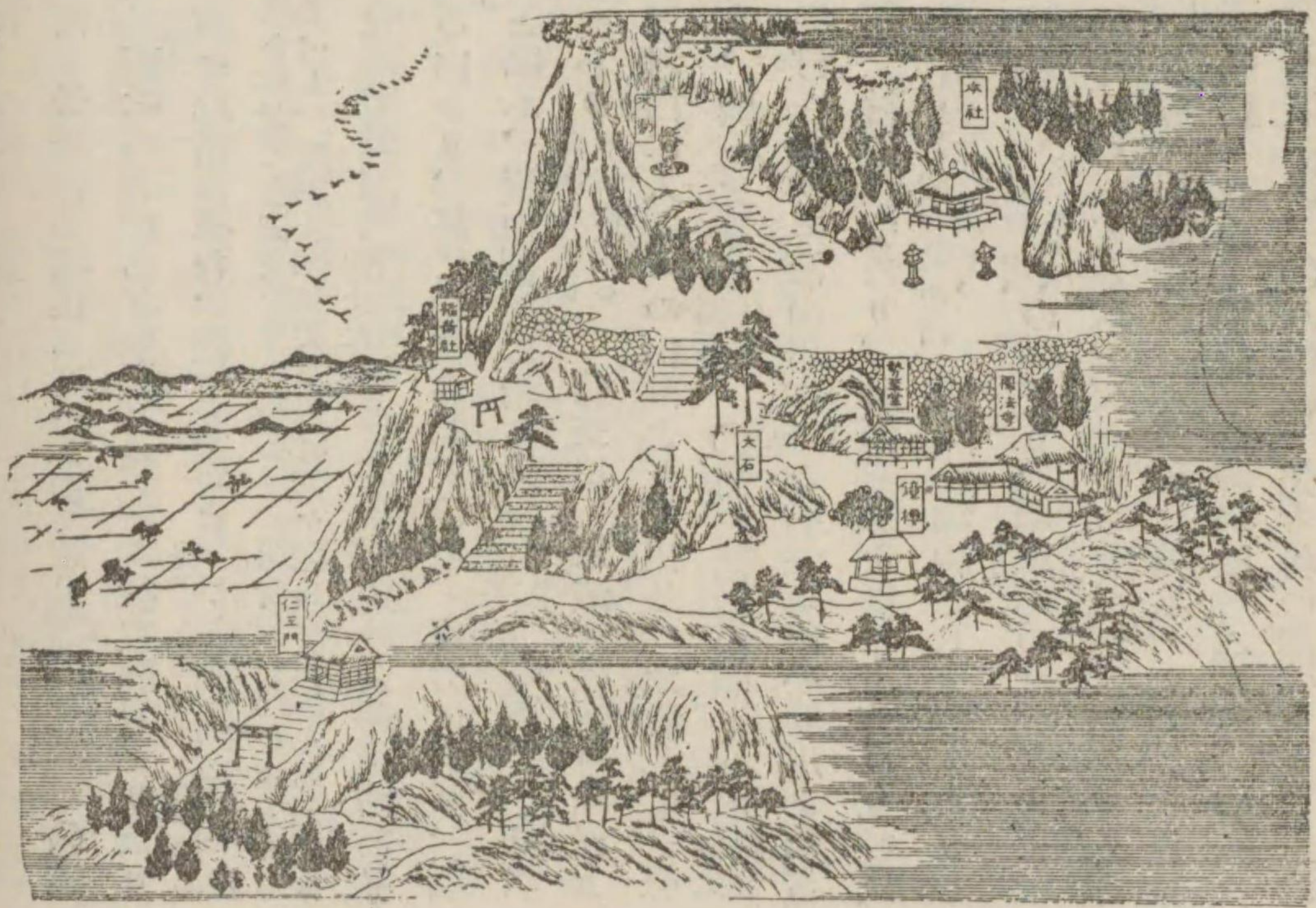
- 高札場三 ○小名 △南澤 △大澤 △蘆澤 △吉原
澤 △奈加澤 △みづく澤 △たゝら澤 以上七所皆齋
て村名の起る △春米 郡紀 △上ノ久保 △谷戸 △上
谷戸 △峯岸 △大竹 △馬場 △日向川 △臺畑

△金目 △久保屋鋪

○運上山 丹澤山の境にあり、稼山とも呼ぶ登三十
ヶ嶽 西北の方にあり八町、相傳ふ往古龍宮より上り
し洪鐘を此嶽に藏む、依て名付と 按ずるに、中古樞要の
上に鐘を掛置て合圖をなせし事あり、當所も合圖の鐘を置し
所なるべし、足柄上郡都夫良野村鐘ヶ塚及甲州にも此類ま、
あり又大應嶽淺間山 山上に淺間社ありとも呼ぶ、此餘大澤蘆澤など
唱ふる山あり、都て山岳多し、○坂 東方にあり、順
禮坂と唱ふ、飯山觀音に詣る路なり 長五、○塚八 小名
馬場にあり 高四尺より 八尺に至る ○玉川 水源大住郡日向村よ
り出、村内に入所々の山間より涌出る、水會して一條
となり、異方を流る 幅四 ○川 西方山間より出 幅二
煤ヶ谷村に至りて湯出川 可波と唱へ末は小鮎川となる
○山王社 村の鎮守なり、神體石類を置、社傳に上杉氏
七澤在城の頃 城蹟社の西 四隅の鎮神として勸請ありし
東は當社、西白山、の一なり、明應年中社頭兵火に罹
四社南、八幡、北、諏訪、の、天正十九年社領二石の御朱印
り、記録を烏有すと云、天正十九年社領二石の御朱印
を附せらる、徳雲寺持、△末社 榛名 天神 金毘羅
天王 秋葉 八幡 稻荷 △神樂殿 △鐘樓 安永九
年鑄造の鐘を掛、○八幡社 是も村の鎮守なり、上杉

修理大夫定正勸請の棟札あれど文字漫滅す 按ずるに、
云る、上杉氏が七澤城鎮 永祿十年三月申村玄蕃、同源太
護四社の一なるべし、 永祿十年三月申村玄蕃、同源太
郎等民にあり願主として再建す、其棟札今に存す 奉新
造八幡大菩薩、本願道順大工眞下源次郎敬白、中村玄蕃、同
源太郎、永祿拾丁卯年三月一日本地堂主神光寺道全云々、按
ずるに、神光寺は後廢せし 神體木像、別に慶安の頃寄附
ありし神體あり 乘馬の像にて、長六寸三分、宮殿の扉に八
祈武運長久、東照大權現四代末孫、從四位下行羽林次將源朝
臣と記し、上に葵御紋あり、土人は肥州侯と傳れど誤なり、
年代及位官を以て考ふれば、松平越後守 村持、△末社 稻
荷 牛頭天王 疱瘡神 △本地堂 彌陀を安ず、△鐘
樓 文政五年再鑄の鐘を掛、○淺間社 鐘ヶ嶽にあり
神體銅華鬘三筒 一は彌陀、一は藥師を鑄出す、一は漫漶し
を置、元祿二年僧有映の記せし緣起に據に孝元帝の御
宇初て此地に垂跡あり、遙の後扇ヶ谷上杉修理大夫定
正社頭以下造營あり、延寶八年村民等修理を加ふ、此
時土中より華鬘三を得 今の神體 又社傍より勢至の木像
を得たり、其頃木食空譽彈阿、此邊山中に 字一ノ澤と
在て専ら淨業を修し、高德の聞えあり、貞享四年當社
の靈夢を蒙て當山に移り、禪法寺 別當に住し、且神託

淺間社地圖

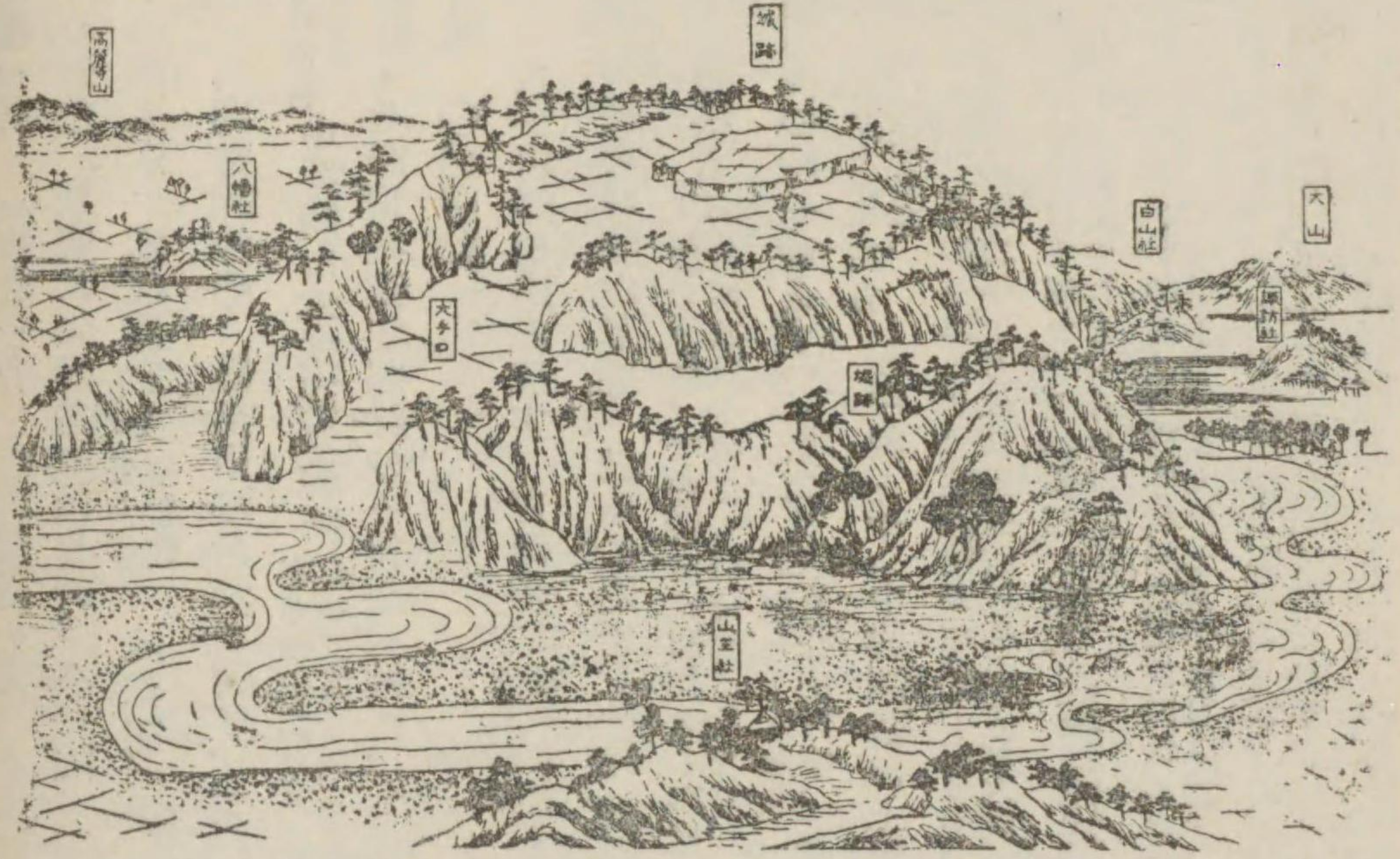


に依て山を大應嶽と名づけ、自ら勢至の像を彫刻して本地佛となす、元祿元年尾張中納言綱誠卿簾中廣幡大幸女信仰に依て按ずるに、禪阿は大住郡日向村淨發願寺の中建あり、其因により當社社内の宮殿方一丈、龍獅をも湯仰せられしなり、本社 子草花等を刻し著色す、以下別當寺に至るまで新造を企られ、三年玉木局をして願書を呈せしむ其文曰、鐘嶽山淺間大菩薩御祈禱、奉謹敬白諸事御順儀に納り、於御願成就者、淺間宮御信心御家御代々御鎮守に可被遊者也、千秋萬歳、御代參御護摩御禮目出度く敬白、于時元祿三庚午十一月大吉日、御願主新君御局玉木宮御こんりらの思召は、尾しうの御家代々御長久、殊に御代繼若子御長命に御そだち被遊、御はんじやうに何事も思召のま、にをななく永々御信向御代參にて、御禮仰上らるべき者也、千秋萬歳めで度以上、鐘がたけ淺間宮御神前、御願主新君御取次玉木、四年に至て落成す、今用る所の祭器佛具等多く此時寄納せられしと云、【社寶】△刀一振白鞘にて長一尺二寸、光永の銘あり △大般若經一部 玉木局り、鞘に元祿六年奉納と記す、△自然木佛像一軀 楠の朽木なり、△曲玉一顆 淡青色長 如意輪觀音の像に彷彿 △冠服一具 冠は眞鍮を以て造る、形玉冠に似たり、衣表錦葵御紋を織出す、裏緋紅下に白平絹の袂衣を製ぬ帶細織切已上四種を神衣と稱す、元祿三年大奥老女の納品なり、

△護摩壇一具 △香合一合 △霹靂礎一箇 △末社 稻荷 △鐘樓 延寶八年鑄造の鐘を掛、△奥院 不動を置、△勢至堂 本地佛なり 長六尺 空譽作 △仁王門 像は空長六尺 空譽作 △別當禪法寺 鐘掛山尊聚院と號す、天台宗大住郡日向村 中興開山木食空譽禪阿 本寺の中興なり、元祿淨發願寺末 七年二月十四日卒、 ○諏訪社 七澤古城鎮守四社の一なり、村持、下同、 ○熊野社 ○神明社 ○廣澤寺 大富山露栢庵と號す、曹洞宗 下總國國府 奉總寧寺末、相傳關本郡の屬 最乗寺開山了菴、此地に庵室を結び露栢庵と號し、隱栖とす 按ずるに、了菴當所に幽栖せし事は、其僧傳及彼寺傳にも載せざる所なり、 其後住僧原佐の時一寺とす、故に了庵 應永十八年三月廿七日卒、 を開山、原佐 文明十八年正月二十四日卒、 を中興とす、中興開基は上杉修理大夫定正なり 夫婦の牌あり、護國院大通範了大居士、明延德三年八月廿三日と載す、上杉系圖に定正 後越翁住職の 當寺に葬りし由見ゆれど、今は存せず、時北條左京大夫氏綱 牌あり、當寺開基松院殿快翁宗活大 據に、氏綱 天文十年七月十九日卒、法名春松院快翁活公と見ゆ 當寺の傳 再造營す、故に此二人をも中興と稱す、本尊

藥師開山自筆の位牌を置 當寺開山了庵明和尚と書す、是 按ずるに、自筆と云は誤に 天正十九年寺領五石の御朱印 を賜ふ、△開山堂 △衆寮 △大鐘 本堂中に掛寛政八年再鑄す、△白山社 道了權現社 ○德雲寺 吉祥山と號す、臨濟宗 鎌倉建開山妙覺 文和四年十一月十八日卒、 本尊正觀音又藥師 山王本 地佛、虚空像 長七寸五分 等を安ず、○觀音寺 村中山福聚院と號す、天台宗 大住郡日向村 淨發願寺末、 開山空譽禪阿 本寺中興なり、元祿 七年二月十四日卒、 本尊馬頭觀音 行基作、長二尺五寸、其餘阿彌陀 運慶作、長一尺二寸、不動一尺一寸、を安ず、△白山社 明應の頃迄上杉氏の鎮守なりしと云傳ふ 按ずるに、七澤城鎮守 四社の一なるべし、 其後年代は知らず、中村某再建せしと云 按ずるに、前の八幡 社は永祿十年中村玄 蕃、同源太郎等再建したれば、 ○十王堂 廣澤寺持、當社も同人の再建なるべし、 ○七澤城蹟 村の中程にあり、中古は山林なりしに今は白田を開けり 潤六 百坪 大手口の蹟は東方にあり、空塹の蹟彷彿たり、築城の始を傳へず、寶徳二年四月執事上杉右京亮憲忠管領成氏と確執の時、鎌倉山内の館を退き此城に楯籠り、十月に至り和睦ありて、鎌倉に歸る

七澤城跡圖



【鎌倉大草紙】曰、成氏の出頭人色々上杉を妨げ、太田長尾實徳二年卯月廿一日、鎌倉の御所へ押寄、成氏は江嶋へ遁出云々、憲忠は今度の軍は心より起らざれども、叶ふまじと思ひければ、相州七澤山へ楯籠る、同八月成氏鎌倉へ御歸、同十月憲忠蒙御免、七澤の城より山ノ内、其後上杉修理大夫定正の持城となれり、土人の口碑、然して定正の兄刑部少輔朝昌持朝の次子にて、三浦當城に住せり、上杉系圖曰、朝昌東字日永號隨應、長享二年二月定正顯定父子と合戦の時も朝昌此城に在て處置宜を失ひしかど、定正終に討勝し由、定正の書翰に見えたり、古證文曰、去年二月五日相州實時原之軍、靜謐者當月不及一戰、各地利取籠候者、朝良實父七澤於引申、河越え入馬外不可有之處、敵之勢衆不知相延軍者隨分可出來候事、於不及校量一戰然間太以失利、七澤城衆定正馬廻之軍於不見合不可急處、急御凶事出來故勞而無功様成行候、畢竟七澤御刷無由故也、雖然旗本理運之間無相違歸事、不思議之至候、千餘軍張陣候之處、纔二百餘騎召連數萬里一日一夜行越、及一戰得大勝利、於向後復不可有比類候歟、但二度與不可學行殿定正華押、按ずるに、朝良實は刑部大輔朝昌の子にて、定正養て子とし、扇谷の家督を繼しむ、治部少輔入道建芳是なり、其後定正の次子七郎朝寧、實は上杉修理亮高救の子、當城に住し、七澤七郎と稱す、上杉系圖曰、朝寧相州愛甲郡七澤城住居、永祿五年松山籠城、北條家へ降参、按ずるに、企郡の屬、其後の主將及び廢せし年代未考る所なし、

新編相模國風土記稿卷之五十九

村里部 高座郡卷之一

圖說

本郡古は原野のみ多く、僅に瀨海及河傍の地開けて廣野の四邊に村落をなせり、夫より往々原野を開き今に至て猶開墾を企る所あり、北條氏國中を三分せし時當郡は東郡に屬す、且北隣津久井縣は古當郡及び愛甲郡に屬せしを、後分割せしと云ふ、下の條に辨ず又郡界相模川に邊せし地は愛甲大住二郡境川に傍し、地は當國鎌倉郡及び武州多磨郡と接壤すれば、川瀨の變遷によりて一村兩郡に分折せし地も多かるべし、古圖の傳るなければ詳なる事は知るべからず、今正保四年・元祿十五年の二圖を縮寫し、又新に當今目繫する所の略圖を作りて當代の沿革を示す、

高座郡は國の東方にあり、【北條役帳】に東郡と記す、江戸日本橋より郡の南端藤澤宿迄東海道の里程十二里なり、【倭名鈔】國郡の部に高座を太加久良と注す【天武紀】に當郡の名を載ら

○僧得勝草菴蹟 今其地を傳へず、【禪林僧傳】に得勝當所に閑居せし事見えたり 曰、師諱得勝號拔隊、相州中村人菴居相州七澤、得瓊侍者來見曰、公令山居時節好師又移居、隨因閑居而不住一所矣云々、師生嘉曆二年丁卯十月六日、至德四年丁卯二月廿日寂滅矣、閱世六十有一、僧臘三十有一、按ずるに、煤ヶ谷村にも幽栖せし事見えたり、尙詳なる事は人物部に出す、

新編相模國風土記稿卷之五十八之終

圖 定 改 保 正

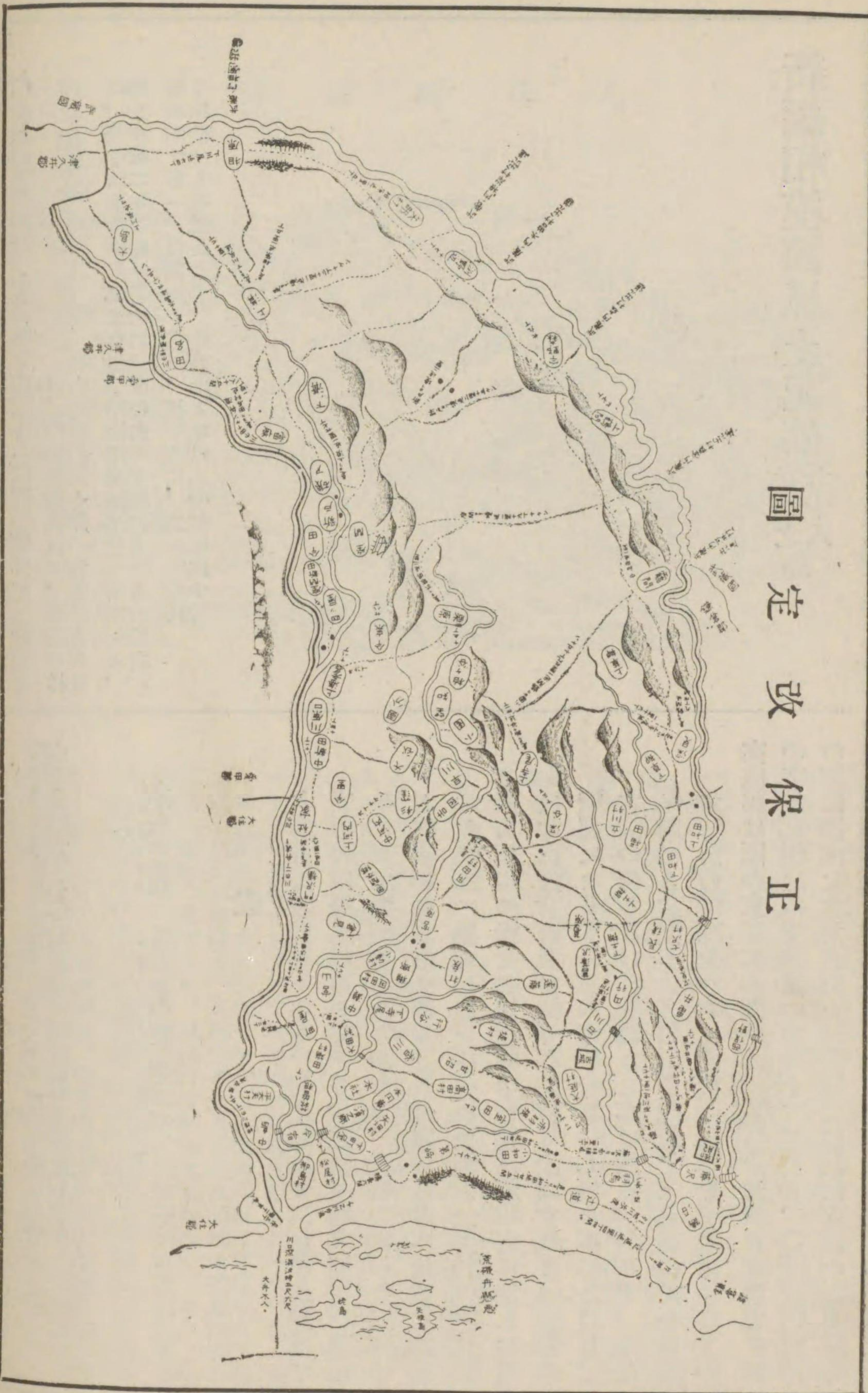
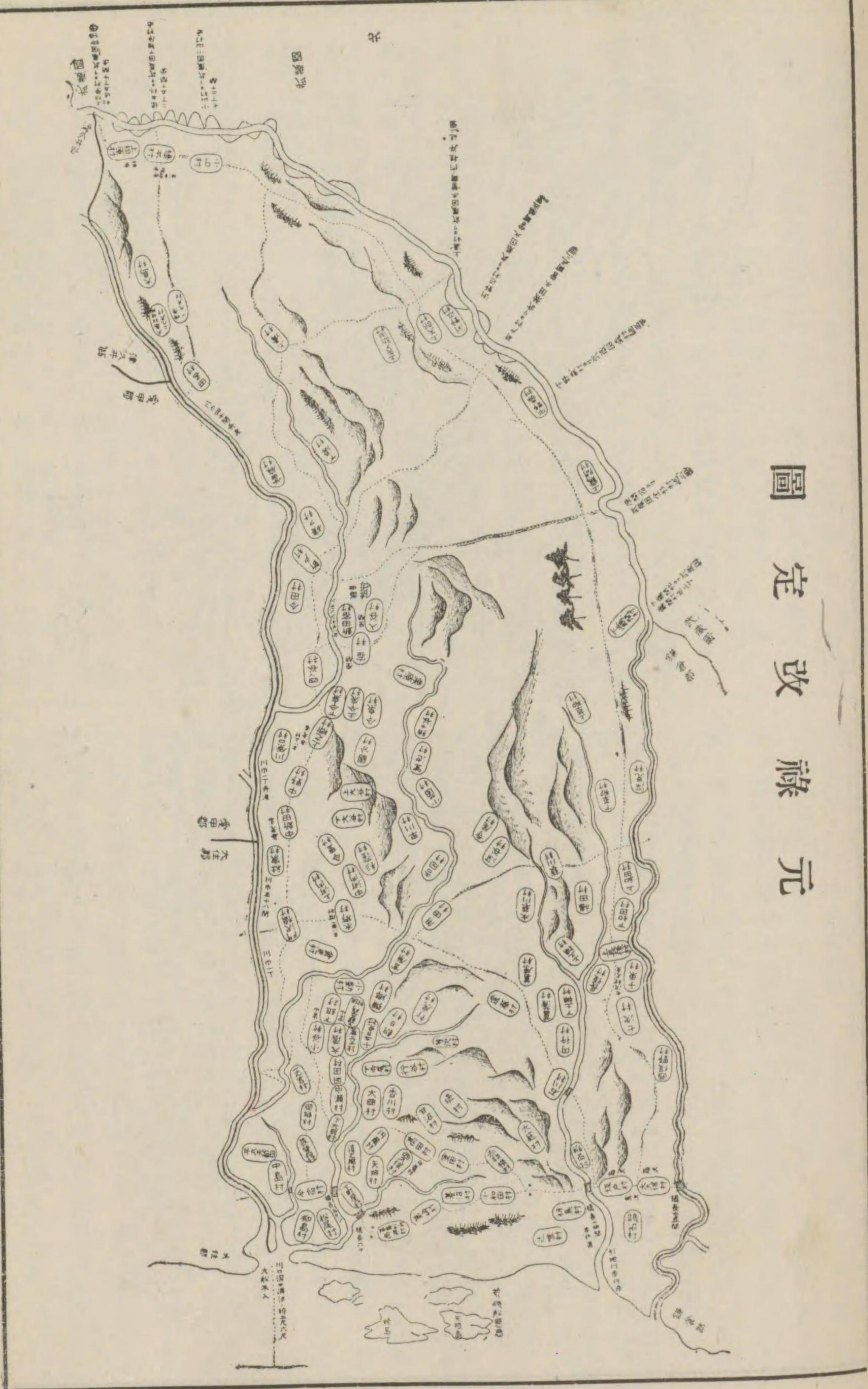
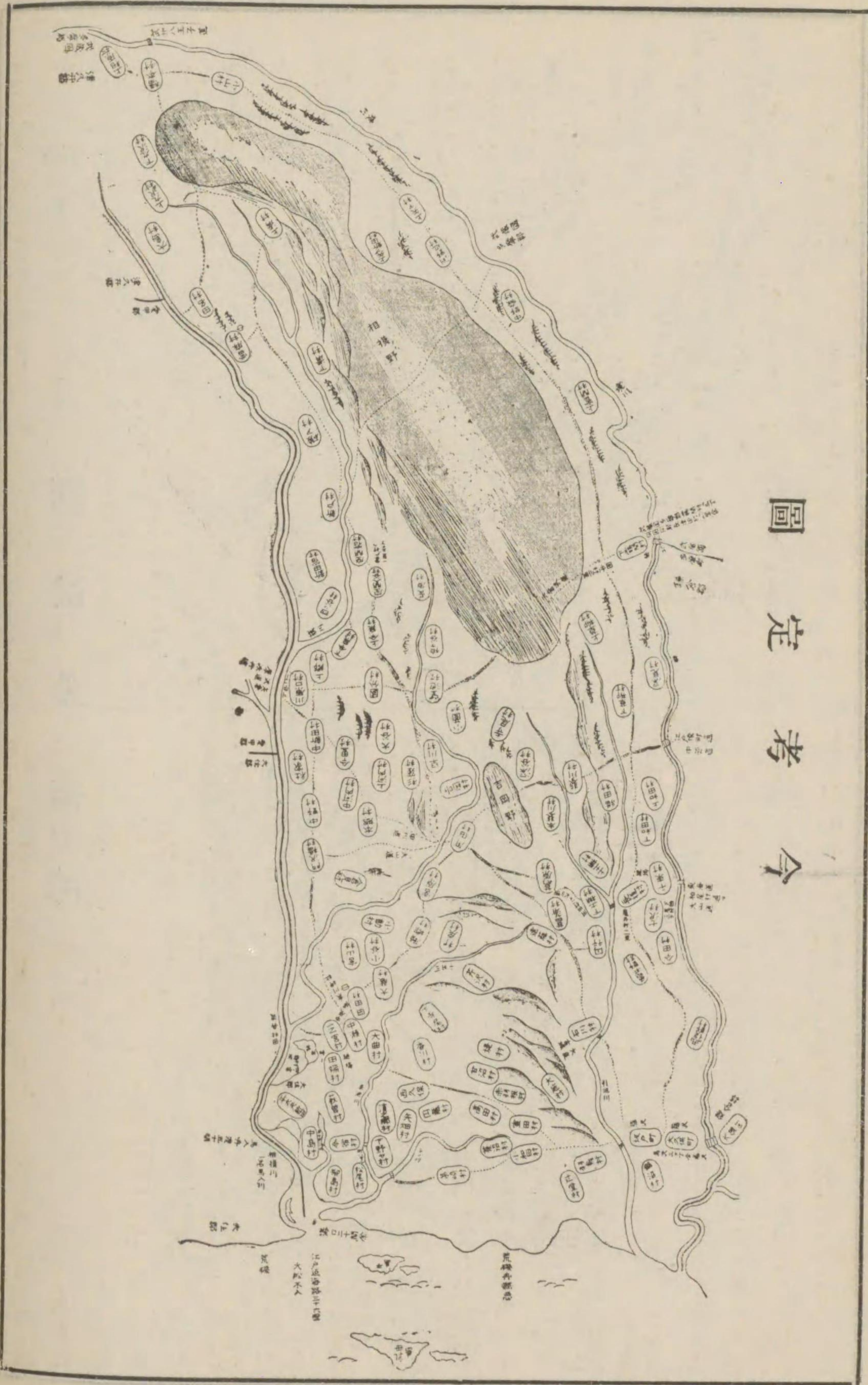


圖 定 改 祿 元



圖定考今



其文曰、二年十月庚寅、相模國言高座郡女人生三男云々、案に「類聚」

【相模國風土記】殘本異本郡名を並べ書せる

の條高倉郡と記す、按に、倉座共にくらの訓あれば、古を考る

に當國と武藏と境せる地、太古は山野にて通路なかりし

を後漸に境界開け、往來の通するに至りしと【景行紀】倭

武尊、東征の條を見て知べし、光仁天皇御世、郡内夷參驛

より【和名鈔】當郡郷名の内伊參あり、【續紀】夷參に作る、これ

ならん、今郡内遺名なし、但座間宿村民の言座間の地、往昔

東海道の宿驛にて伊參の驛と云、後伊

佐間と唱、又轉じて座間となれりと、武藏國に通する事所見

あり【續日本紀】曰、寶龜二年十月己卯、太政官奏武藏國雖屬山

田驛達下野國足利驛、此使道也、而在從上野國邑樂郡經五箇驛、

到武藏國、事畢去日又取同道、向下野國、今東海道者、從相模

國夷參驛達下總國、其間四驛、往還便近而去此就彼損害極多、臣

等商量改東山道屬東海道、公私得所人馬有息、奏口按ずるに四驛

は皆武藏國に置れし所にて、店屋・大井・豊嶋・乘藩等な

るべし但夷參より何れの驛に達せしや、未考る所なし、延喜の

頃傳馬五匹出すを定員とす【兵部式】云、相模

郡大領壬生直黒成に外從五位下を假せらる、是貧民に代

て貢を奉り、飢民を救ひ且郡内の戸口増益あるを以てな

り【仁明紀】曰、承和八年八月辛丑、假相模國高座郡大領外從六位

下勳八等壬生直黒成、外從五位下、代貧民填進調布三百六十端

二丈八尺、庸布三百四十五端二丈八尺、正稅一萬一千一百七十

二束二把、給飢民稻五千五百四束、戸口増益三千一百八十六人

就中不課二千九百四十七人、課同十一年前相模介橋永範、郡

二百三十九人、仍哀其身也、

中に救急院を造立し、空閑の地を開發し、其地子稻を以

て公事を辨じ民の急を救ふ、故に郡司百姓等民の悦狀を

録して毎年官に申す、然れども脱て官帳に附られず、依

て同十五年請て官帳に附し、後代に傳ふる事を得たり

【類聚三代格】載太政官符應附官舎帳救急院一區事、地三段屋三

字三間、板葺屋一宇、草葺一宇五間、布施屋一宇四面築垣、開田五

十野見開少町未開三十町以上、愛甲高座二郡、右得前相模介從

五位下橋朝臣永範解備去、承和十一年、以俸料稻一萬束、造立

件院、開發空閑地納其地子稻、班給運進調庸百姓之尤窮並貧不

能自存者、自承和十四年總一千五百八十八人、因茲郡司百姓等

錄民悅狀、毎年申官非唯濟公事、兼復救民急、脫不附官帳、往被弄

置望請永載公帳、以傳後代、但有破損之日割留地子之内、以充

修理料謹請官裁者、大臣宜奉敕

依請、承和十五年三月廿一日、關郡の形狀南より北に袤り

九里程、東西の廣さ南邊東海道の貫ける所は三里許、中

程に至て二里半に餘り、夫より北方次第に狹まり西北の

方へ少く曲れる様、郡圖の如し、東北二方は境川に限り、鎌

は樂して海、西は相模川を境ひ津久井愛甲大住の三郡、但川を以

て境界とする所は、水溢の爲水路變あり、故に中古少く郡界を

改る所ありと雖ども、其川、津久井縣は當郡愛甲の二郡より

分割せし地にて、其年代を失たれば正しく辨じ難けれど

も地形を推考するに、縣内相模川北方の村落は上下川尻、

三井、千木良與瀨、吉野、小淵、當郡より分裂せし地なるべし、

澤井、佐野川等十一村なり、

今中澤・佐野川二村は尙當郡の庄名、澁谷の唱を存せり、其餘の村落は凡十八村、愛甲郡より分折せし地ならん、愛甲郡津久井縣總、地の高低、郡の南海岸より東海道の左右は凡て低く平夷なり、夫より東北の方へ漸々に高く村落及相模野の邊武藏の國境に至迄高燥にして土地平なり、又東方境川の邊は郡の程より南方は低し、西方相模川に傍たる地は殊に低く所々水除の堤を設けたれど、水溢の患を免がれず、土症高燥の地は黒野土或は砂交れり、其餘は總て眞土にして是も砂交れる所あり、郡内陸田多く水田は三分の一なり、園郡の村數正保の改に九十五、元祿の改に百十八、前に比すれば増加すること二十三、今は九を減じて百九なり、按ずるに、元祿の改には宮山村を五村地を別村とし、或は一村を上下に分つ、類にして、其實は地の増減あるにあらず、村高正保の改に三萬八千五百石餘、元祿に四萬七千二百二十八石餘、前に比すれば増加すること八千九百七十八石、今は二千五百三十九石餘を増加して、西萬九千六百六十七石餘に至る村數元祿に増加せずといへども、各往還東海道の一條、南方村内近世盤開の地多きが故なり、鎌倉郡藤澤宿、大鋸町より境川を渡り郡内藤澤宿大久保町に入り、數村を経て中島村に至り相模川を越え大住郡

馬入村に達す、脇往還六條を通ず、一は大道と唱へ二條を通ず、其一は郡中辻堂村、東海道より右折し一之宮村に至り、夫より大住郡田村に達す、其一は柏尾通り大道と唱へ鎌倉郡上飯田村より千束村に入り、用田村に通じ夫より門澤橋村に至り大住郡戸田村に達す、一は八王子道或は瀧山道とも唱へ二條あり、其一は郡内藤澤宿より西俣野長後等の十一村を経て橋本村に至り、境川を渡り武州多磨郡八王子へ達す、其一は同所坂戸より用田・座間宿・當麻三村の驛郵を経て橋本村に至り、前路に合す、一は鎌倉郡瀬谷村より郡内上和田村に入り、福田本蓼川等の數村を経て一之宮村に至り、大道に合し大住郡田村へ達す、是を中原道と云ふ、一は矢倉澤道にて武州多磨郡鶴間村より當郡下鶴間村に入り國分村に至り夫より河原口村より愛甲郡厚木村に達す、當郡領主沿革の大略を考ふるに、鳥羽院の御宇永久の始は郡中大庭庄の内、鎌倉權五郎景政の所領ありしが、同五年十月其地を伊勢太神宮の御厨に寄附せし事、【東鑑】に所見あり、此後養和元年七月、建久六年十一月、承元三年十一月、建長六年四月等の條にも、大庭御厨の事所見あり、事は大庭村然れば建長の頃迄も伊勢神領なりしなるべし、保元平治の頃大庭平太景義・同三郎景親・海老名源八季貞【保元物語】

月十一日官軍院の御所へ押寄る、折節東國より軍勢上り合て、義朝に相從ふ兵多かりけり、相模には大庭平太景義、同三郎景親、海老名源八季貞を始として三百餘騎とぞ、【東鑑】には海老名源三季貞に作る、澁谷庄司重國等治逆亂時候左典殿御方、於戰場竭兵器而武衛坐事之後、特秀衛赴奥州至相模國刻、澁谷庄司重國令之留置之間、住當國既送二十年畢、云々、按ずるに、治承四年を上ること二十二年は平治元年なり、同廿六日、盛綱高綱到重國澁谷之館云々、郡中の著姓にして父祖傳領の地に在住し其地名を以て民とせしなり、殊に景義の父景宗は大庭の庄司たり、大庭權守とも號す、重國は澁谷の庄司にて祖父六郎基家武州秩父を去て、始て此地に住せしと云ふ、並に系本に所見あり、【東鑑】弘長元年五月十三日の條、澁谷太郎左衛門尉武重云、先祖澁谷庄司重國者、誠相模國大名内、治承四年頼朝兵を擧るに及びて、大場三郎景親平家に與して在國の諸士を催せし時、當郡には俣野五郎景久・澁谷庄司重國・海老名源三季貞等是に應じ、石橋山の合戦に及びり、其時勢を考ふるに平家全盛の頃は當郡景親の指揮に屬せしなるべし、【源平盛衰記】曰、相模國住人の御家人なれども、當時平家重恩の者にて其勢國に蔓れり、又同書、頼朝卿院宣并廻文の御教書を以、御家人を召れし時、景義弟の景親が許へ行てかゝる院宣案御教書を給たり、和殿いかゞ思と問、景親申けるは源氏は重代の主にて、御座は尤可參なれども一年四に成て、既に斬らるべかりしを、平家に被擧有其恩如山、又東國の御後見し妻子を養事も争か可奉忘なれば、平家

へこそと云、和殿は誠に平家の恩にて、世にある人さもし給へ、景義は源氏へ參らんと存す云々、【東鑑】治承四年八月廿三日、武衛陣于相模國石橋山給、愛同國住人大庭三郎景親・俣野五郎景久・澁谷庄司重國・海老名源三季貞、以下平家被官之輩率三千餘騎精兵、同在石橋山邊云々、頼朝牙を鎌倉に建に及びて、澁谷庄司重國尙澁谷を領し、養和元年重國次子次郎高重の知行、澁谷下郷の所濟乃貢を免除せらる、【東鑑】養和元年八月廿七日、賜無二忠節之上、依令感心操之穩便、給當知行澁谷下郷所濟乃貢等、所被免除也、同書正治二年十一月四日、澁谷次郎高重、土肥光次郎惟光、爲使節上洛、各先相模國所領、自彼所進發云々、按ずるに、高重が所領は即澁谷の地なるべし、又梶原平三景時は一宮庄の地を領し、景時自一宮所領歸參鎌倉、大庭平太景義も大庭庄舊領を安堵す、【治承四年十月廿三日勅】曰、治承四年十月廿三日、勅功賞、景義等或安堵本領或浴新恩、按、景義其後懷島郷を領するに、大庭の舊領を賜ひしなるべし、景義其後懷島郷を領して懷島平權頭と稱せり、建保元年五月和田義盛の亂に澁谷次郎高重以下の一族義盛に與して反逆し、敗走の後所領を收公せられ、建保元年五月二日、和田左衛門尉義盛、高重云々、同六日被注今度亡卒等交名、其狀云五月二日三日合職被討人々云々、澁谷人々、澁谷せんざの次郎・同三郎・同五郎・同小次郎、御所の女房因幡局に澁谷庄山城四郎兵衛尉に懷島郷を宛行はる、【五月七日勅】曰、五月七日勅功事、先被定之、相模國澁谷此後文獻の徴すべきなく、其後元弘三年北條氏滅亡の後

足利尊氏將軍となり、基氏關東の管領として、氏滿・滿兼・持氏・成氏相續きて鎌倉にありしが、康正元年成氏古河に退去せしより争戦の區となれり、明應の頃は上杉修理大夫定正、郡中大場城に居り近隣を領せしが、其子修理大夫朝良に至り、永正九年北條新九郎入道早雲の爲に責落され、武州江戸城に移りしより早雲の所領となれり、此頃國中を三分して東西中の三郡に唱ふ、其後天正十八年左京大夫氏直が時滅亡に及び、關東一圓に御分國となりしより御料の外諸侯旗下の士に割賜ひ、尙沿革ありて今は御料及び堀田相模守正篤・大久保佐渡守忠保・大久保出雲守教孝が領地、旗下の士の采邑なり、

○【倭名鈔】所唱合郷十三并驛家 ○美濃 唱を註せず、今其地を詳にせず、按に大住郡大山の邊に蓑毛村・小蓑毛村などあり、【東鑑】養和元年正月六日の條にも蓑毛の名見ゆ若くは遺名なるか、されど當郡を隔ること二里に餘りたればいかゞはあらん、○伊參 これも唱を註せず、【光仁紀】には夷參に作る、土人の傳に郡中座間郷の地、往昔東海道伊參の驛なりと云ふ、猶座間村の條并せ見るべし、○有鹿 これも唱を註せず、郡中河原口村に有鹿神社あり、この邊の唱にや、彼社は延喜式内の神社なり、○深見 布賀美と註す、今深見村あり、

り、村内に式内深見神社あり、隣村上下草柳の二村は深見村内を隔きし地と云、廣き地なりしことしらる、○高座 今其地定かならず、○渭堤 唱を註せず、今其遺名なし、○寒川 佐無加波と註す、郡中宮山村に寒川神社あり、これ式内神社にて當國一宮なり、この邊六村皆一之宮庄なれば、寒川郷はこの所ならん、○鹽田 之保多と註す、郡中田名村の小名に鹽田あり村民聚居一區をなし、里人鹽田村とも呼べり、これ遺名なるべし、○二寶 唱を失ふ、遺名と覺しき名をもきかず、○岡本 乎加毛止と註す、郡中この地名をきかず、鎌倉郡玉繩領に岡本村あれど當郡とは一里許を隔てたり、○土甘 唱を註せず、按するに、もしつちあまとも唱んには郡内土棚村と語路相似たり、唱の轉ぜしもしるべからず、土棚上下二村ありて廣き地なり、○河會 唱を註せず、郡内遺名をきかず、按するに、隣郡愛甲郡に川入郷あり河會の遺名か、元來本郡の西相模川の對岸なれば、水路の變遷により彼郡に屬せしも知べからず、○大庭 於保無波と註す、郡の南方三十六村大庭庄に屬す、其内大庭村あり、これ本郷なるべし、猶庄名の條に出せり、○驛家 【兵部式】曰、相模國傳馬高座郡五匹と見ゆ、今其地詳ならず、

○今所唱合郷十一 ○圓藏惠平左字 松尾一村の唱なり、圓藏村此本郷なるか、されど若干地隔てたれば如何はあらん、且圓藏村は中古懷島郷に屬せり、○懷島布止古呂之末 濱之郷一村の唱なり、同村鶴ヶ峯八幡緣起に、懷島郷矢畑・圓藏・西窪の村名あるは、中古彼村々にてもさ唱へしにや、近隣高田村の民所藏、天正十八年太閤の制札にふところ島三ヶ村と載たるも、前の三村なるべし、○【東鑑】【海道記】【太平記】天正【北條役帳】及古文書等に懷島の名所見あり、詳なる事は濱之郷村條に載す、○岡田 岡田・大藏・小谷三村の唱にして岡田村の本郷なり、○恩馬於牟 六村の唱なり、本郷上中河内杉窪四村は天正十八年太閤の制札にも、恩馬四ヶ村と記し今も四村を一郷とす、今吉岡・用田の二村も恩馬郷に屬したるは前の四村と地域續たれば、中古より唱始しなるべし、○セツ木 古は七次とも書す、唱は同じ、則七ツ木・千束二村此唱あり、千束は元七ツ木の枝郷なり、○海老名 上郷・河原口・中野・中新田・社家五ヶ村の唱なり、按するに、鶴岡八幡神主所藏、應永九年の文書に當國下海老名郷全文河原口村條に出すとあれば其頃この郷を上下に分ち唱しならん、又按に今の上郷村の古名を上海老名村と稱すれば、當時上海老名郷と唱しは此地なるべし、

く河原口以下四村は下海老名郷と唱しにや、未明證を得ず、○海老名下 門澤橋一村の唱なり、按に此郷名は下海老名郷の遺名なるに似たり、されど海老名郷五村の傳に、當所は北を上とし南を下とす、門澤橋は其南に接するを以て海老名下郷と唱ふれど、海老名の内に屬するには非すと云り、○座間 座間宿・座間入谷・新田宿・四ヶ谷・新戸・磯部・栗原・望地八ヶ村の唱なり、座間宿以下栗原に至るの七村は一郷として組合へり、望地村は自然其別となれり、座間宿村民云、寛文中久世大和守領分たりし頃、其村内に役所を設けて管轄せしむ、されば其領分に屬せし村々は座間領と唱へしより後年郷名に唱訛りしと云、今小園・大島・上下溝・上下九澤・上相原・新戸の八村に座間領の唱あり、按に前にいへる如く久世氏の領分となりし頃、多く座間領と唱し所ありしも、後其唱絶て偶かの八ヶ村のみに残りしならん、○土棚都知太奈 上相原一村の唱なり、按するに、上下土棚の二村あり、この村より起りし郷名なるべしされど彼此の村中間に佗村及相模野在て、六里餘を隔て此郷名を唱ふるは疑べし、○大島 上九澤一村の唱なり、此村もと大島の分村なり、○相原 下九澤・上溝二村の唱なり、下九澤村は相原村の分村なれば本村の

名を以て郷名とせしならん、又上溝・下溝の二村はもと一村にして下溝村には郷名を傳へず、想ふに上溝村は當郷の地に近きを以て分村の後此郷に屬せしにや、この外橋本村も相原の地を分ちし村なれば、相原郷なりといへど今は唱へず、

○今所唱合庄三 ○澁谷 合村六十六、平三太夫重家の子重國、應保の頃既に此所の庄司たりし事所見あり、

【東鑑】源平盛衰記等 平治逆亂の後、佐々木源三秀義爰に寓居し、治承四年源頼朝兵を擧るに及て、秀義が子

定綱盛綱等當所より出て、頼朝に従ふ 八月九日條に所見あり、其文前に詳なり、同書同日條に、佐々木太郎定綱近年宇津宮に在しが、此間澁谷より來りし事見えたり、又源

平盛衰記曰、故左馬頭の猶子佐々木源三秀義が子共、平治の亂後は此彼にかままり居たり、三郎盛綱は相模國澁野にあり

佐殿謀叛を起給ふと聞て、盛綱澁谷より馳來、養和元年八月重國が次子高重が所領、澁谷下郷の所濟乃貢を免除せられし事、【東鑑】に見えたり

其文前 是則當庄の内にして、當時郷名にも唱へ、且地域廣きを以上下に分ちしならん、建久五年當所の竹を南御堂の後に栽らる 浦澁谷等竹數十本被召奇

今日被栽南御 建保元年五月次郎高重和田義盛が亂に組して滅亡す、其闕所當庄を以て御所の女房因幡局に賜

るに、此邊より南方は總て原野にして、鎌倉將軍の頃大庭野【東鑑】所見あり大庭村の條に載す、など稱せしもこの野に續きて、國中第一の曠野たるを以て、相模野の名は負しならん

今も此邊數村に秣野多くあるも、皆原野の開墾せし村々なればかく空閑の地多きなるべし、されば往古は東西の邊に村落をなし、其他は大抵原野なりしと見えたり、もとより土地高く平坦にして、水利不便なれば當時よりや、開闢すと雖、猶曠野草莽の地多く、今も年々開墾の擧止まず、○砥上原 附八松原 地理を按ずるに、郡の東南海濱の地、今の鶴沼村より茅ヶ崎村に至る迄の間、當時一圓の曠原凡東西二里餘南北六町程の地なりしなるべけれど、後世村落をなし、田地を開きたれば昔の形狀知べからず、今の炮術場は其遺名なり、鎌倉將軍義兵を擧し初、和田小太郎義盛八松原を押通りし事あり 【源平盛衰記】曰、治承四年八月廿五日、和田義盛、小磯打過て酒

磯・小磯打過て酒 盛三百餘騎にて、鎌倉通に腰越・稻村・八松原・大勾の宿に着けり、又木曾追討佐々木四郎高綱、砥上八松等の原を馳過し事もあり 又曰、佐々木四郎高綱、片瀬川・打内大臣宗盛捕れて、鎌倉に入る時の記にも見ゆ 【平家物語】曰、小磯大磯の浦々八的砥上が原云々、打過て鎌倉へこそ入給ふ、按ずるに、八的は八松の轉訛ならん、又西行

【東國紀行】に據に、天文の頃尙曠原なりしこと知らる、

新編相模國風土記稿卷之五十九 村里部 高座郡卷之一

へり 同書に見ゆ、其文 景忠の子景宗始て大庭庄司なりしたり、世々當所に居住し大庭を以て氏とせし事系圖等に見えたり、此餘大庭の地名古書に見へたれど、庄名に記せし物は所見なし、○一之宮 合村六、當國一ノ宮寒川神社鎮座の地なる故此名あり、往昔寒川郷と唱しは、此地なるべし 【和名鈔】當郡郷名 鎌倉將軍の時梶原平三景時此地を領部に見えたり、鎌倉將軍の時梶原平三景時此地を領す、【東鑑】に所見あり、詳なる事は一宮村條に出す、

○相模野 郡の程より北端に及ぶ迄一圓の曠野なり、東西一里半に餘り南北五里餘、過半草莽に屬し小松など生ぜし所あり、野の形狀を概していはば、東方上溝村と西方上矢部新田村の間、殊に狹まり 徑凡二百間、土人呼惋もひさこの如し、四邊の村々は己が村名を以て接する所の野に名づく、鶴間野相原野の類これなり、北條氏の頃も此例ありしこと、當麻無量光寺所藏北條氏の文書に見えたり 曰、當麻山中へ可苜取草木並葦之事、溝原淵邊原矢部原田名野云々、是皆相模野内其村に接したる 今この邊の秣を刈取り、御料、私領各地を云しなり、

上下鶴間・鶴野・森淵・野邊・柏ヶ谷・栗原・四ツ野永を貢す 谷・新田宿・座間・入谷・新戸・磯部・當麻・上下溝・田名・上下九澤・大嶋・上相原・橋本・小山等二 往古の様を考十二村及武州多磨郡木曾根岸の二村なり、

法師行脚の時、砥上ヶ原を過て和歌を詠す 【西行物語】 場と云所、砥上ヶ原を過るに、野原の霧の隙より風に誘れ、鹿の鳴聲聞えければ、

芝まとう葛のしげみに妻籠て、砥上ヶ原に牡鹿鳴くなり、

其後鎌倉將軍頼朝、八的原にて怪事に逢給ひし事【保曆間記】に見えたり 曰、建久九年の冬右大將殿、相模川の橋供所にて亡されし、源氏義廣義經行家已下の人々の怨靈現して、將軍に目を見合せり、又鴨長明羈旅の歌に、

浦近き砥上ヶ原に駒とめて、片瀬の川の沙干をぞ待立かへる名残は春に結びけん、砥上が原のくすの冬かれ

この二首【歌枕名寄】に見ゆ 浦近きの歌は詞書なけれども、倉下向の路なること知べし、立かへるの歌は、詞書に東よりかへりのぼりけるに、砥上原にてとあり、又【海道記】に貞應中の景色を記して、相模川を渡りぬれば懷島に入砥上原を出て南の浦を見やれば、浪の文おりはえて白き色を争ひ、北の原を望めば、草の緑染成て淺夷さらせり、中に八松と云所あり、

八松の八千世の蔭に思馴て、砥上ヶ原に色も替らじ 【東國紀行】に據に、天文の頃尙曠原なりしこと知らる、

曰、相模川の舟渡して行は、大なる原あり、砥
 上原とぞ、是は當國の歌に入れりとん、
 ○炮術場 辻
 堂・小和田・茅ヶ崎の三村にわたれり、長凡五十七町幅
 は大抵一町餘堀川の邊に小屋あり、此炮術場度々變遷あり
 初は鎌倉郡片瀬村邊にて、又藤澤宿邊に轉ず、其後鶴
 沼村内藤ヶ谷戸に替り、夫よりこの地に遷ると云、此原昔
 は閑地なりしを享保十三年辻堂・鶴沼・茅ヶ崎・藤澤宿
 にて都て六人の預となり月俸を賜り苗字帯刀をも免さ
 る、是を御場野廻の者と稱す、六人は辻堂・鶴沼・茅ヶ崎各一
 藤澤宿三人を定員とす、
 ○海 郡南なり、東方鎌倉郡界鶴沼村の邊より辻堂・小和
 田・菱沼を經、茅ヶ崎村端の西邊大住郡境柳島村迄、都
 て六村海に瀕す、其間の長さ凡二里餘曠原若くは砂漠
 の地交り、其内に炮術訓練の所を開けり、土人漁獵を專
 とす、鱒・鰯尤多し、海苔・鹿菜等を産す、大住界相模川
 の落口に湊を設く、これより所々運送の便とす、江戸
 まで海路三十六里、事は湊の條に載す、海面に鳥見ゆ
 乳母島・平島等の名あり、猶詳なることは郡圖見るべし
 ○湊一 郡の西南柳島村にあり、此所相模川の落口に
 て對岸は大住郡須賀村なり、常に船七艘三艘は四百石を
 船なり、設置、諸方運漕の便とす、元祿四年須賀村と爭論
 に及び、裁許の上全く柳島村に屬すと云、正保元祿の國
 圖共に湊の廣狹等を註せり、日、長三町横一町半、船入川口、
 深滿潮時五尺六尺、大船不入、

○相模川 國中の大河なればこの名を負へり、【東鑑】にも
 出たれば此には漏せり、郡の北方田名村と愛甲郡角田
 村の境を南流し、中程より大住の郡界となり、次第に
 曲直南流して東海道を横切り、この邊馬入川と唱ふ、對
 岸大住郡馬入村あり、柳
 島村と大住郡須賀村の境にて、海に沃げり、この邊中流
 に洲ありて
 二流となる、洲の西を流るゝを本流とし、洲より此方は當郡
 に屬す、この流を古相模川と呼、又大住郡馬入・四之宮・須賀
 三村の地川を隔本郡中にあるは、水溢の郡中に係る川路凡
 時水路變易に依て、郡界を改し故なり、八里許間より百間許に及ぶ、其間堰を設て數村の用水
 八里許間より百間許に及ぶ、
 ○境川 東邊の郡界を流る故に此名あり、武州多磨郡
 中相原村と、津久井縣下川尻村の間より郡中橋本・上相
 原兩村犬牙の地に入り、夫より下鶴間村に至り、鎌倉郡
 の境を通じ、流末は鶴沼・片瀬二村、片瀬にては片瀬川と呼
 宗尊親王及び參議爲相
 等詠歌あり、の間に通じて海に沃げり、橋本村より鶴沼村
 に至て九里餘、この川に傍へる村々にて用水とす、古
 名は高座川或は田倉川とも書く、太久良加波と云、本名は
 太加久良川なるを語路の
 便りよきを以て、たくらと略語せしなるべし、其故は當郡及
 武州多磨郡の境、舊くは本郡の東二三町許を隔、多磨郡の内
 山の續ける邊を相武の國境とし、この川當時は全く當郡内を
 通じたれば、高座川の名起りしと土人はいへり今上鶴間・小

山・相原等同名川の東西各郡に存せるは、中古より境川を以て
 國界とせる故なるべし、されど其變ぜる所以及年代を傳へず、
 ○目穿川 米久自 郡内栗原村内の二所より湧出せる、
 水一條となり南流して隣村柏ヶ谷・上今泉二村の境に
 至て初て名を得ならず、名義詳
 夫より望地・小菌村にては小池
 早川・吉岡・用田・宮原・小動の數村を經、一之宮・宮山二
 村の間にて相模川に合す、水路凡四里、河邊の村々此
 流を用水とす、
 用水路に永池堀大柳
 花川等の小名有、 ○篋川 郡の西北下
 九澤・上溝二村より出る數條の清水、此内上溝村にて永と
 下溝谷川と唱、の南に至て一流となり、隣村磯部に達
 して篋川の名を得、川幅三
 最後下今泉村に至り、堰を設
 けて分流し、海老名郷諸村の用水とし、門澤橋村にて
 相模川に入、
 是を篋川用水或は海
 老名五ヶ村用水と唱、本流は下今泉・四ッ谷二
 村の境にてこれも相模川に沃げり、○引地川 比紀知
 加波 郡
 の東上草柳村より出る清水南流し、この邊幅
 六尺程、福田・長後・
 上土棚等の村々を經て蓼川と合し、圓行村 この邊幅
 二三間、に
 入、石川大庭村等に係り、東海道藤澤宿の西を横ぎり
 鶴沼村にて海に入、この邊幅
 五間程、川名は鶴沼村の小名引地に
 係るを以て起ると云、石川村の邊既にこの名を呼べり

夫より上流は長後川・土棚川・圓行川杯各所の地名を以
 て名とす、圓行村より堰上げ數村、石川・大庭・上下土
 倉見等なり、の用
 水とす、○蓼川 郡の東により寺尾・蓼川二村より湧
 出する清水一條となり南流して、上土棚村内引地川の
 上流に合す、この邊幅
 九尺程、蓼川・本蓼川・深谷村等の用水とす、
 ○古相模川 一 相模川の遺蹟なり、郡の西南平太夫
 新田の邊より水湊ひて南に流る、其源は纔に觴を濫ぶ
 べし、夫より中島今宿村の邊に至り、廣き所は五十間
 許、爰より上流を古池など呼ぶ、下流前の二村の間に
 て東海道を横切る、是より筏川の名あり、相模川の本流
 なりし頃筏を
 繋ぎ置たる
 流末柳島村にて相模川の一派に
 相模川條下に
 云所の古相模
 川なり、
 ○小出川 一 赤 郡南遠藤村の池水、琵琶嶋の
 池及同村中所々の清水合して一條となり、隣村打戻村
 の小流に合して始て此川名を得、又芹澤村の邊にて二
 條の細流に合し、南流して幅九尺、數村を經今宿村邊に
 至り赤池川と唱ふ、是も東海道を横切、下町屋村にて
 千の川に合す、水路三里餘、
 其間西久保今宿下町屋等
 千の川に合す、○千
 の川 千或仙
 作 郡南室・茅ヶ崎二村より出る清水西流し、
 茅ヶ崎村内にて東海道を横ぎり、同村にて赤池川と合

して柳島村の境にて古相模川に落合ふ、水路一里半餘
 茅ヶ崎・矢畑の二村にて用水とす、
 ○産川佐牟 郡の西上今泉村より涌
 出する細流なり、隣村園分村にて目穿川に入、土人云
 畠山重忠の女護王姫この地にて出産ありしより、名づ
 くと、但この川名は上今泉一村の唱なり、川路流通の
 間縫に用水の補けとなす所なり、○おんそう川 上今
 泉村の涌水園分村及上郷・河原口兩村の間を流れ、大谷
 村より今里村の間に入、末細流となり遂に川名を失へ
 り、○八瀬川奈女加波 郡北田名村より出る、清水隣村
 當麻にて用水堀に落合、同村及下溝村境を通じ、下溝
 村にては滑川と唱ふ、同村と磯部村境にて相模川に入、
 ○渡津四 共に相模川にあり、一は一之宮村より大住郡
 田村へ渡す、故に田村渡と呼、藤澤宿より大山への通路及
 一は門澤橋村より大住郡戸田村へ渡す、戸田渡と唱ふ
 東海道程ヶ谷宿と戸塚宿の間、一は河原口村より愛甲郡
 下柏尾村より大山への往還なり、
 厚木村への渡なり、
 矢倉澤 一は當麻村より愛甲郡上依知
 村へ渡す、
 古は武州入間郡河越邊より小田原への往還、此渡
 往還に係りしが、順路替り今は近郷より厚木村邊への
 往還と、此餘相模川の内、農民耕作の便利に依て設る渡
 數所あれど爰に略す、正保元祿の國圖に載る所、前の
 四所の外相模川に二所あり、又目穿川・千之川・境川等

に歩渡三所載たり、
 ○産物 ○柴胡 龜井野村 邊に産す
 ○紫菜 乃里今俗海苔の二字を用
 多し、
 ○鹿尾菜 比須木 波都多介、鶴沼、辻堂、茅
 邊に多し、此餘海中に産する魚類數品あり、鱈、阿、和
 之最も多し、
 鶴沼、辻堂、茅ヶ崎等海濱の村々

新編相模國風土記稿卷之五十九之終

新編相模國風土記稿卷之六十

村里部 高座郡卷之二

大庭庄

○大庭村於保波 江戸より行程十二里餘、
 する大庭郷の地にして當村は其原村たり、古昔大庭の内
 に伊勢神宮の御厨あり、是を大庭御厨と唱ふ、後其地權
 五郎景政が私領となるに及び、景政かねて伊勢神宮歸依
 の志深かりし故、遂に永久五年全く彼神領に寄附せし事
 【東鑑】に見えたり、
 曰、壽永元年二月八日、被奉御願書於伊勢
 義景先祖權五郎景政抽擲重信心去、永久五年十月廿三日、以私
 領相模國大庭御厨、永奉寄神宮之間彼三代孫尤可相叶神慮歎之
 由、被經御沙、此地に祝女など居住し、
 曰、養和元年七月八日、
 被始若宮營作、先奉遷神
 體於假殿、相模國大庭御厨、
 壽永元年八月若公誕生ありて
 一古娘依召參上奉行遷宮事、
 神馬を奉られし事見ゆれば、其頃伊勢神宮ありしにや、今
 土人其傳を失ふ、
 曰、壽永元年八月十三日、若公誕生之間御家
 大庭寺三浦十二天栗濱、
 又曠野ありて大庭野と稱し、賴朝父
 大明神已下諸社也、

子田獵の事を記し、
 曰、文治五年十一月十七日、二品爲廣覽
 給、及昏黑狐一匹御馬前數十騎、相逢於左右、二品令挿鏑給、
 爰千葉四郎胤信郎從號篠山丹三者弓箭達者也、引弓合鏑進寄於
 御駕右、此間與御矢同時發之處御矢不中之、丹三之箭中狐之腰
 二品乍知食被發御聲、于時篠山一瞬之程下馬、取替御矢於己矢、
 立狐提之持參、二品則令問彼名字於胤信給、正治二年正月十八
 日、深雪風烈中將家令出大庭野給稻村崎以南江浦景氣長途催興、
 到彼野押立踏之禽獸不知其員、此間波多野次郎經朝射二狐、數
 十騎雖並響獨顯兩匹飲羽之號、工藤小次郎行光亦以一箭射二翼
 共以堪感還、三浦義村が居邸を大庭館と載せ、
 曰、安貞二年四
 月廿二日、將軍
 家御參江島明神以還御之時、
 建長六年四月聖福寺、
 入御于駿河前司義村大庭館、
 地を大庭御厨の内と記せど、皆其遺蹟詳ならず、
 曰、建長
 十八日、聖福寺鎮守諸神殿上棟、所謂神驗、武内稻荷住吉鹿
 嶋諏訪伊豆宮根三嶋富士夷社等云々、是總關東長久別爲相州兩
 賢息口延命也、仍以彼兄弟兩人之名字被模寺號、小田原北條
 去十二日有事始、相模國大庭御厨之内所卜其地也、
 氏の後は福島左衛門知行す、
 八十貫文、東郡大庭、
 民戸百
 七十一、廣三十町餘表廿三町餘、
 東、藤澤宿及鶴沼、
 羽鳥二
 辻堂、赤羽根二村、
 今麾下の士六人の知る所にして、
 金田欽
 北、石川村藤澤宿、
 之助、小笠原勝三郎信名の采地は領分となり、
 寛延中松平大
 和守朝矩に替賜ひしを、文化八年、
 寛文十二年成瀬五左衛門
 十二月二分して今の二給となる、
 重治、享保十七年箕播磨守正鋪檢地し、
 諏訪部宗右衛門

正賢・同喜右衛門二人共に慶長元年賜ふ飯河茂藏・加々爪甚兵衛拜賜の傳への采地は、慶安五年寛文四年同十三年の三度に檢地あり、外に持添新田あり、延享二年神尾若狹守春英檢地す、此地は御料に屬す、東海道厚木道大山道の三路係れり

○高札場五 ○小名 △折戸東海道の地は元祿圖に稻荷村と別載せり △稻荷 △臺 △谷 △入 △小糸以上の六區各聚落をなせり、既に稻荷

○坂三 △天神坂 △長地坂 △有藤宇土坂等の名あり ○引地川 良方を流る橋三を架す、天神橋・鷹野橋・引地橋等の名あり、

○天神社 村の鎮守社頭古松多し、神名帳六座の一なりと云ふ、然ば大庭神社なるべし、祭神詳ならず、今菅神の木像を神體とす、側に筥あり小石七顆を收む、例祭九月廿九日、△神樂堂 △洪鐘 享保二年九月鑄造す、△別當成就院 稻荷山と號す、古義眞言宗藤澤宿感愛染を本尊とす、開基は山名伊豆守と云ふ、寛永三年卒すに伊豆守時氏あり、卒年を載せず、改撰系譜に伊豆守時氏は應安三年に卒し、其子伊豆守師義は文和二年に卒すと見ゆ、名諱を傳へざれど、此中興の僧を辨應と云ふ、○熊野社成就院持、下同し、里人此社をも大庭神社の舊跡なりと傳ふれど、上世の事にて信じがたし、今按ずるに、【東鑑】建長六年四月十八日

と云ふ、○泉祐寺 城光山と號す本寺前開山は快翁、寛永元年三月十九日寂と云ふ、元和中起立す ○本願寺 往生山稱名院と號す、淨土宗鎌倉光明寺末本尊彌陀、又楊柳觀音あり、慈覺起立は明暦二年なり、寛政三年住僧惠光中興す、○彌陀堂 石川村自性院持、發願山于手院の號あり、○寮 宗賢院持、

○石川村以志加 江戸より行程十三里、廣十三町表十八町東、龜井野村、西、遠藤村、南、大町庭村、北、圓行、葛原、葛蒲澤三村、民戸百二十、小田原陣の時、豊太閤の遠藤村寶泉寺に出せし制札に、しほやの庄石川之郷と載す、蓋偶記の誤なり、是より先北條氏割據の頃、鶴山源太郎【役帳】曰、鶴山源太郎十一貫百七、及石川衆四人知行す、曰、石川衆四人十五貫三百三十文、東郡石川之内、大普請之時、半役奇親普請庭次迄、請取可致之、按ずるに今村老の傳に當時石川六人衆と呼ものあり六人は西山土佐・内嶋和泉・佐川圖書・田城加賀・市川越後・伊澤伊織と稱す、此内四人は【役帳】に載する所にして、其今中根臨太郎が知る餘二人は永祿の後に加はりしならん、今中根臨太郎が知る所なり、天正十九年五月先祖權六郎貞重に賜ふ、延享二年九月神尾若狹守春英檢地せし新田あり御料に屬す、厚木道八王子道一に瀧山道の二條村内を通ず、

○高札場 ○小名 △權現村大庭村境に接し、古は權現堂村と云しとなり、應永の末此所に

聖福寺上棟の條に、鎮守諸神は所謂神祇武内以下の神名を歴舉す、殊に神祇宮に於ては同五月八日法樂の舞樂ありし由を記す、又此造營の事は相模國大庭御厨の内に、○太神宮三其地を下する由見えれば、當社其古蹟にや、

一は小名臺・谷兩所の鎮守なり、例祭六月十八日、社頭松樹あり大庭の一本、其二は小糸折戸の二所にあり、○稻荷社 柏山稻荷と號す、小名稻荷の鎮守なり、○山王社 ○宗賢院 蟠龍山と號す、曹洞宗足柄下郡久野村總世寺末、本尊釋迦を安ず、永正中僧虛堂草創す、月九日寂す、慶安二年十月寺領十石の御朱印を賜ふ、【什寶】 △開山虛堂壽像一幅、天文二年夏建長住持、△茶釜一口、大庭三郎が陣釜、△觀音堂 銅像を置く、○養命寺 引地山と號す、前寺、本尊藥師、開山を曉堂本寺三世文祿元年、五月十二日寂す、と云ふ、延享中に住僧大拙中興す、與以前は庵室なりしと云ふ、本尊夢想の藥法あり、乞に従て施す、積中、小兒五疳に、△鐘樓 寶曆十三年の鑄鐘をかく、△辨天社、○深勝寺 東光山と號す、本寺前、脇士日光月光共に運慶作、大庭小次郎に同じ本尊藥師、景康が守護佛と云ふ、寛文八年江州膳所藩士等厨子を莊嚴し、又同十二年新見備中守正信室某氏三像を粧飾すと云ふ、按ずるに景康は大庭平太景能が子なり、を置く、開山は大應九世中興を愚溪、本寺十三世、享保四年三月廿七日寂す、

強盜住り、小栗小次郎助重安に止宿し、既に毒酒に失はれんとせしを、照姫と云遊女の助けにて辛く死を免かれ、其後永享の頃、助重こゝに來たり、彼強盜等を誅せし事、【鎌倉大草紙】に見えたり、委しくは藤澤清淨光寺の條に載せたり、

△一色谷戸 △北原 ○引地川 村の中程を流る、土橋を架す、此水を引て用水とす、 ○鯖明神社 例祭八月十五日、村民持、下同し、按ずるに左馬明神社あり、左馬頭義朝の靈を祀ると云ふ、當社も同社にして文字は假借せしなるべし、近村この社多しみな鯖の字を用ゐれど、同 ○天神社、

○自性院 石河山龍見寺と號す、淨土宗藤澤宿常光寺末、本尊彌陀を安ず、慶長十六年、地頭中根臨太郎が開基なり、中根氏祖先の、開山を龍見と云ふ、○最勝寺 高座山と號す、當山修驗、遠藤村大藤村寶泉寺持、

○今田村伊末太 江戸より行程十三里餘、舊は龜井野村を合して一村なりと云ふ、分村の年代詳ならず、龜井野村雲昌寺藏天正十八年、豊臣秀吉の出せし制札には、今田・龜井野二箇所と載す、是に據れば其頃既に分村せしなるべし、東西五町南北十二町、西、龜井野村、南、龜井野村、北、七ツ木村、

○今田村伊末太 江戸より行程十三里餘、舊は龜井野村を合して一村なりと云ふ、分村の年代詳ならず、龜井野村雲昌寺藏天正十八年、豊臣秀吉の出せし制札には、今田・龜井野二箇所と載す、是に據れば其頃既に分村せしなるべし、東西五町南北十二町、西、龜井野村、南、龜井野村、北、七ツ木村、

圓行村、東、境川を限り鎌倉郡下飯田村、民戸二十三、甲州及び八王子道村内に係れり、又甲州古道と稱するあり、村内少許を経て今の街道に合す、今細井佐次右衛門勝延、寛永中、川勝定之助拜賜の年代、が食邑にして檢地は寛文中改なり、飛地二所一畝歩鎌倉郡下飯田村の内にあり、

○高札場 〇小名 △神戸 按ずるに大庭御厨の遺名なるにや △上之原

△笹山 △大繩崎 △下山 △赤間

○境川 村東郡界を流る 幅四間橋あり、かち橋或はねこ橋とも呼ぶ間 〇秣場 村の西北にあり 段別二町五段餘

○鯖明神社 村の鎮護とす、村持、△末社 稻荷 〇神明宮 村民持、

○阿彌陀堂 東陽院の號あり、下土棚村善念寺持、

○道西塚 北條陸奥守義時の葬地なりとて、近世村民平兵衛と云もの碑を建て、光輝院殿瑞龍道西居士と彫る

是附會の事にして信じ難し龜井野村雲昌寺の條に辨す

○龜井野村 加米爲乃牟良 江戸より行程十三里餘、古は北隣今田村と通じて一村なりと云ふ 事は今田村の條に辨す 戸數八十九、天正中彦坂小刑部元正檢地し、寛永十六年松平伊豆守信綱、寛文五年町野登岐守幸宣再改む、東西十二町南北一里餘

八月十九日に作るは誤なり、想に義時没後追福の爲、族人等創建せしならん、但入唐の一事は僧家の造説なる事、論を待たず、又今田村道西塚は、天正十八年四月豊太閣の出世し制札あり、慶長元年七月水災に罹りし後、政山宗順 本寺四世 此所に移し、殿堂を再建して寺號を雲昌と改む、本尊如意輪觀音 木像長一尺八寸、唐土より傳來の像と云もの是なり、を安ず、寺領九石餘は慶安元年御朱印を賜ふ、△鐘樓 鐘は文化四年の再造なり、△天神社 △白山社 △稻荷社 三社共に境内の鎮守

△地藏堂 門外にあり、本尊は北條義時が守護佛なりしが、後年失て今の像を置く、〇阿彌陀堂 村持、

○西俣野村 爾志萬太乃牟良 江戸より行程十一里半、俣野の地は兩郡に亘りて、境川の東鎌倉郡にては二村となり、東俣野・上俣野と頰ち唱ふ、當村其西にあるをもて西字を冠し呼ぶと云ふ、【東鑑】には大庭御厨俣野郷と記せり、其頃は伊勢の神領なりしと知らる、元龜年間武田信玄 此地を藤澤清淨光寺に寄附せし由、所藏文書に見えたり、は清淨光寺條 又俣野五郎景久こゝに住して在名を稱せしと云ふ 小名堀込は其居蹟と傳ふ、小田原北條氏割據の頃は、後藤助次郎及坂田某知行す 【役帳】曰、十五貫四百四十文俣野開、後藤助次郎此奉行坂田と載す、御方様西奉行と云に據ば、戸數六十、東西九

東、西俣野村、西、圓行村、八王子道係る 幅三 此地繼立をなす南、藤澤宿、北、今田村、今岡部五郎兵衛長玄 其先和泉守長後村へ一里を繼送れり、享保十三年祖先山城守常年賜、大久保佐渡守忠保が采地なり 春に賜ふ、當村御入國の後青山伯耆守忠俊が賜邑にして、寛永中松平伊豆守信綱に替賜ひ、萬治元年又町野登岐守幸宣が知る所となり、天和元年御料所となり、後に二人の采地に賜ふ、

○高札場二 〇小名 △上分 大久保氏の領地を云ふ △下分 岡部氏の知行所を云ふ

○秣場 村の坤にあり 段別凡百町高八十石の貢税を

○山神社 雲昌寺持、〇地神社 村持、下同じ、

○不動堂 村の鎮護とす、側に疱瘡神祠あり、〇雲昌寺 光輝山と號す、曹洞宗 鎌倉郡植木村龍寶寺末、寺傳には北條陸奥守義時入道して、光輝院瑞龍道濟庵主と號す、入唐して、觀音の像を感得し、歸朝の後今田村の地に當寺を草創し、其像を安置して光輝山瑞龍寺と號す、是建保年中の事なり、故に義時入道道濟を開基とす、道濟は元仁元年八月十九日卒す、今の今田村道西塚は彼墳墓なりと云ふ 按ずるに、【東鑑】に貞應三年六月十三日、家法華堂東山上爲墳墓と記す、奥州は義時なり、貞應三年十一月元仁と改元有しなれば、年代合せり、六月十三日を寺傳

町南北二十町 東、境川を隔て兩俣野村、西、今小笠原勝三郎信名・金田欽之助 當代の沿革詳ならず、寛政十二年御料は江川の時、柳生主膳正久通に替賜ひ、其後又御料となり、文化九年今の地頭二人に賜ふ、知る所なり、檢地は正保三年成瀬五左衛門重治・坪井次右衛門良充札し、又延寶二年少許の新田檢地あり、村の南北に八王子道係る

○高札場 〇小名 △御所ヶ谷 今畑と成る、一名乾の御所蹟より乾に當れり、是照手姫居所なりと傳ふれど、附會の妄説なり △堂場ヶ谷 荳野なり △殿久保 小栗判官從士の宿せし所に於て、△堀込 俣野五郎居蹟と云ふ、△伊豫殿關者の居蹟と云ふ、△下うりの原 廣き原、△北久保

○境川 村東の郡界を流る 幅七間 堤あり土橋を架す、

○御嶽社 村の鎮守なり、神鉢長一尺一寸、本地大日不動の二像もありしと云へど今は失へり、側に堅牢地神を安ず、例祭六月十五日なり、社傳に建久六年十一月の勸請といへど【東鑑】を推考するに、當村に大日堂あり建久六年十一月田島を寄進せらる、是俣野五郎景久歸敬の梵閣にして、本佛は權五郎景政伊勢神宮御柱の材を取て造立し、權大僧都頼親が室にて開眼供養を遂げ

て安置す、其後景久歿後、堂宇傾危に及びしを景久が室此事を愁しに、三浦介義澄助力して修整せし事を載す、今別當神禮寺に藏する大日の縁起にも、此事を記載せり、さてはもとは大日堂にて、堂料寄附の年月を勸請の年月と誤り傳へ、後世御嶽社と改め祀りしなるべし、△洪鐘 寛政八年二月再鑄、△別當神禮寺 御嶽山と號す、當山修驗寺觸下 本尊不動を置く、○左馬明神社 左馬頭義朝の祠なり、神禮寺持、下同じ、○山王社 ○八幡宮 村民持、下同じ、○小御嶽社 ○神明社 ○稻荷社二 村持、

○花應院 稻荷山と號す、曹洞宗 鎌倉郡植木村 本尊は正觀音、開山を祖桂慶長九年七月と云ふ、○閻魔堂 像は小野篁彫刻せしと傳ふ、藤澤清淨光寺持、側に小栗判官の墓あり、判官は横山大膳が厄に逢し、小次郎滿重【鎌倉大草紙】なりと云ふ、此處に墓あること疑ふべし、助重に作る、

又東俣野村鎌倉郡にも此人の墓あり、○觀音堂 十一面觀音なり、鎌倉覺園寺持、○庚申堂 村民持、

○土震都知布 塚 うわの原にあり、尺許高五是より北少許を隔て凡二間四方程窪き處あり、小栗判官蘇生の蹟と云ふ今に草も生ぜず此説信じ難し、好事の造説なるべし、

○藤澤宿布知左 郡の長方にて鎌倉郡に跨り、當郡大久保町坂戸町及鎌倉郡大鋸町を合て一宿とし、藤澤宿と唱ふ、故に今此條に載る所は一宿に係る事のみにて一町に限れる事は各町の條下に出す大鋸町は鎌倉郡部に載す、此宿東海道五十三驛の内、江戸より第五の驛郵にて行程十二里を隔つ、東西二十六町餘南北二十一町餘、東、鎌倉郡柄澤彌勒寺、五村、西、當郡大庭、石川二村、南、山谷新田西村東俣野等、鶴沼村、北、西俣野、龜井野二村、民戸八百七十八戸町に一戸、脇本陣同所に一戸、大久保町に二戸、東海道往還宿内に係る旅舎大十三中二十三小十五戸あり、東海道往還宿内に係る事屈曲して三十餘町に及べり、往還中民戸連住する所十二町至 此地元弘三年五月新田義貞鎌倉を攻る時放火ありし事

【太平記】に載せ、五月十八日卯刻に村岡藤澤片瀬腰越十間、永享九年六月上杉陸奥守憲直、父子管領上杉安房守憲實に憚事ありて鎌倉を去り當所に退居し、同十年鎌倉に歸りし事、【鎌倉九代後記】に記し、日、小笠原大膳大夫入道退治として差向らるべき沙汰ありしが、其儀ならず、管領安房守憲實を討るべき結構の由雜説あり、憲實が被官人等鎌倉に群集す、六月三日以來騒動す、同七日持氏憲實が宿所へ趣て宥らる、同十五日陸奥守并其子淡路守憲家は憲實に恐て藤澤へ退く、同十年六月持氏長子賢王、鎌倉鶴岡八幡宮にて元服の儀あり、諸國より召に應じて參勤の武士多し、此時を得て上杉憲直も鎌倉に歸參

す、按ずるに、【東風記】には此地に退去せしを、上杉憲實と記し、其事を七月十五日に保く、今姑く【鎌倉九代後記】に従ふ、永祿三年上杉謙信小田原發向の時、其從兵當所に陣營せし事、【互相記】に載す、日、越師伐小田原陣營大磯小磯藤澤田村大上八幡厚木等邑、其間無尺寸卓錘地矣

小田原北條氏の頃は伊東九郎三郎【役帳】曰、伊東九郎三郎、中郡赤羽彌藤澤温水共八十三貫百十六文、同所壬寅増分、平川左衛門 貫四百六十文、中郡藤澤二寮分友、等知行す、元龜二年武田信玄當所二百貫の地を清淨光寺に寄附す、清淨光寺文書に據る、全文は同、關東に遷らせ給ふ以來御料所にして毎月一六の日市立て時物を交易す、外に持添新田鎌倉中にあり、瀬谷野新田と唱ふ、彼郡中に別記す、

○問屋場二 一は大久保町一は坂戸町にあり、連月一句を期として互に事を取れり、問屋役二人年寄四人帳付六人馬指八人此事に預れり、宿驛を置れし年代は詳ならざれども、慶長年間當所より直に武州橋樹郡程谷宿へ繼送りし事、同所民清兵衛所藏文書に見えたり、日、御傳馬之定上口者藤澤迄、下は神奈川迄の事右相定、上者相違有間鋪者也、慶長六年正月伊奈備前彦坂小刑部大久保十兵衛、又一通曰、路次中駄賃之覺ほどがより藤澤迄、荷物壹駄四拾貫目に付永樂拾八文云々、慶長七年六月十日ほどがや町、今東海道中奈良屋布右衛門たる屋三四郎各華押あり、今は東海道は鎌倉郡戸塚宿へ二里、大住郡平塚宿へ三里半の人馬を繼ぎ、又武州八王子道は龜井野村へ一里九町、大山

道は一之宮村へ三里、鎌倉道は鎌倉郡雪下村へ二里、江島道の同所へ一里餘の脇道を繼送り、人夫百人驛馬百匹を定額とせられ、一萬坪の地子を免除せらる、其餘問屋給米として七石、繼飛脚給米として三拾二石壹斗五升を賜ふ、

○大久保町於保知 宿内三箇町の一なり、【北條役帳】には大窪郷と記せり、其頃は長久保丹後同内匠助同勘解由等知行す、【役帳】に五十貫文大窪郷大久保、丹後同内匠助同勘解由とあり、寛文九年成瀬五左衛門重治檢地す、又寶曆八年志村多宮、天和二年國領半兵衛重次新田を檢地す、毎年十二月廿六日市あり、小名木部屋に長吏十四軒在す、

○高札場 ○小名 △御藏前 此所に郷藏 △陣屋小路 △木部屋 △中久保 △下久保 △堂坂 △庚申堂 △茅場入 △内出

○境川 鎌倉郡と當所の界を流る、幅十間橋あり大鋸橋と呼長十間、此より鎌倉郡宿内大鋸町へ達す、○溜井 寶永五年官に申請て是を設く、當所及坂戸町の用水とす、長百二十間幅二

○常福寺 光輝山と號す、古義眞言宗、大鋸町感應院末、本尊は藥師行基作なり、○金剛院 日照山と號、本寺前本尊大日

を安ず、○慈眼寺 清入山蓮乘院と號す、天台宗東叡山末本尊馬頭觀音を置く、△秋葉社 ○觀音堂 清淨光寺持、下同じ、○庚申堂

○御殿蹟 往還より一町許北にあり五段九畝歩、大猷院殿御上洛の時、御旅館を建られし所と云ふ按ずるに、駿府記

江戸入御の時十月十四日、藤澤に御止宿の事を記せり、其頃既に此御旅館を設けられしにや、寛永十一年六月御上洛の時、此御旅館にて倭歌を詠ぜらる柳營上洛記曰、水無月の中の十日に、江府の柳營を出御ならせ給ひ、二十一日は藤澤の御旅館にて、夕立降り通る氣色を上覽ありて、ひととほり降る夕立の雨はれて心涼しき夕暮の空、寛永御上洛道中尊詠には、一しほに降る夕立の空晴て心涼しや庭のおもかなと記

せられし年代詳ならず、天和二年陸田を開き、國領半兵衛重治檢地して高入とす、今も堀蹟及松榎などの並木四方に繞れり、大手は南に向、裏御門は東にありしと云ふ、西方に御座所蹟あり、○陣屋蹟 御殿蹟の南にあり、縣令小長谷勘左衛門が陣屋なり、貞享年中廢す○舊家對助 邑正なり、堀内を家號とす、炮術場見廻役を勤るにより家號帶刀を許され、且月俸一口を賜ふ、先祖を堀内丹後守と云ふ、所藏の文書に據て考れば玉繩北條氏に屬し、此邊を支配せし者と見えたり清淨光寺住持持

より丹後守に送る所の文書曰、元藤澤之儀、近年惡比丘居住故往覆之時、衆一宿等匹成候、其身背本寺之宗儀、私に如此候間、玉繩へ以書狀申候、其段彼使委細可申演候、以御分別急度御下知尤候、御納得之上重而悦喜之由以使可申入候云々端書曰、其元彼使に被相尋其身追放候而、別人申付候様に御計尤候、宜御請合憑入外無之候、元月廿三日、堀内丹後守殿他阿彌 古文書、感狀等、都て十四通を藏す、○同彌一金井を家號とす、炮術場見廻役なり、先祖を刑部左衛門と云ふ、事蹟詳ならず宗長法師より刑部左衛門へ報復の書、今に藏すれば此人の年代推て知べし、又文明中の古書をも藏すれど考證に益なし、

○坂戸町佐加度 宿内三箇町の一なり、大久保町の西に續く、小田原北條氏分國の頃は、大田四郎兵衛知行す、【役帳】曰、大田四郎兵衛七十貫文、東郡坂戸之内、於江戸諸侍觸致付而、役田錢共に御免、檢地は寛文九年成瀬五左衛門重治、寶永二年小長谷勘左衛門等改む、又寶曆八年志村多宮新田を檢地すと云ふ、飛地大庭村にあり四段五畝餘、寶永年中小長谷勘左衛門檢地す、當所にも毎年十二月廿一日市あり、

○小名 △西坂戸 △東坂戸 △中ノ町 △白旗横町 △臺町 △風早 △領家町 △車田

○白旗明神社 社を龜形山と呼ぶ、文治五年廷尉義經奥州にて敗死し、其首級實檢の後此地に埋め、其靈を

祀りて當所の鎮守とせしと云ふ、義經の首級腰越にて實檢ありし事、【東鑑】に見えたり曰、文治五年六月十三日、泰衡使者新田冠者

高平、持參豫州首於腰越、言上事由仍爲實檢、遣和田太郎義盛、梶原平三景時等、於彼所、伴首納黑漆櫃、浸美酒、高平僕從二人荷 例祭六月十五日、當社及八王子權現の神輿を假殿に移し、同二十一日迄神事ありて同日歸座す、又九月二十八日にも神事あり、莊嚴寺持、下同じ、△末社

稻荷二 辨天 △首濯井 境外にあり、義經の首を濯し所と云ふ、○八王子社 武藏坊辨慶の首塚ありし所にて辨慶の靈を祀しと云ふ塚は廢す、例祭白旗明神と同じ

△末社 稻荷 ○山王社 △末社 稻荷二 ○神明宮 ○稻荷社

○常光寺 八王山無量院と號す、淨土宗鎌倉末元龜三年本寺二十七世明蓮社光譽建立して退隱の所とす、本尊

阿彌陀長三尺安阿彌作、賴朝の持佛なりしと云ふ、を安ず、△鐘樓 △觀音堂 ○妙善寺 長藤山と號す、法華宗鎌倉末開基日純永正

元年造立すと云ふ、境内正宗稻荷縁起に據れば僧日山の起立にして、妙本寺及本門寺武州橋樹郡池上、兩住持退隱の地なりしと見ゆ緣起略曰、文永八年九月十二日、日蓮判罰を免れ、依智の里へ移る時、此地に息ふ、其舊跡たるを以、九老僧中、日山、當寺を開闢す、古は比企谷妙本寺、池上本門寺、兩貫主隱居所たるに依て開山より後八十年

餘、無住な本尊祖師なり、△正宗稻荷社 神體傳教作りと云々、

其後近江國に轉じ、又刀工正宗鎮倉に移し祀る、故に正宗稻荷と呼ぶ、元弘三年五月鎌倉兵火の後、當寺に勸請せし事、安永七年住僧日曜が記せし縁起に見えたり

曰、此神祇は傳教大師彫刻し、比叡山鎮護の尊像とす、後井伊權五郎致重と云者、播州法華山に遷し、二百八十年を経て三條小鍛冶宗近信仰して江州に勸請す、正應の頃、鍛冶

業の守護神とす、正安元年寶劍を鍛て可捧の繪旨ありしが、其頃正宗扇手疼痛して、職業難叶に依て此神に祈り、寶劍を鍛て響を顯す、夫より鎌倉營中に移し、正宗稻荷と崇敬せらる、高時入道滅亡の時、兵火の中を遁れ、當時境内榎の枝に降臨

あり、正宗の弟子綱廣藤澤に來り、神祇を拜し、且其由來を詳に語る、住僧直に清壇を設け觀請せしとなり、△番神堂 ○莊嚴寺 白王山般若院と號す大鋸町感應院末、本尊不動

運慶作、長一尺八寸、を置く、○永勝寺 法谷山祥瑞院と號す、一向宗京西六條本願寺末、元祿四年僧眞海起立す、本尊阿彌陀を安

ず、△鐘樓 ○全龍寺 起雲山と號す、曹洞宗大庭村宗本尊聖德太子を安ず、○眞源寺 風早山と號す、淨土

宗常光寺末、文政三年火災に罹りて烏有し、今寺地のみ存せり、○觀音堂 常光寺持 ○地藏堂二 一は常光寺持

一は村民持

○大庭城蹟 大庭村内飛地にあり、山上にて今陸田及林となりたれど空塹の形猶存す、土人傳て大庭三郎景親の居城なり、後太田道灌暫時居城とし、北條氏の頃は其旗下某姓氏を在城せりと云ふ、【豆相記】及【新編諸國城主記】等に據れば扇谷上杉氏の築所にして、修理大夫定正在城し、其子修理大夫朝良の時、永正九年北條早雲に攻落さる、是より北條氏の持城となる、【豆相記】曰、扇谷上杉氏、築城於相州大場、而居之後移河越城云々、【諸國城主記】曰、上杉修理大夫定正、居于相州大場城云々、又曰、永正九年北條早雲陷大場城、朝良走于江戸、【管領記】曰、北條新九郎入道早雲、小田原の城を打取、大庭の城を責落す云々、按ずるに、【鎌倉九代後記】に、永享九年上杉憲直父子、藤澤に退とあるは、當城へ退居せしならん、廢城となりし年代詳ならず、

○鶴沼村 久々比奴 江戸より行程十二里許、戸數二百五十八、廣二十二町表二十八町、西、辻堂、羽鳥二村、北、藤澤宿、郡片瀬村、境、小田原北條氏の頃は岩本太郎左衛門知行す、

【役帳】に岩本太郎左衛門、七十三貫、今御料の地は延寶六年八月成瀬五左衛門檢地す、外に新田三所あり、其一は享保十七年墾闢し、日野小左衛門改め、其二所は寶曆七年の開闢にして志村多宮檢地す、其餘は市施孫之進が采地

衛重尙等建る所なり、今重政自畫贊の一軸を藏す、重政は當時右筆の職にありて、善書之聞えあり、○萬福寺 清光山と號す、淨土眞宗 京東六條 寛元三年僧源海

創建す、俗姓は安藤駿河守隆光、武州荒木住人なり、親鸞直弟と成り、寺務五年の後直弟誓海に譲り、荒木萬福寺にて寂す、歳、本尊は阿彌陀外に聖德太子十六歳自作の像あり、宗祖より源海に附、中興を良意、享保三と云ふ、○法照寺 善光山天龍院と號す、淨土宗 京知恩 本尊彌陀作、惠心を置く、開山は直爲、享保二と云ふ、△觀音堂 十一面觀音なり、聖德太子作、○普門寺 密嚴山遍照院と號す、古

義眞言宗 藤澤宿感 本尊は不動、中興は善龍、延寶四年二月と云ふ、境内に大師の石像を置く、△鐘樓 寛政三年鑄造の鐘を掛く、○教寶院 高福山と號す、本山修驗小田原玉瀧坊配下本尊毘沙門とす、是傳教の作と云ふ、を置く、享保年中僧祐賢建つ、○觀音堂 十一面觀音を置く、普門寺持、

○羽鳥村 波土里 江戸より行程十三里、戸數七十一、廣十五町餘、表六町餘、東、鶴沼、辻堂二村、南、今小笠原勝三郎古御料所、享保中酒井雅樂頭親本に賜り、寛延中松平大和守朝矩に替り、文化八年閏二月再御料となり、同年十二月

にして延寶七年十一月祖先孫兵衛檢地し、其後開墾の地あり、元文元年以來新田知行、村内空乗寺領九石交れり、地の内を割て、寺領を寄附すと云ふ、【重修譜】に據るに、重政が父長左衛門重保、元和三年三月召出され、後相模國高座郡にして、采地五百石を賜ふと見ゆ、此地其頃は重政海道村の北境を通ず、間、村民農隙に保が知る所なり、東海道村の北境を通ず、間、村民農隙に保が知る所なり、船役永錢、此邊松露初茸を産せり、海岸に炮術場あり、享保年中御用地になりしと云ふ、

○空乗寺 金堀山と號す、門前の字を金堀塚と唱ふ、故に名づく、淨土眞宗高田派、勢州一身田、本尊阿彌陀を安ず、永祿年中僧了受創建す、七世慶心の時、地頭大橋長左衛門重政、重政は式部卿なり、龍慶始長左衛門重保と稱す、宮に請て采地の内九石餘を寄附し、慶安二年八月御朱印を賜る、境内に重政の碑あり、性院殿釋道樹居士、寛文十二年壬子孫新五左衛門重好、同小兵

○境川 東境を流れて海に入る、幅十間、引地川 西界を流れて海に沃ぐ、東海道に係れる處に土橋を架す、引地橋と呼ぶ、公より修理あり、進退は當村、羽鳥、大庭の三村なり、○神明宮 村民持下同じ、○石神社 ○秋葉社

○高札場 〇小名 △車田 △引地 △石上 △興田 △堀北 △堀南

○東ノ屋敷 △四家 △左富士 ○引地川 東北隅を流る、土橋を架す、○御靈社 鎮守なり、村持、○德昌院 羽鳥山と號す、曹洞宗 大庭村宗賢院末、本尊彌陀を安ず、開山を松谷宗雪、本寺六世正保元年三月七日寂す、と云ふ、△鐘樓 寛政中再鑄の鐘をかく、△老梅庵 寶永の頃は小名鷹山にありて禪僧面山が隠棲の所なりしが、其後境内に移すと云ふ、

○辻堂村 都之多 江戸より行程十三里、家數百三十一、東西二十五町南北二十町、東、鶴沼村、西、小和田村、北、小田原北條氏の頃は關兵部承知行す、【役帳】に關兵部承五十二貫、實四百十二文、東郡羽鳥

田原北條氏の頃は關兵部承知行す、實四百十二文、東郡羽鳥載す、今御料所にして、保々藤助・戸田靱負・高木富三郎・森川左近等知、又少許の新田あり、明和八年墾闢し、翌年江川太郎左衛門英征檢地して高入とす、飛地鶴沼村にあり

八段五、西北に東海道係る里塚あり又大山道あり東海道往還小名四谷より分れて、南方海濱に炮術場の曠原あり、此地漁獵の利多し又松露初茸を産す、

○高札場 ○小名 △四谷 △二谷共に海道にあり

○引地川 鶴沼村界を流る、

○八松稻荷社 寶珠寺持、下同じ、○田畑明神社 社後に片葉の葎生ず、○諏訪社 村の鎮守とす、寛永の棟札あり寛永十五年三月檀主保々石見守と記す、寶泉寺持、

○寶珠寺 八松山明王院と號す、古義眞言宗藤澤宿感應院末、本

尊不動を置く、開山を元朝元曆三年三月八日寂す中興を玉鉉享和三年

寂す、寺記の類、元祿七年八月雷火に烏有すと云ふ、と云ふ、○寶泉寺 海龍山觀音院と號す本寺前に同じ本尊正觀音を安ぜり、

○小和田村古和太牟良 江戸より行程十三里、地形菱沼村と

犬牙して分ち難し、故に此に合載す、廣十五町袤十二町

餘村、北、赤羽根村、南は海、戸數百十、今御料所にして

寶曆十二年御料となる、村内上正寺縁起に據ば、もとは大安永

久保七郎右衛門忠世、杉浦越後守正友知行なりしと云ふ、元

年江川太郎左衛門英征檢地せし新田あり、東海道間幅六

村内を貫く、中間に小流あり、橋を涸橋と唱ふ鎌倉時代茅崎村に

行寺を建て、仁治二年二月二十九日其地にて寂す、斯

て後本山覺如巡國の時、當寺に經過し寺號を略して上

正寺と呼しより今の唱となれりと云ふ、檀越杉浦越後

守正友、法諡を龍徳院と號す、今の院號は是に因ると

云ふ境内に正友の碑あり、【寺寶】 △十字名號一幅祖師眞筆開基

物と云ふ、△六字名號一幅 △草稿正教一幅 △六字

下同じ、△九字名號一幅宣如 △倭歌六首一幅

圓意、△了智房道圓作木像一軀 △鐘樓 天明三年十月

再鑄の鐘を掛く、△太子堂 太子自刻の像を安す縁起

太子巡國の御廣野に駒をとめ、眞影を彫刻し、當國に残し

給ふ、然に尊勝法親王關東遊化の時、此靈告により立入て尊

像を拜し、歸洛ありて、帝に奏して一字を創造すと云ふ、側に十字名號を掛く、△塔

頭 △無覺坊 寶曆中廢す、○阿彌陀堂 千手院持、

○菱沼村比之奴末牟良 江戸より行程十三里、此地小和田村と

地形錯雜す、故に四隣廣袤等は彼村に括載す、且古地頭

の沿革も亦同じ、正保の改に村名を載せず、さては其頃

小和田村に併入せしと知らる、地名舊くは北條早雲永正

十六年箱根別當金剛王院への寄附狀に見ゆ日、百廿くわん文ひしぬま

云々、其全文は同院條に載す、併見るべし、【北條役帳】にも見えたり日、幻庵御

文、東郡菱沼新田、戸數五十四、今御料所なり、東海道村

百七十二貫百六十八

新編相模國風土記稿卷之六十 村里部 高座郡卷之二

二七七

刑罪場ありしよりの又大山道間半係れり、當村にも海濱に遺名なりと云ふ、

炮術場あり、

○高札場 ○小名 △牡丹餅海道立場を云ふ △濱竹

○御林五所

○熊野社 村の鎮守なり、千手・廣徳二寺の持、下同じ、

○尾根明神社 祭神詳ならず、○牛頭天王社 ○山王社

○廣徳寺 山王山觀音院と號す、古義眞言宗藤澤宿感應院末、本

尊千手觀音を安ず、開山を慶海寛永九年二月廿四日寂すと云ふ、

△稻荷社 ○千手院 天王山神保寺と號す本寺前に同じ本尊

千手觀音を置、開山元榮元和八年六月十一日寂すと云ふ、△稻荷

社 △閻魔堂 ○上正寺 龍澤山龍徳院と號す、淨土

眞宗京東六條本願寺末本尊阿彌陀の作、元祿十五年僧圓春が記せし境内太子堂縁起に據に、圓融院第四皇子尊勝法親王

の中程を貫く、

○高札場 ○小名 △網久保 △長元 △神田 △高砂

△東出口 △出口 △藏ノ山

○八王子權現社 長福寺持、例祭六月十七日、

○長福寺 菱沼山藥師院と號す、古義眞言宗茅崎村圓藏寺末、本

尊藥師を安ず、中興快祐元祿八年七月十六日寂すと云ふ、△鐘樓

寶曆十二年の鑄鐘をかく、○釋迦堂 長福寺持、

○赤羽根村阿加波彌牟良 江戸より行程十三里、戸數八十七、

東西二十八町餘南北十六町餘東、大庭・辻堂二村、西、香川・田・高田・圓藏五村、北、堤村、小田原北條氏割據の頃は伊藤九郎三郎・市

野助太郎知行す【役帳】日、伊藤九郎三郎、二十一貫九百七十文、中郡赤羽彌藤澤温水共八十三貫百十六文

同所壬寅増分又市野助太郎 今木原鐵之助元祿五 神尾庄左衛

門・蜂屋七兵衛共に元祿三年賜る 戸田五助文化八 内藤左七寶永元

藤次右衛門定高正徳四 等が采地なり、木原氏の采地は寛

文十年九月野村彦太夫檢地し、神尾氏の采地は延寶三年

二月中川八左衛門改む、其餘は檢地帳を失ふ、村南大山

道幅二あり、

○高札場三 ○小名 △上 △中 △下

新編相模國風土記稿卷之六十 村里部 高座郡卷之二

○神明宮 鎮守なり、陸奥守義家の建立と傳ふ、慶安二年社領六石の御朱印を賜ふ、元和中の棟札あり、元和七年九月十七日相州田倉郡大場庄赤羽根郷本願満藏寺と記す、△末社 天神 稻荷 痘瘡神、△別當満藏寺 赤羽山安樂院と號す、古義眞言宗、茅崎村圓、本尊不動を安ず、中興を政仁、寛永十三年寂す、と云ふ、○御嶽社 村民持、下同じ、○八王子社 ○第六天社 ○山王石神合社

○寶積寺 稻荷山と號す、曹洞宗、大庭村宗賢院末、本尊觀音作、運慶を置く、開山冷室長嚴、慶長五年十月廿日寂す、と云ふ、△藥師堂

○西光寺 迎接山乘蓮院と號す、淨土宗、鎌倉郡岩瀬村大長寺末、本尊三尊彌陀作、を安ず、徳治二年の造立にして開山を唯稱、貞和四年二月廿日寂す、と云ふ、△神明宮 境内鎮守なり、○阿彌陀堂 像は惠心作、専求比丘、寛文七年十月廿日寂す、の造立する所と云ふ、西光寺持下同じ、○觀音堂 十一面觀音作、を安ず、正保四年僧然譽、承應元年八月寂す、造立す、○藥師堂 慶安三年然譽建立す、

○室田村 牟路太、江戸より行程十四里、戸數二十五、廣四町程、表五町許、南、茅崎村、西、高田村、北、赤羽根村、北條氏の頃は細

谷新八知行す、〔役帳〕曰、三十一貫四百四十三文、室田細谷新八、御入國の持添新田あり、延享二年墾闢し、神尾若狹守春英檢地す、其地は御料に屬す、

○高札場 ○小名 △二本松 里人小栗判官馬鬃松と呼ぶ、二樹各高十丈許、頗著名なる、によりて自然此邊の小名に呼り、 △臺

○八王子社 山王神明宮を合祀す、鎮守なり、六月九月の二度神事を修す、妙行寺持、

○永昌寺 龍澤山と號す、曹洞宗、大庭村宗賢院末、本尊地藏を置く、開山を冷室、慶長五年十月廿日寂す、と云ふ、○妙行寺 妙法山と號す、日蓮宗、鎌倉妙本寺末、本尊十界勸請畫幅及祖師の像を安ず、此像は松平相模守光仲が後室芳心院、紀州南龍院殿の姫君、彫刻して看經佛とせし物と云ふ、開眼は大僧正日豊なり、池上本門、寺十九世中興を日浦、寶曆三年寂す、と云ふ、

○茅ヶ崎村 智加佐、江戸より行程十四里許、戸數四百八十六、東西二十八町南北二十二町、東、小和村、菱沼、室田三屋、松尾、柳嶋五村、此高田、村、西、矢畑、濱之郷、下町、圓藏二村、南は海に至る、元弘三年新田義貞鎌倉を攻し時、村内十間坂邊放火せし事、〔太平記〕に見え、日、元弘三年五月十八日の卯の刻に、村岡・藤澤・片瀬・腰越・十間坂五、十餘ヶ所に火を懸て、三方より寄懸たり、又中前代蜂起の時、

○八王子權現社 鎮守なり、慶安二年社領五石餘の御朱印を賜ふ、傍に寮あり又鐘一口あり、元祿十五年造る、 圓藏寺持下同じ、△末社 天王 ○乳母神 宇波、加美社 ○諏訪社 ○天王社 ○十羅刹女堂 ○第六天社 金剛院持、

○御靈社 義經の靈を祀る、木像を神躰とす、西運寺持、

○圓藏寺 茅崎山觀音院と號す、古義眞言宗、高野本尊、藥師を安ず、中興を善譽、文安二年寂す、と云ふ、元和八年僧清傳の時より法談所となれり、近郷十三箇寺の本山なり

△天神社 △觀音堂 ○金剛院 法林山と號す、前寺僧文覺の創立する所と云ふ、本尊不動を置く、△閻魔堂

○海前寺 東松山と號す、曹洞宗、大庭村宗賢院末、本尊地藏を安ず、開山元龍、慶長五年三月廿七日寂す、と云ふ、△神明宮 △天神社 ○西運寺 御靈山淨祥院と號す、淨土宗、赤羽根村本尊阿彌陀を置く、慶長元年僧念譽草創して一寺とす、慶長十四年四月十七日寂す、もとは庵室なり、△觀音堂

○下町屋村 志毛末知、江戸より行程十五里、按ずるに、一宮と云へり、地形に據に彼村に對し、民戸四十二、東西三町南北

當村下の字を冠せしなるべし、 九町 東、茅崎村、西今宿村、南、北條氏分國の頃は伊勢八郎松尾村、北、濱之郷村、今御料及馬場儀兵衛が采地なり 知行す、〔役帳〕曰、伊勢八郎、

此處にて合戦ありし事、同書に見えたり、日、始遠江の橋本尻・高橋・箱根山・相模河・片瀬・腰越・十間坂、此等十七箇度、永正の戦に平家二萬餘騎の兵共或は討れ、或は創を被れり、十六年北條早雲此地を箱根別當金剛王院に寄附せし事、同院藏文書に見ゆ、日、二百くわん文ちかききと云、 小田原北條分國の頃は北條幻庵、及座間某知行す、〔役帳〕に幻庵御知行百文、座間某と載す、 今御料所にして文化十年江川太郎左衛門英毅檢地せし新田あり、當村も寶曆十二年より御料となる、古は岡部小左衛門・馬場三郎兵衛・酒井平左衛門、東海道村内を貫く里塚あり、又南方丸毛權之丞等知行す、 此邊松露初茸を産し、又魚獵の利多し、

○高札場 ○小名 △南湖 其地頗廣し、土俗南湖村と呼て別村の如し、 △六本松 此地は鎌倉時世の刑罪場なり、松と云傳れど、地理如何あらん、 △石神 朝鮮人來聘の時を例と △十間坂 △本村田 △高砂 △鳥井戸

○平島 比良、海上五町許にあり、南北四五町東西一町に過す、 ○乳母島 宇波、海上十二町許にあり、方一町、東少許を隔小嶋あり、正保元祿の國圖に矢根嶋と記す、今其唱を失ふ、

此邊より海苔鹿尾菜等を産す、人家及樹林共になし、 ○千ノ川 村の西北を流る是を用水とす、柳島村界より海に入る、土橋を架す

加々瓜知行目錄に據ば、古彼家の知行なり、土佐守直清の時天和元年家絶たり、私領持添の地あり、寛文六年成瀬五左衛門重治檢地す、東海道係れり、

○高札場

○赤地川 西方を流る板橋を架す、長十一間、町屋橋と呼ぶ

○山王社 ○神明宮 以上二社共に村の鎮守とす、柳島村善福寺持、○三寶荒神社 難除荒神と稱す、慈覺作縁起に據に大師入唐し、歸朝の時風波の難あり、時に三寶荒神に祈願して加護にあひ其報賽の爲彫刻する所と傳ふ

○梅雲寺 町屋山大廣院と號す、淨土宗、大住郡須賀村阿彌陀を本尊とす、開山を廣譽、天和元年寂すと云ふ、

○松尾村 末都乎、圓藏郷と唱ふ、江戸より行程十四里餘、東西四町南北三町半、柳嶋村北、下町屋村、民家十三もとは、御料所にて寛文六年成瀬五左衛門重治檢地し、今は岡部岩次郎が知行所なり、寶曆十二年先祖小左衛門に賜る、

○高札場 ○赤池川 茅崎村界を流る、

○神明宮 善性寺持、

○善性寺 松尾山神明院と號す、古義眞言宗、茅崎村圓藏寺末、本尊大日を安す、

新編相模國風土記稿卷之六十終

新編相模國風土記稿卷之六十一

村里部 高座郡卷之三

大庭庄

○柳島村 也奈木之、江戸より行程十五里、戸數七十五、御入國以來戸田五助が采地なり、東西八町餘南北七町餘、

東、松尾村、南、海に至る、北、下町屋、今宿、流作場あり、小名中島三村、西、相模川を隔て大住郡須賀村、

向川原にあり、五段四畝、此地相模川及諸流の落口に村落をなし、水田の用水も海潮を引て耕植を助け、水溢の患も固より多し、其地形新古相模川の二流村の西を流れ、其間都て河原なり、又南方は海に面し海岸は總て洲沙にて其地に地頭林一所あり、洲嘴湊口に陟出せし所、眺望佳景多し、富士箱根大山近く聳る南海は渺茫として天に連れり、かゝる海濱の地なれば變革屢なり、昔は海濱地先に柳島石、利宇止と云大石ありて茅崎村南湖との界を標せしが今は沙中に埋れりと云ふ、

○高札場 ○小名 △上川原 △きたうじ △堀込 △

小前川原 △南崎 △いやの内 △濱川

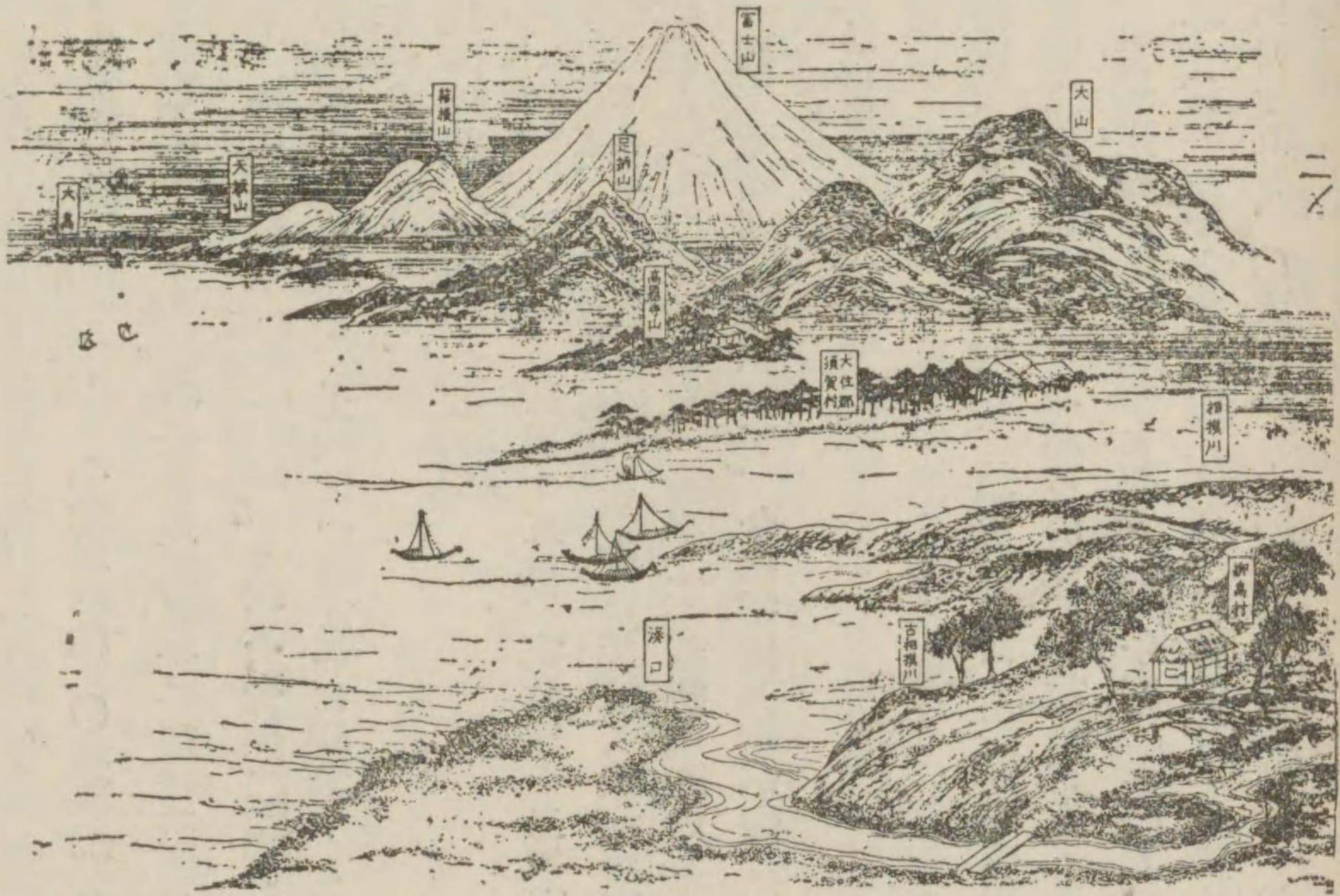
○相模川 平常は新古二川分流し、中間に洲渚若干あり須賀村に添たる川今の相模川にして、幅三當村に添たる流は古相模川なり、幅五十間、此川上斜に北の村界より西の方迄中島村の界を廻れり、流末は共に湊口に至て海に入る、○堤 古相模川に傍てあり、長四百四十、元祿六年より官の修理となる、尾、下町屋、今宿及當村なり、○仙ノ川 或は千ノ川とも書す、東より南を流て古相模川に落合へり、間餘橋を架す、濱川橋と云ふ、長十

○湊 村内にあり、近村の米穀皆此湊より出船す、四百石積の船三艘小船四艘を懸置き運漕に便す、是元祿四年五月隣郡須賀村と湊諍論に及び、官裁ありて當村廻船の事に預ると云ふ、

○十羅刹女社 鎮守なり、善福寺持下同じ、△末社 稻荷道祖神 不動 ○第六天社 ○山王社 ○稻荷社 ○神明宮二 ○辨天社 今廢す、像は今善福寺に安す、

○善福寺 柳島山寶龜院と號す、古義眞言宗、茅崎村圓藏寺末、本尊阿彌陀、又不動・愛染・弘法の像を置く、弘法の像は豆州模刻にて自作の像を腹籠とす、開山快盛、寛正二年四月五日寂すと云ふ、境内に古碑二十基許建り皆壞損す、里正善左衛門が祖先の碑なり

海濱眺望圖



と云ふ 先祖は藤間徳右衛門と云ふ、何の頃か其宗家は斷て善のあり、左衛門は支流なり、先祖の法石に一白淨心と號するも死す、是當村壘關の民にや、 △金毘羅社 ○地藏院 慈光山悲願王寺と號す 本寺前 本尊地藏又千手觀音正觀音を安ず、開山を賢乘廿四日寂すと云ふ、肖像二軀あり地頭戸田氏の像と傳ふ、是致仕の後當寺に隱栖すと云ふ、年代名諱を傳へず、

○戸田氏陣屋蹟 今畑となる 潤凡

○今宿村 以末之 江戸より行程十五里、家數三十二、廣五町許表六町東、下町屋村、西南、東海道係れり、檢地は寛文六年成瀬五左衛門重治改む、延享二年新墾の陸田あり原地新田 堀江荒四郎芳極檢地す、今馬場儀兵衛が知る所なり 寶曆十二年先代三郎兵衛に賜はる、

○高札場

○古相模川 一名筏川と云ふ、此川村内にて長五十間許の處は幅三十間あり、さながら池の如し故に古池とも稱す、東海道の係る所板橋を架す 長六間半今宿橋と呼ぶ、
○山王社 村の鎮守とす、佛國寺持、○神明宮 村民持例祭六月十五日、○天神社 上國寺持、○祇園社 信隆持寺

す 應永四年寂す 九年九十三本尊三寶祖師を安ず、

○中島村 奈可之 山岡傳五郎が知行なり、江戸の行程十五里、廣袤皆五六町 南、柳島村、北、今宿村、東、下町 東海道村内を貫り海道の傍に、狀部屋と號する所を置、官邊及尾紀二侯を初め書狀往來の時、相模川水溢に逢ば此處に止置て村民等是を守る、是當村馬入渡りの東岸にあるを以てなり、慶安二年檢地の水帳を用ゆ、相模川に傍たれば毎秋泛濫の患に堪ず、崩入せし田地も若干なりと云、

○高札場 一 ○古相模川 東界にあり、則今宿村に云る筏川是なり、○相模川 村の西にあり、

○山王社 村の鎮守なり、大住郡馬入村蓮光寺持、
○淨林寺 故詠山山王院と號す、淨土宗 大住郡須賀村海寶寺末 天正四年城蓮社嚴譽起立、本尊阿彌陀を安ず、△地藏堂

○平太夫新田 倍以多伊布 御入國の後松下平太夫と云者開墾す 正保の改には平太夫村と記す、平太夫が墓村内にあり、元和七年死す、今御料所なり、江戸の行程十五里、廣袤共三町餘 東北、萩園村、西、相模川對岸、の内彦右 檢地は寛文五年御代官坪井次右衛門改め、新墾の地は享保十七年杉庄右衛門・中島重右衛門檢す、民戸十

○信隆寺 妙嚴山と號す、法華宗 下總國中山 開山を傳へず、開基は甲州武田家の支族信就先祖菩提の爲に造立する所と云ふ 事は鰐口の銘に見ゆ、下に出す寺傳に信就眼に、武田陸奥守信虎の弟勝沼、安藝守信友が長男丹後守信原が子に、武田日閑と掲げ、信就盲 三寶祖師を本尊とす、△七面堂 堂前鰐口を掛く、寛永元年五月の文を刻す 奉建

州高座郡今宿村妙嚴山信隆寺厥志者、爲先祖菩提也 大願主當寺開基大檀那也、從多田滿仲四代武田新羅三郎義光公、十六代の後胤源法印信就公、○佛國寺 長昌山と號す 本寺前信隆院日閑法印敬白、

寺傳に寺號はもと田端村に在し小寺の號なり、曾て信隆院日閑彼小寺を此に引て一字となさんと思ひ居けるに其頃秋山太兵衛政影日閑を慕て此に土著す、政影が祖父兵右衛門吉永はもと甲斐の武田家に仕へしものに、日閑は武田氏の支族なれば主従の因もあり且は政影が遠祖加々美次郎遠光甲州新宿に佛國寺を創立す、今又此地に同寺號の梵刹を立造する、其因縁なきにあらずとて政影其事を賛成して彼寺を此に引き、善能院日養を招きて、開山とすと云ふ、本尊三寶祖師を安ず、
○上國寺 妙嚴山大乘院と號す 本寺前 寺記云千葉大隅守胤貞兄弟鎌倉に住せし頃建立し、大乘院日經を開山と

○高札場 一

○相模川 村の西界を流る 幅三間川に傍て堤あり、

○八幡社 村鎮守とす、左塚明神を合祠す、八幡は大住郡八幡村の八幡を勸請し、左塚明神は濱之郷村の社を勸請す、昔免除の社地ありしが、天明年申相模川に闕入て今の處へ移轉すと云、馬入村 大住 高福寺持、

○萩園村 波岐會 古は萩會根と記す 元祿國圖にも尙 十五里、東西十町許南北十二町 南、中島、今宿兩村、北、田村、西、相模川向 大住郡八幡村、民戸百十五、小田原北條割據の頃は篠窪修理亮・石川源次郎等知行す 〔役帳〕に篠窪修理亮百二貫文、東文、萩會根屋 今御料所及本多大之丞・遠山孝之助知行入會敷と記す、

○高札場三 ○小名 △上臺 △臺下 △埋田 宇豆 谷 左牟 △辻 △大河原 △太鼓臺 昔滿福寺此所に在り 御入國の頃より 敷と記す、今御料所及本多大之丞・遠山孝之助知行入會敷と記す、

○相模川 村の西にあり 幅三間川に添て堤を設く 丈、○赤池川 村の東にあり 幅二間 村内の用水に注ぎ、又惡水をも落せり、石橋を架す、萩園橋と呼べり、
○三島社 村の鎮守なり、例祭三月九月廿九日、滿福寺

持下同、△本地堂 薬師及十二神を安置、△大鐘 元祿十一年再鑄の銘あり、○十二天社 古の地頭遠山平大夫某勸請す、○子權現社 元應元年六月の勸請と云本地釋迦を安ず、常顯寺持、

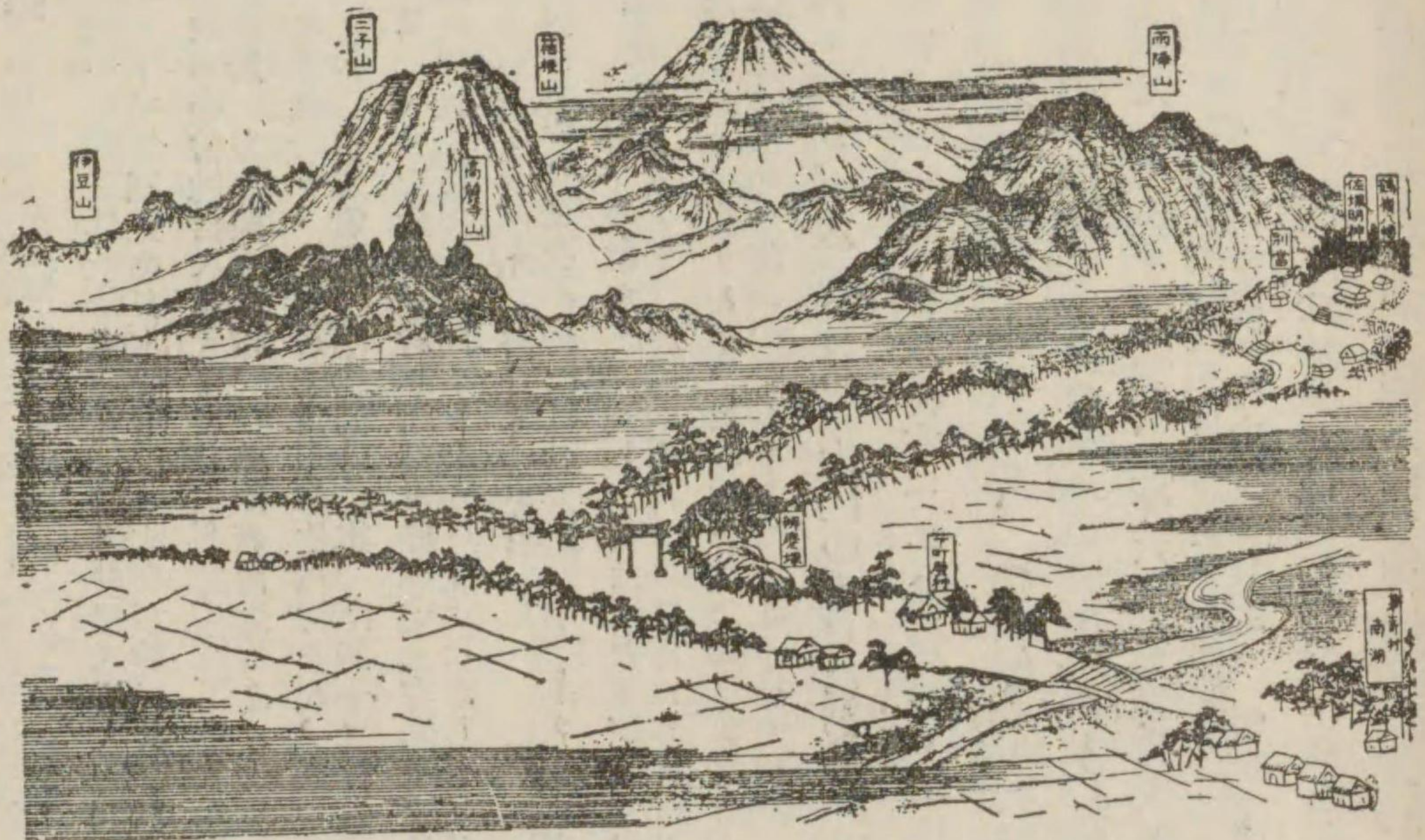
○滿福寺 太鼓山と號す、古義眞言宗大住那須賀開山鎮海、中興開山慶印 天和元年 本尊阿彌陀行基作 長六尺 ○常顯寺 本立山と號す、法華宗 鎌倉比企谷 開山日澄 本來阿闍梨行善院 年八月朔日卒、本尊釋迦、多寶祖師を安置す、△三十番神堂 ○地藏堂 滿福寺持、木像にて腹籠の像あり、相州廿四輩札所、第八番なり、

○濱之郷村 波萬乃加 江戸より行程十五里、東西八町許南北十五町、東、矢畑村、西、萩園村、南、戸數三十八、懷島郷と號す 此號當村のみ此唱あり、昔は隣村矢畑圓藏をも通して稱ふところ島三ヶ村と記す、今圓藏の枝郷、西久保分れて一村たり、故に土人或は懷島四ヶ村と呼り、又云當時四村の廻り悉海なる故此名あり、土人此水退て土地を廣めんと欲すれど術なし、或老婆の教に隨て海に沃ぎ、他村と地域を接することを得たりと云ふ、按ずるに、懷島濱の郷 東海道村内を貫けり、往還四望打開け、北の方富士山突兀として雲際に秀で、雨降、箱根の二山其左右に聳ゆ、遠くは伊豆の山々、箱根に

來庵の文書なり、又天文十七年十月六日の文書には、田數等委しく見え、其文に西來庵領、懷島内、三口辻在、家田數一町一段、左衛門四郎二段半、河成四段半坪は鶴田不作定作田數四段分、錢三貫二百文、各八百文、代田數七段成助四郎二段坪は中せきやしろん上押領定作田數五段分、錢四拾文、各に八百文代同郷島年貢島數二町二段半、戊左近三郎拜、進此狀今建長寺大工河内内 小田原北條氏の時は近藤孫太郎領せし由〔役匠助藏す、 帳〕に見ゆ 日、百四十九貫二百 拜賜の年代 懷島近藤孫太郎、今山岡傳五郎・大岡雲八に傳へず、が知る所にして檢地は慶安二年十一月、山岡氏寛文七年二月大岡氏其地を糺すと云ふ、

連り、近くは高麗寺山宛然として眺望尤佳なり、建久元年十月頼朝上洛の路次、此地に止宿せし事〔東鑑〕に載す日、十月三日御上洛令進發給、冬天無程臨黃昏之間、令宿于相模國懷島給、景能儲御駄餉後陣輩未出鎌倉、其頃大庭平太景能此地に住して、家號に懷島を別稱せり 〔東鑑〕建元四年等に 文和元年小手差原合戦に、足利尊氏敗走の時此地にかゝりて上洛し 廿八日、小手差原御合戦致忠節、今月十三日自懷島、御供仕之と云々、此文 中前代滅亡の時、三浦若狭五郎判官持明此地にて横死せし事天正本〔太平記〕に見えたり 日、三浦介入道も六條河原にて斬られけり、同若狭五郎判官は相模國懷島へ落たりけるを、其邊の浦人ども憐て大なる壺に入れて濱の砂掘埋み、上に網大綱を幾重ともなく取懸て置たりける間、氣や籠りたりけん、又我と首をしめてや自害したりけん、壺の中にて死けれ 此地治承の頃は大庭平太景能〔東鑑〕ば其儘土にぞ埋みける、此地治承の頃は建長寺西來庵領たり 康正二年十二月沙彌某の制札に、相州懷島村之内西來庵領相州懷島郷社之事と見え、又長祿二年八月大和前司某の制札にも西文にも同庵領の事あり、道貞未年代を考へず、以上數通は皆西

懷島所見圖



○鶴嶺八幡社 慶安二年八月社領七石の御朱印を附せらる、往還より社前まで若干を隔つ、其大門の左右雜木繁茂し、又横大門ありて十字をなせり、下の佐塚社と共に當村・下町屋・圓藏・西久保・矢畑・松尾・茅崎七村の鎮守なり、佐塚明神と兩社相並て、拜殿は兩社の前に一字あり、縁起に據ば別社なり、故に今別記す、社傳に筑紫宇佐雜足寺の僧道印法師、八幡本地種字の正跡を奉じ來て祀る、是長承二年八月別當勝福寺 常光院の舊名なり

○高札場二 ○小名 △本社 △中谷 △宮 △石原 ○千ノ川 東南界を流る、土橋を架す、 ○赤池川 西境を流る、

草創の時なりと云、弘安三年八月十二日、勝福寺第三世正悟
 依有靈驗、元字之御正鉢致持來而當寺號鎮守則八幡大菩薩是也
 文治三年天下毛娛國發來日本國中浦々有御祈禱、其時此浦御
 祈禱之由依仰寺僧社僧八乙女已下、當寺鎮守元字之御正鉢、掛
 御與致精誠所、自御與之内籙、一鳴出而南之海上に七日七夜
 成光物、與飛廻云々、然問其後當寺前任願上人、東寺爲大
 勸進勅定下向同爲別當□□□□坊出來、兩所十二坊也、若
 宮云々、其後兵庫鎮大刀一對八幡寄附勝福寺之有鎮守、按ず
 るに、此記年代齟齬多し、固より弘安の記にはあらずと、
 頗る古書なる事は論なければ、其要を摘み、【東國紀行】にも
 て存せり、下の佐塚、別當寺の二條并同じ、

當社の事見ゆ、曰、相模川の舟渡して行は大なる原あり、砥
 とへば八幡勸請の一なりとぞ、花の梢一木二木神さびたり、
 をる人や砥上カ原の八幡山、神のもるてふ花の盛りは、
 例祭九月十五日、△石鳥居 大門の入口にあり 高一丈
 鶴嶺八幡宮の額を掲ぐ、△神木二一は横八尺、一は銀
 杏一丈、△御手洗池 小池なり、○佐塚 上音
 社傳に建久二年此浦に伊豫の三島の神出現あり、依て
 現任思允勸進して社を建立し、社僧六坊を定む、佐塚と
 號する由來は傳へず出現、今之佐塚宮是也、靈驗不常故
 勝福寺爲別當、社建、例祭六月廿九日、午時濱下りとして
 然間社僧六坊云々、例祭六月廿九日、午時濱下りとして
 茅崎村海濱まで出興す、入興の時南湖の屬、茅崎村 及び大門

中程に暫時跽むを舊例とす、神鉢は木像、長一尺二寸、
 ○兩社別當常光院 龍燈山と號す、古義眞言宗 茅崎村圓
 本尊不動又八幡本地佛三尊彌陀を安ず、古は勝軍寺と
 號す、中古勝福寺と改後今の號となる、初建は長承二
 年八月十二日、開基道印發願は大庭三郎景親三代の祖
 良正なり、【正悟記】曰、勝福寺草創、長承二年八月十二日也、且
 關東律寺之最初精舎之始也、其後安元二年因徒退法之爲願、
 五間四面佛殿建、治承元年二月廿五日、懷鳴之内號西窪村、
 監物馬允跡修善坊跡中別當跡三條局跡伊與房跡伊賀坊跡寄進
 也、建久二年又因徒退治爲御祈禱料、肥後國有爲之庄七百貫
 所被寄頼朝之御願云々、同年寺再興開山恩允文覺舎弟云々、
 懷鳴平權守也、其後大佛殿寺再興、三重塔一基建立、相州戸
 室寄進、元弘三年繪旨成、其後武州金井原合戰爲願、武州小
 机鳥山寄進、昔勝軍寺云、依靈驗八幡之託宣、有時號勝福寺、
 △鐘樓 文化三年十一月改鑄す、古鐘は延寶 △藥師堂
 佐塚明神本地佛なり、又圓徑四寸八分の銅鏡に藥師佛
 を鑄出せるものを置、

○龍前院 懷島山と號す、曹洞宗 大庭村宗 本尊阿彌陀 本
 像二尺許、江州三 又藥師十二神將を安ず、木像四尺八
 井寺より傳來、 寸、行基作、御朱
 印九石三斗餘、藥師領五石寺 慶安二年十月賜ふ、開山楞
 山宗嚴 大永二年五 領四石三斗、 慶安二年十月賜ふ、開山楞
 月五日歿すと云ふ、開基大庭三郎景親三世の祖良

正なり、中興は山岡庄右衛門景長なり、法號景長院寶庵
 月朔日死す、境内に碑あり、子 淨珍文祿四年三
 孫傳五郎景顯元祿十三年建つ、懷島山の額を掲ぐ、古は
 八幡の傍にあり、舊地を元屋、△鐘樓 鐘は元祿七年三月
 の再鑄なり、△五輪塔十基 二階堂十人墓と稱す、其
 緣故を傳へず、○唱導庵 日蓮の像を安ず、本座像長二
 手に一軸を持す、弘安五年日蓮波木井氏に與へし手澤
 の書なりと云ふ、其文に曰、日蓮が五尺のからだ、
 はこくみによりて九年が間、出、御經讀誦の事、偏に
 過古の因縁厚、弘安五年、波木井氏御中日蓮
 とあ、今宿村信隆寺持、相傳ふ中古妙蓮寺と云ふ、古刹
 此像を安ぜしが、其寺廢して後江戸に傳へしを、矢畑
 村農民傳兵衛と云ふ者夢想を得、彼像を尋て江戸に出
 んとす、偶地頭大岡丈之助某も同く夢の告ありて使を
 傳兵衛が許に出す、川崎宿にて行逢、相語て奇異の思
 をなし、遂に此像を尋得て己が宅地に小庵を建て安置
 し、後地頭に乞て、今の地に移すと云ふ、

○辨慶塚 街道の側にあり、周圍三
 ○矢畑村 夜八太 江戸より行程十四里、鶴嶺八幡傳記に、懷鳴
 郷矢畑村と見え、たれ
 ど、今は、東西八町南北七町、東南、茅崎村、西、濱、小田原北條
 用ひず、

氏割據の頃は山中彦十郎知行す、【役帳】に山中彦十郎三十貫
 々有之と、今地頭堀三五郎・蜂屋七兵衛・岡部岩次郎等なり
 元祿年中、一同其先祖に、家數四十九、
 賜ふ、古は御料所なり、

○高札場一 ○小名 △明ヶ谷戸 △前岡町 △十三貫
 目 △金子山 △乾町 △鐘ヶ谷 加瀬加
 ○千ノ川 茅崎村境を流る、近郷の用水とし、又惡水を
 も此川に注げり、

○本社明神社 祭神詳ならず、長善寺持下同、○山王社
 ○長善寺 隣海山と號す、古義眞言宗 茅崎村圓 不動を本
 尊とす、

○御藏蹟 今は大抵陸田或は竹藪となる、凡二段許、廻
 りに堀を設く、幅二間中原御殿ありし頃の御藏ならん
 と云傳ふ、

○圓藏村 惠牟左 江戸より行程十五里半、勝福寺に據ば
 宇牟良 懷鳴郷の内なり天
 正年中の開墾と語傳ふれど、村内古蹟あるに據ば古く開
 けしなるべし、正保の改には本
 圓藏村と記す、家數六十五、東西十町許南北
 二十町、南、茅島村、北、香川村、地頭太田善太夫吉次・辻忠
 兵衛 辻氏の先祖太郎助久吉、後忠兵衛と改、善太夫の祖善太夫
 兵衛 吉正二人慶長五年、上田城攻の時戦功ありて、二人御加増
 を賜る由家譜に見ゆ、按ずるに、加恩の地所を記さずといへど
 も同時拜賜する時は、當村なる事知るべし、殊に寛永二年吉正

に賜る御朱印改の文に二百廿石、高座郡圓藏郷と見えたり、横山重三郎等なり、持添の新田あり、延享二年神尾若狭守春英檢地す、御料所なり、

○高札場三 ○小名 △二位殿谷戸 迹爲止乃 加比度 △和泉屋鋪

△三ツ塚 △馬場崎 以上の小名寛永七年 △近藤中屋鋪

△岩瀬屋鋪 △岩見屋鋪 △田中屋鋪 △伊豫屋鋪 以上皆懷嶋權守居跡

○千ノ川 茅崎村境を流る幅二

○神明社二 共に輪光寺持、一は懷島權守居跡にあり、屋鋪の鎮守なるべしと云、

○輪光寺 天慶山地藏院と號す、古義眞言宗 茅崎村圓藏寺末 開山天快 應永二年六月十九日卒 本尊地藏 木立像長一尺二寸、又毘沙門を安置す、△觀音堂 慈覺大師の作、和泉式部守護佛なりしを後に淺草自性院に傳來し、又地頭横山氏の僕浦井保章感得して寶永庚寅九世成翁の時こゝに納むと云、今此堂破壊して假に客殿に安置す、○了覺庵 元の地頭大田善大夫吉次が菩提の爲に建 吉次法諡を了覺院と云、延寶八年卒、庵側に其墓あり 阿彌陀を置、名主の持、○大日庵 輪光寺持、

○懷島權守景能居蹟 景能初は大庭平太と稱す、村の西方にあり、潤七千坪今尙構堀ありて其近き邊に馬場

蹟あり、又岩見屋鋪近藤屋鋪など稱するの類、彼家人等が住せし地ならんと土人いへり 【東鑑】建久六年二月九日景能入道申文曰、以疑刑被追鎌倉中之後、在歷三箇年早預厚免云々、又建仁元年三月十日、若宮大路西懷嶋平權守舊跡災、承元四年四月九日景能入道於相模國卒、按ずるに、此文に據ば初若宮大路の宅に在しを、疑を蒙りて舊里に蟄居し、恩免の後も尙舊里にありて死に至りしにや、舊里宅地は則此所なるべし、

○西久保村 爾之久保卒良 元祿國圖に圓藏村枝郷、古は本社村と記す 正保の改には本社村と記す 家數四十九、江戸の行程十五里、昔は懷島郷に屬す、東西五町許南北七町許 東、圓藏村、西、萩川村、南、濱之郷村、御料及堀三五郎・丸山斧吉・石川與次右衛門・細井顯次郎・細井佐次右衛門勝延等が知行なり、

○高札場三 ○小名 加賀屋鋪 △間門仲町 萬可止奈加天字

△横町 △下町 之毛天字 △馬場

○懷島山音 山とは稱すれど、たゞ松四五株立る小丘なり ○塚二 大道の傍にあり、○赤池川 西方萩園村境を流る 幅二間許

○寶生寺 懷島山と號す、古義眞言宗 茅崎村圓藏寺末 天明二年再建す、本尊大日を安置す、○妙運寺 法性山と號す

法華宗 鎌倉本覺寺末 相傳ふ昔近藤右衛門尉經秀の別業にて其母隱栖の地なり、本覺寺第五世蓮光院日慶に歸依し、天文十四年法性院妙運日如の逆修號を授與せられ、宅を捨て寺とし、日慶を以て開山とす 妙運尼天文十七年九月二日卒、本尊三寶祖師を安ず、△七面堂

○高田村 太加多卒良 江戸より行程十四里、戸數二十一、東西六町餘南北八町餘 東、室田村、西、圓藏村、南、茅崎村、北、赤羽根村、永正十六年北條早雲箱根別當金剛王院へ此地を寄附せし事、同院所藏文書に見ゆ 曰、二百七十一貫文、たか田のれんぐ云々、全文は彼條に出す、今大岡龜之丞・長田龜吉 慶長年中に給となれり が采地なり、古檢地は彦阪小刑部元政改む、持添新田あり、延享二年神尾若狭守春英檢地し御料となる、大道村の北境にあり、

○高札場 ○小名 △田中

○熊野社 鎮守なり、本在寺持、下同じ、○山王社

○本在寺 村澤山と號す、日蓮宗 鎌倉比企谷本尊釋迦を置く、慶長五年十二月僧日覺造立すと云ふ 按ずるに、付に當寺の舊地なりとて寺蹟あり、本在寺と字す、今此地に移りし年代事歴を傳へず、

○舊家武右衛門 邑正を勤む森を家號とす、先祖は室町家に仕へて森冠者源爲久と云、後年小田原北條氏の臣

となりしは森三左衛門尉と云ふ、其子但馬も北條氏に仕ふ 慶長十七年七月二日死す、法名善中と云ふ、夫より今の武右衛門まで九代なり、高祖父十左衛門の時、由緒の者なればとて酒井雅樂頭招きしかど、老母あるを以て固辭しければ其志を感じ短刀及禮服を與へしとて今に藏す、其餘先祖着領の甲冑、矢鏃二枚、文具には端溪硯一面、古瓦二枚、古文書三通を所持す 天正三年三月北條氏出馬、留守中のて虎朱印あり、一通は同十八年太閤制札、一通は鳥居彦右衛門元忠玉繩にありて其子左京亮忠政へ與へし狀なり、ふところ、鳴百姓御禮願の事等を記す、所藏の所由を知らず、

○甘沼村 安萬奴末卒良 江戸より十四里、戸數二十九、堀甲斐守直從知行なり、北條氏分國の頃は近藤孫三郎知行す、【役帳】曰、十八貫文、甘沼南條寄子近藤孫三郎、廣九町餘袤四町程西、香川村、北、堤村、下寺尾村、

○高札場一 ○小名 △二軒家 △北根

○八幡社 鎮守なり、明曆四年再造、末社稻荷あり、成就院持下同、○山王社 例祭十一月十五日、

○玉林寺 吉祥山と號す、曹洞宗 遠藤村寶泉寺末 本尊釋迦、開山朝岩存夙 元和二年十一月十五日卒、 ○成就院 甘沼山藥王寺と

號す、古義眞言宗 茅崎村圓藏寺末 本尊藥師、中興眞惠 寛丈十月十七日卒 △觀音堂 十一面觀音を置、

○堤村 豆々三 江戸より十四里、東西二十七町南北七町

東、遠藤村、大庭村、西、下寺尾村、南、戸數七十四、小田原北赤羽根村、甘沼村、北、芹澤、行谷二村 〔役帳〕に大見衆條氏割據の頃は豆州大見の士三人知行す 三人三十貫文、東郡堤今地頭は大岡傳藏 先祖忠右衛門忠政 天正十九年五月三日賜る、

○高札場一 ○小名 △上谷 加美 △中谷 奈加 △天神谷 天牟志 △權兵衛谷 古牟倍 △一本松 此所に老松在 牟夜豆 △鍛冶坂 坤にあり、○諏訪社 鎮守とす、例祭七月廿七日香川村普賢寺持、△大鐘 天明三年鑄造、○天神社 正覺院持、

○正覺院 堤源山と號す、曹洞宗 下寺尾村本尊釋迦、開山快翁 正徳二年正 八月廿八日卒 △八幡社 末社稻荷あり、△大日堂

○淨見寺 窓月山と號す、淨土宗 鎌倉郡岩瀬 慶長十六年地頭大岡忠右衛門忠世 忠右衛門忠政の三男なり、法號源死す、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

門忠勝が法名の文字なり、今大岡氏一統の菩提所たり 本尊阿彌陀を安す、△大岡忠右衛門忠勝墓 碑面に大綱院忠譽窓月淨見居士、文祿三年六月十二日と鐫る、忠勝初三州某地に葬り、元和元年七月此處に改葬すと云ふ 寛永大岡譜に忠勝は傳藏善吉の子なり、始め助右衛門助將牧野傳吹を討取る、此實として下坂長身の御體を賜ふ、廣忠郷より諱の一字を賜はり、忠勝と改む、某年三河國にて七十三歳にして死す、

○妙傳寺 歡照山と號す、法華宗 遠寺末 本尊宗派の諸尊及び日蓮を安す、開山を日安 元和九年九月と云ふ、△鐘樓 正徳三年の鑄鐘をかく、○阿彌陀堂 淨見寺持、

○大岡氏陣屋蹟 淨見寺の東南にあり、忠右衛門忠政當村を賜りし後こゝに土著し、後江戸に移住す、

○香川村 加々波 江戸より十四里、戸數五十五、北條氏割據の頃は吉田又三郎知行す 〔役帳〕に、吉田又三郎十貫九百今本間熊太郎知行所なり、廣凡十町袤七町程 西、甘沼村、南、西久保村、大山道南境にあり、

○高札場一 ○小出川 西界を流る、小橋二を架す 大曲橋間門、橋の名あり、

岡寺持、

○白峰寺 景德山と號す、曹洞宗 足柄下郡早川村海藏寺末 本尊阿彌陀、開山我國 天文十三年九月二十三日卒 開基古地頭松平隼人正重繼なり 家譜に據り重繼は忠政の孫なり、慶長十二年當村に生る、初七十郎と稱す、又孫太夫に改む、慶安元年大坂町奉行となり、隼人正に改む、寛文十一年六月三日卒、年六十四、境内に葬り、月照院白峯道暗と諡す、按ずるに開山我國が卒年を去こと甚違し、重繼は當寺を中興せし人なり、△觀音堂 本尊は水晶佛なり、

○阿彌陀堂 白峰寺持、

○行谷村 奈米加也 江戸より十四里餘、戸數二十三、小田原分國の頃は行谷藤五郎知行す 〔役帳〕に十五貫文、行谷一載 東西十三町餘南北五町餘 寺尾二村、北、芹澤村、地頭は馬場儀兵衛なり、

○高札場二 ○小出川 村西を流る、

○金山權現社 寶永七年十一月の棟札あり、神躰は銅板に鑄出せし古像なり、寶藏寺持下同、○天神社

○寶藏寺 金峰山と號す、曹洞宗 陽院末 開山傳室宗馨 天正八年造立、元和元年二月十二日卒、本尊釋迦、

○芹澤村 世里左 江戸より十五里、戸數百、廣廿二町袤十三町 東、遠藤村、西、岡田村、南、堤村、北、打展村、坤、行谷村、地頭戸田六藏、小澤鐵太

御料所なり、

○高札場一 ○小名 △池端

○小出川 村の西を流る、

○諏訪社 村の鎮守なり、例祭七月二十五日、吉岡村瀧

○下寺尾村 志毛天良 江戸より十五里餘 按ずるに、當村よ

り、○淨心庵 日蓮の像を安す、高田村本在寺持、

△白山社 △玄珊權現社 本堂後の塚上にあり、即平兵衛季忠の靈を祀り、其道號を取て神號とす、四月廿七日祭儀あり、○普賢寺 香澤山と號す、當山修驗あり、

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

△玄珊寺 香川山と號す、曹洞宗 大庭村宗 地頭本間氏某先祖平兵衛季忠菩提の爲に建立す 遠州或は季勝に作る、心玄珊、天正十二年四月廿七日卒、開山冷室長嚴 慶長五年十月廿八日卒、父兄追福の爲に起立し、芹澤村來迎寺五世深譽を招て開山とす 深譽は三州人、明暦二年六月十九日寂す 寺山號は祖父忠右衛

郎等なり、飛地石^{高三}香川村にあり、北條氏の頃は後藤備前守領す^{〔役帳〕に後藤備前守五十貫文、東郡芹澤と載す}

○高札場二 ○小名 △松原坂 △薬師ヶ谷^{夜久之} △柳谷^{夜奈岐} △堀ノ内 △大久保 △出場 △矢崎 △細谷^{保會} △堂坂 △冠木^{加布}

○小出川 村の西を流る^{幅二}

○腰掛明神社 村の鎮守なり、大庭の神腰を掛し舊跡と云傳ふ、想ふに旅所の跡などにや、小石一顆を置神躰とす、本地大日、寛永十二年八月十九日勸請爾來此日を以て例祭を執行ふ、△別當寶澤寺 當山修驗^{吉岡村瀧岡寺}

○神明社 萬治二年九月勸請の棟札あり、遠藤村大驗寺持下同、○山王社 寛文六年十一月の棟札あり

○法圓寺 長重山と號す、日蓮宗^{鎌倉比企谷妙本寺末} 本尊釋迦多寶、○來迎寺 芹澤山と號す、淨土宗^{増上本尊阿彌陀} 開山然譽善芳^{永祿七年二月二十六日卒} ○蓮妙寺 辨財山と號す、日蓮宗^{駿州富士北山本門寺末} 天正元年日殿建^{天正十年二月五日卒} 本尊三寶四菩薩等を安ず、△釣鐘 延享三年十三代日潤の建立なり、○善谷寺 惠日山と號す、曹洞宗^{頼郷村東本尊釋}

迦、開山心翁宗傳^{文祿三年三月十四日卒} ○普門寺 光照山と號す、來迎寺の寮なり、元和三年八月造立す、觀音を置 ○延命寺 地藏堂とも呼り、是も來迎寺の寮なり、天和二年三月造立す、

○遠藤村^{惠牟止} 江戸より十二里半、戸數百六十、地頭堀甲斐守直從^{御打入の時賜ふ} 杉浦房次郎・本多大之丞^{御打入の時阿部太郎兵衛・駒井左近勝正に賜り、寛永三年御料となり、又中根壹岐守正盛の知行となり、寶曆二年御料に復し、明年杉浦出雲守正勝に賜ひ、其後殘地を本多氏に賜ふ、二人の知行は延寶七年の繩を用ゆ} 東西三十町餘南北一里許^{東、石川村、大庭村、西、打戻村、南、芹澤村、堤村、北、菖蒲澤村、}

○高札場三 ○小名 △西谷^{仁志} △諸木^{毛呂} △琵琶島 △久保 △笹久保 △打越 △刈込 △矢崎 △北原 △松原 △南原 △矢尻

○小出川 水元良方琵琶島より出、又清水數流小名諸木邊にて落合一條となる、是より小出川と呼^{幅凡九尺橋あり}

○御嶽社 鎮守なり、神躰運慶作^{長一尺} 例祭九月十五日御當代の初地頭岡部太郎兵衛・駒井左近勝正社頭を修造す、慶長五年岡部某祈誓して一女を設く、由て田若子を附す、大阪冬御陣の時又靈驗を得たり、時に彼女於六の願望として元和中、江戸にて新に社を造り、當

楊岩創立^{寛文五年九月卒} ○葛原村^{久須八} 江戸より十三里半、永享亂の頃長尾入道芳傳が管領持氏に此所にて行合し事、^{〔東亂記〕に見ゆ} 日、永享十年十一月一日長尾尾張入道芳傳、爲鎌倉警固分陪を立て上りける處に、同日持氏海老名より飯らせ給へば、相州葛原にて參合ふと云々、按ずるに、^{〔鎌倉志〕には此事を鎌倉葛原岡の條に引り、方位を以て考ふるに誤知るべし、小田原分國の頃は興津某知行す} ^{〔役帳〕に興津殿十貫文、東郡葛原と載す、又天正豐太閣の制札に村名見ゆ} 小田原陣の時制札にしほやの庄葛原郷云軍中若卒の間諷、戸數百軒、廣三十町餘、表十町餘、^{東、圓行村、寫なるべし、} 戸數百軒、廣三十町餘、表十町餘、^{土棚村、西、用田村、南、菖蒲澤村、石川、} 今地頭長田龜吉^{御打入後先祖喜六郎忠勝賜る、大} 山道東西を貫り、

○高札場一 ○小名 △谷戸 △天沼 △家中庭^{夜奈加} △大下^{於保} △中村

○王子權現社 石尊を合祠す、例祭九月廿八日、長盛寺持 ○乘福寺 萬年山昌壽院と號す、曹洞宗^{遠藤村寶泉寺末} 開基は垂木御所の造立と云^{垂木御所、其姓名詳ならず、境内に墓あり、長元二年六月朔日逝と鬼簿に見ゆ、開山僧の名を傳へず、本尊釋迦、又正觀音を安ず} 立像長一尺定朝作慶安二年八月廿四日、釋迦堂領八石の御朱印を賜ふ、

所に致さんとす、偶道中修理の役ありて人夫に乏し、於六公に願上て村民道造の役を免許せられ、社を建立する事を得たりしかのみならず、彼古事に依て往還修理の役を免るゝ事神徳によりてなりと古縁起に見ゆ、 △末社 金毘羅 稻荷 △別當大驗寺 遠藤山と號す 當山修驗^{醍醐三寶院末} ○秋葉社 ○稻荷社 ○白山社 ○富士淺間社 已上大驗寺持、 ○寶泉寺 玉雄山と號す、曹洞宗^{能登國惣持寺末} 本尊釋迦^{天文三年造る} 天正十九年寺領二十一石の御朱印を賜ふ、開山如幻宗悟^{享祿三年十月一日卒} 開基仙波土佐守某境内に石碑あり^{北條家屬將と云} 卒年月詳ならず、廿四日を忌日とす、前土州刺史玉雄寶泉居士と位牌に記す、子孫數代旗下に列し、今仙波金之丞と云、仙波家譜に據に先祖累代北條氏に仕へ、布施三河守某九十四歳にて死す、法名法泉、其子兵部少輔次種、初氏政に仕へ、仙波肥前が養子となり、文祿四年八月十六歳にて死す、法名玉嘶とあり、依て想ふに土佐守某は或は即布施三河守某にして後に土佐守に改しか、其法名、寶泉、又戸田九兵衛勝則法泉同音なれば別人にはあらざる如し、又戸田九兵衛勝則戸田五助の祖、元伊丹權大夫康直^{寛永七年五月七日卒、今和六年六月五日卒} 伊丹權大夫康直^{其子孫權太夫と云} 等の墓存す、小田原陣の時豊臣氏の制札を藏す、△六鐘 寶曆三年鑄造、△金毘羅社 △觀音堂 △閻魔堂 △衆寮 △禪堂 △塔頭玄光院 本尊釋迦、本坊八世

新編相模國風土記稿卷之六十一 村里部 高座郡卷之三 二九三

△長田喜六郎忠勝夫婦墓 忠勝は古地頭なり、法名革翁春桃寛永三年三月十五日卒、室貞譽春香元和三年三月十二日卒、家譜に據に先代世々三州大濱に居、永井右近大夫直勝の一族なり、忠勝東照宮台徳院殿に仕へ奉り御鷹を

○長盛寺 明瀧山不動院と號す、古義眞言宗鎌倉郡手廣本尊大日、開山祐榮正保三年九月廿八日卒、△鐘樓 明和三年鑄造、△不動堂 慶安五年六月村民與右衛門祖

小泉佐渡守と云、宮原村に傳る文書に葛原郷小泉佐渡守殿と見ゆ、夢想の告ありて境内瀧の側より出現すと云、八寸餘の立像、前立は坐像なり承應三年地頭長田喜左衛門重昌病に罹りし時、靈驗を得て頓に癒しかば、翌年報賽として堂宇建立せしと云、

○醫王寺 瑠璃光山と號す乘福寺末本尊藥師寸惠心作、垂木御所後室の開基と云長曆元年二月十日逝す、○龍見庵 水谷山と號す、正觀音を置、乘福寺持、

○打戻村 宇知毛止 江戸より十五里、戸數六十七、東西八町南北二十六町、東、遠藤村、西、瀬郷村、小田原分國の時、仙波彌七郎知行す〔役帳〕曰、三十貫文、東小田原陣の制札に村名見ゆしほやの庄、打戻村云々、按ずるに、今地頭杉浦房次郎 寛文三年先祖内中根宇右衛門 寶永三年十二月先土屋藏允正綱賜ふ、

勘助利懷 寶永三年先祖薩摩守利意賜ふ、此村古高木筑後守正次於て千石の地を賜ふとあり、等なり、

○高札場 一

○字都母知 宇豆神社 村の鎮守にて武内の社なり〔神名帳〕高座郡小社五座、今或は神明宮とも云、相傳ふ祭神は雄略天皇の皇后なりと云、神鉢板に畫く立像にて鉾を策し、日の丸扇をさしかざし玉ふ、本地は三尊彌陀唐眞鍮にて鏡の形に造り、佛像を打付、例祭九月廿九日、△別當金剛院 當山修驗寺配下、○古里明神社 享保八年の棟札あり、金剛院持、○山王社 正徳三年八月の棟札あり、持上に同、

○盛岩寺 高照山と號す、曹洞宗 遠藤村寶泉寺末 本尊釋迦 佛師作 開山朝岩存風元和二年十一月十五日卒、○東光寺 醫王山と號す 同宗末 本尊藥師、○妙福寺 陽向山と號す、日蓮宗 寶永三年造立、△番神堂 〇大法寺 稱業山と號す、淨土宗 土棚村 慶長元年正譽創立慶長二年八月二日卒、本尊阿彌陀、○瀬郷村 宇知毛加 江戸より十五里、戸數五十三、東西四町餘南北十六町餘、東、打戻村、南、大中原道保れり、北條藏村、西北、宮原村、

新編相模國風土記稿卷六十二

村里部 高座郡卷之四

一之宮庄

氏分國の頃は内藤三郎兵衛領す〔役帳〕に内藤三郎兵衛二貫文、保内小曾郷と見ゆ、地頭平岩七之助・杉浦房次郎等なり、檢地は正徳二年改、○子權現社 村の鎮守なり、村持下同、○第六天社 享保十八年棟札あり、○山王社 正徳年中の棟札あり、○東陽院 岩谷山と號す、曹洞宗 足柄下郡久野村總持寺末 開山忠室宗孝 本寺四世天文二年正月九日卒、本尊釋迦、△釣鐘 享保三年に鑄る

○一之宮村 伊知乃三 江戸より行程十五里、本郡宮山村に鎮座す、寒川神社を一宮と稱す、さては〔倭名鈔〕載る所寒川郷は當庄の地なるべし、村名正保圖には町屋村と記し、元祿の改には今の村名を書せり、一宮の地名舊くは〔東鑑〕に正治の頃梶原平三景時が所領なりしと見ゆ、正治元年十一月十三日、梶原平三景時雖下給彼訴狀不能陳謝、相率子息親類等下向于相模國一宮、十二月九日景時自一宮所領歸參鎌倉、十八日景時被追出鎌倉、又鎌倉報國寺藏文書に寺領當知行と不知行とを分記し、一宮之内北殿分と見えたれど今其唱を傳へず、寺藏文書、原文を失て今其寫を藏す、末に享徳十六年は文明九年に當れり、文書疑なきにあらざれど姑く考證の爲此に、北條氏割據の頃は一宮社領〔役帳〕曰、一宮社領二十貫文、東郡一宮に伏供僧衆、花之木某 東郡一宮之内、福岡十兵衛 四十一貫百七十五

新編相模國風土記稿卷六十一 之終

中寄子福岡 同平三富塚寄子福岡平三十四 行谷藤五郎南條寄子 行谷一宮内等知行し、天正年間藍瓶役の税錢を北條氏政より當村に課せし事、足柄下郡板橋村紺屋藤兵衛藏文書に見えたり全文彼條に出す 今は御料文化元年森氏知行の内百石併見るべし 及松平主膳元祿十一年先祖長 森昌益元祿十一年賜ふ、知行す、檢地は承應三年時の地頭加々爪甲斐守改むと云御入國の後加々爪氏の所領にて土佐守直清が時天和元年二月罪ありて没收せらる 東西二十町に足らず、南北九町半餘東、中瀬、大曲二村、南、田端村、北、宮山、大曲道中町半餘小谷、岡田三村、西、相模川向大住郡田村、大曲道中原道の二條あり、村西にて合して一路となれり、共に田村に達す、當村繼場あり其道程藤澤宿へ三里、大曲道なり、用田村へ一里、中原道なり、西方は共に田村へ一里を繼送り、

○高札場二 ○相模川 西の方郡界を流る、渡船場あり、田村の渡と云ふ大住郡田村及當村田端村三村の持なり、○目穿川 北隣より流入り、村内にて相模川に合す、

○若宮八幡宮 妙光寺持下同じ、○荒神社 ○諏訪社 ○第六天社 ○天神社 社頭に明和七年の鑄鐘あり、南泉寺持、

○西光寺 無量山と號す、曹洞宗宮山村興全寺末 本尊阿彌陀を

安ず、開山を歇禪と云ふ、○南泉寺 山王山明王院と號す、古義眞言宗岡田村安樂寺末 不動を本尊とす、開山善清、天正年中創立す、開基は村民五右衛門の先祖なり、

○聖天社 ○妙光寺 如日山と號す、日蓮宗鎌倉妙本尊三寶諸尊を置く、開山は唯常院と云ふ、○如是庵 大住郡一之澤淨發願寺持、虚空像を置、○十王堂 西光寺持、○藥師堂 南泉寺持、○地藏堂二 一は如是庵、一は田端村生往寺持、○不動堂 村民持大曲道にあり古は相模川向にあり、今其所を元不動と唱ふ、大住郡田村に屬す、

○梶原景時城跡 村の西方大曲道の傍にあり、陸田二段八畝餘今屋鋪内と唱ふ、其餘は字して城の下と唱ふ、正治二年正月景時が築城せし事「東鑑」に見えたり正治二年正月廿日、原宗三郎進飛脚申云、梶原平三景時此間於當國一宮、構城郭備防戰之儀、人以爲怪之處、去夜丑刻相伴子息等、偷遜出此所、是企謀叛有上洛之聞、

○田端村太波多 江戶より十五里、戸數九十四、廣十四町許、表七町餘東、大曲村、南、萩園村、北、一之宮、西、相模川向大住郡四之宮村、今地頭本間帶刀・高木甚太郎此村初加々爪氏知行す、土佐守直清に至て天和元年没收せらる、此餘相模川岸に持添流作場あり延享二年堀江荒四郎檢地す御料所なり、

○高札場二 ○小名 △西 △東

○相模川 西界を流る幅三 水除堤あり高二

○貴船社 鎮守なり、例祭九月二十九日、醫王院持、享保十五年の鑄鐘を掲ぐ、○八幡社 萬部寺持、○稻荷社 醫王院持、

○醫王院 田端山と號す、古義眞言宗岡田村安樂寺末 本尊藥師中興僧傳譽永祿中卒す、○生往寺 東岳山と號す、淨土宗増上本尊阿彌陀、開山文賀元和中卒、○萬部寺 圓妙山と號す、法華宗身延久遠寺末 本尊三寶四菩薩、開山日桂、開基村民彦兵衛寶永七年六月死すなり、今其子孫あり、

○大曲村於保萬賀利牟良 江戶より十五里、戸數四十二、村を二分して上下と號す、上は大岡越前守忠移領分御入國の後大岡忠右衛門忠政に賜り、後其三男忠右衛門忠世に配當す、忠世は則忠移の家祖なり、下は本間熊太郎知行す、廣袤五六町程東、寺尾、香川二村、西、田端村、南、西久保、大山道村の中程を貫く、

○高札場二 ○小出川 東方を流る橋二を架す大曲橋間門橋と唱

○八幡社 社頭に安永九年鑄造の鐘をかく、例祭九月二十九日、東福寺持、○十二天社 社頭に安永八年の鐘

あり、岡田村寶幢院持、○山王社 東福寺持、

○東福寺 東惠山と號す、古義眞言宗岡田村安樂寺末 本尊藥師

○地藏堂 寶永四年四月僧圓心建、東福寺持、

○中瀬村奈加勢牟良 江戶より十五里、戸數十三、東西六町南北五町東、大曲村、香川村、西、一之宮村、南、一之宮及田端村、北、小谷、岡田、大藏三村、地頭春田助太郎直亭なり、村の中程に大曲道あり、

○高札場一

○景觀寺 窪田山と號す、天台宗大住郡一之澤淨發願寺末 本尊十一面觀音、△鐘 明和七年八月鑄造、△神明社 △觀音堂 西國札所三十三躰の觀音模像を安ず、春田助太郎の祖父造立す、

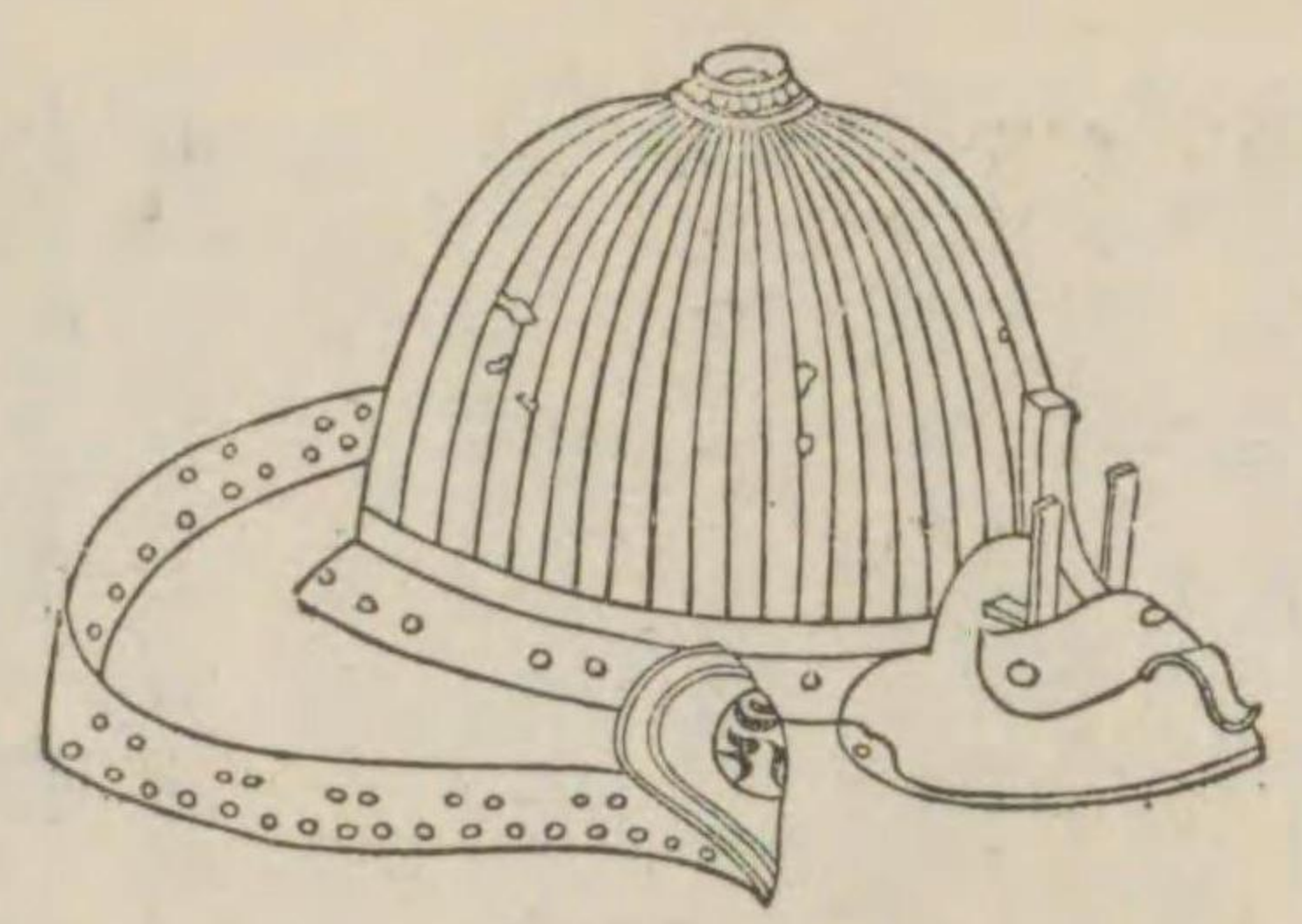
○宮山村三也々末牟良 正保國圖には今の村名を記し、元祿の改には藤兵衛村十五日免村朝日村三郎右衛門組村下組村と分て五村となし、共に宮山の字を冠せり、今は村内を五組に田畑を分裂し、村名は正保の改に従ひ宮山と總稱せり、江戶より行程十五里餘、民戸百四十二、東西九町南北十八町東、小谷村、西、大曲村、北、倉見村、北條氏分國の頃は山角四郎右衛門知行す〔役帳〕曰、山角四郎右衛門十貫文、一之載たる如く五組、今杉浦房次郎先祖越後守正友が知る所なり、其の一なり、

○高札場 ○相模川 村の西方を流る 潤五十 堤あり、
○目穿川 村の西にあり、

○寒川 左牟 加波神社 社地二萬千四百五十九坪なり、幣殿・拜殿あり、
【神名帳】に載る所當國の大社にして今も一宮とあり、
【延喜式】曰、高座郡寒川神社名神大又名神の祭の式を載す、
し條に當社も入り、名神祭二百八十五座、座別綿五尺、綿一屯、
絲一絢、五色薄綿各一尺、木綿二兩、麻五兩、畏料、薦廿枚、
若有大禱者加綿五丈五尺、以布一端代絲一絢、社傳に祭神は應神天皇なり、
鎮座の年代は貞觀十一年十一月十九日と云へど、
是神位を授られし年月を誤りしなり、
其證下に出す、又一宮巡詣記には神龜四丁卯年の鎮座、或は天平神護元乙巳年とも、
承和元年甲寅年十一月十日再興など記して一、
承和十三年九月從五位下を授らる、
【仁明紀】曰、授相模國五位寒川神從五位下、
齊衡元年三月從四位下、
【文德紀】曰、三月戊辰、加相模國寒川神從四位上、
貞觀十一年十一月從四位上、
【清和紀】曰、十一月十九日、
下寒河神、元慶八年九月正四位下に進らる、
【光孝紀】曰、九月、授相模國從四位上、
壽永元年八月賴朝の嫡男誕生の時、當社へも奉幣の使を立られ、
神馬以下寄納せらる、
【東鑑】曰、八月十一日、
御臺所有御産氣、爲御祈禱被立奉幣御使於伊豆箱根兩所權現并近國宮社、
相模一山梶原平次、按ずるに、一山は則一宮なるべし、
他の例を推し奉幣の使を奉る人、
居宅の便に隨て差れしなれば、
當社には梶原平次赴くべきの時勢なり

【東鑑】又曰、十三日若公誕生之間、御家人等獻御馬及二百餘疋、
以此龍蹄等被奉于鶴岡宮東國一宮以下諸社也、
兼備父母之壯士等被撰定御使、
其後建久三年八月右府延生の時も例によりて奉幣あり、
曰、八月九日御臺所御産氣、
鶴岡相模國神社佛に、
十二社の一なり、
佐河は寒川の中略か又は脱字にや、
同五年十一月社頭修理の事あり、
曰、十一月廿七日近國一宮并國分寺可修復破壞之旨被仰下、
建保二年十月にも奉幣使を立らる、
曰、十月二日相州爲當國一宮奉幣御使、
按ずるに、
相州は北條義時なり、
寛喜元年十一月雷電社に因て使を立られ、
祈禱の事を命ぜらる、
曰、十一月十日依去四日雷電爲世上御祈、
近國一宮被立奉る幣御使、
相模國前駿河守各被進神馬御劍等、
又於社壇可轉讀大般若經之由、
被仰別當寺、
助教師員源正忠季氏等奉行之、
按ずるに、
駿河守は北條重時なり、
寶治元年八月怪異によりて使を立られ、
奉納等の事あり、
曰、八月六日、
被奉神馬御劍等於相模國一宮、
三浦六郎左衛門尉時連爲御使、
是相怪異事歟、
其後大永二年九月北條氏綱願主として社頭再興あり、
棟札の文曰、
相州一宮之奉再興、
所冀國家安泰人民快樂子孫繁衍兵戈獲利、
大永壬午九月吉日、
相州太守北條新九郎平氏綱華押、
天文十五年三月左京大夫氏康も再興せり、
棟札の文前に同く天文守平氏康華、
其頃北條氏より社領として二十七貫文の地を寄附せらる、
【役帳】曰、一宮社領二十七貫、
御入國の後天

正十九年十一月社領百石の御朱印を下さる、
例祭五月五日當國諸所に散在せる五社、
五社は當社第一にして二の宮は大住郡三宮村冠神社、
四の宮は同郡四宮村前鳥神社、
五の宮は同郡八幡新宿八幡宮是なり、
の神輿を洵綾郡國府六所宮社地神揃山に集會し神事あり、
【神寶】△兜一頭、
武田信玄着領の物と云ふ、
鉢及鉢附板の三存し、
餘は損失す、
總て黒漆鉢の内、
天照太神宮八幡大菩薩春日大明神と三行に彫り、
下に房宗華押あり、
又一方には天文六年丁酉三月とあり、
其餘に般若心經全部を彫れり、
△本地堂、
△護摩堂、
△供所、
△鐘樓、
文化十一年再鑄の鐘を掛く、
△隨神門、
△末社、
稻荷山王、
日月天、
辨天二、
△別當藥王寺、
寒川山醫王院と號す、
古義眞言宗、
岡田村安樂寺末、
承和元年十一月弘便造立す、
本尊地藏を安ず、
相傳て往古は、
本寺安樂寺當社別當職たりしと云ふ、
△供僧神照寺、
三員の一なり、
開山弘譽寛文三年三月造立す、
本尊如意輪觀音を安ず、
△同西善院、
本尊彌陀を置く、
△同三大坊、
本尊は十一面觀音なり、
△神主金子伊豫守、
藤原氏なり、
天正年中より



世々采女と稱す、
寶永四年采女重次免許を得伊豫守と改む、
今其四代の孫なり、
○興全寺、
龍寶山と號す、
曹洞宗、
愛甲郡三田村清源院末、
本尊釋迦を安ず、
開山を英顔麟哲と云ふ、
慶長二年七月廿二日寂す、
○地藏院、
神戸山と號す、
曹洞宗、
村眞法寺末、
地藏を本尊とす、
○宮原村、
三也波、
良牟良、
江戸より行程十四里、
民戸六十七、
東西十四町餘、
南北十五町餘、
南、
小動村、
北、
用田村、
天正年間北條氏政の令により當村よりも藍瓶役の税錢を出せり、
下郡板橋村紺屋藤兵衛藏文書に、
今佐野肥後守庸貞、
賜すと云ふ、
見ゆ、
原文は其條に引用す、
村傳右衛門・佐野六十郎、
共に拜賜の年、
代を傳へず、
知行す、
佐野氏の采地は延寶五年先代主馬正周檢地なり、
中原道村内を通ず一里塚あり、

○高札場、
村の鎮守なり、
寒川神社を勧請す、
觀藏寺持、
△末社、
稻荷、
○觀藏寺、
宮原山不動院と號す、
古義眞言宗、
岡田村安樂寺末、
本尊不動を安ず、
中興開山を成印と云ふ、
寛永七年六月晦日寂す、
○壽原寺、
東郡山と號す、
當山修驗、
醍醐三寶院末、
本尊不動、

開山を知道と云ふ元和七年四月二日寂す
○舊家半内 世々當村に土着す、先祖より持傳へし武器及日蓮眞筆の授記品等を藏す、武器は乘鞍一口海あり、紋に兔を刻す、作人の華押あり、一は海なしにて、輪違の紋を青貝にて押す、共に尋常の制作なり、鎧二足五鐘なり、惣朱塗木、職久と鑄、長刀一振銘漫滅等なり、

新編相模國風土記稿卷六十二之終

卷六十二之終

新編相模國風土記稿卷六十三

村里部 高座郡卷之五

澁谷庄

○岡田村平加太 江戸より行程十五里、岡田郷に屬す、天正十八年關東に遷らせ給ふ後、和田助右衛門光明に當郷の内三百石の地を賜へり貞享松平丹波守書上、御朱印の寫を以、三百石出置者也、仍如件、天正十九年五月三日とあり、光明が孫藤藏光重、元和九年死し嗣なくして家絶ゆ、光重が弟五郎右衛門宣政、松平丹波守康長に仕へ、是より彼が家臣となれり、地形小谷・大藏二村と錯雜せり、廣十二町餘、二十一町餘、東、行谷村、西、宮山村、南、藏二村、民戸六十、今石川五郎三郎・筒井内藏 共に御入國の頃飯田岩之助亮和三年賜る小笠原勝三郎信名文化八年賜る等が知る所なり、中原道村内を通ず、

○高札場三 ○小名 △大塚
○並塚 中原道の左右に列す、大小十あり、故に此唱あり
○塔之塚 村北に在り、

○東守土宇 權現社 村の鎮守なり、祭神詳ならず、例祭九月九日、觀護寺持、○山王社 等覺寺持、○神明宮 當村及小谷大藏三村の鎮守とす、例祭十一月十五日、寶塔院持、○稻荷社 村持、

○安樂寺 大塚山と號す、古義眞言宗高野山高 寶院末 本尊大日靈尊、古は寒川神社の別當職なりしと云ふ、△洪鐘 貞享三年の鑄造なり、△大塚 當寺の山後に在り、凡

二十間四方當寺の山號は是より起ると云ふ、應神塚と唱ふ、塚上に大日の石像あり蓮華座に、大塚山安樂寺成就院、傳聞相州一宮寒川大明神碑、先生之御廟窟也、天和二年壬戌十月廿一日、法印善榮造立と彫る、按ずるに、當寺古寒川神社の別當たりしと云ひ、彼社傳に祭神は應神天皇なりと傳ふるが故に、後世附會して廟窟と稱し、應神塚など唱ふるならん、 ○觀護寺 鶴足山慈眼院と號す前寺 本尊不動を安ず、○等覺寺 延命山と號す本寺前 本尊地藏を置く、△藥師堂 ○寶塔院 南岳山と號す本寺前 本尊地藏を本尊とす、

○大藏村於保佐 宇牟良 江戸より行程十五里、岡田郷なり、民戸十七、岡田村より分村して地形彼村に犬牙し、廣袤は分ち難し東、芹澤村、西、小谷村、南、岡田村、北、頼郷村、村名正保國圖に載せず、元祿の改に村名を記し、岡田村支郷と傍記す、中原道村内

を通過せり按ずるに、【東鑑】文治四年十二月十七日の條に、左近將監能直病に侵され、當國大藏支郷に住すと記す、本書鎌倉中の地名を記す所多く、國名を書せず、殊に鎌倉郡大藏は御所所在の地なれば、猶以記すに及ばざるべし、然れば大藏支郷とは當所をさして云しにや、但此村岡田村の分村にして、村名を唱ふるは近き事なるべけれど、元より岡田村の小名に呼び、古き地名なるも知るべからず、又按ずるに、本書に記す支郷とは今の如く一村中を割て、別村とし猶本村に附屬するものるか、今考ふべからず、今石川五郎三郎が采邑なり、

○高札場
○第六天社 村の鎮守なり、岡田村寶塔院持、例祭九月二十九日、

○庵 村持、
○小谷村古夜都 牟良 元祿の改に初て村名を載す、岡田村より分折せし地にして岡田・大藏二村錯雜して、廣袤は辨じ難し東、頼郷・大藏二村、西、宮山、南、岡田村、北、小動村、江戸より行程十五里、岡田郷に屬す、民戸三十七、延寶五年坪井甚之丞・成瀬五左衛門等檢地す、今森川鎌三郎先祖勸兵衛 戸田靱負 先祖喜左衛門 皆元祿十一年の賜地也、柳生主膳正久道政 十二年拜 等知行す、

○高札場四
○稻荷社 村の鎮守、例祭二月初午九月九日、福泉寺持

下同、○稻荷社 是も鎮守なり、○稻荷社 吉祥院持
○福泉寺 東谷山と號す、曹洞宗 愛甲郡三田 村清源院末本尊地藏、開
山麟哲 慶長二年七月 卒、
山麟哲 慶長二年七月 卒、
社 ○觀音堂 十一面觀音なり、△別當吉祥院 小谷
山と號す、當山修驗 遠藤村大 本尊不動、

○小動村 古由流 江戶より十五里餘、民戸二十六、廣六
町表九町南、小谷村、西、宮山村、村東中原道係る、檢地は萬
治元年十月矢田彦左衛門、享保十七年日野小左衛門等糺
せり、地頭は松平筑前守定諡なり 文化七年賜る、是より先
衛門知行し、其後御料となり、同十七年田沼主殿頭意次に賜り
天明二年御料に復し、同六年松平周防守康福に賜り、寛政四年
又御料と
なれり、

○高札場一 ○目穿川 村の西堺を流る、川幅四間餘、
○御嶽社 村持下同、○山王社 ○稻荷社
○念宗寺 清淨山と號す、淨土宗 赤羽根村 西光寺末本尊彌陀、開
山發道 慶長十年四月 卒、
△稻荷社

○倉見村 久良美 江戶より十五里、民戸百五、東西十六
町南北十二町程 東、宮原村、南、宮山村、北、恩馬、門澤橋二
村、西、相模川を隔大住郡戸田・大神二村、佐野
肥前守義行・高木甚太郎 先祖甚太郎清方、知行す、小田原北
天正十九年賜る、

○高木氏宅跡 村の北にあり、東西四十二間南北二十四
間、今陸田となれり、甚太郎清方徴出されて後采邑な
るを以て當所に家をうつす、男甚右衛門清本・安右衛門
清實・甚兵衛清吉等も俱に此に住すと云ふ、其後學家、
江戶に移りし年月を傳へず、

○本郷村 保牟加 恩馬郷と唱ふ、正保國圖に恩間本郷と
記し、元祿の改に本郷村と載せ、古は恩間村と傍記す、杉
窪・上・河内の三村は皆當村より分折せし地なり 上河内村
天正十八年豊太閤の制札に相模 俣談に往昔此地に、伊勢外宮
國東郡おんま郷四ヶ村と載す、俣談に往昔此地に、伊勢外宮
騎馬の姿にて現し給ふ、よりにて御馬の唱起れり、其後今の
文字に改しと云ふ、江戶より十三里、民戸百九十、廣袤
共に十五町程 東、吉岡・用田二村、南、宮原・倉見二村、西、門
澤橋・中野・中河内三村、北、上河内・杉窪二村、厚
木道大道路の二條村内を通ず、檢地は正徳四年酒井河内
守忠舉糺す、北條氏割據の頃は、松田左馬助知行せり、
【役帳】曰、松田左馬助二十 古は堀田加賀
五貫三百文、東郡恩馬、今半井修理大夫廣明 守正盛領分な
り、寛永九年十月先祖 堀田氏の領分なり
半井驥庵瑞壽に賜ふ、神尾庄左衛門 元祿十一年先祖備前守元
清に賜 知る所なり、

○高札場二 ○小名 △下河内 此地もと一區をなして上中
は別村と 下の唱あり、後上中の二區
なれり、 △上村 △本宿 △新田 △根村 △居合

條氏分國の頃は山中彦八郎知行す【役帳】曰、三十貫文東郡
是に據ば當時一宮 宮内倉見山中彦八郎
庄に屬せしか、

○高札場二 ○小名 △大村 △才戸 △中倉見 △十
二天 △原 △川端
○相模川 村の西にあり川に傍て堤あり、○塚二 村の
西方にあり、

○神明社 宮原村觀藏寺持下同、○熊野社 ○山王社二
○行安寺 寶積山了覺院と號す、淨土宗 武州瀧山 開山成
阿月 天正七年九 卒、開基は故地頭高木甚太郎清方なり、御朱印
九石七斗慶安二年十月十七日賜る、本尊阿彌陀 渡慶を
安ず、△開基高木甚太郎清方墓 碑面に寶積院願譽淨
林居士と題し、側に慶長四年十二月十四日と勒す 重修
清方は六郎左衛門宣光が次男なり、尾州小川城主水野下野守
信元に屬す、永祿四年石瀨の戦ひに伴藤助を討取、又戦ひて
成瀬新太郎を討取、天正三年信元卒して、織田信長の命をう
けて、佐久間右衛門尉信盛に屬し、其後水野和泉守忠重に屬
す、同十九年東照宮御旗本に參るべきの旨同氏九助廣正、鈞
命を傳ふ、是より事へ奉る、此時相模國高座郡の内にて六百
八十石餘の采地を賜ふ、
○觀音寺 倉見山と號す 前寺本
尊は千手觀音なり、○藥師堂 東光寺の號あり、行安
寺持下同、○地藏堂

○久保
○林 松林なり、民部山と呼ぶ 潤三 段餘里正一郎兵衛が先祖
橋本民部種樹せし故此名あり、○長池堀 目穿川の分
派なり、恩馬郷の用水とす、

○山王社 本覺寺持下同、○天神社 ○八幡宮 ○神
明宮 ○稻荷社 ○淺間社 村民持下同、○諏訪社
○本覺寺 阿妻山と號す、古義眞言宗 岡田村安 本尊大日
坐像長一尺六寸、往昔中河内村 弘法
吾妻坂の地を掘て得しと云、 又毘沙門の像を置く 大師
作、長三 尺八寸、寺寶に弘法大師筆心經一卷あり、△鐘樓 延
寶四年鑄造す、○金剛寺 瑠璃光山藥師院と號す、同
宗同本尊藥師尺運慶作 脇檀に安 前住の
元和九年正月 鐘は寶曆二年再造、○眞光寺
二十三日卒、 △鐘樓 鐘は寶曆二年再造、○眞光寺
如法山と號す、淨土宗 寺末本尊三尊彌陀、○壽閑寺
山を念齋と號す、日蓮宗 愛甲郡金田 本尊三寶祖師、開山
日意、開基圓應院壽閑日 到乃木助左衛門父とのみ傳 △番
神堂 ○常念寺 本尊地藏、○現覺寺 本尊彌陀、○延
命寺 本尊地藏、常念以下三寺皆庵堂にて寺號あり、
本覺寺の屬 ○法輪寺 或は小御堂と號す、古は小見
堂山長福寺とて一寺なり、天正の頃廢し其跡に本覺寺

新編相模國風土記稿卷之六十三 村里部 高座郡卷之五

より庵を建て法輪寺と號す、本尊彌陀は即長福廢寺の本尊にて靈驗の聞えあり、

○驢庵法印瑞壽屋鋪跡 瑞壽當所を賜はりし時宅地と定て移住す 家譜に據に瑞壽は典藥頭利親の子なり、寛永元年御藥を獻す、同年七月御癘疾の時又御藥を獻じて共に御平癒あり、同七年御執奏ありて素絹を著するの勅許を蒙る、翌年元日拜謁の時諸醫の第一たり、同八年二九にて御熱病の時又御藥を獻す、九年十月領地千石を賜る、當所も其内にあり、同十四年御不例の時又御藥を獻す、同年願により聖濟惣錄半部の關本を補寫する事を許さる、十五年六月祖父通仙院法印瑞桂が遺跡を賜はり、合せて千五百石を領し、此地慶安年中新墾して畑となる、東西百九十二間南北百七十六間餘、周廻雜木繁圍せり、

○舊家一郎兵衛 里長なり橋本を家號とす、家系を藏せり、但馬正綱より系を起し、世代の名諱のみを記し、事實を載せず、正綱は弘治年間の人、今の一郎兵衛十三代の祖なり、

○長吏政右衛門 當所に住する長吏^{十二軒}の首長なり、家藏の古文書二通あり、一は板皮以下の公物幸田へ持來り納むべし云々、戊戌六月十二日虎の朱印を押し、皮作五郎右衛門を始宛所三名を記す、一は永祿十三年鈴木加賀守頼重の文書にて官途の事を載す、但長吏に預か

△稻荷町 △富士塚町 △辻地藏町 共に屋敷地、田畑等の名にて市店あるに非ず

○吾妻坂 昔此坂にて彌陀像を掘得、今本覺寺^{本郷村にあり}に安置して本尊とす、因て同寺の山號を以坂に名附と云寺にては阿妻と書す、登三十間許、○長池堀 用水路なり幅二

○辨天社 村民持下同、○稻荷社 ○水神社

○吉祥寺 東榮山と號す、古義眞言宗^{岡田村安樂寺末}、開山詳ならず慶長二年卒、本尊不動、△鐘樓 鐘は享保二年造、

○地藏堂 吉祥寺持、

○塚二 其一社家村の境にあるもの塚上に松樹あり、富士松と呼、古へ淺間の社あり、故かく號するにや^{塚高六尺}、其一は當村及上河内・本郷等三村の境にあり^{高五尺}

○杉窪村^{須岐久保牟良} 江戸より十四里半、恩馬郷と唱ふ、民戸百二、東西十二町餘南北十四町餘^{東、吉岡村、西、上河内、北、大延寶年中檢地あり、今太田善太夫・神尾庄左衛門の知行なり、俱に元祿十一}

○高札場二 ○小名 △赤坂 △長安寺原 △大蓮寺谷 以上二寺の廢跡なり、

○長池堀 幅九尺、

りし物にあらず、

○上河内村^{加美加宇知牟良} 江戸より行程十三里、恩馬郷に屬す、當村及び中河内・杉窪三村、共に本郷村よりの分村なり、其年代を傳へざれど正保國圖にはみな村名を載す、廣八町表三町半、東、杉窪村、南、中河内村、戸數十九、檢地は延寶四年酒井河内守忠清改む、今堀田相模守正篤が食邑なり古は御料所なり、寶永元年阿部飛騨守正喬領地となり、同二年武田主水に賜ひ、享保年中、堀田相模守正亮に替れり、村内厚木道大山道二條を通ず、

○高札場一 ○小名 △上町 △稻荷町 △寺ノ町 △池

○長池堀 用水堀なり 幅二石橋を架す、長二間半長、池橋と呼、

○稻荷社 村民持、○定國寺 明寶山と號す、臨濟宗^{鎌倉建}、長寺末本尊彌陀、開山圓模^{永享三年八月十二日卒す、}○西蓮寺 眞

光山と號す、淨土宗^{倉見村行安寺末}、本尊彌陀、○藥師堂 定國寺持、

○中河内村^{奈可加宇知牟良} 江戸より十三里餘、恩馬郷に屬す、東西八町南北五町半^{東南は本郷村、西、社家村、北、上河内村、}家數四十一、檢地は延寶四年酒井河内守忠清改む、地頭太田善太夫^{古は酒井守忠清領地なり、元祿十一年太田某に賜ふ、}馬場義兵衛^{太田氏と同}

○高札場二 ○小名 △半島町 △溝下町 △辨財天町

○豐受皇太神宮 神躰木像、恩馬郷四村の鎮守なり、祭禮九月九日、△神木松 圍二丈四尺、△別當泉藏院 恩馬

山上宮寺と號す、本山修驗^{小田原玉瀧坊配下}、本尊不動、開山養祐^{寬永十一年十一月十四日卒、}○山王社 泉藏院持、○稻荷社 村民持

○善教寺 久光山淨安院と號す、淨土宗^{増上寺末}、本尊彌陀、

○稱名院 佛光山千鉢寺と號す、同宗^{同末}、彌陀を本尊と

す、○松陰寺 濟北山と號す、臨濟宗^{鎌倉壽福寺末}、本尊正觀音

○吉岡村^{與之乎加牟良} 江戸より十四里、恩馬郷^{當村恩馬郷に屬すといへども、}、恩馬本郷より分村せしに^あに屬す、家數百七、東西十三町南北一里十町餘、^{東、深谷村、巽、葛原村、南、用田村、本郷村、}小田原北條氏の頃は岡本八郎左衛門知行す^{九貫八百文、東郡吉岡、甲寅檢地社、岡本八郎左衛門知行、}今領主堀田相模守正^{此内三十貫文、手代之者三人へ被下、}

此内三十貫文、^{古は春日局の領地なり、村内神明社元和二年の棟札に、大願主春日殿と記す、此後堀田備中守正俊暫領し、寛文五年御料となり、同八年より延寶八年まで酒井河内守忠清、天和元年又御料所となり、貞享三年大久保加賀守忠増、寶永五年御料に復し、享保元年大久保加賀守忠郁同九年堀田伊豆守正虎に賜ふ、}檢地は延寶九年酒井河内守忠清改む、

○高札場一 ○小名 △道場窪 △笹久保 △駒井

△根恩馬

○目穿川 村中を貫き流る間餘橋三を架す吉野橋・岡野橋・村野橋等の名あり
○吉岡野 東南にあり、東西二町許南北十六町程
按ずるに、古は相模野の内な
らん、今或は葛原野とも呼

○神明社 村の鎮守とす、元和二年春日局の勸請棟札の勢神明天照皇太神宮、元和二丙辰年十月吉日、大願主春日殿勸請壽寶院と記す、本地大日の像を置例祭年々九月十五日・十六日、△末社 稻荷 天神

金毘羅 辨財天 △別當瀧岡寺 龍劍山と號す、古は壽寶院と云り、當山派修驗醍醐三寶院末本尊不動、開山賢祐明應二年三月十五日卒、○山王社 寛文十三年六月再建の棟札あり、瀧岡寺持、△末社 牛頭天王

○濟運寺 吉岡山と號す、臨濟宗鎌倉建本尊正觀音、開山宗意貞和四年六月九日卒、中興開基澁谷平次郎某が先祖なり、嘗て春日局に仕ふ、元和四年七月八日死、澁谷庄司重國が末葉なりと云、堂中春日局の位牌を置二十年九月十四日と記す、又局の交割一器あり、左に載す、△釜 鐵釜なり壺の形にて高六寸許、總梨 △茶臼 尋常の形なり寸高三○正福寺 廣養山と號す、淨土宗増上本尊彌陀、開山白受二十八日卒、開基加藤傳

次郎某 農忠次郎が祖先なり、小田原北條氏に仕へし○東昌寺 臨濟宗寺末 駒井山と號す、本尊地藏開山宗益正

○春日局屋鋪跡 村の中程にあり、土人御殿跡と呼ぶ、傳説に局當村及近郷にて化粧料三千石を賜り、こゝに住する事三年、後江戸湯島麟祥院を建立して移住し、此居所を廢し、開發して陸田とせしと云、居跡の分界今詳ならず

按ずるに、春日局此地に住せしと云は誤ならん郡用田・吉岡等采地三千石を賜り、又寛永の末江戸代官町に宅地を賜り、時々其所に休沐せし由麟祥院の記にも見ゆ、局寛永二十年九月卒して後采地も上しならん、されば三年程も當村を領せし間、旅館をこゝに作りしなるべし、

○用田村 以興宇 江戸より十四里、恩馬郷に屬す當村恩馬れど恩馬本郷より分折の村に非、恩馬四村の外なり、戸數八十八天正十八年太閤の制札に、しほやの庄用田郷と見ゆ、九小田原北條氏割據の頃は、板部岡右衛門尉康雄知行す【役帳】曰、板部岡右衛門廿五貫文、東郡用田、又江之島下之坊文書曰、知行於用田郷百匹寄進申候、長久之御祈念所希候、依御祈禱可令寄進候、恐々敬白、永祿六癸亥年正月廿日、江島下御坊御同宿中、板部岡右衛門尉康雄花押、又曰、東郡用田郷にて毎年百匹宛奉寄進候、名主角田大和守かたへ被仰附可被爲請取之候、子孫長久之御祈念不可有御油斷候、恐々謹言、甲子九

月廿日江島下御坊床下、板部岡右衛門尉康雄花押、

今堀田相模守正篤・大久保佐渡守忠保・天野三郎右衛門領す往古は春日局の采地なり、湯島三千石を相州東郡用田吉岡にて賜と見ゆ、其後堀田備中守正俊領分となり、寛文六年御料となる、同八年酒井河内守忠清に賜ひ、天和元年御料に復す、貞享三年大久保加賀守忠増領分となり、元祿十一年に至て分て町野酒之丞幸重知行及御料となり、其後今の三給に替り、檢地は延寶四年二月酒井河内守忠清改む、廣十三町餘表十四町餘原二村、西、本郷村、北吉岡村、往來三條あり

厚木道・中原道・大當村織場なり織立の道程、厚木道は七町、北方鎌倉郡瀬谷村へ二里半、中原道は南方一之宮村へ三里半、北方鎌倉郡瀬谷村へ二里半、大山道は西方門澤橋村へ三十町、東方長後村へ一里、

○高札場一 ○小名 △四ツ谷 △西條 △杉ヶ谷 △目坂 △中丸 △中條

○目穿川 西界を流る、橋を架す、用田橋と云長五

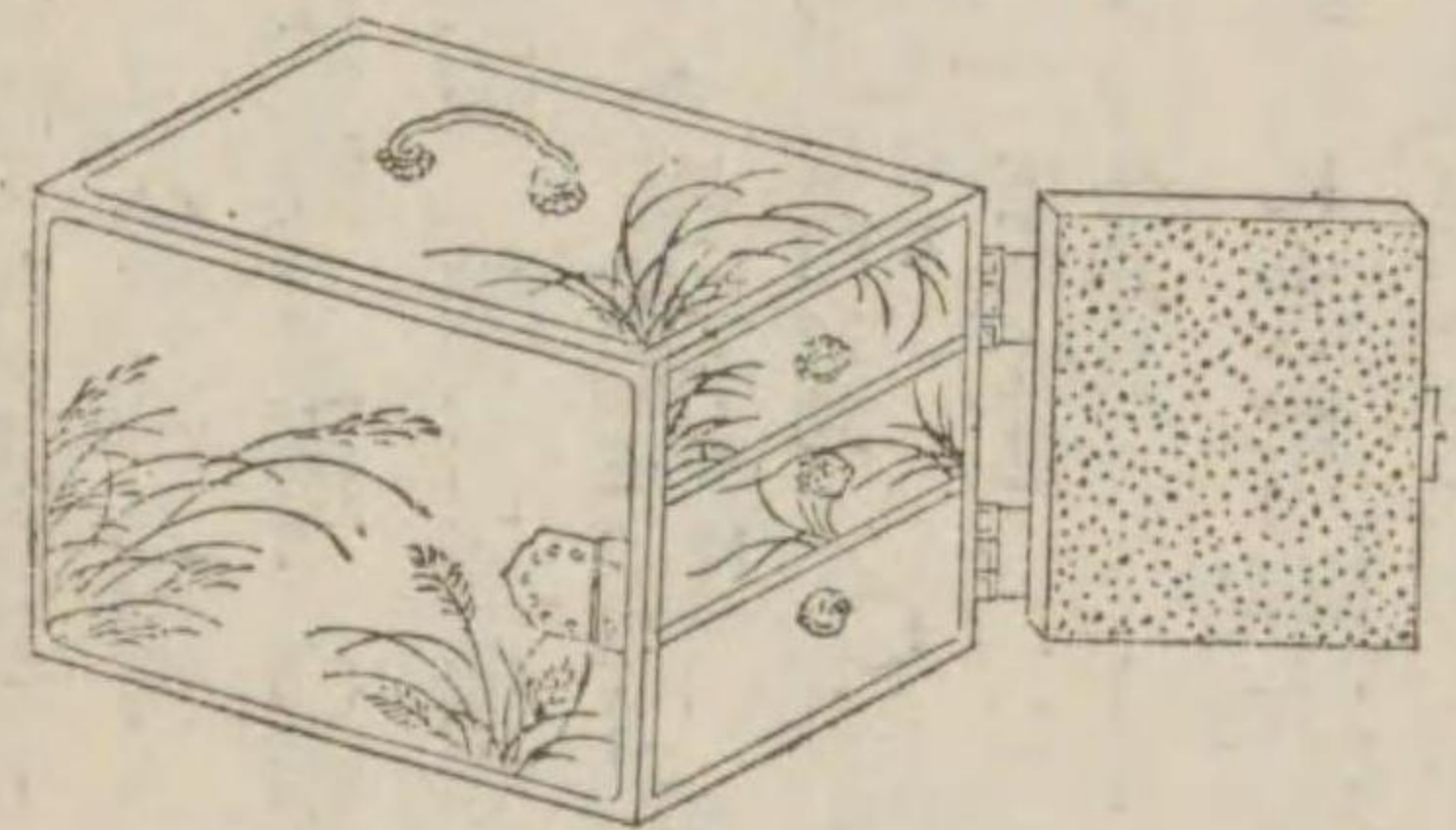
○寒川社 鎮守なり、天正二年村人伊東孫右衛門勸請す五輪の石塔を神體とす、天照太神・八幡・妙見・稻荷・宇賀神を配祀す、例祭九月二日、村持、

○壽昌寺 護法山と號す、曹洞宗遠藤村寶泉寺末本尊正觀音、開山通山 慶長四年十月三日卒、開基伊東孫右衛門 慶長十八年五月二十五日卒、中興僧

悦道 本寺六世なり、當寺に隱棲して中○觀生寺 永祿山と號す、則開基孫右衛門の子なり、

○舊家孫右衛門 先祖伊東九郎祐清十代の孫祐清子祐光號す、豆州河津庄を領す、其子伊東六郎左衛門祐盛、祐盛子小次郎祐明、其子隼人祐茂、十郎左衛門祐實、藏人祐友、藤左衛門祐高、藤八郎祐忠の子、天正九年十二月祐忠世々相續、伊東八郎祐正の武州小机城主笠原平左衛門代を助て小机臺村に蟄居す、弟孫右衛門祐矩 淨瑠當村を草創す、是より今に子孫連綿す

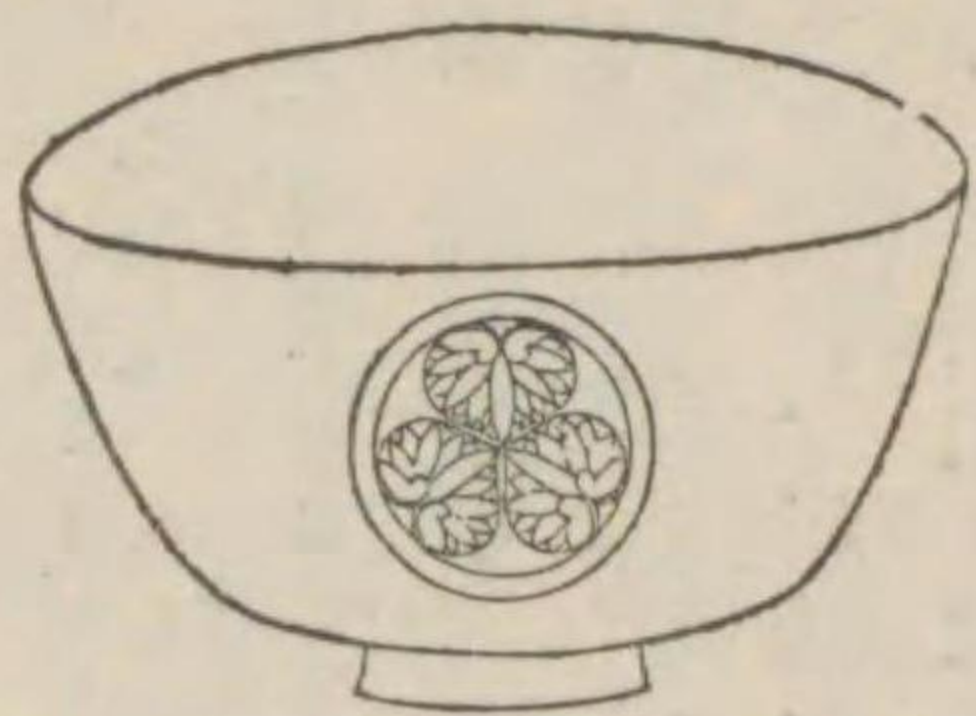
御手箆筒圖



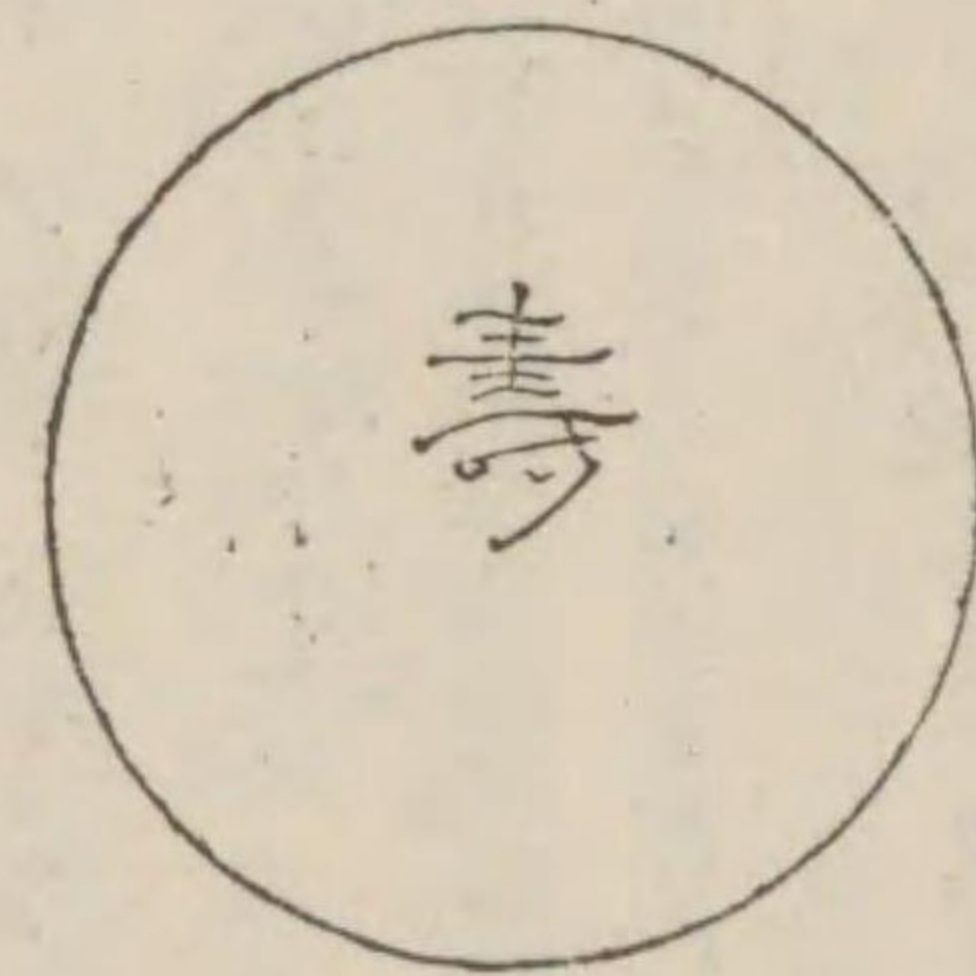
遺跡を續、三男市郎兵衛、四男宗兵衛共に分家す、今當村名主に傳る陶山圖書より郷中五村の宛所にていたせし文書に用昔時東照宮駐蹕の時の賜物四品を藏す御手箆筒、御盃、御茶碗及小判金十枚なり、小判は今一、△御手箆筒 高二寸四寸一分強、横二寸六分餘、總黑漆金蒔繪同鑄懸内金梨地、

△御茶碗 白南京焼金いつかけ 御紋金徑三寸二分、△御盃 朱漆金にて壽の字あり、徑三寸八分

御茶碗圖



御盃圖



○舊家八右衛門 依田氏なり、先祖は北條氏の麾下にて下總守と稱す家に軍勢催促の書狀一通を藏す 宛名は總守殿同大膳亮殿とあり、大膳亮は下總守の子などにや全文は藝文部に由、家譜を傳へざれば事實の詳なる事を知らず、

○葛蒲澤村 志夜字布 江戸より十四里餘 按ずるに、宮原村郷小泉佐渡守殿、此内葛蒲澤共とあり、此書永祿天正年代のもの覺ゆ、又小田原役の時、豊太閤の制札にはしほやの庄葛原郷并葛蒲と記す、想ふに小泉佐渡は當時の東西八町南北四町地頭にして當村葛原の屬なりしならん、
○高札場一 ○小名 △上庭 △中庭 △下庭 △山谷

○子聖社 村の鎮守なり、年々九月二十九日祀る、村持下同、△末社 稻荷 鹿島 山王 大黒天 △鐘樓 鐘は寛政七年造、○神明社 例祭十一月十五日、

○淨土院 佛心山清澄寺と號す、淨土宗 增上本尊彌陀、開山光譽 文祿三年正月二十五日卒、地頭木村氏先祖の位牌を置門吉清九郎左衛門定元

○圓行村 惠牟岐也 江戸より十三里餘 小田原陣の制札に、記廣袤共に十二町 東、龜井野村、西、石川、葛原二村、民戸五十六、領主大久保佐渡守忠保、地頭石川大膳等なり、

○高札場二 ○小名 △山家 △金藏谷

○圓行川 土棚川の支流にして石川村に沃、引地川と號す、長四間の土橋を架す、

○八幡社 村の鎮守なり、年々八月十五日祀る、村持、○神明社 村民持、享保十年建立の棟札あり、

○青雲寺 圓行山と號す、曹洞宗 龜井野村 本尊正觀音、開山淨清は本寺の住僧なり、正保元年當寺を建退隱の所とす、

○上土棚村 加美豆知 江戸より十二里餘、戸數六十九、東西十三町南北二十三町 東、長後村、西、葛原村、小田原北條

氏割據の頃は堀和又太郎知行す 〔役帳〕に堀和又太郎十四貫あり今池頭遠山清右衛門 先祖佐左衛門 藤澤より八王子

○高札場一

○土棚川 長後川の支流なり、村の中程を流る、

○熊野社 鎮守なり、例祭九月五日、村民持下同、△末社 山王 稻荷 牛頭天王 ○太神宮 ○第六天社

○蓮光寺 清水山徳泉院と號す、淨土宗 增上本尊阿彌陀 文祿三年地頭遠山佐左衛門安則起立す 法號徳泉院 開山 譽清山蓮光

○下土棚村 之毛豆知 江戸より十二里餘、戸數六十八 〔役帳〕には上下を別たす、其文 地頭松平筑前守 元竹尾三太郎知行しは既に上土棚村に出す、同六年 遠山清右衛門 安則賜ふ、又御料所少許あり、東西三十八町南北十五町餘 圓行村、北、長後、上土棚二村、大山路係る、

○高札場一 ○土棚川 村の中程を南北に貫き、圓行村に至て圓行川と唱ふ、土橋二を架す、

○白山社 鎮守なり、例祭九月十八日、村民持下同、△末社 稻荷 天王 ○天神社 ○諏訪社 ○稻荷社

○善然寺 澁谷山と號す、淨土宗 增上本尊彌陀、開山西光、○十王堂 善然寺持、

○長後村 知也字 江戸より行程十二里、戸數九十、廣七町餘袤十二町餘 東、七ツ木、千束二村、西、上土棚村、南、下檢地は延寶三年三月成瀬五左衛門改む、今土屋甚助利懐朝岡兵庫助 賜すと云ふ、が采地なり、大山路八王子道係れり、當村繼立をなせり 大山路は東鎌倉郡下柏尾村へ二里、坤方郡内一町四十八間、南龜井野村へ一里を繼送れり

○高札場二 ○小名 △下村 △山谷 △上谷 △中村 △宿 △小谷

○長後川 福田村用水の支流にて村の中程を南北に貫き 上土棚川に沃ぎ、下土棚川と唱ふ、

○天神社 鎮守なり、例祭八月廿五日、村民持、

○永明寺 長福山と號す、臨濟宗 鎌倉圓覺寺末本尊地藏を安ず 脇立正善童子正惡 開山清溪と云、至徳二年二境内に五輪塔あり、武徳院大覺禪珪居士寛永三丙寅天十一月吉日、施主藤原氏朝宗と鑄る、中興開基朝岡氏の墓と傳ふ、居士俗稱詳ならず、當時の地頭とすれば寛永譜に據るに久兵衛泰勝法名全珪と云ふ、此禪珪とすれば寛永七

年四月十九日卒すとありて年月合せず、朝宗と云もの考る所なし、○泉龍寺 無量山と號す、淨土宗増上本尊三尊彌陀及藥師を安す、

○七ッ木村 奈々都 岐牟良 正保元祿の圖には七次と記せり、江戸より行程十二里、七ッ木郷と號す、北條氏の頃は堀和又太郎知行す 【役帳】曰、堀和又太郎四十五貫七百六十文、東此頃未一村な 郡千束七ッ木按ずるに、千束は當村の分村なり 西、上土棚・長後 東西十一町南北十六町 東、境川を隔て鎌倉郡上二村、北、千束村 戸數五十一今遠藤善七郎 慶長十九年七月先 祖遠藤善九郎重次に賜ふ、知行す、八王子道及大山路係れり、大山路村内にて八王子道に合す、

○高札場 ○小名 △上村 △中村 △下村 △上原村 △山谷村 △原村
○境川 東の郡界を流る 間五 ○渡戸橋 土橋なり 間五
○御鷹橋 丸木橋なり 長五 御鷹師通行の爲に設くと云、
○靖明神社 村持、△末社 天神 地神 稻荷
○東勝寺 點燈山と號す、臨濟宗 鎌倉末 本尊彌陀を安す 開山秋雄と云、
○塚 かまとり塚と呼ぶ 高八 來由詳ならず、
○千束村 勢無會 久牟良 江戸より行程十二里、七ッ木郷に屬す

七ッ木村よりの分村にて元祿の改に、初て村名を載せ、七次村枝郷と傍記す、廣六町餘表九町餘 東、境川を隔て鎌倉郡下飯田村、 南、七ッ木村、西、長後村、北、下和田村、小田原分國の頃は堀和又太郎知行す 【役帳】曰、堀和又太郎四十五貫七百六十文、東此頃未一村な 郡千束七ッ木按ずるに、千束は當村の分村なり 西、上土棚・長後 東西十一町南北十六町 東、境川を隔て鎌倉郡上二村、北、千束村 戸數五十一今遠藤善七郎 慶長十九年七月先 祖遠藤善九郎重次に賜ふ、知行す、八王子道は厚木道より左折して七ッ木村へ達す、八王子道は村の西境を通ず、

○小名 △上村 △下村 △厚村
○境川 鎌倉郡下飯田村の接界を流る、○千束橋 境川に架す 間五
○諏訪社 村の鎮守とす、例祭七月二十七日、村持、△末社 天神 稻荷 八幡 △鐘樓 寛政八年の鑄鐘をかく
○慈眼寺 福聚山と號す、曹洞宗 大庭村宗 十一面觀音を本尊とす、開山聖庵と云ふ 本寺七世の僧なり、寛永二 △金毘羅社 十年三月二十六日寂す、
○上和田村 加美知 太牟良 江戸より十二里、戸數九十四、廣八町表二十四町 東、境川を隔て鎌倉郡瀨谷村、上飯田村、西、本郡瀧山道村の西界にかゝる、 又古道と呼あり 瀧山道の北條 氏の頃は内村神三郎知行す 【役帳】曰、内村神三郎 今地頭石川與次右衛門 天正十九年五月三日 村の飛地鎌倉郡上飯田村

にあり、

○高札場一 ○小名 △久田 政天牟○【役帳】に内村神三郎 知行上和田の次に十貫文、同所公田方とある は此地なるべし △宮久保 △矢ノ下 △中村
○大坂 小名久田にあり、登り三十間許、○境川 村の西鎌倉郡界を流る、又全く村内を流る、所もあり、水溢の變遷に由てなり、

○佐馬明神社 村の鎮守とす、土人の説に左馬頭義朝の靈を祀ると云 按ずるに、左の字に人傍を加へしはいかなる 借若宮八幡・稻荷を相殿とす、村持下同、○山王社
○稻荷社

○信法寺 生養山と號す、淨土宗 京知恩 末 本尊三尊彌陀、開山空閑 元和二年 開基は故地頭石川與次右衛門 永正法 東陽院深譽淨喜、元 和三年五月朔日卒、 △藥師堂 藥師は行基の作と云 像長二尺 五寸 ○阿彌陀堂 信法寺持、傍に地藏石像あり、齒痛耳病を患るもの祈願して驗あり、

○壘跡 城山と呼ぶ、今林となれり、地域三十間四方東北に水田あり、壘跡は一丈程高く、西南は平地に續けり、所々に堀の狀存す、和田判官と云人住せしとのみ傳ふ 按ずるに、判官は左衛門尉義盛にや ○石川勘八郎永正屋鋪跡 勘八

郎當所を賜はりし後爰に住す、澗方一町雜木繁茂す、

○下和田村 之毛 太牟良 江戸より十二里民戸三十六、廣七町表十二町餘 東、境川を隔て鎌倉郡上下飯田村、南、本郡瀧山道村の西界にかゝる、 又古道と呼あり 瀧山道の北條 氏の頃は内村神三郎知行す 【役帳】に小幡勘解由左 和田之内 今地頭辻忠兵衛なり、 村内に瀧山道係る、檢地は元祿三年改む、飛地上飯田村にあり、

○高札場一 ○小名 △上村 △中村 △下村 △山谷
○坂二 共に登三十間許、○境川 東方郡界を流る、幅六間、○力千橋 文字を傳へず 境川に架す、
○靖明神社 村内鎮守とす、寛文十年十二月の棟札あり 眞福寺持、△鐘樓 鐘は寶曆四年造、△末社 荒神 稻荷 ○第六天諏訪山王合社 村持、○天神社 村持、
○眞福寺 鯖宮山と號す、古義眞言宗 藤澤宿感 本尊不動 開山融賢 天正七年三月二十三日卒、土人の説に昔瀨谷村寶藏寺の住僧退隱後、當寺を草創せしと云、 則融賢の事なるべし、

○巖窟 小名下村の山根にあり、入口は僅三尺四方許、入こと二間餘にして漸廣く高も七尺に及べり、相傳ふ金銅を掘取し跡なりと云、

○福田村 布久太 牟良 江戸より十二里、大永の頃土人九人相謀

て開發せしなりと云 九人は保田筑後守、田邊因幡守、廣田刑
下半彌、市川源兵衛、小林大玄等なり、其時の
定書と云もの今村民五郎右衛門が家に藏す、民戸百七十五、
地頭中根宇右衛門檢地は、延寶八年改、東西十町餘南北
一里 東、上下和田村、西、蓼川村、南、街道二一は中原道係れり、
長後村、北、上草柳村、深見村、街道二一は瀧山道係れり、

○高札場一 ○小名 △江ノ久保 △坂下 △八軒屋

△三軒屋 △根下 △代官庭 △神明谷 △札辻 △善
光名 △外記名 △山下 △境橋

○坂二 中原道にあり 三十間 一は新道坂と唱ふ、○溜井
長五十二間幅十三間、

○若宮八幡社 村の鎮守なり、元祿十一年再建の棟札あ
り、身躰木像年々八月十六日祭、蓮慶寺持、△鐘樓 鐘
は寛保二年作、○神明社 常泉寺持、○飯戸明神社 祭
神詳ならず、宗昌寺の開基鈴木宗昌と云もの元和三年
再造して彼寺の持とす、○諏訪社 寛永二年勸請す、
字八軒屋の鎮守とす、蓮慶寺持、○八幡社 田中八幡と
號す、小名代官庭の鎮守なり、貞享三年九月飯田鎌倉郡
本興寺住僧再興の棟札あり、神躰馬上の像祭禮九月十
五日、村民持下同、○辨天社 明和三年再建、○子ノ
神社 寛延三年勸請す、○山王社 寛文年中の勸請なり
○蓮慶寺 福立山と號す、古義眞言宗鎌倉郡手廣村青蓮寺末 本尊不

新編相模國風土記稿卷之六十四

村里部 高座郡卷之六

澁谷庄

○本蓼川村保平太天加波牟良 蓼川傍の村なれば、此村名起れり
と云 按ずるに、元和中藤澤宿記録に立川と記し、正保國圖にも
立川村と載す、蓼は立の假借なるべし、寛文に至り比隣蓼
川村出來しより本の 江戸より十二里餘、民戸二十六、東西
字を冠せしなり、 江戸より十二里餘、民戸二十六、東西
四町南北二十五町 東、福田村、西、深谷村、南、長
明和二年田沼主殿頭意次に賜り、天明二年牧公、同六年 檢地は
松平因幡守康盛采地となり、寛政四年又御料となる、 檢地は
寛文五年改、又享保十七年新田檢地あり 御代官日野小左衛
庄兵衛 飛地福田村の内に在、中原道東西に貫り、
○高札場一 ○小名 △上村 △下村 △新道 △堺橋
○坂三 一は北の方にて宮坂と唱ふ、一は南の方にあり
下坂と云、一は中原道にあり共に僅の坂なり、○蓼川
村の西を流る小川なり、岸に四時蓼生殖せし故川の名
となれり中九尺許

動開山致譽 寛永三年十月開基關水對馬 法諱月叟徳圓、元和四
年八月十五日卒、子孫
今村民 ○宗昌寺 山を雲榮と號す、曹洞宗 寺尾村報本
尊釋迦、開山林室宗茂 慶安元年正月三日卒、法諱雲榮宗
五月廿 ○常泉寺 清流山と號す、曹洞宗 遠藤村法本尊
釋迦、開山朝巖存夙 元和四年十月十五日卒、法諱清流常
年十月十四日卒、 ○藏林寺 桂玉山と號す、同宗 末本
子孫村民にあり、 尊地藏 此寺正徳年中破壊し本
舊家五郎右衛門 開闢人田邊因幡守安時が子孫なり、

○舊家五郎右衛門 開闢人田邊因幡守安時が子孫なり、
安時は田邊冠者安廣の第三子なり 安廣紀州田邊を 領す故に氏とす 永正
四年當所に來り、保田筑後守等と同く開墾の功を起す
時に廣田齋藤小山下駒井廣瀬市川等七人共に功を畢
保田以下八人の子孫も今相續せしもの 大永四年村名を定
しとなり、當時の記今に五郎右衛門が家に一通藏す、
一通は大略保田田邊を始九人のもの永正二年より大永三年ま
で追々に土着の年代を記し、又筑後守因幡守は殊に草創の人
たるを以て其餘皆彼が指揮に應ずべきの旨を載せ、大永四年
申二月四日と記し、末に廣田以下七人連署す、一通は因幡安
時本國姓氏を自記し、永正四年八月十一日十六歳の時此所に
來て農民となりし事を載す、是天正元年に書せしものなり、

新編相模國風土記稿卷之六十三之終

○山神社 寛延三年十月再建の棟札あり、例祭八月十七
日嚴城院持、○稻荷社五 村民持、
○嚴城院 本山修驗院末本尊不動、開祖秀山寶永二年卒 ○藥
師堂 安永二年再建す、福田村常泉寺持、
○蓼川村太天加波牟良 江戸より行程十里、古は立川野と號し
て近村入會の山野なりしを藤澤宿の民、吉右衛門と云ふ
もの其地を預り、藤澤御殿の供給として薪柴の事を奉る
元和七年に至り、なほ其地を進退し、運上金を官に納む
所藏文書曰、立河野當西年より御運上に定り候間、亂りに取
もの候は、見合次第馬共に取可申候、爲其書付遣し候者也
仍如件、元和七年辛酉十月十八日、小 寛文九年彼が孫吉右
衛門開發の事を企て、同十三年墾闢して新田となる、縣
令成瀬五左衛門重治檢地して高入の數を定む、此時立川
野を改て蓼川新田村と號し、後年に至りて新田の號を除く
元祿の改には既に今の村名を記せり、民戸六十三、東西
十町餘南北十七町 東、深見、下草柳、福田三村、南、本蓼川、厚
木道村内を通ず、今佐野肥前守義行・石川大膳 所、寶永二
年二人の先 世拜賜す、が采地なり、
○高札場二 ○小名 △上分佐野氏の知 △下分石川氏の知
○蓼川 村内及深谷村より出る清水、一條の流となりて

西方を通ず尺橋二を架す、

○山神社 上分の鎮守とす、村持下同じ、○稻荷社 ○秋葉社 ○天神社 下分の鎮守なり、稻荷・山神を合祀す

○観音堂 正観音を安ず住吉作 観音寺の號あり、深見村

佛導寺持、堂中に桂昌院殿の御位牌を安ぜり こは江戸増上寺にありし僧了無と云ふもの當村に來りて此堂に住す、其姉は桂昌院殿に奉仕し、恩遇を蒙りしゆる彼僧御菩提の爲に尊牌を安置す 今地頭佐野氏より茶湯料の地を寄附あり、

○錢取塚 塚上に松樹あり 高三尺餘 徑二間許 中古荒野の頃吉右衛門采薪の工夫に賃錢を與へし所と云ふ、

○深谷村 布加夜 江戸より十二里餘、民戸二百、廣十二町餘、表四十町餘 東、本蓼川村、土棚村、南、土棚・葛原二村、中、早川村、北、寺尾、柏ヶ谷、蓼川三村、 古道村内を貫く、地頭本多大之丞 古は大橋近江守親義知行所なり、寶曆十年收公、 明和元年本多氏に賜ふ細井佐次右衛門勝延 古き賜地 細井顯次郎 元祿年 右衛門勝茂願上 實曆十三年一色安藝守政沉・石谷備後守 清昌・小野日向守一吉等檢地す、

○高札場三 ○小名 △山野 左牟 △鶴島 △落合 △新道 △中村 △しての木

○蓼川 東境を流る、

の字を省けり、今に南方二里餘を隔て下寺尾村あり、民戸八十、東西六町餘南北十二町餘 東南、深谷村、西、早川、小田原役帳に據に富永氏の知行なりしを永祿の頃は長田但馬に替る 〔役帳〕曰、三十六貫文、東郡寺尾、長田但馬、元富 此餘後藤彦三郎の知行もあり 〔役帳〕曰、二十貫文、東郡寺尾後藤彦三郎 檢地は延寶年間改む、今地頭三人石川大膳 古は町野壺岐所正徳三年先世石川攝津守盛信に替賜ふ、 高林左兵衛佐 古は高林市左衛門吉利知行所なり、左兵衛佐が先世に、 神尾庄左衛門が知る所なり、矢倉澤道係れり、

○高札場三 ○小名 △店屋原

○子明神社 村の鎮守なり、相傳ふ當社は北方子ノ神にして祀る所大己貴命なり、小田原北條氏の臣橋川出雲守忠重同安藝守忠頼と云兄弟あり、小田原没落の後忠重は中村 足柄下 忠頼は郡中國府に蟄居す、其頃靈夢の告に依て當社を勸請し、中村能引寺 今足柄上郡小 をして祭祀を執行せしめしと云 緣起一卷あれど妄説のみ 忠重の子孫今に村民 七左衛門 にあり、例祭九月二十日能引寺持、

△末社 稻荷 山王 天神 牛頭天王 △神樂殿 △神木松 圍一丈

○報恩寺 陽廣山と號す、曹洞宗 遠藤村寶泉寺末 本尊釋迦、開山

○聖權現社 村の鎮守なり、不動を神奉とす、年々六月二十八日祀る、△末社 藏王權現 第六天 氷室明神 稻荷 牛頭天王 △鐘樓 鐘に寶永七年寄進の銘文を彫る、△別當圓藏院 本山派修驗 京聖護院末 ○秋葉社 享保十一年勸請、圓藏院持、○稻著 伊奈郡岐 明神社 神體幣 祭神詳 祭例祭九月五日、早川村實像院持、

○長龍寺 深谷山と號す、曹洞宗 大住郡中田村大智寺末 本尊釋迦、開山華翁宗 天正十年九月廿四日卒、按ずるに、開基道安の卒年を後る、事一百四十年恐くは中興の僧なるべし 開基長龍道安 文安二年八月十五日卒、俗姓、蛭川越後、村民に子孫あり、 慶安二年八月釋迦堂領八石の御朱印を賜ふ 天正年中の御朱印已に燒失し、改て賜ひし由を云傳 △鐘樓 鐘は寛文十年鑄造、○大法寺 日蓮宗 久遠 山を法鏡と號す、開山日寂應永四年草創す、叙は七年五月 本尊三寶を安ず、△鐘樓 明和二年寄進の鐘なり

○淡島社 ○地藏堂 村持下同、○阿彌陀堂 ○観音堂 ○舊家六兵衛 蛭川氏なり、則長龍寺の開基蛭川越後の子孫なり、越後以來世々土着すといへども數度の回祿に家系及記録を失へり、

○寺尾村 天良乎 江戸より十二里餘 正保國圖に上寺尾村と載す、元祿の改には上

僧嘲岩 元和四年十月十五日卒 開基後藤右近某 法名心宗英傳 慶安二年寺領 八石の御朱印を賜ふ、△鐘樓 鐘は正徳二年造る、

△金毘羅社 ○常久院 足輕山と號す 足輕の熟字耳馴 土記足柄の地名を足輕と書す、此 曹洞宗 報恩寺末 本尊釋迦、開 寺恐は彼郡に由縁ありしにや、慶安元年正月 山林室 十三日卒、

○深見村 布加美 江戸より十一里、〔和名鈔〕當郡の郷名に深見あり 和名鈔 寶徳の頃は山田伊賀入道經光領して此地に住す、永祿年間には西原小三郎采地たり 〔役帳〕 小三郎十貫文、東戸數百二十廣十五町表三十町餘 東、境川郡深見とみゆ、

○高札場二 ○小名 △草柳 西方上下草柳二村の中間にあり、今上下草柳二村、共に當村の小名にて正保以前分て上下二村となりし餘地なれば、今も村内に此小名残りりと云、故に近村にては上下の二村に對して中草柳村とも唱ふ、既に天和年中地頭檢地水帳にも、此地を草柳村と記して別村の如し、

△一ノ堰 △島津 △入村 △坊ノ久保 當所の東に云あり、古此地に住し僧の △宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

△宮下 此地に釋迦堂と云名を取しならんと云、

○境川 村の東を流る間餘橋四を架す、一は回向橋と云餘は無名なり、村内の用水とす、

○鹿島社 村の鎮守なり、鳥居の傍に石標あり、相模國十三座之内、深見神社と彫る、式内郡中小社五座の一なり【神名帳】曰、高座郡小祭神は武甕槌尊なり、鹿島と號するは常州鹿島神社と祭神同じきのみにあらず、彼社世に著名なればかく呼習せり、祭禮村内諏訪社と隔年十一月日を卜して執行す、當日瀬谷村鎌倉寶藏寺の僧來りて法樂をなす、村持、△末社 稻荷 △神木 松

一株圍三此餘社地に老松樹數株あり、○諏訪社 村の鎮守、祭禮は前に辨す、村持下同、△末社 稻荷 ○山王社 △末社 稻荷 ○山王社 小名草柳の鎮守瀧山道の側に山王塚と云字あり、○第六天社 村民持、

○佛導寺 親縁山一心院と號す、淨土宗知恩開山稱譽、天文中草庵なりしを一寺に起立す稱譽は天文二十三年七月廿三日卒、寺領五石三斗慶安二年十月十七日賜ふ、本尊彌陀木立像長六尺、△鐘樓 元祿十一年鑄造の鐘なり、○淨照院 淨土宗佛導寺末昔は遊行派の寺なりしと云、本尊彌陀、○露心寺 草林山と號す同本尊地藏

○山田伊賀守經光城跡 東北の隅にて境川に臨む、今陸田及林となる、土居の跡少しく残る、伊賀入道經光は藤原の支流にて寶徳の頃の人なり按ずるに、隣村鎌倉郡州都筑郡恩田村萬年寺の鐘なりしを、伊賀入道經光彼寺より故有て預り、後妙光寺に寄進す、今其事實銘文に存す、文中に經光相州瀬谷郷に住せし事見

○坂本小左衛門重安屋鋪跡 東の方にあり、廣さ千二百坪程今陸田となる、重安は十五歳より仕へ奉り、大坂御陣に供奉して功あり當時此屋鋪より出陣せしと云傳ふ、

○上草柳村賀三蘇字 江戶より十一里土俗或は假借して澤柳に上下二村とす、深見村の傳に上下草柳の地は慶長年中迄深見村に屬せし野にて、民戸四軒ありしを正保以前分村すと云、家數六十五、東西十三町半南北十二町餘東、深見村、西、柏村及深見村の内小名草柳、南、瀧川村及深見村の内小名草柳、地頭は戸田五助なり、

○高札場一 ○小名 △笹山 △山野左牟 ○龜甲加女 北界少許の芝山なり、山麓より涌出せる水南流して深見村中小名草柳に達す中六尺許夏月も水涸るゝことなく、上下草柳村の用水となり、下流に至て引地川の名を得、

○熊野社 上下二村の鎮守なり、元祿七年再建の棟札あり、例祭九月十一・十二の兩日なり、村持、

○善徳寺 澤柳山と號す、淨土眞宗東本願開基善徳坊正八年本尊彌陀、【什寶】 △釋迦像一軀銅佛長三寸、中古卒、僧空海の作 △色紙短冊六十三枚後光嚴院御詠草一枚、聖護院宮色紙 ○永安寺 鶴林山と號す同

○安樂寺 明見山と號す、淨土宗深見村佛本尊阿彌陀、

○下草柳村之毛蘇字 江戶より十一里、戸數三十四、東西七町餘南北九町餘東、深見村、西、蓼川村、南、福田村、北、地頭三人駒井兜重郎・石川五郎三郎・宅間與右衛門が采地なり

○高札場三 ○川 村の中程を流る尺許幅六これ引地川の

○清雲院 淨土宗深見村佛本尊彌陀、○彌陀堂 村持、

○早川村八也加 江戶より十二里餘、家數百五十廣袤二十町東、深谷村、巽、葛原村、南、吉岡村、坤、杉窪村、地頭加々瓜西、大谷村、乾、國分村、北、小園村、長、寺尾村、

重治・坪井次右衛門良充等改む、中原道繁る、

○高札場三 ○小名 △丹過太牟 △久保 △打越 △塔腰 △天神前 △櫻谷 △祖師谷 △山王原 △膳棚 △下原 △娶カ窪 △市兵衛谷 △虚空藏前 △山野 △土合止阿 △瀨端 △長久保 △清水 △上原 △宮窪 △山久保 △峯下 △第六天

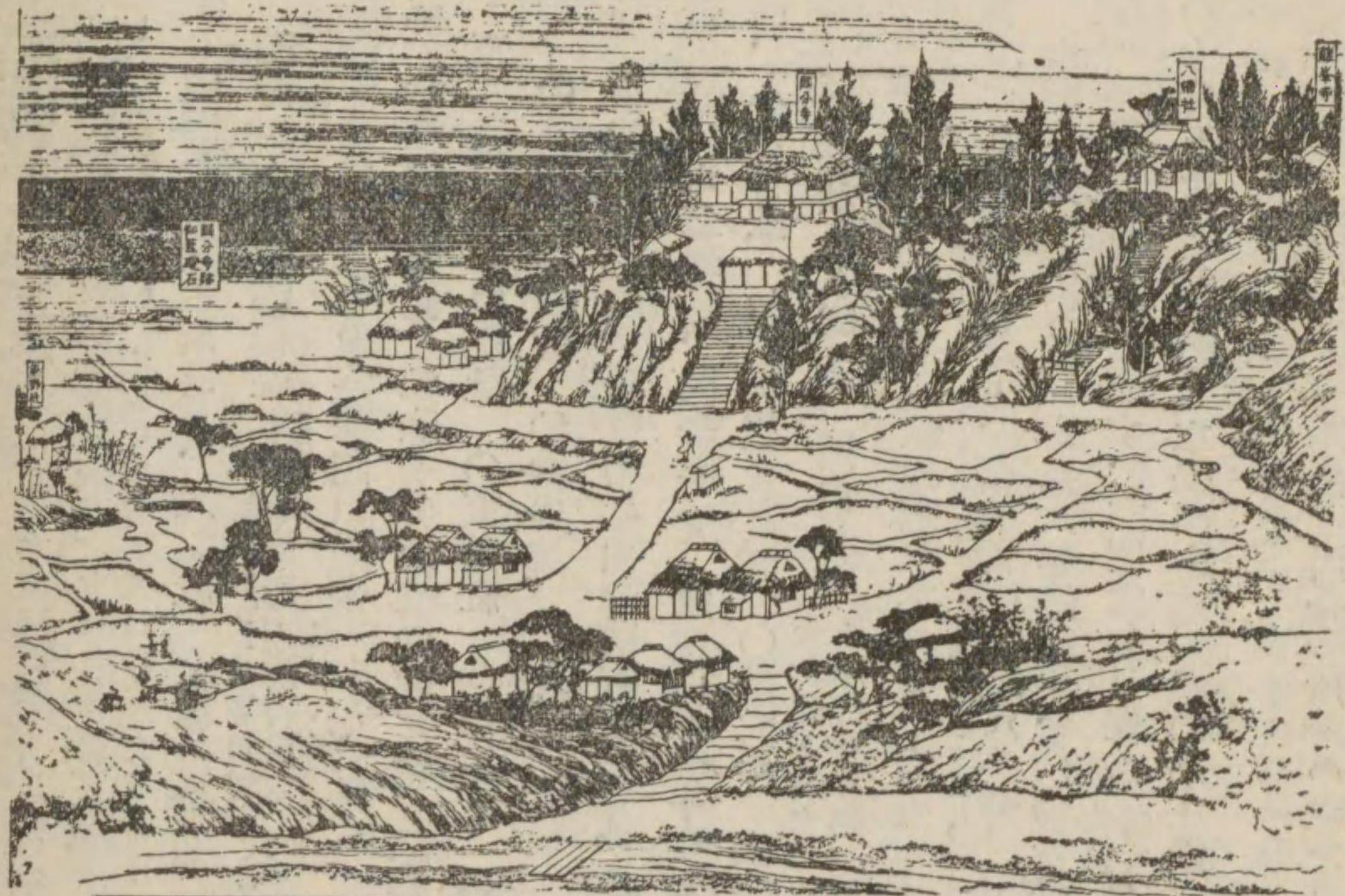
○坂五 赤坂・入ノ坂・谷田坂・尾ノ井戸坂・土合坂の名あり、いづれも僅なる坂なり、○橋三 一は虚空藏橋

一は瀨端橋、一は下大橋と唱、土橋用水堀に架す共三間五社明神社 地神五座を祀る、故に此名あり、神體は俱に木像村の鎮守なり、例祭九月十五日、社地の形狀古は龜に肖たるをもて龜居山と呼べりと云、今も社後に尾ノ井と號する御手洗池あり、是龜ノ尾ノ井の略語なり

○本地堂 軍荼利夜叉明王を安す、△末社 天神 地神 稻荷 牛頭天王 妙見 三峯 △日本武尊腰掛石

華表の側にあり、徑二尺許、其形士峰に似て青白色なり尊東征の時憩ひ給 △別當實像院 本山修驗聖護早川山軍荼利寺と號す、開山淨覺園城寺の衆中興乘融應承十四年四月 本尊不動を安す、△同教覺院 實像院の中興

國分寺并舊跡圖



祭禮八月十五日、眞福寺持 天文の棟札寫に別當延壽
す 山眞福寺祖悅と記す、
△末社 稻荷 ○日月明神社 正治元年再建す 其棟札
り、寫に正治元年志主廣綱 神躰は石なり 長九寸 祭禮二月
別當修驗梅元坊と記す、 八分
十五日、上今泉村經藏院持、△大鐘 寛保二年造る所
○第六天社 龍峯寺持、○熊野社 社傍國分寺堂塔の
有し所なりと云、國分寺持邊に存す、

○國分寺 東光山醫王院と號す、古義眞言宗 河原口村本
尊藥師と彫と云、古色にして今見るべからず、前立の左
右に日光月光二像及十二神を置慶の作と云、又行基菩薩
及聖德太子の二像あり 元經藏に安 客殿には弘法大師及
不動地藏の像を安す、天正十八年小田原陣の時、豊太
閣の制札を藏す地名に相模國東郡之内こ 翌十九年十一月
藥師堂領二石の御朱印を賜ふ、此時葵御紋を許給ひし
とて當時の住僧の書あり 定天正十九年十一月、御紋附來
條如件、元和三年四月日、東光山 抑國分寺は天平九年聖
武天皇各國に御建立ありし勅願所なり 九年三月丁丑、詔
曰每國令造釋迦佛像一軀、挾侍菩薩二軀、兼寫大般若經一
部、按ずるに、【元亨釋書】此記を引是國分寺之權輿也と載、十
三年正月田地を國分寺に施入し、丈六像を造るの料に

充らる【聖武紀】曰、十三年正月丁酉、故太政大臣藤原朝臣家、
諸國國分寺、以充 返上食封五千戸、二千戸依舊返賜其家三千戸、施入
造丈六佛像之料、三月國分僧尼寺の封戸、僧徒の定額
を立僧寺を名けて金光明四天王護國之寺となし、尼寺
を法華滅罪之寺とせらる 之三月乙巳、詔曰、頃者年穀不豐、
是以廣爲蒼生逼求景福、故前年馳驟增飾天下神宮、去歲普令
天下造釋迦牟尼佛尊像高一丈六尺各一鋪并寫大般若經各一
部、自今春已來至于秋稼、風雨順序、五穀豐穰、此乃徵誠啓
願、靈祝如答、宜令天下諸國各敬造七重塔一區、并寫金光明
最勝王經妙法蓮華經各十部、朕又別擬寫金字金光明最勝王經
每塔各令置一部、又每國僧寺施封五千戸水田十町、尼寺水田
十町僧寺必令有二十僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、一
十尼、其寺名爲法華滅罪之寺、兩寺相去宜受教戒、若有闕者
即須補滿其僧尼、每月八日、必應轉讀最勝王經、每至月半、
誦戒羯摩、每月六齋日、公私不得漁獵殺生、國司等宜恒加檢校
十六年七月正稅の息利を以、國分寺修造の用に充らる
七月甲申、詔曰、四畿内七道諸國、國別割取正稅四方束、以
入僧尼兩寺、各二萬束、每年出舉、以其息利永支造寺用、十
九年十一月國司郡司に詔して、國分寺修理の未だ整は
ざるものを檢定せらる 十一月己卯、詔曰、朕以去年平十三
永固聖法恒修、遍詔天下諸國、國別令造金光明寺法華寺、其
金光明寺、各造七重塔一區、并寫金字金光明經各一部、安置
塔裏、而諸國司等怠緩不行、或處寺不便、或猶未開基、以爲
天地災異、一二顯來、蓋由茲乎、朕之股肱豈合如此、是以差
從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小島布勢朝臣宅主
等分道發遣、檢定寺地并察作狀、國司宜與使及國師簡定勝地

勤加營繕、又任郡司勇幹堪濟諸事、專令主當、限來三年以前
造塔金堂僧房、悉皆令了、若能契勅、如理修造之子孫無絶、
任郡領司、其僧寺尼寺水田者、餘前入數、已外更加田地、僧寺
九十町、尼寺四十町、便仰所司懇開應施、普告國郡知朕意、
天平勝寶元年七月國分寺懸田地の敷を定らる 七月乙巳
田地、限大安樂師與福大倭國法華寺諸國分金光明寺、寺別一
千町、諸國法華寺、寺別四百町、自餘定額寺、寺別一百町、
八年六月國分寺丈六佛像造立の催促あり 月乙酉、勅遣
使於七道諸國、催檢 天平寶字二年七月金剛般若經を書寫
所造國分丈六佛像、天平寶字二年七月金剛般若經を書寫
し、國分兩寺に安置せらる 七月戊戌、勅爲令朝廷安寧天
三十卷、安置國分僧二十卷、尼寺十 下太平、國別奉寫金剛般若經
卷、恒副金光明最勝王經並令轉讀、四年七月皇太后追福
の爲に國分寺に於て供養あり 廢帝紀曰、七月癸丑設皇
諸小寺、其天下諸國每國奉造阿彌陀淨土畫像、仍計國、五年
內見僧尼寫稱讚淨土經、各於國分金光明寺、禮拜供養、五年
六月國分尼寺に於て阿彌陀像を造立せらる 六月庚申、
各於國分尼寺、奉造阿彌陀丈六像一軀、天平神護二年八月
脇侍菩薩像二軀、○以上【續日本紀】 天平神護二年八月
國分寺の奴婢田地の事及僧尼の定額堂塔經營等の令あ
り 類聚三代格曰、太政官符、國分二寺、應買賤寺別奴三人、
婢三人、其年滿六十放免從良、若有死闕者、依數買填、若
別有身才功能可善者、不須待滿六十、即須申官從良、買替繁
息之後不可更買其價直者、使用寺家封物、若誤買惡奴必返本
主、以三年爲留返之期、國分二寺田者、國司佃收以實入寺、
下符已畢、自今以後宜付三綱耕營、又聞彼田或惡、徒費佃功

得實甚少、如是惡田、宜更改易、便以乘田及沒官田隨近設美者、永奉三寶之用、國分尼寺先度之尼十人、後度之尼十人、合廿人、布施供養同爲一法、唯先十尼之中一人死、即依先勅早滿彼數、仍國司國師共簡定申官、待報符行、但復後十尼者不預此例、國分寺先經造畢、塔金等或已朽損將致傾落、如是等類、宜造寺料稻、且加修理之、以前被右大臣宣你、奉勅如件、天平神護二、神護景雲元年正月國分寺にて修法あり【稱德紀】曰、正月己未、勅畿内七道諸國、一七日間、各於國分金光明寺、行吉祥天悔過之法、因此功德、天下太平風雨順時、五穀成熟、兆民快樂、十方十一月國分寺堂塔修營の再命あり【類聚三代格】曰、勅諸國國分寺塔、及金堂或朽損而諸國緩急、會未修造、非唯露穢尊像、實亦輕慢朝命、宜早隨壞修理、不得更怠、又國分僧尼供養、除米鹽外曾無優厚、齋食之道豈令如此、宜發雜菜優厚供養、其料度者、寶龜元年用寺田稻、永爲恒例、神護景雲元年十一月十二日、【稱德紀】九月國分寺にて稱德帝七七日追福の供養あり、曰、九月辛巳、七七於山階寺設齋焉、諸國者每國屆三年六月仁王會を請管内僧尼於金光法華二寺、行道轉經、六月甲子、設仁王會於宮中及國分寺に行はる【光仁紀】曰、六月甲子、設仁王會於宮中及十月國分寺にて毎年正月一七日の内、吉祥悔過の法を行べきの命あり、十月丙戌、詔曰、頃者風雨不調、頻年飢荒、欲救此禍、唯憑冥助、宜於天下諸國國分寺等、每年正月一七日之間、天應元年十二月國分寺にて太上天皇追福の供養を遂らる、十二月癸丑、當太上天皇初七、於七佛寺、誦經、自是之後、每值

七日於京師諸寺誦經焉、又勅天下諸國、七七之日、令國分二寺見僧尼奉爲設齋以追福焉、延暦元年十月二月又天皇周關の忌景を迎て誦經せらる【桓武紀】曰、十太上天皇周忌御齋、當今月二十三日、宜二年四月國分寺僧徒補闕の令あり、四月甲戌、先是去天平十三年二月、勅處分行操履可稱者度之必須數歲之間、觀彼志性始終無變、乃聽入道、而國司等不精試練、每有死闕妄令得度、至是勅、國分寺僧死闕之替、宜以當土之僧堪爲法師者補之、自今以後不得新度、仍先申闕狀、待報施行尼但依舊、八年十二月國分寺に於て、來年二月十六日、皇太后追福誦經の命あり、十二月丙申、勅曰、中宮七七御齋、當來年二月十六日、宜令天下諸國國分二寺見僧尼、奉爲誦經焉、○以上【續】二十四年二月國分寺にて、藥師の法を修せらる、二月己未、令諸國國分寺、行大同元年二月國分寺の僧徒藥師悔過、以聖跡未平也、大開元年二月國分寺の僧徒をして讀經せしむ、二月辛亥、太政官符、應五畿内七道諸國爲崇道天皇、令永讀件經者、宜使國分僧奉春秋仲月別七日、存心奉讀之經、并僧數附朝集使言上、其布施者、三寶調綿十屯、衆僧各調布一端、四月國分寺にて護國經を講すべきの詔あり【平城紀】曰、四月詔、十五大寺及國分寺にて大乘經を轉讀せしむ、五月辛卯、詔曰、頃者天下諸國飢饉繁興、疫癘相尋、仍國司親巡鄉邑醫藥營救、兼令國分弘仁五年九月國分寺の老

僧に施物あり、九月甲申、施京畿七道諸國、國分二寺僧尼、年八十已上、每人綿二十屯、按に異本八月とす、謬なり、【類聚國史】も九月に作る、七月五月國分寺入院の僧徒、路次の供給傳馬等の式例を定らる、五月丁卯、太政官符、應自京養并傳馬事、右太政官、今月三日、下七道諸國符你、依太政官、去延暦二年四月二十八日、下七道諸國符擇擇京寺之僧、補入國分闕、而頃年間繼徒去日、唯授公驗、不宛食馬、今被右大臣宣你、即傳之設本備迎送、宜自今以後、僧身及童子一人、令宛供養公乘、者諸國承前依宣行之、其給法在僧日、九米二升、鹽二勺、徒日米一升五合、鹽五撮、立爲恒例、九年九月國分寺にて般若經を轉讀すべきの詔あり、是地震の變に因てなり、九月庚寅、詔曰、頃者地震、害及黎元、剛般若經五日、按ずるに、【類聚國史】庚寅を辛卯に作る、十年二月當國國分寺火災あり、二月丁卯、相模、八月又災に罹る、八月甲戌遠江、相模、飛騨、國金光明寺災、三國國分寺災、○以上、日本後、十三年三月諸國の講師をして、國分寺修理已下の事を檢校せしむ【類聚三代格】曰、太政官符、應諸國講師檢校、年十月十七日勅你、國師親臨檢校、務令早成、用糧造物、子細勘錄以申網所、一切諸寺亦復如者、自茲以降、遵行既久、至于延暦十四年、改國師稱講師、專任講說、不預他事、堂宇類壞不存修葺、尊像損汗、無情改飾、熱論其理、事不容然、今被大納言正三位藤原朝臣園人宣你奉勅、自今以後、宜與國司共令依件檢校、其申送用度并勅解由、一依舊例、弘仁十三年

三月二、八月國分寺にて修法あり【平城紀】曰、八月戊午、令十日、八月國分寺にて修法あり、諸國於國分二寺、七日七夜悔過兼修清神社、爲災、天長七年四月國分寺にて般若經を轉讀せしめらる【淳和紀】曰、四月己巳、太宰管内及陸奥出羽國、簡精進僧、各於國分寺、三箇日轉讀金剛般若經、以除不祥、○以上【日本後紀】承和元年四月國分寺にて讀經修法等あり【仁明紀】曰、四月丙戌、勅防災未萌、兼致豐稔、修善之力、職此之由、宜令畿内七道諸國、擇國內行者、於國分僧寺、三箇日内、盡則轉讀金剛般若經、夜則修藥師悔過、迄于事畢、禁斷殺生、亦如有疫癘處、各於國界、攘祭、務在精進、必期靈感、四年二月十一面觀音の法を修せらる、二月乙未、勅曰、令人主安穩、黎庶和樂、不如十請淨行僧七口於國分寺、一七日夜、六月疫癘により讀經薰修十一面之法、以上【續日本後紀】六月疫癘により讀經修法を國分寺にて行はる、内行者二十口已上、於國分僧寺、始自七月八日、三箇日、晝讀金剛般若、六年閏正月又疫癘、夜修藥師悔過、迄于事畢、禁斷殺生、六年閏正月又疫癘、により國分寺にて般若經を轉讀せらる、閏正月丙午、勅、姓天折、宜令天下國分寺、限七箇日、轉讀般若、兼遣僧醫、隨道治養、又令鄉邑每季敬祀疫神、○以上【類聚國史】六月國分僧寺にて最勝王經を講じ、尼寺にて法華經を講すべきの勅あり、六月丁丑、勅、國分二寺建立自遠、一則名爲救世利物之法、遠傳不朽者也、而頃年僧寺安居之會、獨講最勝王經、尼寺滅罪之場、無說法華妙典、所設法藏用有不同、

是忍而不行、恐修善闕如、宜令五畿內七道諸國、安居之會、先於僧寺講最勝王經、次於尼寺講法華經、所願無二無三之勝理、開示國家除災植福、九月是より先國分寺にて毎年正月讀經修法の事あり、今よりは是を停廢し、國衙にて行はし

九月己亥、勅如開神護景雲二年以還、令諸國國分寺、毎年九月八日至十四日、奉讀最勝王經、并修吉祥悔過者、爲消除不祥、保安國家也、而今講讀師等、不必其人、僧尼懈怠、周旋非法、國司檢校亦不存心、徒有修福之名、都無殊勝之利、此則縹素異處、不相監察之所致也、宜停行

祈らんが爲、國分寺にて讀經修法せらる 三月庚戌、勅、班時失時、宜仰五畿內七道諸國、簡修行不退者二十人、於國分寺三箇日間、晝讀金剛般若經、夜修藥師悔過、修善之比禁止殺生、佛僧布 十年正月疫癘の爲に來年二月より九月施以正稅宛之、

分二寺并定額寺名神 五月辛酉、制、宜諸國國分二寺僧尼緣を進すべきの令あり 度緣死關之日、依前令進、但講補國後補之、若乖此旨、科違勅罪、然 嘉祥二年三月國分寺にて一七ヶ日の間讀經禮像せしむ 三月庚戌陰陽寮言、今年疫

者勅、頃來染疫之人往々天亡、夫護訪之特實頼冥威、存濟之方亦期梵力、宜令五畿內七道諸國、奉幣名神、兼復於國分二寺、講仁王般若經、

從國除、夫佛法所崇尤在誠信、神明所感寔資潔清、今須國司講師相齋戒、從符到日一七箇日、於國分寺及有供定額寺、令轉讀金剛般若經、讀經之間禁斷殺生、又國內所有 十二年十大小諸社、長官、躬親潔齋奉幣、其料用正稅、

二月天行の災を鎮除せんが爲に、國分寺にて讀經すべきの勅あり 十二月十四日乙卯、陰陽寮言、明年當有天行之疫、勅於國分二寺、轉經禮像、十五年二月國分寺にて三七日の間轉經禮儀の祈禱あり 二月二十三日戊午、詔、五畿內七諸定額寺、限以三日、晝則轉經、夜則禮儀、薰修之間禁斷殺生、國司講師齋潔至誠、祈佛神之冥助、消災疫於未然焉、

十七年十二月又同き祈禱あり、水旱疾疫等の災を除かんが爲なり 十二月十三日壬戌、勅、令五畿七道諸國、奉幣境內名神及國分二寺諸定額寺僧七口、限以三日晝轉金剛般若經、夜念藥師觀音號、明年當有天行之災、元慶三年九月當國國分寺金色藥師丈六像一軀及脇侍二軀、地震に遭て摧破し、又火災に罹しを以、五年十月三像を改造せんとす

【陽成紀】曰、元慶五年十月三日戊寅、相模國國分寺金色藥師丈六像一軀、脇侍菩薩像二軀、元慶三年九月二十九日、遭地震皆悉摧破、其後火燒損、望請 以上天平年間國分寺を改造以修御願、○以上【三代實錄】

創建せられしより元慶中に至るまで、國史に載る所歴々たれば其要を撮記する事右の如し、又【延喜式】國分寺の制度規格を載る所頗詳なり、今鈔撮して註記す、

寺及定額寺、一七箇日、晝轉經王、夜禮觀音如法修行、必呈靈感、按ずるに、【類聚國史】二月に作る○以上【續日本後紀】仁壽三年六月國分寺の僧徒、六時の修行を勤行すべきの勅あり 六時修行事、右被右大臣宣你、先帝創遠國分二寺分號護國滅罪之寺、釋苾芻苾芻尼、殊設親施具足之法、又於定額寺、雖建立有主、本願異趣、而擁護國家、豈爲分別、此皆救世利物、傳于不朽者也、是以一切利土常轉法輪百千人天俱蒙解脫、善神滿國、惡龍出境、而頃年講師之舉、允格意、國分之僧還多放逸、福田荒而不耕農畝而語利鐘馨施響六時無殖香火止烟三業彌倍護國滅罪之理不可然焉、我苦與樂之誠必須勤慎宜重去知講讀師六時修行同作定額寺相共檢察、貞觀三年若有違行者、錄名言上、仁壽三年六月二十五日、

正月今年三月十四日東大寺大佛供養の時、國分寺にても齋會供養をなすべきの詔あり 十一日丙申、宣詔山城河內和泉攝津及七道諸國司、近來奉修理、東大寺大毘盧遮那佛、功夫既成、仍來三月十四日、當設無遮之大會、極莊嚴之妙應、宜自十一日至二十日、禁斷殺生、至會日於國分二寺、七年各開齋會、請集部內僧尼、普爲供養、其料物便用正稅、

正月兵疫の災を攘んが爲に、國分寺にて一七日の間讀經せしめらる 正月四日丙戌、去年陰陽寮奏、明年可有兵疫之災、近日天文博士奏、應警兵事、於是下符五畿七道、於國分寺及有供定額諸寺、轉讀同經王、二月又國分寺にて般若經を轉讀せしむ 二月十日壬戌、太政官頒下詔書、

【治部式】曰、凡諸國附朝集稅帳等使、所送國分二寺雜公文、勾勘畢、即具狀、移式部民部等省、【支蕃式】曰、凡諸國國分二寺依僧尼見數、每寺起正月八日、迄十四日、轉讀金光明最勝王經、其施物用當處正稅、數見主稅式、凡諸國金光明寺安居、講說最勝王經、居會同寺、其布施用當處官物、數見主稅式、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、

凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、

凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、

凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、

凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、

凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、

凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、凡諸國國分寺僧尼、以去年定數、勸注一卷、當年三月一日、

各繩二匹、綿四斤、布四端、聽衆僧尼、各繩一匹、布一端、定坐沙彌綿二斤、布二端、講讀師從沙彌、各布二端、其供養、講讀師日米各六升四合、飯料二升、饘粥四合、雜餅四升、大豆小豆各五合、油二合、醬酢未醬各一合、海藻、滑海藻、於期各三兩、大凝菜、芥子各一兩、紫菜二合、鹽一合二勺、定座沙彌、講讀師從沙彌、各日米一升五合、飯料餘物減半、並用正稅、凡諸國春秋二仲月、各一七日、於金光明寺請部內衆僧、轉讀金剛般若經其布施、三寶綿十屯、僧各布一端、但供養用本寺物若無分寺及部內無物者、並用正稅、凡諸國講讀年中供養、日米二升四合、二升飯料、四合饘粥、鹽六勺、醬酢各六勺、未醬一合、海藻三兩、大凝菜芥子各一兩、從沙彌一口、日米一升五合、餘物減半、童子一人、米一升、鹽一勺、其料用國分寺物、若不足者用部內寺物、講讀師亦同、凡諸國分寺僧尼者、待玄蕃寮移、隨其定數、許行布施供養、凡在京僧入諸國國分寺者、路次國充馬、食僧日米二升、鹽二勺、童子一人、日米一升五合、鹽一勺五撮、【日本紀略】天慶三年九月の條に國分寺の事見ゆ、日、朱雀院天慶三年九月十日、國分寺佛流行如雨、按ずる、源平戰爭の後右大將賴朝總追補使の職に居り、文治二年五月國分寺修理の企あり、【東鑑】曰、五月二十九日、神社佛寺興行事、二品日護人等、被注其國總社并國分寺破壞及同尼寺顛倒事、是重被經奏聞、隨事體爲被加修造也、按ずるに、此文に據ても當時僧寺已に破壊し尼寺正に廢せんと、建久三年五月八日、後白河法皇御追福の爲に鎌倉勝長壽院にて百僧供あり、當寺

の僧徒三人其選に充つ、五月八日、法皇四十九日御佛事、於三口八月右府誕生の時平産の爲に當寺に於て誦經の事を命ぜらる、八月九日、御臺所御産氣、相模國神社佛寺、奉神馬被修誦經、國分寺一宮下、按ずるに、佛寺十五所の一なり、此地一宮寒川神社を距る事一里餘、五年十一月堂塔修理の命あり、十一月二十七日、近國一宮并國三年四月世變祈禱の爲、諸國國分寺にて讀經すべきの詔ありしをもて五月其旨を當寺に傳へらる、四月十九日早災難、於諸國國分寺可轉讀最勝王經之旨、宜旨取去夜到考、五月五日、任論旨、於國寺可分轉讀最勝王經之由、被仰下子關東御分國國、是より以後文獻の徴すべきものなく、世下り星移り戰國に至り、堂塔以下兵革の殃に罹り、今の所謂國分寺は古昔寺城南邊の一堂にして十一を千百に存するのみ、伽藍の礎石今相去こと二町許にあり、礎石の七尺、田畝の、又尼寺の廢跡は、礎石より七八町を隔つ、其廣方三町〇按ずるに當寺に掛る正應五年鐘銘の序に、國分尼寺礎石と銘る、是に據れば尼寺の遺跡の如く見ゆれど、別に廢跡あれば、尼寺廢絶の後こゝに移し掛しにや、又豐太閣の制札には、國分仁寺と記す、仁は尼字の誤と云説あれば、此頃一旦尼寺となりしにや、未正據を得、△鐘樓 鐘は鎌倉執權政事の時、源季賴寄附す、鐘徑二尺三寸五分、高さ龍頭共四尺五寸五分

大日本國相州國分尼寺鐘鐘

大檀那源季賴

夫以當寺者、維聖武皇帝之御願、醫王善逝之聖跡也、鐘磬者、亦佛閣住持之莊嚴、魔界降伏之形聲歟、爰逸韻絶而效久、樓臺荒而陽積乏緣之跂之、凡厥所祈者、天下靜謐國土豐饒矣、所仰者、伽藍繁昌子孫泰平焉、乃至法界平等利益無邊而已、

正應五年 歲次丙辰 十月六日

平氏女

源氏女

源季久

大工 大和權守物部國光作

一聽鐘聲 當願衆生

脫三界苦 得證菩提

按ずるに、源季賴が事、寺傳を失ひ、呼名も亦傳へず、然るに近郷に海老名あり、源平合戦の間、海老名源八季貞、當國の住人として著名なり、季賴季久皆季の字を以て、△經藏名付る時は、海老名氏の末派なること論なし、△經藏聖德太子及傳大士の像を安ず、輪藏を設置のみに、△老槻樹二 共に回り二丈餘、○龍峯寺 瑞雲山と號す、臨濟宗 鎌倉建 此地は元圓光大照禪師寓居の所なり、因て

一寺とす【禪林僧傳】を按ずるに、師諱宗興、字滅宗、尾州中島親灸數歲、後還本國、貞和四年創建妙興寺、永德二年七月十一日逝と見ゆ、當所寓居の事に及ばず、本尊釋迦 寶永五年江戸澁谷祥雲寺怡溪 又千手觀音 寺傳には此觀音云、清水寺豫起と合はず、の像を安ず、寺寶安産の玉等あり、△鐘樓 鐘は近代の物なり、△東照宮 神幣を安置し奉る、元は本堂の中に祀り奉しを、寛政元年別に御宮を營り、△山王社 △龍吟洞 境内山腰に在、屈曲して入ること二十五間程、洞中清泉潺湲たり、故に龍吟の名あり、△子院 十梅軒 開山大照禪師座禪の所なり、ば追福の爲、不動院今廢、○清水寺 興徳山と號す、臨濟宗 龍峰 寺末初は教宗なり、緣起略曰、寶龜九年戊午四月釋宗 按ずるに、京都清水寺緣起に、延鎮は初め賢心と稱し大延鎮和國高市郡八多郷小島寺住持、十禪師天和尙第七の弟子にて後内供奉十禪師 靈夢を得て淀川の邊に至老翁に逢、翁曰、我東行の志あり汝爰に止れ、因て庭樹を指して大悲の像を作らしむ、延曆十九年 京清水寺緣起には、寶坂上田村鷹偶其庵に來、隨喜して財を棄、大悲の二軀を作らしむ、遙の後文治二年丙午秋、相模川の下流に光あり、怪て求るに一巨函を得たり、時に老翁忽然と

來て云、此函は往昔僧延鎮が彫刻する所の大悲大士なりと、函を啓けば果て千手の像を得たり、明年丁未、將軍頼朝命じて假に堂を造て安す、其一軀は、京清水に安置する所是なり、文永中に至て堂舎全成、四方の教主新に釋迦像を作て安じ是なり、縁に因て延鎮僧都を初祖とす、一旦兵燹に罹て荒原となり、千手大士の像のみ存す、文和中に大照禪師郷中に來寓す、是を請て廢跡を興し、改めて禪刹とせりと云、按するに、此縁起に據るに、當寺は京清水寺に擬して造立し、本尊は彼寺の觀音を模刻せしものなり、當時は坂下に在しを、元祿二年今の所に移す、△吾妻權現社地主神、△疱瘡神社寛政六、△大鐘、元祿十四年鑄造す、○眞福寺、延壽山と號す、臨濟宗龍峰寺末本尊、彌陀開山竹簡本寺十一世の僧なり、天文十一年十月廿九日卒、○林光庵、日照山と號す同本尊釋迦、開山宗慶、本寺十三世の僧なり、慶長三年七月十四日卒、○阿彌陀堂、國分寺持、

○今里村以末左、江戸より十四里、家數四十一、東西廣四町餘南北表八町、東、杉久村、西、中新田村、社家村、寛文七年町野登岐守幸宣檢地す、小田原北條氏割據の頃高田左衛門知行せり、〔役帳〕に高田左衛門十貫、今地頭鈴木四郎左衛門直容なり、寶永二年迄御料所、同年先世伊豫守直澄に賜れり、

○高札場一、○小名、△上、△中、△下

○八幡社、本地佛彌陀を安す、村内の鎮守なり、村持、△末社、三峯、△神木松、圍一丈二尺、

○東林寺、明德山と號す、臨濟宗鎌倉圓開山芳菊、元和五年六月卒、慶安二年寺領八日、七石二斗餘の御朱印を賜ふ、本尊大日銅像、長一尺五寸、天文四年の銘あり、是に據れば當寺起立以前の物にて元は富士權現の本地佛なるべし、當時の



所在詳ならず、圖右の如し、

新編相模國風土記稿卷六十四之終

新編相模國風土記稿卷六十五之

村里部 高座郡卷之七

澁谷庄

○河原口村加波良久知卒良、海老名郷と唱ふ、海老名の地名舊くは康平年間奥州の役、伊豫守頼義の屬將に海老名源四郎親季源平戰爭の間、海老名源八季定等あり、其頃此地に住して在名を稱せしなるべし、其後應永の頃は此郷を上下に分ちしと見え、鶴岡八幡神社、大伴氏所藏文書に下海老名郷と記せり、曰、鶴岡八幡宮末社三島神主申、當國下海老名郷領家職事、任去月廿六日御補任狀、並同日遵行之御奉書等之旨、可沙汰付下地於神主山城守時速之狀如件、應永九年十一月七日、岡豊後守殿、沙彌華押、按ずるに、今郷中上郷村、古は上海老名村と稱す、又近隣門、永享亂の澤橋村を海老名下郷と號す、是等其頃の遺稱ならん、永享亂の時は持氏此地に在陣せし事、〔東亂記〕に見えたり、曰、永享十年十一月二日、持氏海老名より歸らせ給ふ、又築波大夫潤朝、享徳四年二月の軍忠書上に、亡父兼朝并親類等、去永享十年八月十五日、武州府中御宛向、令供、北條氏割據の頃は山中内匠奉、其後海老名御陣江參從云々、

助・山中孫七郎知行す、〔役帳〕曰、山中内匠助二百六十八貫、四役出錢も同前、山中孫七郎二百五十三貫百五十五文、海老名此内百五十貫、役出錢も同前、當村江戸より十四里、民戸六十三、東西十三町餘南北九町許、東、國分、大中新田村、北、上郷村、西、天正十九年彦坂小刑部元正檢地し愛甲郡厚木、金田二村、

元祿十一年更に地頭の檢地あり、今松平八十郎勘英先世守重良に、辻忠兵衛昭賜はれり、三枝雲平、先世日向守守儀に賜へり、以上三給は元祿十一年に拜賜、永田與左衛門正邦、元祿十一年天野源内に賜ひする所なり、山城守が時收公ありて御料となり、文化中に至て正邦が父、備後守正道が加恩の地となれり、當村寛文の頃迄御料にして、同十一年小濱民部が采地となり、貞享三年御料に復し、元祿四年牧野備後守に賜ひ、等が采邑なり、相模川に傍ひて流作場あり、延享二年神尾若狹守春英寛政六年大貫次右衛門光豊、檢地して御料に屬す、往還村の東西に貫くもの、矢倉澤道なり、西北に係れるものは八王子道なり、幅各三間

○高札場四、○小名、△坊中婆宇知宇、△名古屋奈古左波、△宿

○相模川、西界を流る、幅一町許、河原を合、堤あり、高六尺、○渡船場、相模川にあり、矢倉澤道の係る所、對岸は厚木村なり、當村及厚木、中新田三村の持船五艘を置て往

來に便す、
 ○有鹿加 神社 式内郡中小社五座の一なり【延喜式神名帳】に高座郡小五座、有鹿、鎮座の年代を傳へず、清和帝の御宇貞觀十一年十一月神階を從五位上に進めらる【三代實錄】曰、一月十九日壬申、授相模國社藏に永和の古縁起、天正の續縁起ありとは見え、古縁起に祭神は大日靈なり、天平勝寶六年八月郷士藤原廣政と云者、夢兆に因て神祠を修整す、同八年九月墾田五百町を、神供料に充られし由を載す、續縁起に天正三年四月別當總持院現住慶雄夢中に神靈の告ありて神祠の東北池中に於て、石一顆を覓得たり、此を神躰と崇奉すと云ふ【社内にあり、淡五寸周回】今海老名郷五村の總鎮守なり、祭禮年々四月八日神輿を昇て、村北磯部村内勝坂二里を と云所に到る、此地に洞あり、有鹿谷と呼ぶ、爰に神輿を駐て神事を修し六月十四日歸座するを例とす、別當は總持院なり
 △鐘樓 元祿二年再鑄の鐘を掛く【應永二十四年の古鐘ありしが、破裂すと云ふ】
 △末社 諏訪 稻荷 山王合社 △碑 門前に立つ、當國十三座之内有鹿神社と彫る、○天神社 村持下同じ
 ○神明宮 ○諏訪社 ○熊野社 ○石神社 ○第六天社

○總持院 海老山滿藏寺と號す、古義眞言宗 京東寺寶本尊虚空藏を安す【有鹿神社の本尊虚空藏を安す地佛と云ふ】開山弘明と云ふ【縁起曰、天正六年八月十二日、精舎草創之事、經三年而功畢、向請弘明大德而檢校精舎事既成大德名曰海老山滿藏寺總持院、斯乃海老名邑、故名海老山、又所安置本尊、持如意寶藏而能滿足一切之希願故名滿藏寺、又統一切之社務、故名總持院云々、天正十九年十一月寺領十石の御朱印を賜ふ、【寺寶】
 △東照宮御判物 一通 文祿中、名護屋御陣中に任僧 全阿彌奉書一通 前と同時の書なり、文中爲御音信、從六箇寺其指所、今考べからず、
 △岡江雪奉書一通 天正五年萬部經修行中の釋迦を置く、開山を壽翁 嘉吉二年二月十五日寂す、中興を秀芳と云ふ、天正八年五月晦日寂す慶安二年八月寺領十二石の御朱印を賜ふ、
 △鐘樓 鐘は元祿三年造る所なり、△牛頭天王社 ○寶樹寺 大章山觀音院と號す【總持院末本尊千手觀音を安す、開山慶韻と云ふ、永正元年寂すと云ふ、按ずるに、有鹿神社縁應永二十三年冬、大略成功、寶樹寺、即當郷寶樹寺開基、施主云々と見ゆ、是によれば慶韻は中興の僧なるべし、慶安二年八月寺領七石の御朱印を賜ふ、△古碑二基 小丘の上に在り、其一は源八兵衛が墳墓なりと云ふ【碑面に大章□】

公菴主、永享五年八月十三日と彫 一は何人の碑なること、源八兵衛が事蹟考所なし、
 ○安養院 稻荷山と號す、曹洞宗 愛甲郡三田洞宗村清源院末 本尊彌陀を安す、開山格雲存孝と云ふ【寛永十一年正月十四日寂す】
 △稻荷社 ○彌陀堂 村持、
 ○上郷村 加美加 江戸より十二里餘、海老名郷五村の一なり 正保の改には上海老名村と載せ、元家數六十三、廣十二祿に至ては海老名上之郷村とあり、東、國分村、南、河原口村、北、上下今泉、四ッ谷三町許表十一町、村、西、相模川を隔て愛甲郡金田、下依知二村、上下今泉村を隔て相模川の岸に飛地あり、小名外記宿と云、本村を距こと十町、土人云、昔は今の相模川の西岸沙漠の所云當村の地なりしに水溢に流失して、川瀬變りしより飛地となれり、檢地は天正十九年彦坂小刑部元正糾す、今秋元忠右衛門喬朝・森川鎌三郎・戸田靱負・高木富太郎一陽知行所なり 天正十八年高木主水正清秀に賜り、其子主水正正次、元和年中まで領し、寛文四年四月久世大和守廣之に賜り、元祿元年より同七年まで御料所、此年七月四給の先世、各自に賜ふと云ふ、街道二、東西に通するもの矢倉澤道なり、南北に通するは八王子道なり 道幅各三間、
 ○高札場二 ○小名 △馬舟 末布 △中村 △宮畑ヶ
 △外記宿 飛地の小名なり、久能山より日光山へ御遷座の時、神輿趾躰の所と云、
 ○相模川 西界を流る間許 幅六十 堤あり 高六尺、堤上則八王子道なり、

○山王社 龍昌院持、○第六天社 河原口村惣持院持、
 ○龍昌院 上郷山と號す、曹洞宗 河原口村本尊釋迦、開山能山雲元 元和六年六月廿四日卒、△白山社 ○大光寺 月迎山と號す、天台宗、羽黒行人派修驗 日本橋西河原村、本尊大日
 ○中野村 奈可乃 江戸より十四里、海老名郷五村の一なり 村名元祿の改、戸數四十九、東西十町許南北五町許郷村、に初て見ゆ、南、門澤橋村、北、社家村、長、中河内、大久保佐渡守忠保及天野三郎右衛門・本間熊太郎等が采地なり 昔は牧野大炊頭・青地なりしに元祿十一年三氏の先世、大久保佐渡守常春・天野源内・本間忠左衛門勝定等各自に賜ふと云、流作場あり御料所なり 延享二年神尾若狭守春英檢地す 八王子道村の中程を貫く 道幅九尺
 ○高札場二 ○小名 △入内島 以知古 △跡堀 安土平
 ○相模川 村西に在 平水幅 堤あり 高五尺、
 ○八幡社 祭祀八月十五日、村内の鎮守とす、△鐘樓 鐘は寶永二年鑄造天野源内が寄附なり、△神木 銀杏 樹周廻一丈九尺、△末社 白山 △別當盛福寺 中野山と號す、曹洞宗 河原口村 本尊觀音、開山能山 元和六年四月 日卒 ○天神社 村民持、
 ○妙泉寺 正蓮山と號す、法華宗 愛甲郡金田村妙純寺末 本尊三寶祖

師、元和八年正蓮院日養起立す日養は寛永三年十二月十日卒、△七面社
○中新田村奈可之無天無牟良 江戸より十四里、海老名郷五村の一なり、民戸百五、廣十一町半表十八町東、大谷村、南、社村、巽、今里村、西、相模川を限愛甲郡厚木村、秋元忠右衛門喬朝知行所なり、此村御打入の

後高木主水正清秀に賜り、元和中其子主水正次の時得替し、寛永十四年秋元隼人正忠朝領分となり、慶安三年喬朝が先世、小左衛門成朝に流作場あり延享二年神尾若狭守春英、寛政六年大貫次右衛門光豊檢地す、御料所なり、八王子道南北に貫けり道幅三間

○高札場一 ○小名 △山王原 △河原宿
○相模川 西方を流る幅六十間、河堤あり長六尺

○諏訪社 村の鎮守とす、祭祀九月二十八日、高木主水正正次が造立の棟札あり其文に奉造立阿波諏訪大明神、當村守護所、大且那本願、地頭高木主水正、別當東興寺、現住宗虎、元和六年とあり、△末社 疱瘡神 △鐘樓 鐘は元祿十五年地頭秋元小左衛門成朝寄進す鐘銘、序文略座郡澁谷庄中新田村、諏訪大明神者、諏訪山東興寺附庸之靈社也、曾開昔年當國領主某公、附田畝若干、古鐘雖存年代遼遠、而瘡啞年尙焉、寺主發新成之志願、華鯨成就、奉懸寶甬元祿十五年九月吉祥日、超外天宗大和尚代、秋元小左衛門殿 △別當東興寺 曹洞宗 河原口村 宗珪寺末 諏訪山と號す、本尊釋迦、開山眞良紋達弘治三年四月中興僧眞叟雲達 天正九年七月七日卒

按ずるに、廣綱は壽永元曆年間の人にして年代差へり、○十王堂 海源寺持、○舊家彦三郎 世々里正を勤む、先祖は安房國の住人、大島豊後守正時鎌倉成氏に屬して屢軍功あり、後當村に移て海源寺を開基し、子孫連綿今に至れり、古文書二通を藏す一は成氏より文明十三年八月六日、豊後守に與方敵數輩討取、感恩召云々、一は里見義堯天文七年十月六日大島次郎に與し感狀なり、其略に昨五日於國府臺走廻江川遠山を討取、退口之手柄令感人、太刀國光馬河原毛遺候、天津村に而百貫文出置者也、云々、按ずるに、次郎の事實詳ならず正時の子なるにや、文書の文に據は、又里見義堯より賜り天文の頃は里見氏に仕へしと見ゆ

し太刀一振を傳ふ無銘、長一尺五寸強

○社家村之也計牟良 江戸より行程十四里、海老名郷に屬す有鹿神社の古縁起には、古昔神職多く爰に住せし故にこの村名起れりと云ひ、村民の口碑には郡内一ノ宮、鎌倉八幡等の社家、群居せし故なりと傳ふ、戸數七十五、東西八町餘南北十四町東、上中河内二村、南、中野村、北、中新田村、西、相模川を隔て愛甲郡岡田村、今大久保筑後守・小栗猶之丞正叙・丸山斧吉等の知行所なり、御入國の後岡村高木主水正清秀に賜、後太田備中守資宗、青山因幡守宗俊、久世大和守廣之等遷替し、其後一旦御料となり、元祿十一年今の地頭の先世、大久保新八郎、流作場あり、康明、小栗長左衛門、丸山市左衛門等拜賜す、流作場あり、延享二年神尾若狭守春英檢地して御料に屬す、八王子道

卒開基、法名等光道覺應永六年三月十日卒、其姓名及履歷を傳へず、○八幡社 村民持下同、○稻荷社二 ○山王社 東興寺持下同、○太神宮

○海源寺 長高山と號す、日蓮宗身延久遠寺末本尊三寶諸尊及祖師木像七寸二分、を安ず、寛正年間の起立にして開山日朝明應九年六月二十五日卒、身延山第十一世の僧則木像を本堂に安ず、開基は大島豊後正時なり、傳は舊家の條に出す、永正二年六月二十四日、慶安二年八月寺領九石の御朱印を賜ふ、又地頭より寄附の地あり、【寺寶】日蓮筆跡一幅、△十界曼陀羅一幅、△鐘樓鐘は元文二年の鑄造なり、△鬼子母神堂 三十番神堂 △七面堂 △増全寺 龍池山と號す、淨土宗 武州瀧山 大善寺末 本尊三尊彌陀 木座像長二尺、開山因公學嘉應元年七月十五日卒、開基法諡を無量院龍池増全と云永曆元年八月十三日卒、鬼簿に據に海老名源八兵衛廣綱が法諡なり



大島正時肖像

南北に通ず幅九尺、○高札場三 ○小名 △堰向勢岐牟加比 △山王原 △小俣 △橋戸

○相模川 西界を流る幅百間、河原幅堤あり高五尺

○三島社 畫像を神躰とす、祭祀六月十三日、元和九年里正清水孫兵衛・落合新四郎が記せし棟札あり其文に地計介殿、知行之内田二段、社領として被下、元和九年霜月、從廿四日太田采女正殿知行に、御替候得共、御寄進無之、重而可被下間、棟札に書、面に別當石井山正明寺附云々と見ゆ、又再興の棟札あり、願主宮守松本清太夫敬白、相州田倉郡海老名領、於社家村奉三島大明神宮再興、清々、裏面に御地頭、青山因幡守殿、名主落合與五右衛門、清水孫兵衛とあり、按ずるに、地頭沿革に據は、因幡守宗俊が時再建せしは寛永十六年より慶安元年まで、十年の間に在しな

ら △末社 稻荷 △鐘樓 鐘は正徳二年の銘を鐫る △槻樹 神木なり圍二丈八尺 △別當正明寺 石井山と號す、古義眞言宗高野山金剛峯寺末、藥師を本尊とす三島明神の立像肚中に、行基觀音作の同佛を收む、不動を安ず、 ○辨天社 常在寺持

○常在寺 本興山と號す、法華宗駿州富士郡北山本門寺末、宗法の諸佛及日蓮、開山日乘文保二年三月廿七日寂す、日中興日在天文四年四月、蓮の法孫大學了性房と號す、、初日乘が開闢せし地は録

在十九日寂す、等の像を置く、

新編相模國風土記稿卷之六十五 村里部 高座郡卷之七

倉小町なり今常在寺屋敷の名を存す、元弘の亂に寺廢絶す、其後二百餘年の星霜を経て大永三年日在發願して、爰に再興すと云ふ、慶安二年寺領九石一斗餘の御朱印を賜ふ、

【寺寶】 △十界勸請曼陀羅三幅筆、一は建治三年三月、日蓮年六月共に、△鐘樓 鐘は近代のものなり、△稻荷社 日興の筆

○淨光寺 歸命山遍照院と號す、淨土眞宗京西本願寺末本尊彌陀を安ず、當寺は天文元年僧淨觀初將軍義晴に仕て日義晴薨後佛門に入り、淨觀と號す、文祿四年三月八日寂す、鎌倉扇谷に創建す、其後寛永中郡内今里村に遷り、萬治中再此地に轉ずと云ふ

○法閑寺 清谷山華臺院と號す、淨土眞宗京東本願寺末本尊彌陀を置く開山を祐信と云ふ、延寶三年二月廿八日寂す、【寺寶】 △火中出現名號一幅筆蓮如 △古鏡一面八花形なり、裏に鳳凰唐草等の模様あり、

△劍一振銘照重とあり、 ○明窓寺 光室山旭登院と號す寺本前に本尊彌陀を安ず、中興捧珍と云ふ、慶長十八年九月十二日寂す、

【寺寶】 △教示文一軸親鸞 △六字名號一幅顯如 △扇子一柄親鸞持用物と云ふ、 △念珠一連圓光大師、手澤 △名號石一顆親鸞

○淨久寺 長谷川山隆崇院と號す、淨土宗增上本尊彌陀座像長一尺七寸春日作開山然譽知全、元和三年二月十九日卒、開基長谷川筑後守政氏、法監、長清院空譽淨久、寛永十五年九月二日卒、 ○笠松 大道より南の方名主三左衛門が庭中に在、五葉なり幹圍六尺許、東西八間南北十間許に盤旋す、

○上今泉村加美以萬伊、江戶より行程十四里、正保の改に上下の別なし、元祿に至て上下兩村に分れ、別に今泉村を添ふ、後又今泉村の地上下二村の内に併入して今の如く兩村となれり、戸數百六、廣十一町袤六町、東、柏谷、西、下今泉村、南、國分、小田原北條氏の頃は蜷川孫三郎知行上郷二村、北、入谷村、 今會我伊豫守助順安永六 せり〔役帳〕曰、蜷川孫三郎百五貫、 今會我伊豫守助順安永六 父若狭守助寶永二年三月祖先出雲守基珍加恩の地なり、 細井佐次篤賜はる、 大澤仁十郎定宅享和元年 等の知行所な

右衛門勝延延寶四年 柳生主膳正久通享和元年 等の知行所なり、當村御入國の後青山藤右衛門忠成に賜ひ、慶長十八年二月忠成卒後、領地一萬六千石を男伯耆守忠俊、大藏少輔幸成に裂賜ひ、幸成千五百石を拜領す、當村は幸成に配當せられしなり、其後寛永十年二月幸成遠州に得替す、是より先當村の内を支族青山某に分地す、其子孫主馬忠義罪ありて、安永五年收公せられ御料所となり、後會我・柳生二氏に賜へり、又細井氏の知行は幸成得替の後一旦老女春日局に賜ひ、後町壺岐守幸宣に轉じ又酒井河内守忠舉の領分となり、夫より細井氏に賜ふ、

○門澤橋村加登左八、波志牟良 江戸より十二里、海老名下郷と號す、海老名郷の下方、民戸九十六、東西十一町半南北九町半、本郷に在を以唱へり、

○相模川 西方を流る、幅百間餘、平常堤を設く尺、高三、○渡船場 相模川に在、戸田渡と唱、大山道の係る所なり、船二艘を置、對岸戸田村と當村の持、

○稻荷社 神壽加牟 之由稻荷と號す、村の鎮守なり、△末社 太神宮 △鐘樓 鐘は延寶七年の鑄造、△しばノ木 神木なり、周廻一丈八尺、△別當正覺寺 橋澤山延命院と號す、古義眞言宗岡田村安樂寺末本尊十一面觀音、長一尺、運慶作、則稻荷の本地佛なり、 △藥師堂 ○山王社 六月十五日祀る正覺寺持下並同、○若宮太神宮 祭禮六月十六日、

○天滿宮 祭禮二月二十五日、

○高札場一 ○小名 △原 △橋戸 △跡堀 △入内島 以智久 △下之 △馬場

○相模川 西方を流る、幅百間餘、平常堤を設く尺、高三、○渡船場 相模川に在、戸田渡と唱、大山道の係る所なり、船二艘を置、對岸戸田村と當村の持、

○高札場四 ○小名 △欠棚加計 △産川左牟加波、河邊太奈 △産川 西の方に在り、村内龜島より湧出し、國分村に至て目穿川に合す、畠山次郎重忠が女護玉姫出産の古蹟なれば此名ありと傳ふ、○白髭社 村の鎮守なり、眞像院持下二社同じ、△鐘樓 享保七年の鐘を掛く、△大日堂 本地堂なり、○天王社 明和二年再建、○若宮八幡宮 延享三年再建、○稻荷社 村持、

○常泉院 金龍山と號す、曹洞宗愛甲郡七澤村廣澤寺末、當寺は往昔密僧白翁一寺を建て、今泉山福泉寺と號す、今も山内福泉峰と、其後廢絶せしを、天文十九年本寺第三世勇安更に法燈を挑け今の山寺號に改む、境内深谷中より清泉常に湧出するを以、寺號を得 本尊虚空藏を安ず、寺領七石は慶安九年九月十七日御朱印を賜ふ、△天神白山合社 △山神社 △秋葉社 △鐘樓 鐘に寶永七年の銘あり、○西光寺 明谷山と號す、貞享元年本寺第三世僧智翁建立す、本尊釋迦を安ず、○經藏院 日照山安養寺と號す、本山修驗

小田原玉瀧坊配下 相傳へて古此所に梅元坊と云驗者あり、國分村内日月明神の別當たりしが、梅元死後廢絶す、日月明札に正治元年志主廣綱、大小百、夫より足利の時世に至り、姓等別當修驗梅元坊とあり、

貞觀法印と云もの 貞觀が十三世の祖は、鎌倉上之村に住せしが貞治の頃鎌倉を去り、諸國を遊行して此地に來り、梅元が古蹟を再興し、日月山經塚院櫻井梅之坊と號す 貞觀は正長元年十月七日卒 後數世を歴て延寶年間、又改めて今の山寺號となれりと云ふ、護摩堂に不動を安ず、△塚梅元坊と呼ぶ、○地藏堂二 常泉院持、○經塚 村南にあり 尺 梅元坊廢墜の時、經文を埋めし所と云ふ、

○下今泉村 之毛以萬伊 江戸より十二里餘、家數六十二、東西二町南北十二町餘、地域相模川に傍ひ其様帶の如し東、上今泉村、南、上郷村、北、四谷村、西、愛甲郡下依知、金田二村、相模川を界とす、平塚宿より武州八王子宿に至る路係る、地頭大澤仁十郎定宅 享保八年三月先珍が繩入あり、今も其繩を用ゆ、按ずるに、上今泉村と同寶永二年加恩の地なり、小笠原勝三郎信名山主馬忠義が關所なり、文化十三年父若狭守信成賜る、元祿九年三月の水帳に古橋兵太夫、兒島竹右衛門と記す、二人青山氏の家僕にや、昔は主馬が宗家青山播磨守忠成等傳領せし事は上村に同じ、主馬忠義が罪を被しは、安永五年なり、其後一旦御料となりし

○高札場二
○相模川 西境を流る境あり、

新編相模國風土記稿卷之六十六

村里部 高座郡卷之八

澁谷庄

○座間宿村 左末之 江戸より行程十二里、座間郷八村の本郷なり、土人の傳に座間郷の地は往昔東海道の驛郵にて夷參驛古洵綾里と唱ふ 〔續日本紀〕曰、寶龜二年十二月卯、公使繁多、祇供難堪、其東山驛路從上野國新田驛達下野國足利驛、此使道也而枉從上野國邑樂郡經五箇驛到武藏國、事畢云日又取同道向下野國、今東海道者、從相模國夷參驛達下總國、其間四驛、往還便近、而去此就彼損害極多、臣等商量改東山道、屬東海道、公私得所、人馬有息、奏可、又〔倭名抄〕高座郡郷名の内に伊參あり、今郡中伊參の遺名なれば、土人の傳る所も亦證を取るに足れり、古洵綾は大磯邊 後夷參を伊佐間と轉じ、又上略してさまと濁音に唱へ訛りしより遂に今の文字を用しと云ふ、應永の頃既に座間と書せし物あれば此字を用るも古き事と覺ゆ 應永三十三年九月善波藤太郎憲有軍忠申狀に見ゆ、其文下に載す 應永三十三年六月鎌倉持氏武田八郎信長退治の時、此地

新編相模國風土記稿卷之六十五之終

○富士淺間社 村の鎮守なり、神牀銅鏡 徑三寸、中央に延暦元年六月朔高橋右近橋重信勸請すと云 當時の願文案源兵衛所藏すれど、固より後人の偽作にして徴とするに足らず、加之源兵衛は高橋氏にて則重信が子孫なりと云類、附會に出しこと 祭禮年々六月十五日、河原口村惣持院持、○住吉社 村持、年々六月十五日祭、○子權現社 村持、○永珊寺 金殿山と號す、曹洞宗 上今泉常 泉院末 開山獨翁儀存 正保四年三月 釋迦を安ず、△白山社 ○地藏堂 村持、に在陣す 洵綾郡川勾村に傳ふる、應永三十三年九月、善波藤太郎憲有軍忠申狀に、爲武田八郎信長御退治、大將御發向之間、去六月二十六日馳參座間、晦 文明の頃は白井織部是房と云ふ者、地頭職たりしと傳ふ 是房が居跡入 小田原北條氏割據の頃は支族陸奥守氏照領せり 〔役帳〕に油井領、東伏す當村正保國圖には座間村と載す、其後村内を裂て別村とし、座間入谷村と號し、當所は脇往還係りて民戸連住する故宿の字を加ふと云ふ 按ずるに、寛文四年四月八日御朱印目錄に、高座郡座間宿村、座間入谷村 久世大和守廣之に賜ひし領地と載す、さては其頃既に分村せしと知らる、東西二十六町半 南北十九町地形入谷村と犬牙す、故に廣委二村を合せ記せり、新田宿村及相模川を 戸數百七十五、每歲七月十日・十二月二十五日互市をなし、時物を交易す 古は毎月五十の日檢地は慶長八年彦坂小刑部元正、寛文二年久世大和守廣之改む、今勝田帶刀・大久保鎌之丞教文が采地なり 關村天正十理亮清成に賜ひ、其子若狭守清次相續て領し、元和三年弟修理亮清政襲封せしが、同八年房州に得替して御料となり、後駿河大納言忠長卿の領知となり、寛永九年御料に復る、後増山彈正忠正澄に賜ひ、寛文四年四月久世大和守廣之に替賜ひ、出雲守重之傳領し、後御料に復せしを更に牧野備後守成員に賜ひ、其後又御料となりしが、正徳元年地を裂て勝田氏に賜ひ、殘れる

地は享保元年に至り、總て大久保長門守教寬に賜へり、飛地新後其子江七兵衛教平に分知して今の教文に至ると云ふ、飛地新田宿村二段及び四谷村許八畝にあり、延享二年堀江荒四郎芳極寛政二年三年の二度、江川太郎左衛門英毅、同十一年大貫次右衛門光豊等檢地せし流作場あり 當村及入谷二村にて進退す御料に屬す、往邊村の西寄を通す 東海道平塚宿より武州八幡六元和三年神祇日光山へ御遷座の時、三月廿一日大住郡中原御殿より當所御經歷あり、此時武州木曾村迄役夫を出せしより而來人馬の定額を立 人足三人、公私の行李を繼送り 其繼立の村々は平塚道は愛甲郡厚木村へ二里、八王子道は北方當麻村へ一里、府中道は東北武州多磨郡木曾村へ二里九町、土人の傳に往昔伊勢の驛ありし頃は、往邊西の方相模川の對岸愛甲郡依知村の邊より當所に保れりと云ふ、又村の中程に鎌倉古道と唱ふるあり、入谷村星谷寺邊より新戸村に通ず、

を流る間 用水に灌漑す、橋一を架す、
○鈴鹿明神社 當村入谷二村の總鎮守とす、牛頭天王を合祀す、弘治二年再建の棟札あり 其文曰、奉遷宮鈴鹿大州田倉郡澁谷庄座間郷 藤原高家、弘治二年丙辰五月二日大且那北條藤菊丸殿、又裏書に造畢之入目、五千疋、施主若林大炊助云、又元和六年 文中大且那内藤滿次郎殿と記す、按々とあり、又元和六年 ずるに、時の地頭修理亮清政が初名を萬千代と稱 久世大和守殿と記す、修理の棟札あり、例祭六月七日より十四日に至る、此時天王の神輿を假屋に遷し、入谷村星谷寺の僧來て法樂す、△末社 稻荷山王 辨天 △鐘樓 鐘に元祿三年の銘を彫る、△禰宜古木宮内 寒川神社神主金子伊豫配下、○飯綱權現社 神祇立像、正和二年五月二日の勸請と傳ふ、例祭八月廿四日相撲を興行す村持、△末社 稻荷 △鐘樓 享保五年鑄造の鐘なり、○天神社 村持下同じ、○淺間社 末社に秋葉三峰を祀る、○山王社 ○御嶽社 ○明王權現社 祭神詳ならず、村内星谷坂の側に小塚あり、御供塚と號す、相傳て昔當社祭禮の時塚上に供物を奠せし其遺名なりと云、○神明宮 祠後に老松一株あり 園一 ○第六天社 當社及下の稻荷三社を宿内四方の鎮護とす、○稻荷社三

○高札場二 ○小名 △中河原 △河原宿 △長宿 △銀鹿 △根下 △南原 △谷ッ △羽根澤 以上入谷村大 ○坂三 一は梨木坂と云ふ、東南にあり、一は星谷坂と唱ふ東にあり、一は大坂と呼ぶ、東北にあり 各登一 ○法華塚 星谷坂の側に二塚相並び上下の唱あり 塚上松あり 園五尺 ○相模川 西方を流る 幅百堤あり 高八 ○旗川 西方

十月廿日卒、清次、寶林院天曉覺清、元和三年七月初日卒、清政、岑嚴院泰雄休安、元和九年六月廿六日卒、○安養寺 雪光山極樂院と號す、古義眞言宗 河原口村中僧長安坊建つ、本尊不動なり、○圓教寺 休息山遠光院と號す、法華宗 寺傳の略に、文永八年九月、日蓮龍口の厄に當所の人、鈴木彌太郎貞勝と云者警固の内において宗法歸依の志を起し、日蓮愛甲郡依知郷本間六郎左衛門重連が宅に赴きし時、偶此地を經歷しがば貞勝己が宅地に請じて暫休憩なさしむ 是山號の日蓮流刑の後貞勝難染して圓教坊 寺號の と改め、宅を捨て寺とし、日範を請て開祖とす 圓教は正和三年六月初日月二十二日 本尊十界曼陀羅二軸 授る所、一は日範筆、釋迦像日寂す、本尊五年日蓮開眼す、 授る所、一は日範筆、釋迦像二軀 一は同教の念持佛と云ふ、日蓮 中老日 日範 二世日等の像を安ず、【寺寶】 △法華經一卷 序品なり、紺紙金泥、日△番神石一顆 長九寸横五寸、文中、日蓮 △番神堂 △番神石一顆 常所經歷の時勸請すと云ふ、 △番神堂 ○大日堂 銅佛なり、入谷村星谷寺持、○舊家彌五郎 邑正なり、圓教寺開基鈴木彌太郎貞勝が子孫にて當所に住す、中古は鍛冶を業とせしと云ふ、文書四通を藏す、又綱廣作の脇指一腰あり、先祖所持の物と云、

○宗仲寺 來光山峯月院と號す、淨土宗 鎌倉郡岩瀬八年領主内藤修理亮清成、實父竹田宗仲菩提の爲に創建し 按ずるに、宗仲は慶長十一年に卒す、然ば、送修の爲創せしか、又は八年と云は誤か、岩瀬大長寺四世源榮 星蓮社曉譽存 阿疑信と號すを請て開山とし、兩寺兼任せしむ 東照宮兼て源榮を少しめざれしにより、中原御殿駐蹕の時時々當寺に入御ありて、法義等の御談話あり、又源榮數寄の聞えありしにより茶器七種を賜はれり、今に寺寶とす 七種は松笠釜、水指、茶杓袋入、茶入、其頃清成境内に御殿を設け、御休憩の所とす、山號及制札も此時賜はれり 寺中不入の制札なり、慶長十一年三月十九年源榮參州大樹寺に轉住す、元和三年神祇日光山遷御の時三月二十一日、中原御宿殿を發せられ、境内御殿に御休憩あり、明年源榮病に依て當寺に退隱す 寛水十一年十月十日寂す、寺領七石四斗餘、慶安二年八月二十四日御月八十一、本尊三尊彌陀 中尊は 惠心作を安ず、△東照宮御身 林長三寸、開山源榮 △淡島社 △鐘樓 延寶六年鑄造彫刻し奉ると云ふ、 △内藤氏墓五基 竹田宗仲夫婦、修理亮清成、若狭守清次、修理亮清政等の碑なり 碑面刻する所 林譽宗仲慶長十一年二月初日卒、宗仲室、照樹院光譽榮法、慶長十一年九月二日卒、清成、孤光院照譽峯月、慶長十三年

新編相模國風土記稿卷之六十六 村里部 高座郡卷之八

○座間入谷村 左末伊里 座間宿村の分村なり 事は前村に辨形錯雜す、故に廣袤四 座間郷に屬す、戸數百五十九、今酒井彌門 元祿年 が采地なり、流作場相模川の岸にあり 事は座間宿村に、飛地四谷村に在り

○高札場 ○小名 △星谷 保之乃也

○諏訪社 神躰幣束、式内石楯尾神社なりと云ふ 【神名帳】小五座の内石楯尾神社あり、天安元年五月石楯尾神社に列せし事、國史に所見あり不齊、今日京中水溢、是日在相模國從五位

下石楯尾神社預官社、按ずるに、郡中下鶴間村、大島村諏訪社をも式内石楯尾神社と傳ふ、津久井縣佐野川村、名倉村にも石楯尾神社あり、皆當國郡中小五座の一なりと稱す、津久井縣は古當郡に孕りし地なれば、今何れか舊社なるや考證を得ず、佐野川村神社に神體石楯と云、村持下同じ、△末社 稻荷 ○第六天社 ○若宮八幡宮 ○神明宮 ○稻荷社

○山王社 古松一株神木なり 圍一 ○金毘羅社 ○秋葉社 ○西宮大神宮 慶長十九年勸請と云ふ、山神・養蠶神・瘡守稻荷・田神の四祠を社の左右に並べ祀る、神事舞太夫源之丞持村 江戸淺草田原町田 ○子安護正明神社 座間宿村圓教寺持、

○星谷觀音堂 坂東三十三所の一、第八番の札所なり、本尊正觀音 行基の作、座像長一尺二寸 又藥師及不動、毘沙門の像を安ず、縁起に據に行基此地に寓居の時、正觀音の像を彫刻し、堂宇を營み本尊とす、其地は山壑幽邃にして清泉潺湲たり、星影水中に映じ、暗夜も白晝の如なれば土人星谷と呼り、後年回祿に罹りし後、住僧理現今の地を檢點し堂宇を再建すと云ふ 舊地は當所の北方四五町を隔てり、宇本堂と號す小田原北條氏分國の頃、陸奥守氏照出陣の時境内を本陣とせしにより天正八年造作の料を充られし由、別當所藏文書に見ゆ 間、星谷觀音堂、屋形様每度之爲御陣之造作當年中可被致立爲其被押御印判之旨、被仰出者也、仍如件、開三月星谷寺別當、一卷奉之、△白山社 △養蠶神社 △札堂 正觀音及馬鳴菩薩を安ず、△鐘樓 嘉祿三年の古鐘を懸く、撞座一所にて尋常に替れり 銘曰、相州星谷寺、奉鑄鐘一口、嘉祿三年丁亥正月二十一日、大勸進金剛佛子秀亮、大檀越沙彌西願、大檀那源朝臣信綱、大工源吉國、勸進金剛弟子秀範、△二王門 門外に境内不入の高札を建つ、△別當星谷寺 妙法山持寶院と號す、古義眞言宗 河原口村 總持院末行基を開山とし、理現の中興とす、客殿に虚空藏一尺二寸、弘法大師の像を置く、寺領二石の御朱印は天正十九年十一月賜はれり、古文書五通を藏す、

座間七村の地頭職たりしと傳ふ、

○新田宿村 志牟天無 江戸より行程十二里、座間郷に屬す 里老の傳に、元和八年守屋左正保國圖には座間新田と載す、太夫行廣檢地せし時より今の村名を唱ふと云へど村名の改りしは、正保以後の事なり 戸數七十三、廣九町餘表十四町 東北、座間入谷、座間宿二村、南、四谷村、西、愛甲郡中依知、關口二村、 檢地は元和八年守屋左太夫行廣、寛文二年久世大和守廣之、同六年町野壹岐守幸宣等改む、今岡部五郎兵衛長玄が采地なり 寶永三年先世和泉守長興拜賜す、當村元和の頃は御平伊豆守信綱・増山禪正忠澄・久世大和守廣之、同田雲守重行等傳領すと云ふ、 相模川に傍て段高

場あり、延享二年神尾若狹守春英、寛延三年宮代七左衛門・高田勘左衛門、安永元年・寛政二年の二度、江川太郎左衛門英毅等檢地して稅數を定め、御料に屬せり、

○高札場 ○相模川 愛甲郡の界を流る 幅六十間河原の淵は五町に及ぶ 年再建の棟札あり、例祭七月十七日、拜殿に稻荷・秋葉・鮭明神を祀れり 相傳て暴雨の時、當社の神殿に鮭一尾あり、依て神に祀りしと云ふ、 △鐘樓 寛永十六年鑄造の鐘を懸く、△別當壽命院 本山修驗小田原玉瀧坊配下新田山昌清寺 開山の名と號す、開山昌清 信濃國田氏なりと云ふ、明曆二年九月朔日寂す、 上杉景勝の文書一通を藏す 是昌清が先

一は前に載る狩野一巻の奉書、一は鉢形北條氏の出す所、當寺境内不入の制札、一は元龜四年鉢形より當所奉行所へ與ふる所、於當郷星谷寺、千部之經、致讀誦畢、從開白 見物聽衆之中、貴賤上下共、横合非分之者、有之者速可處罪科云々、 一は天正三年小田原北條氏の制札、一は小田原役の時豊太閤の與へし制札にて、星谷寺座間七箇村、地下人百姓等、急度可還住事、軍勢甲乙人、立歸百姓之家不可陣取事、對寺家門前之輩非分之儀申懸族有之者、可爲一錢切并麥毛不可取事云々、 △觀音堂 △星井 白晝に井中星影見ゆと云ふ

○心巖寺 座間山と號す、臨濟宗 鎌倉建長寺末 開山を成英と云ふ 文明十二年九 開基は白井織部是房なり 法名心巖道譽 四日本尊釋迦を安ず 運慶作、長 △熊野社 △辨天社

△藥師堂 ○龍源院 水上山と號す、曹洞宗 愛甲郡三院開山を格雲と云ふ 寛永十一年三月 釋迦を本尊とす、△龍末開山を格雲と云ふ 月十四日寂す 淨土宗 天善神社 △稻荷社 △白山社 ○助給院 淨土宗 座間宿村 開山を察譽順亮と云ふ 年月を傳へず、十 宗仲寺末開山を察譽順亮と云ふ 年月を傳へず、十 座間宿村 開山を察譽順亮と云ふ 年月を傳へず、十 彌陀なり、○座間院 本山修驗 小田原玉瀧坊配下 瀧谷山現星寺大坊と號す 坊號をも 行はる開山は定賢と云ふ 正和三年五月 不動を置く、○十王堂 龍源院持、

○白井織部是房居蹟 東寄にあり、今は陸田となれり、是房は心巖寺の開基にて、應仁文明頃の人なり、當時

後衰敗せしを小田原北條氏の頃、當所の守護人松本式部少輔某法名葉堂字を中興す、夫より後僧喚室宗應、平岡岡右衛門吉道と謀りて再中興し、宗派を改て功雲の末に屬す、故に宗應を後の開山とし、元和九年三月九日卒、吉道を中興開基と稱す、吉道法名花林良岳、慶安二年八月二十四日寺領十石の御朱印を附らる、△白山社 △鐘樓鐘に元祿十年の銘を彫る、○常福寺 本鏡山と號す、臨濟宗 鎌倉建 末開山本覺了堂 正安三年十月 二十日卒、△秋葉社 ○地藏堂 長松寺持、

○内藤修理亮清成陣屋蹟 村の東南、小名陣屋小路あり、天正年中清成建る所と云ふ、廣二段 六畝餘其後領主遷替して阿部飛驒守正喬に至り、元祿十三年廢絶せしより村民の居地となれり、

○舊家權左衛門 安藤を家號とす、天文の頃祖先與太郎近郷七村の里長たりしと云ふ、家傳の文書二通あり、磯部村 伊曾倍 江戶より行程十二里、座間郷に屬す、廣二十二町袤十七町程 南、新戸村、北、下溝村、東、相模野を越ケ島 村、民戸百八十五、天文十九年小田原北條氏當所の諸公事を許し、役錢の數を定む 村民新兵衛所藏、北條氏文書曰、國中諸郡就退轉、庚戌四月諸郷

延享二年堀江荒四郎芳極檢地、天明元年の水御災に若干の地崩入、今は少許の地を存す、料に屬す、八王子道南北に貫く、道幅 二間 又府中道係れり 尺、神柩日光遷御の時の御道なりと云、一里塚今に存せり、

○高札場三 ○小名 △上磯部 △下磯部 △勝坂 前に信玄の陣所となりし地なり、 △堀之内 △二重堀 △舞臺 △有鹿谷 安里加 太爾

○相模川 西界を流る、幅四十間程渡船場あり、矢倉澤道の係る所なり、對岸猿島村にて進退す ○旗川 村の西寄を流る、幅三土橋三を架す、○峰ノ坂 村北にあり 登百四 ○洞 小名勝坂にあり、此邊を有鹿谷と呼ぶ、河原口村有鹿神社縁起に社を距こと千百歩に靈洞ありと、即是なり、年々四月八日彼神輿を爰に移し、六月十四日迄祭事ありて同日歸座す、

○八幡社 村の鎮守なり、本地佛彌陀を安ず、祭祀年々八月十五日角力を興行す、△末社 白山 淺間 天神 △護摩堂 不動を安ず、△別當佛像院 磯幡山神宮寺と號す、小田原玉瀧坊觸下開山祐圓 延文二年九月廿二日卒 ○御嶽社 佛像院持下同、○山王社二 ○稻荷社三 ○山王社 勝源寺持、○羽黒權現社 祭禮八月十五日、座間

公事赦免之様鉢之事貳拾貫文、東郡磯部郷右爲諸點役之替百貫文地より、六貫文懸に可出趣相定候、然者磯邊郷貳拾貫文依爲不入之地役錢三ヶ二八百文六月十月兩度に御藏へ可納、此以後は昔より定候諸公事、不殘令赦免候、細事之儀も不可申付候、郡代觸口不可有綺候、但陣夫並廻夫大普請玉繩城米錢をば可致之、廻陣夫をば年中八貫之積にて以夫錢出べき事、退轉之百姓還仕候者には借錢借米可令赦免候、無御印判郡代夫、永祿の自今不可立云々、天文十九年四月朔日磯部郷百姓中、永祿の頃は北條氏の臣内藤三郎兵衛、【役帳】曰、内藤三郎兵衛卅貫文、保内磯部半分、按ずるに、三郎兵衛は當時津久井衆なり、其地城付、野江遠江守 五十五貫の領内なるをもて保内と記せしならん、野江遠江守、【役帳】曰、文、磯部内野江遠江守、按ずるに、「役帳」津久井衆内藤左近將監が所領の末に記したれば、遠江守も亦津久井衆の屬なるべし知行す、永祿十二年武田信玄小田原へ發向の路次、勝坂に陣取、二陣の勢此所より相模川を渡す、【甲陽軍鑑】曰、信玄公瀨山を巻解し、相原溝ニツッ田。勝坂まで陣取給ふ、殊に勝坂にて相模川打越、御先は内藤修理、二の手は淺利原隼人跡部大炊助云々、さて相模川を越に先衆は當麻、二の手は磯部、御旗本は新道、跡備は座間、今按ずるに、勝坂は村内の小名にて相模川へそへり、地頭四人、大津新右衛門先祖駿河守、深谷長次郎先祖左源野善右衛門先祖友三、大久保鎌之丞教文家傳に據に、宗家長門支子江七兵衛教平に配當する所なり、教平は則教文が祖なり、已上四給皆寶永四年賜はる、是より先寛文四年久世大和守廣之に賜る、其時の領地目録に、當村を載ら 檢地は天正十九年彦坂小羽部元正、寛文年間久世大和守廣之糺す、相模川岸

入谷村大坊持、△末社 秋葉

○能徳寺 磯平山と號す、曹洞宗 下溝村天 應院末 開山寛應八年九月廿一 本尊觀音、慶安二年八月寺領七石六斗餘の御朱印を賜ふ、△鐘樓 延寶八年の鐘を掛、△白山社 △石神社 △辨天社 ○長法寺 淵岸山と號す、同本尊彌陀、△白山社 ○勝源寺 金澤山と號す、同宗 愛甲野村龍本尊千手觀音、開山笑山充聞 寛永五年二月七日卒、開基は鳳寺末 伊右衛門と稱す、寛永 村民なり 十年十月十八日死、△白山社 △稻荷社

○順光寺 無量山覺壽院と號す淨土宗 座間宿村 本尊彌陀、開山無願、寛文五年創建す、開基は村民なり 荒右と稱す、按ずるに、天正十九年檢地の時寺域を除地とすと云傳ふれば、寛文の創建と云に齟齬す、何れか謬あるべし、 ○藥師堂 能徳寺持下同、○十王堂

○舊家新兵衛 代々里正を勤む、先祖田所加賀某は小田原北條氏の家人にて當所に土着し、天正二年十一月十九日死す、茂岳宗繁と諡す、能 傳ふれば、寛文の創建と云に齟齬す、何れか謬あるべし、 北條氏文書一通を藏す、其文 村の西南の方に堀之内、二跡の遺名なる 重堀等の小名あり、これ城 べしと云り、文明中山内上杉氏の老臣、長尾四郎左衛門

景春謀叛を起し、上杉氏と予盾に及し時當城に軍勢を籠置、武相の所々にて合戦に及び、文明十年三月景春打負て當城遂に落去に及びしなり【鎌倉大草紙】曰、文明相州の内、一味同心の軍兵を催し、五十字の陣へ押寄り、羽上杉を襲ける云々、同十年三月景春千葉新介孝胤を相催し、羽生の峯へ陣を取、太田圖書介資忠羽生へ向て定政にも出勢なり、存胤景春一戦にも及ばず、引退て相州磯部の城も自落す、

- 栗原村 久里波 江戸より十二里餘、戸數百七十、座間郷に屬す、東西二十町餘南北二十九町半、東北、相模野、西、南、柏ヶ谷村、檢地は承應三年増山彈正忠正澄改む、地頭三人、太田運八郎資統 祖先三之、山田立長 祖先立、増田壽春 祖先賜る、此村寛永五年より承應二年迄御料所なり、後増山彈正忠正澄領分となり、延寶二年町野壹岐守幸宣に賜ひ、其子酒之丞幸長が時元祿十四年收公せられ、御料となり、寶永五年正月、已上三給各自に賜る、矢倉澤道異界に係り、間半飛地座間宿、入谷二村の内にあり、合二町、幅四
- 高札場三 ○小名 △小池 △中原 △芹澤 △八軒庭
- 鷹ノ峰 西方に在、高二 ○川 村内北方小名小池より涌出又中程窄場より流出する清水合して南流し、隣村柏ヶ谷村に至て目穿川と唱ふ、橋二を架す、
- 王子權現社 村の鎮守、寶永三年再建の棟札あり、例祭八月二十一日、相撲を興行す、村民持下同、△末社

稻荷 △鐘樓 寶永七年鑄造の鐘を懸、○若宮權現社 元祿十年建立の棟札あり、祭日前社に同じ、△末社 稻荷 △鐘樓 享保元年の鐘を懸、○龍藏權現社 村の鎮守、山王稻荷を合祀す、元文三年再建の棟札あり、例祭七月二十日、△鐘樓 天明七年鑄造の鐘を掛、○絹張明神社 村の鎮守、△末社 秋葉 ○住吉社 村持下同、○山王社 ○稻荷社二 ○辨天社

○崇福寺 栗原山と號す、臨濟宗 鎌倉建 二年四月 開基は村民なり、太郎右衛門と云、子孫絶ゆ、本尊釋迦、△阿久山左權現社 村の鎮守、正徳三年再建の棟札あり、例祭九月朔日、祭神詳ならず、△觀音堂 正觀音を安す、○妙禪寺 小池山と號す、曹洞宗 座間入谷村 寶州 慶長十年十月 本尊釋迦、○專福寺 法林山と號す、淨土眞宗 勢州一身田 本尊彌陀、開山了山法師 文祿二年十一月 相傳ふ、此地墳墓堂在しを村民等謀りて三浦郡 中專福廢寺の寺號を引、一寺に起立すと云 ○阿彌陀堂 愛甲郡岡田村長徳寺持、

○柏ヶ谷村 加之八賀 江戸より十二里餘、民家二十九、東西二十町南北二十六町、東、上草柳、深谷、寺尾三村、南、小園村、小田原北條氏割據の頃は川尻某知行す【役帳】曰、川尻十七、買八百八十三文、海

老名下郷内柏谷分大普請の時半役、按ずるに、海老名郷に柏谷の地名なし、當所海老名の近隣にて、しかも柏柏文字相似れば【役帳】載る所、傳、寛延四年檢地あり、今地頭鈴木四郎左衛門直容 延寶二年町野壹岐守幸宣に賜ひ、其子酒之丞幸長が時、元祿十四年收公せられ、御料所となり、寶永二年先世鈴木能登守重 貞賜はる、村の南北に矢倉澤道係る間、幅三

- 高札場一 ○小名 △中原 △下ノ原
- 目穿川 村西を流る、
- 山王社二 一は村鎮守、祭禮九月二十八日、村持下同、○稻荷社 ○第六天社
- 重寶院 當山修驗岡寺觸下本尊不動、享保元年僧清山起立す、○不動堂 村持下同、○地藏堂
- 望地村 保字知 江戸より十二里、座間郷と號す、民戸八、廣二町程表七町餘、南、早川村、北、柏ヶ谷村、石川五郎三郎知行所なり、承應元年先世六左衛門重興に賜ふ、矢倉澤道係る間、幅二
- 高札場一 ○小名 △上 △下
- 南坂 村南に在、登り三 ○目穿川 西界を流る、幅二
- 飯綱權現社 神跡木像、祭禮十一月二十四日、村鎮守、△別當東福寺 龍澤山と號す、臨濟宗 國分村龍 本尊釋迦、開山萬庵宗岳 長祿三年十月 ○山王社 東福寺持、○稻荷社 村持、

○小園村 古曾能 江戸より十二里、座間領と唱、民戸四十、二、小田原北條氏の頃は高城治部少輔胤則知行す【役帳】曰、高城十貫文、東郡小園今堀田相模守正篤領地なり、堀田相模守正亮 萬治二年佐久間半右衛門某、丸山七左衛門領地となる、某等檢地す、東西十二町南北十四町、東、寺尾村、西南、早川村、北、望地、柏ヶ谷二村

- 高札場一 ○小名 △臺 △前畑ヶ △宮ノ下 △宮ノ越 △南山野 △原山野 △赤坂
- 坂二 宮ノ前坂・東向坂の唱あり、共に登り ○目穿川 西界を流る、幅二 一名小池川と唱ふ、水源、栗原村小池より出る故なり
- 子ノ明神社 慶長十年の棟札あり、文に奉灌頂寢能大明神日勸請、願主金子與右、祭禮六月十五日、山王を配祀す、齋門重昌敬白云々、
- 末社 天王 ○稻荷社
- 地藏堂 本尊は運慶の作、座像、長六
- 舊家善兵衛 祖先金子兵部少輔某、天正年間千葉の支族高城氏に屬す、當時高城氏當村を領し、兵部を置て代官とす、今家藏に高城治部少輔胤辰、同胤則等の與へし文書一通あり、一は高城胤辰、金子某に兵部少輔を授け、辛巳は天正九年なるべし、一は胤則、金子兵部丞、同與次郎に與る書なり、其文に小園之村如前々其方父子江相任候、并迄

下人等、對其方於不足之者は、不可許容者也云々、小田原丁亥七月二十一日とあり、是天正十五年なるべし、北條氏没落の後、高城氏地を失ひし後も兵部父子は猶此地に居住す、慶長十九年大坂の御陣に、子孫十兵衛と云者彼地に赴き、十二月晦日家に歸りしかば、俄に松枝を折り、片紙を挿て新正を迎へしより今に松飾は其古例に従ふと云ふ、具足一領及小田原陣の時、豊太閣の制札を藏す文中相模國東郡こそ子郷と記せしは偶記の誤なり

新編相模國風土記稿卷六十七

村里部 高座郡卷之九

澁谷庄

○上鶴間村加美郡留萬牟良 江戸より行程十一里餘、當村北條役帳には、東郡鶴間とのみ見えたり、今の如く上下分折せしは果して永祿已後の事なり、又境川の對岸、武州多磨郡にも鶴間村あり、土人傳へて古は是も當國に屬して彼是一村たりしを、後國界變易して境川を限り、武州に屬せしより地域兩國に分れしなりと云ふ、其年代傳なくして知由なけれど、北條役帳に小山田彌三郎が采地の内、小山田庄鶴間と見えれば既に此頃國界革りしと識るべし、小田原北條氏割據の頃は關兵部承領す役帳曰、四十貫文、東郡鶴間、此内二十八貫四百文戊戌年増、戸數百二十、廣袤各二十五町餘東、武州多磨郡金森、原町田二村、西、八王子道村を通ず幅三相模野、南、下鶴間村、北、鶴野森村、大岡次郎太夫先世吉重郎義成天正十九年拜賜す、長谷川太郎兵衛正岱先世筑成寛永二年十月拜賜す、が采地なり、大岡氏の賜地は、延寶三年檢

新編相模國風土記稿卷六十六之終

地すと云、

○高札場二 ○小名 △中和田 △谷口
○境川 東方國界を流る幅二古は田倉川と唱と云ふ、
○長島明神社 小名中和田の鎮守とす、稻荷を合祀す、元祿十六年再建の棟札あり、武州多磨郡原町村延命院持下同じ、○石神社 寶曆中再建の棟札あり、○金山明神社 ○山神社 青柳寺持、
○青柳寺 方運山と號す、日蓮宗鎌倉本開山律正院日題と云ふ、本尊釋迦を置く、△鐘樓 鐘は寶永三年の鑄造なり、△鹿島社 小名谷口の鎮守とす、正徳元年再建の棟札あり、古は村の北界にあり舊地石祠を置き元鹿島と稱す、
△番神堂 ○泉龍寺 享祿年中起立す、中和山と號す曹洞宗武州橋樹郡作開基は日洲永祿三年十月廿六日寂す、開山は雪天透瑞と云ふ天正十四年正月廿一日寂す、按ずるに、此寺もと稱するならん、庵室なりしを此僧に至て法地とせしにや、故に古開山日洲を開基、本尊釋迦を安ず、△鐘樓 安永四年の鐘を懸く、△白山社 ○西光寺 無量山と號す前寺末昔は淨土宗なりと傳ふ、開山を石岑と云ふ明暦元年十月廿二日寂す、本尊彌陀を安ず地頭大岡氏祖先吉重郎義成夫婦の位牌を置く、△稻荷社 ○常念寺 延命山と號す本寺前開山

を朝山と云ふ慶長九年三月廿日寂す地蔵を本尊とす ○東光寺 瑠璃山と號す本寺前に同じ開山は常念寺に同じ本尊は藥師なり
○下鶴間村之毛郡留萬牟良 江戸より行程十一里餘、戸數百二十、東西三十三町南北三十四町餘、西、相模野、南、深見村、瀨谷村及武州多磨郡鶴間村、國、今江原孫三郎御入國後、鎌倉郡界の沿革は既に上村に辨ず、先世拜賜す松平金次郎寛永二年十二月十一日、先世世勝左衛門昌吉并賜す、都筑又兵衛を傳へず、が知行なり、當村矢倉澤道、八王子道の驛郵にて、人馬の繼立をなせり、矢倉澤道は幅四間、東の方人夫は武州鶴間村、道程五町、傳馬は同國長津田村、道程一里餘、二所繼立のこととを司れり、西の方は人馬共に郡中國分村、道程二里に達す、八王子道は幅二間、南方長後村、道程二里一町四十八間、北方は武州多磨郡原町村に繼送、道程一里四十八間、又八王子道、村内にて二條となり、隴間一條を古道と唱へとも唱ふ、北の方上鶴間村界にて前路に合す、
○高札場二 ○小名 △水牛王 三都乃古和字○村民の説に村に係る、依て三の郷と云しを訛りてかく唱ふと云ふ、又上草柳村にては、古昔熊野の牛王流れ來しことあり、故に唱初しと云ふ、△横山道 八王子古道、△公所 久自與○此地に人家四つ、近村にては公所村と、△上野能 △下野能 △山中河内唱へ、別村の如くす、△山中原 △長堀 △目黒 △宮田 △片倉 △高木 △牢場

○坂三 共に小坂なり 坂と唱るあり、古淺間社の神主齋木宮内と云者住せしよ、
○塚四 鷹見塚・鷹番塚・宮田塚・天道塚等の名あり 高各六尺許、
○境川 東方武州界を通ず 間餘土橋二を架す、

○淺間社 村の鎮守とす、例祭六月朔日、貞享元年再建の棟札あり、觀音寺持下同じ、△松一株 神木なり、
○諏訪社 村の鎮守なり、例祭七月廿日、延寶八年・寶永八年の再建の棟札あり、式内石楯尾神社なりと傳ふことは座間入谷村に辨せり、
△末社 天王稻荷合社 △松樹 神木なり 圍一丈、
○子權現社 小名公所の鎮守とす、神體石圍八尺許、△末社 稻荷 ○住吉社 これも公所の鎮守なり、△末社 第六天 ○神明宮 ○山王社 ○辨天社 神體座像長四寸許、弘法護摩の

○觀音寺 鶴間山東照院と號す 古は金龜坊 古義眞言宗 武都筑郡恩田 中興開山を頼滿と云ふ 慶長十三年十一月二十日寂す、本尊十一面觀音 慈覺 又藥師を置く 立像長八寸 境内に建武五年延文二年の板碑二基あり 履歷を傳へず、
○鶴林寺 寶龜山壽翁院と號す、淨土宗 鎌倉末 開山貞山覺智と云ふ、本尊彌陀を安す、△鐘樓 享保二年鑄造の鐘を掛く、△不動堂

○定方寺 境國山と號す、曹洞宗 武州都筑郡奈中興開山竹峯と云ふ、三尊彌陀を置く、△白山社 △稻荷社 山中修理助貞信壘蹟 貞信或は貞住と傳ふ、北條氏の家臣にて天正年間此地に住すと云ふ、村の東により土地小しく高く、上は平地なり、今は山林及陸田となれり
○鶴野森村 宇能毛 江戶より行程十一里餘、小田原北條氏の頃は幸田寄子・長澤某・井出某等の給地なり 〔役帳〕曰 東郡矢部・鶴野・幸田寄子 戸數二十八、東西十八町半南北長澤・井出兩人に被下、
九町半 東、武州多磨郡森野村、境川を隔つ、
西、相模野 南上鶴間村、北、淵野邊村、今永井幸之助が采地なり 拜賜の年代を傳へず、八王子道、南北に貫けり 間餘
○高札場 境川 東方國界を流る 幅二間許
○神明宮 村の鎮守なり、享保十年再建の棟札あり、幸延寺持、○鹿島社 是も村の鎮守とす、武州多磨郡原町田村延命院持下同じ、○山王社
○幸延寺 福壽山と號す、日蓮宗 鎌倉末 開山善巧院日旭と云ふ 弘治三年七月 三寶祖師、鬼子母神を安す、△番神堂 ○藥師堂 武州多磨郡原町田村宗保院持、
○淵野邊村 布知能 江戶より行程十二里、里老の傳に足

利將軍の時淵邊伊賀守義博居住し、曆應中に大沼の蝥蛇を殺て村民の害を除く、因て村名となれりと云ふ 按ずる賀守當時此所に居住せしならんは家號却て在名を唱しなるべし、小田原北條氏割據の時春日兵庫助知行せり 〔役帳〕曰、五十貫文、東 此頃當麻村無量光寺北條氏の許を得て、淵邊原にて草木萱等を爰しこと同寺所藏の文書に見ゆ 日、當麻山中江可劫取、草木并萱之右於原中爲先賣樹院知光院手判可爲劫取不可有相違云々、申十二月廿日當麻衆中、岩本奉之、按ずるに、淵邊原は相模野の内當村に添し地を稱せし、民戸百四十六、檢地は寛永二年・延寶二年・元祿五年・同十六年・寶永四年・享保八年凡六度なり、
今岡野孫一郎 寛永三年先世權左 岡野孫十郎 融明 先世孫十郎 友明は弟なり、延寶二年檢地の時打 大久保佐渡守忠保が采出の高舊に倍す、依て友明へ分地す、
地なり 當村もとは御料なり、寛永三年岡野氏の先世に裂賜はり、忠保が先世山城 廣二十四町表凡一里 東、武藏國多磨郡木曾、守常春拜賜す 根岸二村西、相模野、南、鶴野森村、北、上矢部 及上矢部新田二村、矢倉澤八王子の二路三間 村内を通ず、
○高札場三 ○小名 △御下屋鋪 村の東、境川の邊なり、
屋鋪跡 △家前 △矢ノ口 △山王下
と云ふ
○境川 東の國界を流る 幅五 板橋を架す 長五 間餘 ○大沼 村

陀を安す、△鐘樓 享保二年鑄造の鐘を掛く、△不動堂
○山王社 神體鏡 延寶八庚申年 每歲八朔を例祭とす、鐘をかく 近時の別當武州多磨郡木曾村覺圓坊下同じ、
△末社 飯繩 稻荷 ○御嶽社例祭八月八日、△末社 稻荷 妙儀 △鐘樓 文化十年鑄造の鐘をかく、○鹿鳴社 七月二十八日祭事あり、△末社 稻荷 香取 ○辨天社
○龍像寺 淨源山と號す、曹洞宗 愛甲郡七澤 村廣澤寺末本寺二世、巨海を開山とす 弘治三年二月二十三日寂す、里老の傳には淵海を開山とす 邊伊賀守、毒蛇を殺せし後蛇身を龍像權現と祀り、龍像・龍頭・龍尾の三寺を建立す、當寺其一にして二寺は廢せりと云ふ、開山巨海の時世を以て考れば年代合せず、寺記總て其傳を失ふ、又伊賀守の碑なりとて古碑一板を本堂に置けり、正和元年十一月日、淵邊伊賀守と鐫る、後人の作爲に由しも、本尊釋迦を安す、第六世僧萬州 明曆二年宇を再建す、慶安元年九月寺領十二石の御朱印を賜ふ、
△鐘樓 鐘は近世の鑄造なり、△白山社 △龍像權現社 淵邊伊賀守が蛇身を祀りし社と云傳ふ、△辨天社 △岡野氏墓 大和守夫妻、越中守融成入道江雪夫妻等の碑あり 〔口〕の碑、清徳院知岩宗仁、天正十二年三月七日、室顯曾祖考從五位下、故越州照光院傑翁涼英、慶長十四六月三日室、圓珠院華心妙英、慶長十七十月十一日等の文を彫る、
○大日堂 村民持、○不動堂 寛永年間農民喜左衛門

南にあり 淵 曆應の頃大蛇斯に蝥し、土民を惱せし時淵邊伊賀守これを殺せりと云傳ふ、
○山王社 神體鏡 延寶八庚申年 每歲八朔を例祭とす、鐘をかく 近時の別當武州多磨郡木曾村覺圓坊下同じ、
△末社 飯繩 稻荷 ○御嶽社例祭八月八日、△末社 稻荷 妙儀 △鐘樓 文化十年鑄造の鐘をかく、○鹿鳴社 七月二十八日祭事あり、△末社 稻荷 香取 ○辨天社
○龍像寺 淨源山と號す、曹洞宗 愛甲郡七澤 村廣澤寺末本寺二世、巨海を開山とす 弘治三年二月二十三日寂す、里老の傳には淵海を開山とす 邊伊賀守、毒蛇を殺せし後蛇身を龍像權現と祀り、龍像・龍頭・龍尾の三寺を建立す、當寺其一にして二寺は廢せりと云ふ、開山巨海の時世を以て考れば年代合せず、寺記總て其傳を失ふ、又伊賀守の碑なりとて古碑一板を本堂に置けり、正和元年十一月日、淵邊伊賀守と鐫る、後人の作爲に由しも、本尊釋迦を安す、第六世僧萬州 明曆二年宇を再建す、慶安元年九月寺領十二石の御朱印を賜ふ、
△鐘樓 鐘は近世の鑄造なり、△白山社 △龍像權現社 淵邊伊賀守が蛇身を祀りし社と云傳ふ、△辨天社 △岡野氏墓 大和守夫妻、越中守融成入道江雪夫妻等の碑あり 〔口〕の碑、清徳院知岩宗仁、天正十二年三月七日、室顯曾祖考從五位下、故越州照光院傑翁涼英、慶長十四六月三日室、圓珠院華心妙英、慶長十七十月十一日等の文を彫る、
○大日堂 村民持、○不動堂 寛永年間農民喜左衛門

○大日堂 村民持、○不動堂 寛永年間農民喜左衛門

建つ、武州多摩郡小山村福生寺持、○觀音堂 村持、
 ○淵邊伊賀守義博居蹟 村の北にあり淵方三馬場蹟土居
 の蹟等今なほ残り、又第六天の祠あり按ずるに、義博の頃將軍家臣にて武名あり、惠源入道の指揮により建武二年七月鎌倉藥師堂の谷にて護良親王を失ひしこと、【太平記】に載す、西源院本【太平記】及○天野孫平典治墓 村北にあり、塚上に虚空藏の祠あり、是典治が靈を祀れりと云ふ、典治は元和年間の縣令なりと云傳ふ、元和元年八月二日故ありて害に逢ふ、

○上矢部村加美夜倍牟良 正保國圖には矢部村と載せ、元祿の改に今の村名に記せり、江戸より行程十一里半按ずるに部なし、境川の對岸武州多摩郡小山田村の小名に矢部、及下矢部あり、恐らくは是に對して上矢部と號するならんと傳ふ、又はもと小山田村内の地にして境川水路變遷し、國界の改りし頃分裂して當郡に屬せしも知るべからず、北條氏分國の頃は幸田寄子、長澤某、井出某知行す【役帳】曰、廿貫文幸田寄子、長澤、井出兩人に被下、此頃相模野の内、當村に近き所を矢部原と稱し、當麻村無量光寺にて草堂等を交取こと同寺所藏文書に見ゆ其文淵野邊村條に載す 戸數四十八、寛文十年八月成瀬五左衛門重治檢地す、貞享五年又新田を糺せり、東西十二町南北八町東、淵野邊村、西、小山村、南、上矢部新田、今大久保村、北、武州多摩郡小山田、小山二村、

佐渡守忠保が領地なり昔御料所なり、享保十三年先世山城守常春拜賜す、 八王子道東西に貫り幅二

○高札場 〇境川 北方武州の國界を流る、
 ○御嶽社 例祭七月十八日、村持下同、△末社 辨天

○山王社 〇藥師堂

○屋敷蹟 村の中程に在、方三町許、土居の形存す、何人の遺跡にや、

○上矢部新田村加美夜倍志無天無牟良 古は相模野の内なり、延寶三年江戸の商人、相模屋助右衛門と云者開墾し、上矢部の接地なればこれを村名とす、貞享元年九月成瀬五左衛門檢地して貢税を定め御料に屬す、今鈴木大膳寶永二年先世大久保佐渡守忠保享保十三年先世山城守常春拜賜す、が食邑なり、戸數三十六東西十三町南北十二町東、淵野邊村、北、上矢部村、西南は相模野なり、 江戸より行程十二里なり、

○稻荷社 村の鎮守とす、例祭七月二十四日、村持、
 ○上相原村加美安比波良牟良 江戸より十二里、古は土棚郷座門領と唱しと當村及橋本・小山・下九澤四村はもと相原村と稱す、一村なり、正保三年分村すと云按ずるに、正保の改にり、元祿の改に至て武の相原を上中下に分て三村とし、當郡に上相原村、相原下九澤村、相原橋本村の三村を載せ、橋本の傍記

に古は下相原村とあり、又別に小山の一村を添、然ば古昔相原は一圓當郡に屬し、中古境川を限て國界とせしより兩國に分れ郡中相原の地は正保三年分【北條役帳】に油井領東郡粟飯原析して四村となりしなり、 四箇村と載す按ずるに、粟飯原は即相原なるべし、四ヶ村と後一旦合して一村となりしにや、油井領は則北條陸奥守氏照の所領なり、 永祿十二年武田信玄小田原發向の時此地に陣取し事所見あり【甲陽軍鑑】曰、信玄原みづ二ツ田勝坂まで陣取給ふ、 家數百二、廣十五町袤十三町許橋本村と相原村と

す、東、橋本村、南、下九澤村、西、津久井縣今地頭佐野鐵之進先世下川尻村、北、武州多摩郡中下相原二村、 今地頭佐野鐵之進先世信濃守勝藤澤大學 先世大學賜ふ、此村古は御料所、寛文四年久由賜ふ、藤澤大學 世大和守廣之領分となる、則同年四月八日廣之に賜る、領地御朱印目錄に、高座郡相原村あり、其後寶永二年五月今の兩給となる、 檢地は正保三年慶安三年并に野村彦太夫爲重寛文四年久世大和守廣之改む
 ○高札場二 〇小名 △森下 △川根 △どぶに △當麻田 △三家也 △田尻

○境川 北方の國界を流る、橋四を架す、
 ○八幡社 例祭八月十五日、相殿に天王を置、神鉢鏡、例祭六月十一日、花藏院持下同、〇山王社 〇稻荷社
 ○外ノ御前社 祭神詳ならず、以上四社當村と橋本村の入會にあり、又花藏院境内ノ御前社を加へ總て五社を當村及橋本二村の鎮守とす、○花藏院 兒松山慈眼

寺と號す、新義眞言宗武州多摩郡上門田村藥王院末、 開山秀慶應仁二年正十年僧源清中興す、本尊阿彌陀、△内ノ御前社 △天神社 △藥師堂

○昌泉寺 龍源山と號す、曹洞宗津久井縣根小屋村功雲寺末、 開山州山洞蓋慶長四年九月初日卒、文祿元年十月初日死、本寺九世の僧なり、 開基吉川下總文祿元年十月初日死、村民五郎左衛門が先祖、 本尊虚空藏、△大鐘近世鑄造 △白山社 〇阿彌陀堂 昌泉寺持、

○塚 坤の方に在り、蝸牛塚と云來由詳ならず、
 ○橋本村八志毛土牟良 江戸より行程十二里、正保三年上相原村より分村す事は前村に辨す、 元祿の改に相原、橋本村、古は下相原村と傍記す、然れば一旦上村に對して、此唱ありしと知らる、東西二十三町餘南北十八町上相原と地形犬牙す、東、小山村、南、下九澤村、西、上相原村、及相原村、及津久井縣下川尻村、北、境川を隔て武州多摩郡中下相原二村、 村内南北に貫き、八王子道係れり幅二 當所其繼立をなせり人夫四人、傳馬二匹を

定員とし、北方武州多摩郡八王子、南方郡内、當麻村へ各二里八町を繼送れり、家數百七十一、檢地は正保三年慶安三年共に野村彦太夫爲重、寛文四年久世大和守廣之糺す、今藤澤舍人初宗家大學に賜ひ、後舍人の祖に分地配當す、 石野新左衛門先世百助拜賜す、 別所小三郎先世内藏助拜賜す、 高木太郎先世三太夫拜

賜す、當村古御料所なり、寛文四年久世大和守廣之に賜へり、後得替ありて元禄十一年今の四給の先世に賜ふ、

○高札場二 ○小名 △上郷 △下郷 村内をこの二下 △大門 △當摩田 △中村 △田尻 郷以上上 △森町 △西ノ原宿 △原郷以上上

○境川 北方國界を流る橋四を架す 石橋一長八間半板橋二土橋一共に長五間餘

○神明宮 香福寺持下同じ、例祭七月二十一日、○天神社 例祭二月二十五日、

○香福寺 橋本山と號す、臨濟宗 鎌倉建長寺末開山藏海性珍と云ふ 應永十八年六月十一日寂 矢島左近某と云者、中興開基す、本山第六十世なり、其尊地藏を置く 運慶作基す、村民甚十郎は其子孫なり、本尊地藏を置く 長四寸五分 △鐘樓 貞享三年鑄造の鐘をかく、△藥師堂 本尊は矢島出雲と云者安する所なりと傳ふ 木像長一尺、聖に文字あり、嶋の一字僅に存し、其餘は 徳太子作、臺座剥落す、出雲は左近が支族なるべし、此堂昔は字本宿に在り、今も舊蹟存せり、△山王社 △支院常慶菴蹟常慶と云ふ僧開基す 延寶七年二月 外に延壽堂菴廢蹟あり、○瑞光寺 是も橋本山と號す、曹洞宗 武州多磨郡乘寺 開山を聖山大祝と云ふ 天正十九年三月 上柵田村高末 開山を聖山大祝と云ふ 月十六日寂す 開基は瑞光月心と傳ふ 俗稱を勘十郎と云ふ、天正十四年十月三日死す、武州多磨郡下相原村の民、五左衛門の祖なり

本尊釋迦を安す、△洪鐘 貞享四年の鑄造なり、△蠶影山 古加介 權現第六天合社 權現は常州筑波山麓、桑寺境内の社を勸請すと云ふ、△觀音堂 百觀音を安す ○供養塚 香福寺持、

○小山村 古也麻 江戸より十二里、正保三年上相原村より分村すと云【東鑑】建久元年十一月頼朝上洛の時供奉の列に相模小山太郎あり、同六年三月南都着御の時供奉の列にも相模小山四郎あり、又建保元年五月和田義盛の亂に討死せし交名を録せし條に、澁谷人々の内に小山太郎及小山次郎小山四郎等あり 按ずるに、太郎等此地の人にて、在下野小山氏と辨別するが故なり、今境川の對岸、武州多磨郡小山村あり、是近隣と同一國界變革して、地域兩國に分れしなるべし、相原より分折せしといへど、【東鑑】に據ば古く聞えし地名にて、一旦相原に併入せしならん、東西三十二町南北八町餘 東、上矢部村、西、橋本村、南、地頭大久保渡守忠保 享保十三年先世佐藤澤大學 寶永三年先代大學賜ふ、按ずるに、寛文四年久世大和守廣之に賜 此村古は御料所なりと云ふ、其時の領地御朱印目録に小山村あり、檢地は寛文四年久世大和守廣之に賜ふ、民家百七十五、瀧山道村の中程を貫き西界にて北に折れ、武州小山村に達す、

○高札場二 ○小名 △大河原 △原村 △久保 △失掛 △横根 △三谷 左牟也

○堺川 北方武相の堺を流る、橋四を架す、

○天縛明神社 祭神帝釋天、本地十一面觀音、村の鎮守 例祭七月二十九日、牛頭天王を相殿に置、蓮乘院持下同、△末社 稻荷 △神樂殿 ○神明社 ○熊野社 ○山王社

○蓮乘院 天縛山無量寺と號す、新義真言宗 武州多磨郡末 本尊阿彌陀、慶安二年寺領八石四斗餘の御朱印を賜はる、△鐘樓 鐘に銘あり △藥師堂 ○阿彌陀堂 蓮乘院持、

○上九澤村 加美玖左 江戸より十三里、大島村より分折せし地なり 按ずるに、元禄の改始て村名を載せ、大嶋村枝郷とは正保中相原より分村せし地なれば上下 古は大島郷座間領との唱ありといへども元より別村なり、古は大島郷座間領と唱ふ、廣二十町袤三町餘 東北、下九澤村、巽、田名村、西南、大嶋村、戸數三十四、地頭佐野鐵之進 元禄十一年佐野信濃守勝由賜る、是より先寛月八日廣之に賜る、領地 文の頃は久世大和守廣之領せり、寛文四年四御當印目録に當村あり、檢地は正徳二年地頭糺す、

○高札場一

○梅宗寺 巨福山と號す、曹洞宗 津久井縣根小 屋村功雲寺末 開山柳山 洞絮 元禄二年八月 本尊釋迦、△大鐘 近時鑄造 △觀音堂 元禄二十三日卒、志毛玖左 △觀音堂 江戸より十三里、古は相原郷座間領

○下九澤村 志毛玖左 江戸より十三里、古は相原郷座間領

に屬す、正保三年上相原村より分折す 元禄の改に相原下九澤村と載す、事本に辨、戸數二百十、東西三十五町餘南北五町半 東、上溝村、相原、橋本二村、西、大島村、地頭は佐野鐵之進 先祖信濃守及津久井縣上下川尻二村、勝由賜ふ、加藤清之丞 先代三左衛門賜る、是より先寛文四年久世大和守廣之元禄十一年兩地頭、其領地目録に此村名見ゆ、其後御料となり元禄十一年兩地頭、正徳二年檢地あり、小名姥母澤に見取場あり 正徳の頃 新築す、

○高札場三 ○小名 △姥母澤 宇波左八〇上溝村姥母山照源寺の舊地なり、

△山ノ谷 △作ノ口 △上分 △三ッ谷 △松並

○藏王權現社 村の鎮守、神跡木像、本地佛釋迦、應永年間金泉寺開山源秀勸請す、今に同寺の持なり、慶安二年八月二十四日、社領六石一斗餘の御朱印を附らる、祭禮七月二十一日、△鐘樓 鐘は近 △杉一株 神木なり圍宮 ○稻荷社 以上五社、金泉寺持、

○金泉寺 九澤山根生院と號す、新義真言宗 武州多磨郡末 開山源秀 應永九年三月 本尊藥師 △觀音堂 七觀音を置 末 開山源秀 應永九年三月 本尊藥師 △觀音堂 七觀音を置 塚二 一は西の方にあり、供養塚なり、一は中程にあり 六尺餘

○舊家作右衛門 名主なり、祖先山本勘藏某は山本勘助

晴行三代の孫なり、文祿二年甲州より來て土着すと云
武田氏の文書を家藏せしが、元和四年丙丁に
罹りし由、二代目勘平某が記録に見えたり、

○大島村 於保之末幸良 江戸より十三里餘、永祿年間開墾すと
云、古は座間領に屬す、廣三十町表二十七町餘良、上下九
澤村、西南、津久、家數三百、大久保佐渡守忠保領分なり、御入
内藤修理亮清成に賜ひ、元和元年御料となり、寛永二十年松平
伊豆守信綱、承應の頃増山彈正忠澄、萬治年中久世大和守廣
之等相替り領し、延寶八年御料に復し、檢地は、天正十九年彦
享保十三年大久保佐渡守常春賜る、

坂小刑部元正、寛文四年久世大和守廣之糺す、相模川岸
に流作場あり、開墾す、
○高札場一 ○小名 △瀧原 △久保 △榎戸 △起水
古志 △神澤 加無左八

○相模川 西南の村境を流る、
○諏訪社 式内石楯尾神社なりと云、文化三年吉田家に
請て式内石楯尾神社、神祇伯資延王謹書とある額を掲
げ、又社前に石標を建式社たることを刻す、按ずるに、座
間の二村、諏訪社をも石楯尾神社と傳へ、津久井縣名倉・佐野
川の二村にも式内石楯尾神社と傳ふあり、皆考證なし、猶
其村々の條
并見るべし例祭七月廿七日、本社拜殿本地堂あり、△末
社 牛頭天王 天神 志滿龍權現 明和八年蛇を祀り祈雨の神とす △別

○舊家平十郎 其先信州の人、中里但馬某當村に移住し
永祿八年死す、其子織部始て名主となり、夫より聯綿
今の平十郎に至り世々其職に居れり、天正八年八月北
條氏の出せし東郡中島殺生の禁判書を藏す、

新編相模國風土記稿卷六十七之終

三五七

新編相模國風土記稿卷六十八

村里部 高座郡卷之十

澁谷庄

○上溝村 加美々曾幸良 江戸より十二里餘、座間領相原郷に屬
す、民戸四百八、東西廿二町南北三十三町 東、相模野を
隔上矢部新田
村、淵野邊村、南、下溝、當麻二村、西、田
名、下九澤二村、北、橋本村、相模野を隔つ、小田原北條氏割
據の頃は其族陸奥守氏照所領にて、後に中山彦太郎知行
す、〔役帳〕曰、油井領東郡溝上下、今は中山彦太郎、按ずるに、下
溝村天應院の傳に當村上下共に山中大炊助が妻、北條氏照女
の化粧田なりと云、是に因ば〔役帳〕に中山とあるは、山中の誤
にて彦太郎は即大炊助が初名なるべし、婚嫁の時氏照領内を分
ちて與へし、永祿十二年武田信玄小田原發向の路次、此地に
陣取れり 〔甲陽軍鑑〕曰、信玄公瀧山を巻解し、又此頃當麻山
の衆徒、當村の原野にて溝原と云、是相模野の内當村に
宣等を交取ことを許さる、事、其當麻無量光寺文書に見、草木
元正糺す、寛文二年、地頭久世大和守廣之改む、の二度なり、今

地頭大久保佐渡守忠保 先世佐渡守常春賜ふ、佐野肥前守義行 先世吉之丞 承信行賜ふ
石野新左衛門 先世兵藏、廣高賜ふ、高木富太郎 先世權左 一陽衛門賜ふ、戸田靱負
先世喜右衛門 森川鎌三郎 先世勳兵衛 此村文祿年中青山常陸
門忠親賜ふ、森川鎌三郎 衛賜ふ 等なり、介忠成、寛文年中久世
大和守廣之等追々領す、寛文四年四月に廣之賜る、領地御朱印
目錄に上下溝の兩村を載す、貞享より元祿に至り御料所なり、
元祿十一年佐野氏以下五名の先世及別所内藏助に賜、東海道平
塚より武州八王子への往來あり、南北に通す 道幅三間
○高札場六 ○小名 △飛金澤 比加彌左八 △三ッ谷 △四ッ
谷 △西之根 △久保 △中宿 △下宿 △田尻 △本
郷 △諏訪面 △田中 △番田 △虹吹 △丸崎
○永とろ川 西隣下九澤村堺より出、又村内字姥澤どう
こ澤などより出る清水と合し、一條となりて水とろ川
と唱ふ、南流して下溝村に沃げり流末旗川の名あり、
○八幡社 村の鎮守 神體木座像 慶安二年社領七石の御朱印を
附らる、文祿二年の棟札あり、記して曰、正八幡大菩薩、當
御地頭青山常陸介、御代官深
谷五郎左衛門、同吉右衛門、相模國上溝村名主對馬、棟上幣
一本佐藤對馬同一本同名平次左衛門、鏡一面佐藤太郎左衛門
幣一本高橋惣左衛門、棟上備投餅根岸孫左衛門、大
工堀口次郎左衛門、飯塚源太郎六齋本願鈴木與藏、△末社
三島諏訪若宮合社 △護摩堂 △鐘樓 新鐘を掛、
△別當南覺院 本山修驗 小田原玉瀧坊配下南部山と號す、本尊

不動、開山行圓文永八年三月廿五日卒 ○諏訪社 安樂寺持、○淺間社 村持下同、○山王社 ○稻荷社

○寶光寺 秀珍山と號す、曹洞宗下溝村天 本尊釋迦、開山慶長七年三月廿一日卒 開基は佐藤對馬なり村民長左衛門が祖、八幡社棟札にも對馬の名見、慶安二年寺領八石七斗餘の御朱印を賜ふ、△鐘樓は享保十四年鑄造す、△金毘羅白山合社 ○安樂寺新義眞言宗尾山藥王院末 溝國分山蓮乘院と號す、本尊彌陀、開山源尊永享五年二月廿三日卒 ○常宿寺 寶光寺末、溝中山と號す、本尊彌陀、開山隆室寬永二年三月廿五日卒 △秋葉社

○田向寺 同末、稻荷山と號す、本尊藥師開山大雲寬永八月廿四日卒 ○聖源寺 是も同末、姥山と號す、本尊地藏、○高嚴寺 本山修驗南覺院 兼帶本尊聖觀音木立像長二尺、南部山と號す、○感應院 飯成山太行寺と號す、當山修驗遠藤村大 開山有達寬文九年五月廿一日卒、本尊聖觀音木立像、弘法大師作、○寶城院 當山修驗武州多磨郡八王子和合院配下、開山秀山明和二年八月十日卒、本尊不動、○三乘院 當山修驗武州多磨郡八王子大覺院配下、本尊不動、開山大玄元文二年九月廿八日卒、

○下溝村之毛美曾牟良 江戸より十二里、座間領に屬す、民二戸

百三十四、東西十五町南北二十四町東、相模野を隔て淵野磯部村、北、上溝村及愛甲郡上依知村、相模川を隔つ、北條氏分國頃の領主及永祿十二年信玄の陣所となりし等の事、上村に詳なり、檢地は文祿二年彦坂小刑部元正、寬文二年久世大和守廣之繩を入見取畑村東に在寬文十一年 今領主大久保出雲守教孝享保三年先世長門守教 大久保佐渡守忠保享保十三年先世佐渡守常春に賜ふ 寬に賜ふ、大久保氏二人の領地となり、享保に八王子道、南北に貫けり、至て大久保氏二人の領地となる、

○高札場二 ○小名 △堀之内 △松原 △谷戸 △大下於保 △上庭宇倍 △峽 △畑中 △下臺多 △小山

○二ツ塚 一里塚なり高 家に榎樹あり、元和三年神柘日光遷御の御路なれば、築きし所なりと云、○月米都紀 名義詳ならず高五 ○相模川 坤にあり幅百 原の淵 ○滑川 村西を流る幅四 ○旗川 村内にては谷ッ川とも唱ふ幅三

○八幡社 村の鎮守、祭禮七月廿八日、△別當大光院 本山修驗小田原玉瀧坊配下 本尊不動、○日宮 元龜元年山中大炊助某が後室、貞心尼勸請す貞心の事實は、天應院の條に辨す、古棟札也

其文曰、奉送立歸命日天子、山中氏貞心、元龜元年庚午五月相州高座郡下溝村、井上圖書、同三郎左衛門

○十二天社 大光院持、○御嶽社 村持下同、○諏訪社 ○山王社

○天應院 曹洞宗遠州榛原郡高尾石雲院末 龍淵山と號す、本尊虚空藏大永六年二月十五日卒 中興開基は、北條氏照の女貞心尼なり、慶安三年寺領九石七斗の御朱印を賜ふ、△鐘樓鐘は元祿六年鑄造す、△白山社 △天神社 △衆寮 △北條氏墓 碑面貞心大姊、天正十六年八月廿六日とあり是北條氏照の女にして、山中大炊助某に嫁す、某卒後尼ありとなり、貞心と號、上下溝村は其化粧料の地なれば、當所に隱棲、菩提の爲 △青山伯耆守忠俊墓 泰雲院春室宗信寬永廿年四月十五日と鑄る 忠俊罪を被て當村に籠居云、按ずるに、寬永譜に忠俊御勘氣を被て溝村に蟄居、後遠州に移り、又當郡今泉村に移居して卒すと云、青山系圖には今泉村にて卒し、遺骨を高野山に收とあり、當寺にて卒せしと云事覺束なし、猶上今泉村條見るべし、又青山常陸介忠成が母の墓 ○清水寺 補陀山と號す天應 院末本尊十一面觀音、開山天山慶長十五年十月卒 △白山社 ○藥師堂 十二神將をも安ず、天徳院持、

○山中大炊助某宅蹟 小名堀之内に在、大炊助は北條陸奥守氏照の婿なり、事跡詳ならず、居跡今村民の居宅

及白田となれり、○旗立松 村北丘上に在國五尺許 來由詳ならず、○月米松 村東丘上に在國一尺許 貞心尼此所にて二十三夜の月を拜せし所と云、○十二塚 村北に在、今塚は廢す、石を置て其印とす、何人の塚にや詳ならず、

○舊家重郎兵衛 先祖福田兵庫助忠光は北條左京大夫氏政の臣濱名豊後守某次男なり、氏政嘗て忠光をして氏照に附屬す、氏照息女を山中大炊助に嫁せしむる時忠光を従はしむ、息女薙髮の後忠光猶勤仕し、卒後遂に村民となる、是より今に至て九世に及ぶと云、忠光自筆の由緒書案あり其文に小田原北條氏政之家來、濱名ぶん被仰付候、氏照公へ勤申内、氏照息女山中大炊正へ遠組被成其付人被遣、大炊正御死去後、内方ていはつ被成、てい心と申、當村御隱居之節、天範十六年かのとう開正 ○舊家木工左衛門 先祖井上圖書某も陸奥守氏照臣なり、貞心尼に隨從して尼卒後村民となり、世々土着す村内日宮、元札にも圖書及下の三郎左衛門の名見ゆ、 ○舊家伊兵衛 里正を勤む、先祖井上三郎左衛門某は即圖書が弟なり、兄と共に貞心尼に仕へ後村民となる、

○當麻村太伊末 江戸より十二里、古當麻太郎居住の地なりと云按ずるに、參河守範頼の家士に當麻太郎あり、即此人なるにや、東鑑建久四年八月十日の條に參州家

人當麻太郎臥御寢所之下、將軍未令寢給知食其氣、潜召結城七郎朝光、宇佐美三郎祐茂、梶原源太左衛門尉景季等、尋出當麻被召禁也、曙後被推問處、申云、參州被遣起請文之後、一切無重仰旨、遂是非畢、存知内々御氣色、可思定安否之由、頼依被懇歎、若以自然之次、被仰出此事否、爲何形勢、所參候也、全非陰謀之企云々、則被尋仰參州被申不覺悟之由、當麻所行企絶當篇之間、符合日來御疑殆、其上當麻者、參州殊被相馮之勇士、弓劍武藝已得其名之者也、心中旁有不審之由、被經沙汰、無寬宥之儀、剩有同意結構之類否、雖及數箇糾問、當麻屈氣、更不發一言云々、同十七日當麻太郎被遣薩摩國、忽可被誅之處、折節依姫君御不例、被、小田原北條氏割據の頃は當麻三人衆知行す、緩其刑云々、

【役帳】曰、百二十五貫文東郡當麻三人衆三人の事歴下に見ゆ、永祿十二年武田信玄小田原發向の時、先手の軍勢、此地より相模川を押渡れり、【甲陽】曰、信玄公相原溝二ツ田勝坂まで陣取給ふ、御先は内藤修理、小山田兵衛尉、蘆田下野、小山田備中、安中左近、保科彈正、諏訪殿、相木市兵衛、栗原左兵衛、板垣殿、四郎勝頼公此十一頭は先衆なり、さて相模川を越に、先衆は當麻、二ノ手は磯部、御旗本は新、家數百六十五、廣十六町餘、袤十五町餘、西、下溝村、北、上溝村、南、相模川を隔て愛甲郡上依知村、檢地は天正十九年内藤修理亮清成慶長八年彦坂小刑部元正、同十一年淺井雁兵衛政道、寺田右京改む、地頭二人、千葉左衛門季美、實永四年二月祖先兵大久保鎌之丞教文、享保三年宗家長門守教寛賜り、十六年支子江七兵衛教平に配當す、教平は教文が祖なり、此村天正十八年内藤修理亮清成賜る、按ずるに家忠日記追加に天正十八年八月采地を御家人に賜ふ、相州當麻五千石内

藤彌三郎正成、後修理亮清成と號すとあり、其後萬千代清政の時元和八年房州に得替して御料所に屬し、寛永四年駿河大納言忠長卿の御領地となり、九年又御料に復し十年松平伊豆守信綱賜はり、十六年又御代官所となり、慶安元年増山彈正忠澄賜り、後又御料となり、萬治二年久世大和守廣之に賜はれり、寛文四年四月廣之に賜る、領地御朱印目錄に當麻村あり、貞享元年御代官所となり、元祿十二年阿部飛騨守正喬に賜はり、寛永元年御代官所となり、同二年井上遠江守正方采地となり、後又御料に復し、同四年地を割て千葉氏に賜ひ、享保三年大久保氏に賜ひて今に至る、往還村の南北に係る東海道平塚より武州八王子に達する道なり、此地驛郵にて人馬を遞送す、北方橋本村へ二里八丁南方愛甲郡厚木村へ二里、古は當麻宿と唱へ、旅亭櫛比して繁富の地なり、名主啓助家藏、永正十五年二月北條長氏の虎印狀に、たいまの宿、玉繩小田原より石戸へ諸人往復の者、虎の印判を持ざる者に傳馬押立すべからず云々、又同三月當麻道者坊遺論の事により小田原評定衆よりの令書あり、舊くは毎月六次の市をなし、一六の日にごとく時用の諸物を交易す、北條氏割據の始より關山軍人と云者、問屋として市の買賣、旅人止宿のことなど司どれり、雲寺殿様相州御打入の刻より御披官に候、拙者祖父關山に關東中御計策の御飛脚被仰付、晝夜走回候、商人問屋井道者從先方拙者先祖持來候、先年關山藤次郎と申者、道者坊を可奪取候刻、金谷齊近藤押申不及了簡道者坊半分々々に仕候、商人問屋之儀者他之綺無御座、只今迄持來候處、落合三河無理に商人問屋を始、三月より上十五日を奪取、一段迷惑仕候、可然披露、如前々問屋相違有間鋪と、御印判奉願の由、六

月廿八日の訴狀有、こゝに於て落合三河七月十六日に陳狀を捧げしかど、三河が非分に極まりて七月十九日に前々致來の通たるべきの旨、山角が奉書あり、因ておもふに此後關東某代々商人問屋の役を勤め續しなるべし、商人問屋は當時市に聚る諸方の商人を指揮し、其征錢を取しと見え、寛永年中も猶此市は立ち、門が代官衆に捧げし書に見ゆ、其後次第に衰微し、今は毎月便宜の日互市するのみ、

○高札場二 ○小名 △上宿 △下宿 △市場 △芹澤 △原當麻

○坂六所 東芹澤・日影・鍛冶屋 古無量光寺抱の鍛冶、此名馬・金山坂等の名あり、登各二十間より、對岸○相模川 西南界を流る、川幅六尺、對岸○渡津 相模川にあり、愛甲郡上依知村、大住郡須賀村民所藏、天正の頃、北條氏より進退す、

り出せし文書に此渡津の事見ゆ、曰、當麻之渡瀬、可被打麻之舟庭へ廻し、御通之一日、可致奉公云々、三月廿七日、須賀小代官船持中、山角紀伊守奉之とあり、○八瀬川 西隣田名山、用水の下流なり、東隣下溝村界に至り、滑川と唱ふ、幅二四橋を架す、一名谷ッ川東北下溝村界を流る、幅三問許

○天滿宮 村の鎮守とす、神躰木座像、本地十一面觀音

立像湛慶作古は字大日堂と云地にあり、例祭二月廿五日相殿に牛頭天王を祀る、六月七日、下宿に神輿を移し、十四日歸座す、△末社 稻荷 △松樹 神木、圍一丈

△別當二院 一は天滿山明達院梅松寺と號す、院共本山修驗小田原玉瀧坊配下、開山妙音、應徳元年四月廿七日卒、傳云妙音原玉瀧坊配下、開山妙音、は近江國三井寺の座主なりしが世を遁、當所に來り、天滿宮を勸請せしとなり、一は明王院明行寺、山號は梅宮を勸請せしとなり、寛文四年三月廿五日卒、明達院十玄春三世の時、分れて兩院となれり、共に本尊不動、○三島社 例祭十一月十五日、明達・明王二院持下二社に同じ、△老杉 廻八尺餘、○山王社 享保十六年再建の棟札あり、○淺間社 正徳三年再建の棟札あり、○東權現社 千手觀音の像を神躰とし、本地佛も又觀音を安ず、社傳記あり、其略曰、推古天皇の御宇、僧了海千手觀音頭零落し、纔に祠を存し地名を東山と呼、然に寛永十四年二月十七日の夜、當麻山三十四世夢幻靈夢を感じて、翌日一山の僧侶を集て夢想を告ぐ、時に寺中日祥庵主想阿彌も、同夜の夢に東權現女躰に現して云、吾誓願は衣食住の三つを満足せしむるにあり、然に此里衣類の産に乏し、故に專靈養を守らんとす、早く里人に桑を植さすべしと告あり、是夢幻の夢想と符合す、故に一山の僧徒一村の男女、心を合て再建の功を起す、此時彼山中僧了海が舊跡を穿て、一寸八分銅像千手觀音を得たり、是を本地佛として崇祀し、且日祥△別當東庵を此地に移して、別當所とし前東澤寺と號す、

澤寺 時宗無量光社傳に云、日祥庵即是なり、彌陀を
内佛とす、○藏王社 東澤寺持、△神木楓樹圍六尺許 ○辨
天社 享保十五年再建の棟札あり、村内明達院、磯部
村佛像院持、社地は相模川の水涯にあり、今當村の持たりと
の沿革により屬する所を定むといへり、

○無量光寺 當麻山金光院と號し、當麻道場とも呼べり
天正中御朱印の文に 時宗 舊は淨土宗時 無本寺にて十一ヶ
當麻道場とあり、 時宗 衆派と號す、

寺の末寺を統、開山一遍上人 智の城主、河野七郎通廣の
子同源次通眞の息にて松壽九と稱す、延應元年二月十五日誕
生寛元三年正月、七歳薨、髮隨縁と號す、十八歳康元元年八月
山に登り慈源僧正を師とし、顯密二教を學び、出離の難きを
知、遁世して一向專修の行者と成、頭陀念佛して回國す、

弘長元年此地に遊化す、里人一字を造て金光院と號す
二十三歳、弘長元年愛甲郡上依智村藥師堂に來り、終夜念佛
せし時東北の方に靈光現するを拜し、杖笠を捨尋行、按ずる
に藥師堂は今瑞光寺と號し、末寺に屬す、杖は都樹にして
根生芽出、今も境内にあり、相模川を涉り當村に至る、丘上
大木繁茂の中に妙見の小社あり、果して靈地なることを知、
飲食を斷て念佛す、里人湧仰し、一字を造て金光院と號す、
此時本國河野の一族、關山某並白井等、上人を尋來り同居し
て擁護す、關山氏子孫尙村内に在、白井氏は隣村田名村に在
留錫四年京師に至り、文永七年飯院すること四年、故に

當寺を上人初開の地と號す、二十六歳、文永元年二月錫を曳
て洛陽西谷觀智上人の許に至り、三脈相承す、改て智心房と
號す、同七年秋三十二、明年他方に遊行し、建治二年紀州
熊野に參籠し、權現の神勅を蒙り、名を一遍と改む、
同八年鎌倉に至り大覺禪師に謁す、同九年豫州に赴く、同十
一年鎮西の良惠上人に謁す、建治元年春、宇佐八幡宮に三七
日參籠す、回國結縁の大願靈夢あり、始て名號の箋を作て諸
民を勸化す、同秋京に至る、又宇佐の靈夢を蒙り男山に參
籠す、神託有て紀州熊野神祠に詣で、十二月より百日を期し
て證誠殿に籠る、翌年三月五日寅刻、權現して神勅あり、頌
文中六字名號一遍法、十界依正一遍鉢、萬行離念一遍證、人
中上々妙好華、此神勅並口傳は、當麻山歷代住持相傳して他
に漏さず、是より改て一遍と名づく、以來賦箋名號の下にも
決定往生六十萬人と記す、同三年秋九州に至、念佛弘通盛に
莫大なり、 弘安四年金光院に歸り、明年發杖の時衆
の願に任せ、自ら影像を寫し與ふ、高足智得を院内に
止め、眞教と共に遊化し、正應二年八月二十三日攝州
兵庫の津にて遷化す 弘安四年春金光院に歸り、鎌倉に到り
量阿智得と名づく、同五年回國發杖の時、道俗時衆の願に任
せ、自ら鏡を取、頭面を照見て影像を寫し與ふ、此時眞教智
得、關山民部、同又六郎等力を合、其畫を模して上人の像を
彫刻す、頭は上人自ら作る、依て直作の像と號す、長五尺三
寸、當時山林の中に安じて上人自ら開眼す、依て當山を鏡の
御影の靈場とも云、智得は金光院に止り、上人並眞教回國修
場を旅館とす、上人小憚あり、他阿彌陀佛眞教に言て曰、我

化縁已に盡すとて僧伽梨を傳へ、且つ遺誡の法門を自書して
付屬し、又道俗時衆に遺誡を示し、八月二十三日卯刻、衆と
共に晨朝禮讃を誦し、阿彌陀經作禮而去の文に至り、儼然と
して定に入て座化す、時年五十一、臘三十七、遺骸を觀音堂
地中に收む、此時開山の遺言を以、拔齒五枚當山に贈る、内
三枚は像背に收め、二枚は石碑中に收む、按ずるに、一遍上人
緣起前の由來記と齟齬する所往々あれど、古 二世他阿眞教
くより當山に傳ふる所なれば、大略を摘擧す、二世他阿眞教
先師の遺言に任せ、諸國遊化し、嘉元元年二月當院に
留錫し、新に堂宇を造て當麻山金光院無量光寺と號し
自其第二世たり、久明親王寺領及守護不入の朱印を賜
ふ、嘉元二年法弟智得に他阿の號を授て遊行せしむ、
眞教元應元年に卒す 來由記曰、建治三年一遍九州に至り、
西上人の上足、眞教房連阿と云、瑞光寺に住す上人に歸依し
て二字を賜り、連阿を改て他阿彌陀佛眞教と名け、隨從回國
遊行す、上人年三十九眞教房年四十一、一遍迂化の後、眞教
上人師の遺言に任せ、諸國遊行す、正安三年八月攝州兵庫に
至り、師の十三回忌、報恩別行念佛一七日畢て又遊行す、嘉
元元年二月相州に至り、堂宇を造營して當麻山金光院無量光
寺と號す、時の將軍歸依淺からず、一遍上人を以て開山とし
眞教上人に二代の職を嗣しめ寺領三十石、境内守護不入の朱
印を賜り、道俗群をなし寮舎二十軒、追々造營す、在住十七
年故上人の上足、量阿智得上人、嘉元二年他阿彌陀佛の號を
授りて回國す、是より已來他阿を住職の號とす、元應元年正
月廿七日、二世眞教上人入寂八十三、高僧傳曰、釋阿字眞
教、也姓源氏、平安城人侍然阿久、後師一遍眞公、巡歷天下
誘化念佛、昔號遊行、於洛之七條南、創黃臺山金永寺、淨衆

千指、修西方業、一日結界地、生白芙蓉、誠修之感、都人讚
嘆、捨偽歸眞者日益多、後住相州、開當麻山無量寺、勸披東
關、府士雜沓、下馬臺塞、元應初年年月得微疾、二十八日整衣
敷座、唱彌陀佛終於正寢、壽齡八十有三、法臘若干歲、遐邇
聞譽、拊胸哀悼、陀普參大覺禪師于建長、看陀是阿誰之因縁
久之有省、即稟印可云、按ずるに僧傳等に據に實は眞教當寺
を開基して、先師一遍を請待開山とせしなり、先に金光院と
云るは、一遍暫寓居の草庵にして、一寺にはあらざるなり、
同年智得飯山し第三世に居れり、時に執權平貞顯の内
命により智得病と稱し、遊行を辭せしかば、弟子吞海
に其事を命ぜらる、内命の意趣出家の正義を背をもて
遂に吞海を勸氣す是より當山の住僧遊行せずと云、元
應二年智得入寂の後、附弟眞光四世の職に當れり、時
に吞海一寺を藤澤に造立して清淨光寺と號し、相續て
遊行す、然りしより藤澤と確執に及べり 來由記曰、同
得飯山、時に執權平貞顯より三世の職を蒙り、又遊行の命あ
りと雖も、其命内密の意趣あるを以て、病と偽り堅く辭す、
依て弟子吞海を呼て、貞顯内密の事を達し、上下往返の人馬
朱印を賜り、遊行の事を命ず、智得謂らく今度の遊行、外に
は開山以來の化益を示し、内には佛法の正意を背き、出家の
業に非ず、然ども公命黙止し難く、依て生々世々勸氣すとて
障子を隔て、吞海を外庭に座せしめ、十念を授け離別し、吞
海諸國を遊行す、同二年七月朔日智得入寂、依て附弟眞光四
世の職に居る、同年九月吞海平塚迄版杖せしに、眞光四世住
職の事を聽、將軍家に請て正中元年、同國藤澤に清淨光寺を

信州松本浪士、遠藤左近某此地にありて、或時相模川に網し此像を得たり、依て發心し、當麻山八世良光に投じて剃髮し、珠阿彌觀心と號し、康安元年當寺を開きて此像を安置すと云今村内に珠阿彌が子孫と稱する者住す

○城山 村東にあり 雜木繁茂し、境 何人の居跡にや詳ならず 按ずるに、當麻豊後守、同又十郎等、天正十八年小田原の役に、本城を守衛せし事、諸記録に見ゆ、豊後守も當麻三人衆の一にして、此に居住せしも知るべからず、姑く註記して後考に備ふ、

○舊家啓助 關山氏なり、邑正を勤む、家系の略に祖先は豫州の在廳、河野介通明の二男にて福良新三部通豊と稱す、治承四年兵衛佐頼朝兵を擧ると聞て、兄通清甥通信と共に平家を背て、同國高繩城に楯籠る、備後國住人額入道西寂、兵船を浮べて鞆浦より豫州に押渡り高繩城を責む、城中力盡て落城し通清死す、通豊は落行、判官義經に屬して軍功あり、通豊の子八人あり七男を關山民部承通安と云豫州關山に在て氏とす、河野源次通眞に屬し、通眞死去の後其子松壽丸幼なるにより其伯父通秀別府七郎左衛門と號す、家督を押領せんと、潜に松壽丸を害するの企あり、依て通安其弟通昌と心を合せ、通秀を殺て豫州を逐電す、其後松壽丸出家して 始は隨緣房、後智回

國修行すと聞、其在所を尋相州高座郡にて相會し、薪水の勞を致して上人に給仕し、當麻に留て屢田園を開墾し終に郷民となれり、夫より十八代關山隼人助通高に至て北條長氏の披官となる、因て關山一族の由緒ある者なるをもて庄官の朱印を與ふ傳其書今、其子隼人助通定其子隼人助通兼、其子隼人助通増等迄北條氏の指揮を受、此地の進退軍役等の事を勤む帳に載たる當麻三人衆の一なり、長氏より氏直に至まで與ふる所の文書、今存するもの十五通あり 其内公案の文共六通は村名の條に載る如し、其餘九通、一は大永五年關山彌五郎に與るもの、一は天文五年鹽荷の事につき、關山某へ與るもの、一は天正十四年康重の奉書にて、於當麻如前海保奉書にて當麻郷役之事により關山藤七郎に與ふるもの、一は當地作毛の事に付、虎朱印を押し、關山彌九郎に令する所、一は子六月十五日關山次郎右衛門に、傳馬二匹を被下の令書、一は三月十五日亦小泉より當麻まで關山某に傳馬一匹を被下文書なり、一は三月廿七日安房守氏邦關山次郎左衛門に與ふるものにて、亦當麻より落合まで曾阿彌と云るものに傳馬三匹可出、通増より今の啓助迄九代に至るの内、宗右衛門と云もの、天正十八年小田原陣の時當郷に出せし制札を藏す、 ○同傳左衛門 北條氏分國の頃先祖落合藤左衛門、落合三河守など關山氏

と同じく此地に住して軍役を勤しなり 按ずるに、落合氏の一なるべし、啓助所藏文書天正十四年關山氏落合三河守と爭論の事あり、村名の條に詳なり、

○田名村 太奈 江戸より行程十三里、戸數五百六十九、東西一里餘南北三十四町餘 東、當麻村、西、大嶋村、北、下九澤甲郡熊坂、角田二村、津久井縣葉山嶋村、倭名鈔當郡の郷名に鹽田あり、之保田及津久井縣葉山嶋村、今當村小名に鹽田と唱ふる所、民戶集住して一區をなし里入鹽田村など呼ぶ、是其遺名なるべし、小田原北條氏分國の頃は神尾善四郎知行す役帳曰、八十貫文東郡田、又享祿年間より天正中に至るまで、小田原城及玉繩城等へ課税を勤し事、村民銀藏が所藏の文書に見ゆ 享祿元年九月御隱居御作事材木口より來次第相届之、清田に可渡云々、田名厚木田村袋士中、天文十九年の文書に、百二十四貫七百九十一文、相州東郡田名之郷、此役錢七貫四百八十七文、六月十月兩度に御藏江可納、此以後は昔より定候諸公事、不殘令赦免候但陣夫並廻陣夫、大普請玉繩城米錢は可致之云々、同廿一年の文書、田名役錢催促の事を載す、永祿五年の文書は、田名郷壬戌歳檢見辻役錢註文なり、同六年八年の兩度、玉繩城塀修理を命ずる文書あり、曰、五間八十貫役田名此定、未代不可有相違然者五年に一度宛可仕直云々、同八年九年の二通は、玉繩城米錢を小田原へ納むべきの書なり、又同年の文書に、穀段錢卅三俵二斗五升、小田原江付來、幸田與三に渡之云々、同十一年の文書に、棟別錢四貫七十五文、田名毎歲相定辻云々、同十二年

の一通は已歳役錢配符狀なり、同年安藤豊前守奉て、神尾善四郎へ與ふる書に、田名人足四人、小田原城普請に可出とあり又同年武田信玄出張に付當郷人數改の文書あり、以上皆虎朱印を押して田名郷小代官、名主百姓等へ與る所なり、此條八通も亦棟別錢、段錢、玉繩城米錢、川流付役錢、河村城普請人足等の事に付、當郷へ出せる文書にて、大抵相同ければ略せり、又天文三年閏正月北條氏綱、鶴岡八幡宮再造の時此地にて老規を伐し事、快元記に見ゆ 曰、去月初榎木於田名、被永祿の頃北條氏より、當麻山の衆徒に田名野にて草萱を芟取ことを許さる 事は當麻無量光寺文書に見ゆ、今大久保佐渡守忠保領す 御入國後、内藤修理亮清成に賜ひ、元和八年御増山彈正忠澄、萬治三年久世大和守廣之に賜ひ、延寶八年御料に復し、享年十三年先世佐渡守常春に賜へり、檢地は天正十九年 彦坂小刑 文祿三年 内藤八郎 寛文二年 久世大和等に糺す、

- 高札場 ○小名 △鹽田 前に云る鹽田郷の遺名なり △久所 會 △越水 古之 △望地 △皆平 △新宿 △由井 △半在家 △堀之内 △瀧 △四谷 △九澤
- 相模川 西南の郡界を流る 對岸愛甲郡角田村に達する渡津あり
- 八幡宮 村の鎮守とす、慶安二年社領六石一斗の御朱印を賜ふ、毎年八月朔日祀る、△末社 天地明神 天神 山王 稻荷 △別當寶永寺 珠石山地藏院と號す

古義眞言宗 津久井縣葉山 嶋村東林寺末 建久二年の草創にして、開山を頼秀 建永元年三月 中興を慶光と云ふ 寛文十年正月十八日寂す、本尊地藏一尺二寸行基作を安ず、○石神社 向得寺持、

○寶觀寺 龍雲山と號す 本寺前 正和四年有旻 嘉曆元年五月朔日寂す 起立す、中興を頼應と云ふ 寶永六年十月二十二日寂す 本尊は不動なり、○向得寺 鹽田山と號す、時宗 當麻村無量光寺末僧向得起立す 俗姓は芳賀氏千菊丸と云ふ、鎌倉持 其後天文の頃兵火に罹て一旦退轉す、津久井城主内藤大和守某再興し僧住阿彌 此僧は新田武藏守義宗の子孫にて、軍法に熟す、故に常に津久井城中に在しと云、を請て住職せしむ、本尊地藏、○宗祐寺 龍澤山と號す、曹洞宗 津久井縣根小開山佛光普月 元和二年八月三日卒、慶安二年八月寺領九石五斗の御朱印を賜ふ、本尊虚空藏 △鐘樓 鐘に延寶八年の銘 文あり、△稻荷社 △秋葉社 △觀音堂 ○南光寺

陽原山と號す、臨濟宗 鎌倉建長寺末開山佛壽 文和三年二月十八日卒 慶安元年寺領八石一斗の御朱印を賜ふ、本尊釋迦、△鐘樓 鐘を掛 寛保元年再 鑄の鐘を掛 △天王社 △觀音堂 ○明覺寺

石水山威徳院と號す、古義眞言宗 津久井縣葉山 嶋村東林寺末 本尊不動、○長泉寺 中井山と號す、臨濟宗 南光寺末本尊阿彌陀

○持寶院 ○大寶院 以上二院、當山修驗 武州多磨郡八王子和合院配 本尊不動、○正明院 是も當山修驗 遠藤村大 本尊不動、○専休庵 宗祐寺持、本尊觀音、 ○舊家銀藏 村の名主なり、江成氏古來當村に住すと云のみ祖先のこと惣て傳を失ふ、たゞ天文より天正に至る迄當村にあづかる北條氏の文書二十一通を藏すれば、小代官など勤し者なるべし 文書の略文は村名の條に出せり、

新編相模國風土記稿卷之六十八之終

新編相模國風土記稿 自卷之四十五 至卷之六十八 要目

卷之四十五	大住郡卷之四	糟屋庄	石田村	見附島村	上岡田村	酒井村	下津古久村	戸田村	長沼村	上落合村	下落合村	小稻葉村	上谷村	下谷村	大住郡卷之五	糟屋庄	大島村		
一	一	一	一	二	三	四	五	六	八	九	二	二	三	三	四	四	四		
卷之四十七	大住郡卷之六	糟屋庄	上入山瀬村	下入山瀬村	馬渡村	大句村	西海地村	小鍋島村	打間木村	新土村	城所村	沼目村	上平間村	下平間村	田中村	大竹村	伊勢原村	板戸村	
一	一	一	二	二	三	三	三	一五	一六	一七	一七	一八	二	三	三	四	五	六	
卷之四十八	大住郡卷之七	糟屋庄	中原上宿	中原下宿	南原村	平塚新宿	平塚宿	德延村	朝氏村	久松村	矢崎村	大畑村	丸島村	寺田繩村	北大繩村	入野村	飯島村	長持村	長持入部
一	一	一	二	二	三	三	三	四	四	五	三三	三五	三五	三六	四	四	四	四	四

松延村……………六〇
 根坂間村……………六〇
 河内村……………六三
 公所村……………六三
卷之四十九……………六四
大住郡卷之八……………六四
 糟屋庄……………六四
 上吉澤村……………六四
 下吉澤村……………六五
 千須谷村……………六六
 廣川村……………六六
 片岡村……………六九
 土屋村……………七〇
 五分一村……………七三
 上大槻村……………七三
 下大槻村……………七四
 南矢名村……………七五
 北矢名村……………七六
 南金目村……………七六
 北金目村……………七六
卷之五十……………八六
大住郡卷之九……………八六
 糟屋庄……………八六

眞田村……………八六
 落幡村……………八八
 善波村……………八九
 串橋村……………九一
 笠窪村……………九二
 白根村……………九三
 神戸村……………九四
 坪之内村……………九五
 三之宮村……………九七
 栗原村……………一〇一
 上子安村……………一〇三
 下子安村……………一〇四
卷之五十一……………一〇五
大住郡卷之十……………一〇五
 糟屋庄……………一〇五
 坂本村……………一〇五
 大山……………一〇七
 日向村……………一二
卷之五十二……………一二
大住郡卷之十一……………一二
 波多野庄……………一二
 曾屋村……………一三

蓑毛村……………一三
 小蓑毛村……………一五
 寺山村……………一五
 名古木村……………一七
 落合村……………一八
 東田原村……………一八
 西田原村……………一九
 羽根村……………一九
 菩提村……………二〇
 横野村……………二〇
 戸川村……………二〇
 三屋村……………二〇
卷之五十三……………二〇
大住郡卷之十二……………二〇
 波多野庄……………二〇
 堀川村……………二〇
 堀齋藤村……………二〇
 堀沼城村……………二〇
 堀山下村……………二〇
 千村……………二〇
 濫澤村……………二〇
 平澤村……………二〇

今泉村……………一五
 尾尻村……………一五
 大竹村……………一五
卷之五十四……………一五
愛甲郡卷之一……………一五
 圖說……………一五
 正保改定圖……………一五
 元祿改定圖……………一五
 今考定圖……………一五
 倭名鈔所載合郷五并餘戸……………一五
 今所唱合郷七……………一五
 今所唱庄……………一五
 丹澤山……………一五
 尼寺原……………一五
 瀑布三……………一五
 相模川……………一五
 中津川……………一五
 川弟川……………一五
 鳥屋川……………一五
 善明川……………一五
 小鮎川……………一五
 萩野川……………一五

ひたし川……………一七
 玉川……………一七
 恩蘇川……………一七
 渡津三……………一七
 川入用水……………一七
 厚木用水……………一七
 田村用水……………一七
 大久保出雲守教孝居所……………一七
 土産……………一七
卷之五十五……………一七
愛甲郡卷之二……………一七
 毛利庄……………一七
 愛甲村……………一七
 船子村……………一七
 恩名村……………一七
 厚木村……………一七
 戸室村……………一七
 尼寺原新田……………一七
 温水村……………一七
 長谷村……………一八
 岡津古久村……………一八
 小野村……………一八

愛名村……………一八
 上古澤村……………一八
 下古澤村……………一八
 林村……………一八
卷之五十六……………一八
愛甲郡卷之三……………一八
 毛利庄……………一八
 妻田村……………一八
 及川村……………一九
 上依智村……………一九
 中依智村……………一九
 下依智村……………一九
 關口村……………一九
 山際村……………一九
 山際村新田……………一九
 猿ヶ島村……………一九
 金田村……………一九
 三田村……………一九
 原地新田……………一九
卷之五十七……………一九
愛甲郡卷之四……………一九
 毛利庄……………一九

上萩野村 二〇四
 中萩野村 二〇八
 下萩野村 二一〇
 飯山村 二二三
 川入村 二二九
 棚澤村 二三〇
 熊坂村 二三三
 半繩村 二三三
 八菅村 二三三
 八菅山新田 二三七
卷之五十八 二二六
愛甲郡卷之五 二二六
 毛利庄 二二六
 角田村 二二八
 田代村 二三一
 三増村 二三四
 半原村 二四〇
 煤ヶ谷村 二四一
 宮ヶ瀬村 二四五
 七澤村 二四六
卷之五十九 二二五
高座郡卷之一 二二五

圖說 二五一
 正保改定圖 二五二
 元祿改定圖 二五三
 今考定圖 二五四
 倭名鈔所唱合郷十三井驛家 二五六
 今所唱合郷十一 二五九
 今所唱合庄三 二六〇
 相模野 二六〇
 砥上原 二六一
 砲術場 二六一
 海 二六二
 湊一 二六二
 相模川 二六三
 境川 二六三
 目穿川 二六三
 旗川 二六三
 引地川 二六三
 蓼川 二六三
 古相模川 二六三
 小田川 二六三
 千の川 二六三
 産川 二六三
 おんそう川 二六四

八瀬川 二六四
 波津四 二六四
 産物 二六四
卷之六十 二六五
高座郡卷之二 二六五
 大庭庄 二六五
 大庭村 二六五
 石川村 二六五
 今田村 二六五
 龜井野村 二六五
 西俣野村 二六五
 藤澤宿 二六五
 大久保町 二六五
 坂戸町 二六五
 鶴沼村 二六五
 羽鳥村 二六五
 辻堂村 二六五
 小和田村 二六五
 菱沼村 二六五
 赤羽根村 二六五
 室田村 二六五

茅ヶ崎村 二七八
 下町屋村 二七九
 松尾村 二八〇
卷之六十一 二八〇
高座郡卷之三 二八〇
 大庭庄 二八〇
 柳島村 二八〇
 今宿村 二八二
 中島村 二八三
 萩園村 二八三
 濱之郷村 二八四
 矢畑村 二八七
 圓藏村 二八七
 西久保村 二八八
 高田村 二八九
 甘沼村 二八九
 堤村 二九〇
 香川村 二九〇
 下寺尾村 二九一
 行谷村 二九一
 芹澤村 二九一
 遠藤村 二九二

葛原村 二九三
 打戻村 二九四
 瀬瀬村 二九四
卷之六十二 二九五
高座郡卷之四 二九五
 一之宮庄 二九五
 一之宮村 二九五
 田端村 二九五
 大曲村 二九六
 中瀬村 二九七
 宮山村 二九七
 宮原村 二九七
卷之六十三 三〇〇
高座郡卷之五 三〇〇
 澁谷庄 三〇〇
 岡田村 三〇〇
 大藏村 三〇一
 小谷村 三〇一
 小動村 三〇一
 倉見村 三〇二
 本郷村 三〇三
 上河内村 三〇四

中河内村 三〇四
 杉窪村 三〇五
 吉岡村 三〇五
 用田村 三〇五
 菖蒲澤村 三〇六
 圓行村 三〇六
 上土棚村 三〇八
 下土棚村 三〇九
 長後村 三〇九
 七ツ木村 三〇九
 千束村 三〇九
 上和田村 三〇九
 下和田村 三〇九
 福田村 三〇九
卷之六十四 三一一
高座郡卷之六 三一一
 澁谷庄 三一一
 本蓼川村 三一一
 蓼川村 三一一
 深谷村 三一一
 寺尾村 三一一
 深見村 三一一

593
8

新編相模國風土記稿要目

上草柳村	三六	高座郡卷之八	三六	淵野邊村	三五〇
下草柳村	三六	澁谷庄	三六	上矢部村	三五〇
早川村	三七	座間宿村	三七	上矢部新田村	三五三
大谷村	三八	座間入谷村	三七	上相原村	三五三
國分村	三八	新田宿村	三九	橋本村	三五三
今里村	三八	四ッ谷村	三九	小山村	三五三
高座郡卷之七	三九	新戸村	三九	上九澤村	三五四
澁谷庄	三九	磯部村	三九	下九澤村	三五五
河原口村	三九	栗原村	三九	大島村	三五五
上郷村	三九	柿ヶ谷村	三九	高座郡卷之十	三五七
中野村	三九	望地村	三九	澁谷庄	三五七
中新田村	三九	小園村	三九	上溝村	三五七
社家村	三九	高座郡卷之九	三九	下溝村	三五七
門澤橋村	三九	澁谷庄	三九	當麻村	三五九
上今泉村	三九	上鶴間村	三九	田名村	三五九
下今泉村	三九	下鶴間村	三九		
卷之六十六	三九	鶴野森村	三九		

大日本地誌大系 新編相模國風土記稿 自卷之四十五至卷之六十八 要目 終

三七四

昭和八年三月五日印刷
昭和八年三月十五日發行

大日本地誌大系 新編相模國風土記稿三
非賣品

有所權版

發行所

雄山閣

校訂者 雄山閣編輯局

發行者 長坂金雄
東京市麴町區飯田町六ノ二三

印刷者 上田榮吉
東京市澁橋區戸塚町一ノ一三

東京市麴町區飯田町六ノ二三

振替東京二四二二七番
電話九段(〇二五七七番)

593
8

